

平成 19 年度

決算特別委員会会議録

平成 20 年 9 月 17 日 開 会

平成 20 年 9 月 22 日 閉 会

塩竈市議会事務局

平成20年9月17日（水曜日）

平成19年度決算特別委員会

（第1日目）

平成19年度決算特別委員会会議録目次

【平成20年9月17日（水）】	1日目	
委員長互選	3
議案説明（認定第1号及び第2号）	5
資料要求		
吉川 弘 委員	25
菊地 進 委員	26

【平成20年9月18日（木）】	2日目	
質疑		
〔一般会計〕		
中川 邦彦 委員	32
小野 幸男 委員	43
佐藤 英治 委員	53
吉川 弘 委員	64
浅野 敏江 委員	74
伊勢 由典 委員	87
菊地 進 委員	99
伊藤 博章 委員	110

【平成20年9月19日（金）】	3日目	
質疑		
〔一般会計〕		
阿部 かほる 委員	128
曾我 ミヨ 委員	139

佐藤 貞夫 委員	149
志賀 直哉 委員	158
東海林 京子 委員	160
小野 絹子 委員	171
嶺岸 淳一 委員	183
伊藤 栄一 委員	194

【平成20年9月22日（月）】 4日目

質疑

〔特別・企業会計〕

阿部 かほる 委員	210
中川 邦彦 委員	219
小野 幸男 委員	228
東海林 京子 委員	237
伊勢 由典 委員	245
浅野 敏江 委員	254
吉川 弘 委員	261
曾我 ミヨ 委員	269
小野 絹子 委員	278
菊地 進 委員	286
佐藤 英治 委員	294

採決	302
----	-------	-----

平成19年度決算特別委員会第1日目

平成20年9月17日（水曜日）午前10時開会

出席委員（21名）

曾 我 ミ ヨ 委員	中 川 邦 彦 委員
小 野 絹 子 委員	吉 川 弘 委員
伊 勢 由 典 委員	佐 藤 貞 夫 委員
東海林 京 子 委員	伊 藤 博 章 委員
浅 野 敏 江 委員	小 野 幸 男 委員
嶺 岸 淳 一 委員	志 賀 直 哉 委員
佐 藤 英 治 委員	伊 藤 栄 一 委員
菊 地 進 委員	今 野 恭 一 委員
阿 部 かほる 委員	鈴 木 昭 一 委員
鎌 田 礼 二 委員	木 村 吉 雄 委員
香 取 嗣 雄 委員	

欠席委員（なし）

(一般会計)

説明のため出席した者の職氏名

市長	佐藤 昭 君	副市長	内形 繁夫 君
総務部長	三浦 一泰 君	市民生活部長	大浦 満 君
健康福祉部長	棟形 均 君	産業部長	荒川 和浩 君
建設部長	菅原 靖彦 君	総務部政策調整監	小山田 幸雄 君
会計管理者 兼会計課長	大和田 功次 君	総務部次長 兼行財政改革推進専門監	吉田 直 君
総務部次長 兼政策課長	田中 たえ子 君	総務部危機管理監	佐々木 真一 君
市民生活部次長 兼環境課長	綿 晋 君	健康福祉部次長 兼保険年金課長	木下 彰 君
産業部次長 兼水産課長	福田 文弘 君	建設部次長 兼建築課長	千葉 伸一 君
総務部総務課長	桜井 史裕 君	総務部財政課長	神谷 統 君
市民生活部 市民課長	澤田 克巳 君	健康福祉部 社会福祉事務所長	会澤 ゆりみ 君
総務部総務課長補佐 兼総務係長	安藤 英治 君	市立病院長	伊藤 喜和 君
市立病院事務部長	佐藤 雄一 君	市立病院事務部 業務課長	川村 淳 君
水道部長	佐々木 栄一 君	水道部総務課長	尾形 則雄 君
教育委員会教育長	小倉 和憲 君	教育委員会 教育部長	渡辺 誠一郎 君
教育委員会教育部次長 兼生涯学習課長	郷古 正夫 君	教育委員会教育部 総務課長	小山 浩幸 君
選挙管理委員会 事務局長	橘内 行雄 君	監査委員	高橋 洋一 君
監査事務局長	丹野 文雄 君		

事務局出席職員氏名

事務局長	佐久間 明 君	事務局次長兼 議事調査係長	伊藤 喜昭 君
議事調査係主査	戸枝 幹雄 君	議事調査係主査	斉藤 隆 君

午前10時00分 開会

○志賀直哉議長 おはようございます。ただいまから平成19年度決算特別委員会を開会いたします。

本日は、正副委員長の互選と決算審査をお願いいたします。

それでは、臨時委員長を年長者である伊藤栄一委員をお願いいたします。

臨時委員長と交代いたします。よろしくお願いいたします。

○伊藤（栄）臨時委員長 皆さん、おはようございます。

仮委員長を務めます伊藤栄一でございます。本日は74歳でございますから、よろしくお願いいたします。

それでは、年長のゆえをもちまして私が臨時委員長の職務を行います。

委員長が選出されるまでの間、議事をとらせていただきます。

これより正副委員長の互選を行います。

互選の方法をいかがいたしますか、お諮りいたします。菊地 進委員。

○菊地委員 正副委員長の選任については、臨時委員長の指名により選考委員を挙げていただき、選考をお願いしたいと思います。以上であります。

○伊藤（栄）臨時委員長 正副委員長の互選については、臨時委員長の指名により選考委員を挙げ、選考の上、互選をお願いしたい旨、菊地委員より発言がありました。さよう取り計らうことに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○伊藤（栄）臨時委員長 ご異議なしと認め、正副委員長の互選につきましては、さよう決定いたしました。

それでは、選考委員を指名いたします。

選考委員には、各会派の幹事長である曾我ミヨ委員、嶺岸淳一委員、菊地 進委員の以上3名の方に選考委員をお願いいたします。

それでは、別室にて選考をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午前10時03分 休憩

午前10時18分 再開

○伊藤（栄）臨時委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

選考委員の代表の方より、選考結果のご報告をお願いいたします。菊地 進委員。

○菊地委員 先ほどの選考委員会の結果をご報告いたします。

3名の選考委員で慎重に審議した結果、本特別委員会の委員長には鎌田礼二委員、副委員長には阿部かほる委員のご兩名を選考いたしました。以上であります。

○伊藤（栄）臨時委員長 ありがとうございます。

ただいま菊地 進委員のご報告のとおり、委員長には鎌田礼二君、副委員長には阿部かほる君を選任することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○伊藤（栄）臨時委員長 異議なしと認め、さよう決定いたします。

それでは、鎌田礼二君に委員長就任のごあいさつをお願いいたします。

○鎌田委員長 この委員会、平成19年度の総まとめになるわけです。この重要な仕事の委員長をさせていただくこと、大変緊張しております。市民の皆さん一人一人のため、それからここにおられる皆さんのため、もちろん私自身のためにも一生懸命やりたいと思います。皆さん、ご協力をひとつよろしくお願いします。（拍手）

○伊藤（栄）臨時委員長 次に阿部かほる君に副委員長就任のごあいさつをお願いいたします。

○阿部副委員長 ただいま選考委員の方々により副委員長にご推挙いただきました阿部かほるでございます。委員長を補佐し、この19年度決算特別委員会のスムーズな運営と審議を微力ではございますが誠心誠意務めさせていただきたいと思います。皆様のご協力、心からお願いを申し上げます。簡単ではございますが就任のあいさつといたします。どうぞよろしくをお願いいたします。（拍手）

○伊藤（栄）臨時委員長 それでは、委員長と交代させていただきます。暫時の間ありがとうございます。委員長、よろしくをお願いいたします。

○鎌田委員長 では、早速よろしくをお願いいたします。

これより平成19年度各会計の決算審査に入ります。

それでは、まず平成19年度決算特別委員会の日程を定め、これに従って議事を進めてまいります。

過般の議会運営委員会で、一応17日、18日、19日、22日の4日間でお願いしたいとなっておりますので、そのように進めてまいりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鎌田委員長 ご異議なしと認め、本特別委員会の日程は17日、18日、19日、22日の4日間とすることに決定いたしました。

なお、本特別委員会は、委員会条例第18条の規定により公開制とすることにいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鎌田委員長 ご異議なしと認め、本委員会を公開制とすることに決定いたしました。

傍聴人の方に申し上げます。携帯電話などを持参されている方は電源を切るようお願いいたします。

次に、審査の方法についてお諮りいたします。まず、監査委員から決算審査の補足説明と市当局から各会計決算の説明を求め、最初に一般会計の審査を行い、次に特別会計と企業会計を一括して審査をしてみたいと思いますが、ご異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鎌田委員長 ご異議なしと認め、さよう議事を進めることに決定いたしました。

本特別委員会に付託されました議案は、認定第1号及び第2号であります。

監査委員より決算審査の概要について補足説明がありましたらお願いをいたします。高橋監査委員。

○高橋監査委員 本会議で申し上げたとおりで、特に補足はございませんのでよろしくお願いいたします。

○鎌田委員長 次に、市当局により各決算の内容について順次ご説明をお願いいたします。大和田会計管理者。

○大和田会計管理者兼会計課長 それでは、私から、認定第1号「平成19年度一般会計及び各特別会計決算」の認定につきまして、その概要について説明させていただきます。資料No.6「平成19年度歳入歳出決算書」をご用意いたします。

まず、資料No.6の1ページ、2ページをお開きください。

1、2ページの表は、平成19年度の一般会計と11の各特別会計の決算総覧、総括表でございます。横に区分、歳入歳出の内容が記載してあり、縦に一般会計から11の特別会計の内容を記載してございます。

まず初めに、一般会計の決算内容についてご説明申し上げます。

歳入の決算総額は、収入済額に記載のとおり189億2,813万3,486円の収入となり、前年度の平成18年度と比較しますと、額にしまして7億7,076万6,466円、率にしまして4.2%の増となっております。

歳出の決算総額は、支出済額に記載のとおり183億7,283万1,640円の支出となり、前年度対比、額にしまして6億488万5,998円、率にしまして3.4%の増で決算いたしております。

平成19年度の歳入歳出差引額、いわゆる形式収支は2ページの中ほどに記載のとおりですが、5億5,530万1,846円の黒字決算となっております。これを前年度と比較しますと42.6%の増加となっております。形式収支から翌年度へ繰り越すべき財源1,011万8,000円を控除した額、実質収支は5億4,518万3,846円の黒字決算となっております。この剰余金の処分につきましては、2ページの右側に記載のとおり、財政調整基金として2億7,318万3,846円の積み立てを行い、残額の2億7,200万円につきましては平成20年度へ繰り越しております。

次に、11の各特別会計についてご説明いたします。

まず、交通事業特別会計は、歳入歳出それぞれ1億9,077万6,363円の同額で決算いたしました。

次に、国民健康保険事業特別会計は、歳入済額65億756万2,016円に対し、歳出済額64億8,878万8,910円となり、歳入歳出差引額は1,877万3,106円の黒字決算となり、形式収支から翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支は形式収支と同額の黒字決算となりましたので、その全額を国民健康保険事業財政調整基金に積み立てを行っております。

魚市場事業特別会計につきましては、歳入1億8,742万9,063円、歳出4億9,832万7,333円となり、差し引き3億1,089万8,270円の歳入不足を生じました。このため、翌年度歳入繰上充用金で歳入不足を補てんいたしました。

次に、下水道事業特別会計は、歳入歳出それぞれ62億425万9,816円の同額にて決算いたしました。

公共駐車場事業特別会計につきましては歳入歳出5,721万6,303円、老人保健医療事業特別会計は歳入歳出57億6,881万3,740円、漁業集落排水事業特別会計は歳入歳出1億2,682万1,730円、公共用地先行取得事業特別会計は歳入歳出4,683万7,538円となり、それぞれ4会計とも歳入歳出同額にて決算いたしております。

次に、介護保険事業特別会計の介護保険事業勘定につきましては、歳入決算額35億7,208万3,048円に対しまして、歳出決算額35億7,164万7,471円となり、歳入歳出差引額は43万5,577円

の黒字決算となり、形式収支から翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支は形式収支と同額の43万5,577円の黒字決算となりましたので、その全額を介護保険事業財政調整基金に積み立てを行っております。

介護保険事業特別会計の介護サービス事業勘定につきましては、歳入歳出1,282万7,835円の同額にて決算いたしております。

土地区画整理事業特別会計は、歳入が8億5,364万4,945円、歳出が8億5,345万4,945円、翌年度へ繰り越すべき財源19万円を控除いたしまして、歳入歳出同額にて決算しております。

以上、11の各特別会計についてご説明申し上げます。

表の最下段の合計欄をごらんいただきたいと思います。

平成19年度の一般会計と11の各特別会計の決算規模は、歳入総額424億5,640万5,883円で、歳出総額421億9,260万3,624円となっております。このため、歳入歳出差引額は2億6,380万2,259円の黒字決算となり、形式収支から翌年度へ繰り越すべき財源1,030万8,000円を控除した額、実質収支は2億5,349万4,259円の黒字決算となっております。

次に、各会計の具体的な内容についてご説明申し上げます。

まず、一般会計でございます。

4ページをお開き願います。

4ページは、先ほどご説明いたしましたとおり、平成19年度の一般会計歳入歳出決算の総括的内容でございます。

次に、一般会計の歳入歳出それぞれの内容についてご説明申し上げます。

5ページ、6ページをお開き願います。

まず、歳入の主なものについてご説明いたします。

まず、1款の市税でございます。収入済額63億1,680万564円で、歳入総額の33.4%を占めており、前年度と比較いたしますと、額にしまして4億75万6,884円、率にしまして6.8%の増となっております。市税の平成19年度の収納率は90.09%となっております。

ページの最下段の10款地方交付税の収入済額は50億2,046万1,000円で、歳入総額の26.5%を占めており、前年度と比較いたしますと、額にしまして7,049万5,000円、率にしまして1.4%の減となっております。

次に、7ページ、8ページをお開き願います。

14款国庫支出金の収入済額は18億7,462万7,397円で、歳入総額の9.9%を占めており、前年

度と比較いたしますと、額にしまして1億539万9,788円、率にしまして6.0%の増となっております。15款県支出金は9億5,588万7,935円で、歳入総額の5.1%を占めており、前年度と比較いたしますと、額にしまして2億8,526万6,781円、率にしまして42.5%の増となっております。

次に、9ページ、10ページをお開き願います。

21款の市債につきましては20億9,210万円で、歳入総額の11.1%を占めており、前年度と比較いたしますと、額にしまして7億2,320万円、率にしまして52.8%の増となっております。

以上、歳入についてご説明申し上げました。

次に、歳出についてご説明いたします。

11ページ、12ページをお開き願います。

歳出は、款別、目的別に示してあります。それぞれの款及び支出済額の欄をごらんいただきたいと思えます。

まず、1款議会費の支出済額は2億1,291万472円で、歳出総額の1.2%を占めております。2款総務費は21億5,492万7,247円で、歳出総額の11.7%を占め、3款民生費は55億1,308万597円で、歳出総額の30.0%を占めております。4款衛生費以降の歳出総額に占める割合は、4款衛生費10.3%、5款労働費0.2%、6款農林水産業費2.7%、7款商工費2.6%となっており、8款土木費は23億316万6,454円で、歳出総額の12.5%を占めております。

次に、13ページ、14ページをお開き願います。

9款消防費の歳出総額に占める割合は3.5%となっております。10款教育費は18億4,667万5,077円で、歳出総額の10.1%を占めております。12款公債費は27億3,531万3,036円で、歳出総額の14.9%を占めております。13款諸支出金の占める割合は0.3%となっております。

交通事業特別会計を初めとする各特別会計の内容につきましては、16ページ以下に記載のとおりですので、よろしく願いいたします。

以上、平成19年度一般、各特別会計の決算の概要をご説明させていただきました。

続きまして、資料No.7、平成19年度歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、基金運用状況報告書をご用意願います。

ただいま総括的にご説明いたしましたが、一般会計、各特別会計の歳入歳出決算事項別明細の内容につきましては、資料No.7の1ページから302ページに、また各会計の実質収支に関する調書につきましては303ページから308ページに記載のとおりとなっております。

次に、財産に関する調書についてご説明申し上げます。

まず、公有財産についてご説明いたします。資料№.7の309ページ、310ページをお開き願います。

309ページ、310ページの表は、土地、建物、出資による権利などの公有財産総括表でございます。まず、1の土地及び建物に関する表をごらん願います。

まず、土地についてご説明申し上げます。表の下段の総合計欄にありますとおり、決算年度末、いわゆる平成19年度末現在高は156万7,742.84平方メートルとなっており、前年度より6,366.37平方メートル増加しております。

建物につきましては、310ページの右端の延面積合計欄にありますとおり、平成19年度末現在高は20万9,477.77平方メートルとなっており、前年度より1,368.57平方メートル増加しております。増減の内容につきましては311ページから334ページに記載してございますので、後ほどごらん願います。

次に、中ほどの2の共有財産に関する表をごらん願います。表を見ておわかりのとおり、決算年度中の増減はございませんでした。

次に、3のその他の表をごらん願います。

まず、動産及びその従物、有価証券につきましては、決算年度中の増減はございませんでした。出資による権利につきましては、30万円増加いたしまして、平成19年度末の現在高は5億3,499万6,000円となっております。増減の内容は336ページに記載のとおりとなっております。

続いて、物品についてであります。物品につきましては338ページから343ページに記載のとおりでありますので、説明は省略させていただきます。

続いて、344ページをお開き願います。

344ページは債権についてでございます。記載のとおりであります。貸付金の種目は、災害援護資金及び地域総合整備資金でございます。決算年度中に2,973万4,000円の減少となり、平成19年度末貸付残高は2億2,800万7,000円となっております。

最後に、基金についてご説明申し上げます。

345ページから348ページをお開き願います。

基金につきましては345ページから348ページに記載のとおりとなっております。各基金の平成19年度末の現在高の総額は23億1,954万7,085円となっており、前年度と比較いたしますと

1億5,648万6,562円の減少となっております。

以上、私からは、認定第1号平成19年度一般会計、各特別会計の決算の概要についてご説明いたしました。以上でございます。よろしくお願いたします。

○鎌田委員長 田中総務部次長。

○田中総務部次長兼政策課長 それでは、私の方から主要な成果に関する説明書につきまして、その概要をご説明申し上げます。

恐れ入りますが、資料No.8「平成19年度主要な施策の成果に関する説明書」をご用意いたします。

本説明書につきましては、19年度主要事業につきまして、その成果や課題等を評価の視点も盛り込みながら取りまとめたものでございます。

19年度につきましては、財政健全化法の成立を踏まえまして、引き続き行財政改革を進めながら、予算の重点配分を行い、地域経済の活性化や都市基盤整備など、本市再生に向けて取り組んでまいったところでございます。

それでは、個別事業のうち主なる事業についてご説明申し上げます。

まず最初に、12ページをお開き願います。

ともに支えあう健やかさと安心に満ちたまちづくりの事業でございますが、公共下水道事業、雨水事業におきまして、藤倉地区の雨水対策事業といたしまして、21年4月からの供用開始を目標に、放流管渠とポンプ場の築造工事を実施しました。

次に、16ページをお開き願います。

こちらは消防施設整備等でございますが、防災対策事業といたしまして、耐震性防火水槽整備や食料品、毛布などの防災備蓄品の整備を進めております。

また、27ページでございますが、耐震改修計画を策定いたしまして、一般木造住宅の耐震化として、耐震診断や工事への助成事業を行っております。

次に、47ページをお開き願います。

子育て支援事業におきましては、市営梅の宮住宅集会所を活用いたしまして、つどいの広場事業を実施いたしまして、地域での身近な子育て支援を充実したところでございます。

次に、80ページをお開き願います。

高齢者の地域支援事業といたしまして、19年9月より地域包括支援センターを北部・西部地区に増設いたしまして、介護予防事業や相談など、高齢者の総合支援を行いました。

次に、88ページをお開き願います。

鉄道駅舎エレベーター整備事業といたしまして、JR東日本の東北本線塩釜駅へのエレベーター整備事業に助成いたしまして、バリアフリー化を図り、高齢者や障害者の方々などの生活の利便性の確保に努めたところでございます。

次に、128ページをお開き願います。

医療体制の充実といたしまして、19年4月より休日急患診療センターにおきまして小児科の土曜準夜帯の診療を開始し、小児救急医療の充実を図ったところでございます。129ページでした、大変失礼いたしました。

次に、134ページをお開き願います。

ともに学びともに歩む、市民が輝くまちづくりの事業でございますが、総合的な学習推進事業におきまして、各小中学校の特色を生かし、地域発見活動やさまざまな体験事業等を行いまして、生きる力を養う学校教育に努めているところでございます。

次に、138ページをお開き願います。

小中学校の耐震補強事業におきましては、月見小、第三中学校の耐震設計を行い、さらに一小、二小の耐震化工事を行いますとともに、142ページにおきましては、長年の課題でございました玉川小学校の大規模改造事業を行いまして、20年1月に竣工させ、安全対策と教育環境の整備に努めたところでございます。

158ページをお開き願います。

小中学校の情報教育施設整備事業におきましては、教育用コンピューターを更新いたしまして、あわせて不信者情報発信等一斉メール配信システムを導入いたしまして、情報教育環境の向上と安全対策に努めたところでございます。

178ページをお開き願います。

178ページから200ページほどにわたりますでございますが、図書館事業を初め、市民交流センター、公民館、ふれあいエスプにおきまして、さまざまな芸術文化活動の展開や学習の機会の提供を行いまして、生涯学習の推進に努めたところでございます。

続きまして、228ページをお開き願います。

海と緑とともに暮らす、環境に優しいまちづくりでございますが、都市再生整備計画事業におきましては、地域案内板の計画を進めるとともに、市民団体主催のおいしおがま事業などを支援いたしまして、民間と協働での回遊型観光ネットワークの形成に努めたところでございま

す。

241ページをお開き願います。

市内循環バス補助事業でございますが、19年4月より新浜地区までの路線を拡大し、利便性の向上を図り、本年2月、平成16年12月のしおナビ100円バス運行開始以来、約3年間で乗車人数は100万人を達成したところでございます。

次に、243ページをお開き願います。

離島航路事業におきましては、春秋の臨時便の運行や昨年から実施してございますうらと子どもパスポートの対象者を県内全域に拡大いたしまして、交流人口の増加につなげているところでございます。

247ページをお開き願います。

塩竈の特性と地域資源を生かした、活気あるまちづくりでございますが、まちづくり交付金事業につきましては、海辺の賑わい地区の港町海岸通線整備や北浜沢乙線の進捗にあわせました歩道の修景整備、さらには横丁整備を行いまして、港と神社を結ぶ塩釜街道を軸といたしました回遊性を高め、中心市街地の活性化を図ったところでございます。

次に、257ページをお開き願います。

海辺の賑わいゾーンの形成事業でございますが、仮換地や駅前広場、そして道路整備を進めまして、先導地区となります商業ゾーンの商業施設が19年5月開設されまして、本塩釜駅を中心として、新しいまちの賑わいの創出が図られているところでございます。

次に、261ページをお願いいたします。

水産加工業活性化支援事業におきましては、第1回塩釜フード見本市の開催によりまして、県内外の食材関連のバイヤーを招きまして、本市の優れた水産加工品を紹介するとともに、情報発信や販路拡大に努めたところでございます。

次に、269ページをお開き願います。

漁業経営基盤整備でございますが、浦戸桂島地区におきますノリ陸上採苗施設やカキ共同処理場整備を支援しまして、浅海養殖漁業の振興に努めたところでございます。

次に、283ページをお開き願います。

都市ブランドイメージアップ事業でございますが、ロゴマークの作成や文化大使の任命、フォトフェスティバルないしはもとまちアート海廊の実施によりまして、本市の都市の魅力の発信、イメージの向上に取り組んだところでございます。

次に、248ページをお開き願います。失礼いたしました、288ページでございます。289ページです。失礼いたしました。

観光物産協会補助事業でございますが、仙台・宮城デスティネーションのプレキャンペーンといたしまして、シンポジウムの開催や、新たな取り組みとして新酒祭、JRとの連携による「イキな日帰り」などの実施によりまして、観光客入り込み数や宿泊客の増加につなげたところでございます。

次に、298ページをお開き願います。

市民と行政が協働で創るまちづくりでございますが、市民活動の推進におきましては、地域デビュー講座の開催や、町内会を対象にいたしました行政懇談会、さらには相談支援業務を強化いたしまして、市民協働への理解を深めるとともに活動の促進に努めたところでございます。

以上、新たな事業を中心に、19年度の主要な事業の成果について、政策課からご説明申し上げます。

最後に、大変申しわけございませんが、ミスプリントがございましたので、おわび申し上げますとともに、ご訂正をお願い申し上げたいというふうに思っております。

まず最初に、大変申しわけございません、96ページをお開き願います。

96ページ、障害児通園事業の予算の執行状況のうち、予算額と決算額に誤りがございました。予算額「2,852万8,000円」を、正しくは「1,552万5,000円」に、並びに決算額につきまして、「2,790万1,000円」を、正しくは「1,489万7,000円」、予算額が15525、決算額が14897とご訂正をいただきたいと思っております。大変申しわけございませんでした。

私からは以上でございます。

○鎌田委員長 神谷財政課長。

○神谷財政課長 それでは、財政課から、主要な施策の成果に関する説明書の資料編及び附属決算資料、並びにバランスシート、行政コスト計算書につきまして、その概要をご説明申し上げます。

まず、主要な施策の成果、8番目、資料編の334ページをお開き願います。

334ページ、ここでは平成19年度決算の概況とその特徴を取りまとめてございます。

一般会計の1. 決算規模でございますが、歳入189億2,813万3,000円、歳出が183億7,283万1,000円となり、前年度比でそれぞれ4.2%、3.4%の増となっております。ただ、公的資金

の借りかえ分を除きました決算額の比較では、それぞれ1.4%、0.5%の増となるものでございます。

次に、2の決算収支でございます。実質収支が5億4,518万4,000円の黒字、単年度収支におきましても1億7,152万5,000円の黒字、さらには財政調整基金等による調整を除きました実質単年度収支におきましても、1億7,260万5,000円の黒字決算となっております。

ただ、黒字の大きな要因、行財政改革や人件費の削減などもございますが、緊急的・臨時的措置としての退職手当債、約5億円の発行など、後年度負担に頼る部分も大きいということがございます。ここら辺には留意をして19年度の繰り出しを考えていかななくてはいけないのかなというふうに考えてございます。

続きまして、3.歳入の状況でございます。決算額は、前年度に比べ7億7,076万6,000円増加しております。借換債分を除いた金額との比較では、前年度から2億5,526万6,000円の増となっております。増加の主な要因は、市税、国庫支出金、県支出金、借換債を除く市債の増加などによるものでございます。市税は4億75万7,000円の増となっており、所得譲与税の税源移譲分によるものでございますが、一方で地方譲与税が4億2,154万8,000円の減少となっておりますので、合算では2,000万強の減少となっております。また、地方交付税につきましては、振替措置である臨時財政対策債を加えた額での比較では、1億2,379万5,000円の大幅な減少となっております。

4.歳出の状況でございます。決算額は、前年度に比べて6億488万5,000円の増加で、借換債分を除いた金額との比較では、前年度から8,938万5,000円の増加となっております。性質別に見ますと、普通建設事業費は土地開発公社用地の取得などにより2億4,956万2,000円増加したほか、扶助費で1億4,419万2,000円の増となっております。一方、職員数の減少や給与の独自削減により人件費が3億830万9,000円減少してございます。繰出金は2,616万4,000円の増額となっております。これは国保、老人保健医療、介護保険事業といった、いわゆる保険事業特別会計への繰り出し、さらには魚市場事業や公共駐車場事業の赤字解消のための繰り出しによる増加がある一方、病院事業会計への繰り出しは昨年度より減少してございます。

次に、335ページに参りまして、特別会計でございます。

まず、交通事業会計につきましては、歳入歳出同額の決算となっております。

国民健康保険事業につきましては、実質収支1,877万3,000円の黒字でございます。

魚市場特別会計につきましては、実質収支3億1,089万8,000円の赤字となっておりますが、

水揚げ増による使用料収入の増加により単年度収支が黒字となったほか、平成19年度から累積赤字の解消に向けた毎年4,950万円の一般会計からの繰り入れを行っておりますことから、前年度から5,628万7,000円赤字幅を縮小してございます。

下水道事業会計では、歳入歳出同額の決算となっております。

公共駐車場事業会計につきましては、歳入歳出同額の決算となっております、平成19年度におきましては、赤字解消の繰り出しを行いまして、前年度末の赤字4,886万円の解消を行ってございます。

336ページに参りまして、老人保健医療事業、漁業集落排水事業及び公共用地先行取得事業の各会計につきましては、歳入歳出同額の決算となっております。

介護保険事業につきましては、保険事業勘定で実質収支43万6,000円の黒字であり、サービス事業勘定で歳入歳出同額の決算となっております。

土地区画整理事業では、翌年度に繰り越すべき財源を差し引きますと、歳入歳出同額で決算されております。

続きまして、普通会計の財政構造について、主要な財政指標によりましてご説明申し上げます。

2番目のところにごございます経常収支比率91.2%と18年度からは0.5%の減少となっております、行財政改革の取り組みなどにより改善がなされているところでございます。

次に、337ページに参りまして、3番目、財政調整基金積立金現在高比率3.1%と回復はしておりますが、まだいまだ極めて低い水準にございます。

4番目、公債費比率12.3%、前年度と比較して0.5ポイントの減となっております。

続きまして、338、339ページをお開き願います。

この表は、一般会計決算の3カ年の推移につきまして、歳入、そして目的別の歳出を取りまとめたものでございます。これはご参照いただきたいと思います。

続きまして、340ページをお開き願います。

340ページにつきましては、歳出の性質別区分、これを3カ年の推移等、取りまとめたものでございます。これもご参照願います。

341ページから342ページにつきましては、平成19年度の投資的経費の状況について取りまとめたものでございます。

次に、343ページをごらん願います。

上の表は一般会計から他の会計への繰出金について10カ年の推移を取りまとめたものでございます。平成10年度から一番下の平成19年度まで記載してございます。平成19年度の繰出金額の総額は一番下の段の計の欄にございますように、37億2,937万6,000円となっております、前年度から0.7%増加でございます。国保会計、介護会計、老保会計のいわゆる保険3事業が増加してございまして、さらに昨年度健全化の繰り出しを行いました魚市場、駐車場会計が増加しておるとい状況になっております。

下の(4)は基金残高の推移でございます。これも10カ年の内容を取りまとめております。表の下に注を記載してございますが、表の中の2段書きの上段の括弧内の数値がいわゆる長期貸し付けの金額等を除いた現金ベースでの実質残高という形になってございます。基金の実質残高の総額は19年度の計の欄、括弧内に記載のとおり、6億8,117万1,000円となっております、前年度比では53.8%の増となっております。財政調整基金で1億8,859万8,000円、庁舎建設基金で5,154万円などが増加してございます。これが大きな要因となっておりますのでございます。

続きまして、344ページ、345ページをお開き願います。

344ページ下の表(6)にございますものは、一般財源の推移でございます。平成19年度の一般財源の総額は127億8,824万9,000円で、前年度比では2.1%減少してございます。これは、歳入の根幹をなします市税、所得譲与税の税源移譲があったものの、差し引きでは減少したこと、あるいは地方交付税、また、普通交付税の振り替わり分で臨時財政対策債の減少、また、減税補てん特例交付金の廃止によります地方特例交付金の廃止などがございまして、一般財源全体では減少となっております。

次に、345ページに移っていただきたいと思ひます。

7番目、義務的経費の推移でございます。平成19年度は、前年度と比較いたしましてトータルで1.1%の減となっております。前年度からの増減では、人件費が職員数の減少及び給与の独自削減により減少してございます。一方で、扶助費は増加しておると。また、公債費は平成18年の発行の退職手当債の元金償還の開始などから増加しているという状況になってございます。

下の8番目、地方債の残高でございます。全会計の合計では675億8,214万7,000円となりまして、前年度から0.2%減少しております。内訳を見ますと、一般会計におきましては、平成15年度をピークに減少しておりますが、土地区画整理事業会計、事業の本格化により増加をし

ているという状況になってございます。

続きまして、346、347ページをお開き願います。

決算の主要な指標の推移をまとめたものでございます。

主な指標の推移につきまして、ご説明申し上げます。表の中段あたりに表示してございます
経常収支比率でございます。

経常収支比率は、財政構造の弾力性を見る比率ということで、一般的に80%を超えると弾力性を失いつつあるとされている指標でございますが、本市においては、平成10年度以降90%台で推移いたしまして、平成16年度、いわゆる三位一体の改革等による地方交付税の減少などによりまして、一たん96.8%まで上昇しておりますが、平成19年度は91.2%という数値に減少してございます。この要因は、これまでの行財政改革の取り組みに加えて給与の独自削減、公的資金の借りかえ効果、そして退職手当債の借り入れなどによるものでございます。先ほどちょっと黒字のところでも述べさせていただきましたところですが、いわゆる緊急的・臨時的な措置ということで後年度に係る部分もかなり大きいということにちょっと留意が必要であると考えてございます。

次に、下から4段目の公債費比率でございます。18年度の12.8%から19年度の12.3%に低下しております。この主たる要因は、公的資金の借りかえ効果によるものでございます。公的資金の借りかえを17年度に行いました効果、翌年度の18年度から3カ年ほど効果があらわれるということで、18年度は引き続き低下したものと考えられます。

続きまして、348ページ、349ページは、平成19年度普通会計決算状況の一覧表でございます。これはご参照いただければと思います。

続きまして、恐れ入ります、資料No.9をご準備いただきたいと思っております。

資料No.9は、一般会計決算の状況をグラフを用いてあらわした資料でございます。

最初、1ページをお開き願います。

1ページの下側のグラフは、一般会計の歳入の推移をあらわしたものでございます。棒グラフの一番下が市税ということになっております。平成10年度以来減少を続けてまいりましたが、平成19年度、所得譲与税からの税源移譲がありましたためふえているという状況にはございません。

恐れ入ります、1ページ飛んで3ページをお開き願いたいと思っております。

3ページの下側のグラフは、一般会計の歳出の推移を性質別にあらわしたものでございます。

棒グラフの一番下は人件費で、年々減少しているという傾向がございます。下から3番目の白いところが扶助費であり、これは拡大しているという傾向が見てとれるかと思えます。

続いて、4ページをお開き願います。

4ページの上のグラフは繰出金の推移をあらわしたものでございます。一番下が下水道会計の繰り出しでございまして、資本費平準化債の借り入れを初めまして平成16年度以降減少している傾向にございます。下から2番目の黒塗り部分は病院会計への繰り出しでございまして、累積赤字縮小等のための繰り出しを18年度、19年度行っておりますので、額が大きくなっているという状況でございます。

続きまして、また1ページ飛んで6ページをお開き願います。

この6ページにつきましては、決算分析の主要な指標につきまして、本市及び県内市部の平均の数値をレーダーチャート化して示したものでございます。五つの指標につきまして、各指標の警戒ラインとされる数値、グラフの中央にあります点線で示しております、これ五角形でございます。この警戒ラインと比較したものでございます。それぞれのエリア等の基準等につきましては、県の市町村課の方でお示しになっている部分などを参考に設定させていただいたものでございます。各数値をプラス2からマイナス1までの4段階に区分してございまして、警戒ラインをゼロ、内側にマイナス1の危険エリア、外側にプラス1の準警戒エリア、プラス2の健全エリアというふうにとっております、外側にあるほど財政状況がよいことをあらわしてございます。

まず、太い実線であらわしておりますのが本市の数値でございます。経常収支比率につきましてはマイナス1の危険エリア、公債費負担比率がゼロの警戒エリア、起債許可制限比率がプラス1の準警戒エリア、そして基金現在高比率がマイナス1の危険エリアに達しております。

細い実線であらわしておりますのが、いわゆる県内13市平均ということになりますので、個々の比較でいいますと、基金現在高比率がエリア区分では2段階内側にあるということございまして、実際、本市、県内13市中、基金残高比率は最低のランクということがございまして、本市の財政状況、極めて厳しい、余裕がないという状況があらわれているものかと考えてございます。

恐れ入ります、続きまして、資料No.10をご用意願います。

財政状況を検討する手法といたしまして、平成19年度の決算をもとに企業会計的な考え方を取り入れて、バランスシートと行政コスト計算書というものをこれまで作成してきておりま

す。資料No.10でございます。

まず、5ページをお開き願いたいと思います。

5ページにつきましては、普通会計決算をもとに作成いたしましたバランスシートの概要についてご説明を申し上げます。

上段の表をごらん願います。平成19年度の普通会計につきましては、資産総額が658億円、負債総額が237億円、正味資産が421億円となっております。市民1人当たりで換算いたしますと、資産112万円、負債が40万円、正味資産72万円となっております。

6ページをお開き願います。

(3)の財政状況の推移でございます。この表は平成17年度から19年度の経年変化を取りまとめたものでございます。資産のトータルとしては減少してございますが、正味資産ということは増加に転じているという状況でございます。

恐れ入ります、次にちょっと飛びまして、資料の18ページをお開き願いたいと思います。

先ほど述べましたバランスシートに対しまして、今度はいわゆる行政コスト計算書というものでございます。

バランスシートにつきましては、いわゆるストックをあらわす指標でございますが、行政コスト計算書と申しますのは資産形成につながらない行政サービスの費用、コストを明らかにするものでございまして、コストは、現金の支出だけではなく、減価償却費や退職給与引当金繰入金など現金を伴わない支出も含めまして、本市が資産形成以外の行政サービスにどれくらいのコストを要したか、それを総額、及び市民1人当たりであらわしたものでございます。平成19年度の費用総額としては164億円、収入総額は168億円、当期純剰余としては4億円となっております。これを市民1人当たりで換算いたしますと、費用は28万円、収入が28万7,000円、当期純剰余としては7,000円となっております。

また、前の17ページにつきましては、この普通会計の行政コストを目的別に分類した目的別行政コスト計算書を作成したものを17ページに記載してございます。行政コストを目的別に見ますと、民生費が50億円の行政コスト、34.3%、続いて土木費が37億円、22.5%を占めているという状況になってございます。

恐れ入ります、次にちょっとページをまた飛びまして、20ページをお開き願います。

20ページにつきましては、普通会計、水道事業会計、病院事業会計、さらに土地開発公社の決算をもとに連結財務諸表というものを作成したものでございます。連結バランスシートを作

成するに至りましては、投資と資本、債権・債務、内部取引などの内部的な相殺消去となつて
ございます。また、行政コスト計算書の作成の場合には、繰り入れとか繰り出しなどの内部取
引の相殺消去を行っているところでございます。

23ページをお開き願います。

この連結に係りますバランスシートでございます。

23ページ、上段目のバランスシート、2番目の連結会計のところでございますが、連結の資
産総額として815億円、負債総額368億円、正味資産447億円となっております。市民1人当
たりに換算いたしますと、資産が139万円、負債が63万円、正味資産76万円となるところでござ
います。

次に、連結のコスト計算書でございます。コスト計算書、下段の一番下のところになります
が、費用総額202億円、収入総額207億円、当期純剰余金5億円、市民1人当たりに換算しま
すと、費用の部で34万4,000円、収入で35万3,000円、当期純剰余金として9,000円となつてござ
います。

最後に、さらにこれらの連結に特別会計等を加える、全会計の連結でバランスシートを作成
したものが25ページの表になってございます。

25ページ、2の(1)にございますように対象会計、普通会計に公営事業会計として、水
道、病院の企業会計に、なお交通、魚市場等の特別会計を加えて、さらに土地開発公社、塩釜
港開発株式会社を加えているものでございます。このように作成いたしましたバランスシート
の結果でございますが、次のページ、26ページ、一番上の連結会計の表をごらんいただきた
いと思ひます。

平成19年度の全会計連結で資産が1,346億円、負債が754億円、正味資産592億円となつてお
ります。市民1人当たりに換算いたしますと、資産が229万円、負債128万円、正味資産101万
円となつてございます。下の表には、普通会計に公営企業会計と土地開発公社を加えたもの、そ
して全会計連結との比較をしておるところでございます。いわゆる増加割合ということになり
ますが、資産合計につきましては、普通会計に対しまして全会計連結で増加割合2倍、負債の
合計で3.2倍、正味資産合計で1.4倍となっているような数字となっております。

大変長くなりました。財政課から説明以上でございます。

○鎌田委員長 川村市立病院事務部業務課長。

○川村市立病院事務部業務課長 それでは、私からは、平成19年度塩竈市立病院事業の決算概要

についてご説明申し上げます。

資料番号11番、塩竈市立病院事業決算書をご用意いただければと思います。

説明の都合上、初めに9ページをお開きいただければと思います。

こちらは平成19年度の市立病院事業報告書でございますが、まず概況についてご説明申し上げます。

市立病院事業につきましては、国の医療制度改革における新臨床研修医制度の影響による医師不足、さらに度重なる診療報酬のマイナス会計などにより悪化した経営を立て直すために、平成17年度に再生緊急プランを策定し、単年度の収支均衡を目標に、院内一丸となって経営健全化に取り組んでまいりました。

再生緊急プランの最終年度である平成19年度におきましては、コスト面では、平成17年度から実施いたしております管理職手当の50%削減、18・19年度の2カ年で実施いたしました勤勉手当の独自削減にも取り組みながら、人件費の圧縮を行ってまいりました。さらに、在庫管理システムを導入することにより、診療材料費の圧縮に努めますとともに、補助金免除の繰上償還、借換債を活用することにより、支払利息の軽減を図るなど、経費の縮減に取り組んでおります。

収益面におきましては、県のドクターバンクから医師派遣を受けるなど、医師確保に取り組んだ結果、常勤医師16名の体制で診察を提供することができ、入院、外来など医業収益は前年度と比較いたしまして約6億6,200万円と増加いたしております。しかしながら、診療報酬の大幅なマイナス改定などにより、再生緊急プランで目指しました単年度収支の均衡に至るには難しい状況となり、一般会計繰入金はルール分4億2,000万円に加え、2億4,200万円を繰り入れられたことにより資金ベースで約7,701万円、年度末の不良債務は約21億3,000万円に圧縮することができたものでございます。

9ページの中ほど以降でございますが、患者数及び収益的収支の状況をお示しいたしております。

入院の患者数は、医師数の増に伴いまして4万7,209人となり、前年度と比較して6.9%の増加となっております。外来患者につきましては7万5,901人で、前年度比では0.7%増加いたしております。また、健診、人間ドック関係では1万373人となり、市内の企業に協力をいただいた人間ドックの利用増や市職員、公立学校の教職員を受け入れたことにより、前年度との比較では22.9%と大きく増加いたしております。

この患者数などの増加を踏まえました収益的収支の状況でございますが、収益的収入は26億9,898万5,618円となり、入院収益では約1億7,780万円の増、外来収益では約7,430万円増加し、前年度との比較では6.7%の増となっております。

これに対します収益的支出は27億242万200円となり、医師、看護師等の人員確保による人件費の増、患者数の増加に伴う材料費などの増加により、前年度の比較では4.3%の増加となっております。この差し引きといたしまして、減価償却などを含めまして343万4,582円の純損失が生じております。

10ページには資本的収支をお示しいたしております。

資本的収入といたしましては、合計で6億5,798万9,087円、資本的支出は6億5,798万8,633円となっております。前年度と比較いたしまして、収入・支出ともに約5億900万円増加しておりますが、これは保証金免除の繰上償還を行ったことが主な増加の内容となっております。

恐れ入りますが、1ページないし2ページにお戻りをお願いいたします。

こちらは市立病院事業決算報告書でございますが、収益的収入及び支出について税込みで記載いたしております。

まず、収入の病院事業収益は、医業収益から特別利益までを合わせまして、決算額は27億545万2,269円となっております。支出の病院事業費用は、医業費用から特別損失までを合わせまして、決算額は27億888万6,851円となっております。

次に、3ページないし4ページをお願いいたします。

こちらは、資本的収入及び支出について税込みで記載いたしております。資本的収入は、他会計出資金から寄附金までを合わせまして、決算額は6億5,798万9,087円となっております。資本的支出につきましては、建設改良費から長期借入金償還金までを合わせまして、決算額は6億5,798万8,633円となっております。

続きまして、5ページないし6ページをお開き願います。

こちらは平成19年度の病院事業の経営成績をあらわす損益計算書でございます。

まず、医業収益でございますが、入院・外来などを合わせまして21億8,634万5,615円に対しまして、それに係る医業費用は、給与費、材料費などを合わせまして25億7,409万9,367円となっております。その差し引きといたしまして、医業損失は3億8,775万3,752円となっております。

次に、医業外収益につきましては、2億5,486万5,094円、それに係る医業外費用は1億1,524万486円となり、その差し引きでは1億3,962万4,608円のプラスとなっております。

この医業収益と費用、医業外収益と費用を合わせました経常損益では、2億4,812万9,144円の損失が生じている状況でございます。これに特別利益の2億5,777万4,909円と特別損失の1,308万347円の差し引き2億4,469万4,562円を加えますと、当年度の減価償却などを含めました純損失は、下から3段目に記載されております343万4,582円となるものでございます。これに前年度までの繰越欠損金を加えましたものが、平成19年度の未処理欠損金53億9,269万3,035円となるものでございます。

恐れ入ります、7ページないし8ページをお開き願います。

こちらは平成19年度末の病院事業の財政状態をあらわす貸借対照表でございます。

7ページは資産の部でございますが、1の固定資産と2の流動資産を合わせまして、一番下段にございます資産合計は16億5,935万9,623円となっております。

8ページにつきましては、負債及び資本の部でございますが、負債の合計は3の固定負債と4の流動負債を合わせまして27億7,507万1,565円、資本の合計は、5の資本金と6の剰余金を合わせまして、一番下から2段目の11億1,571万1,942円となっております。

なお、平成19年度末の不良債務につきましては、貸借対照表の中で直接の記載はございませんが、7ページの2. 流動資産の合計4億4,488万5,498円から、8ページの4. 流動負債の合計25億7,507万1,565円を差し引いた金額21億3,018万6,067円が不良債務額となるものであります。

なお、17ページ以降につきましては、収益費用明細書等を掲載いたしておりますので、後ほどご参照いただければと存じます。

病院事業会計につきましては以上でございます。よろしくお願いたします。

○鎌田委員長 尾形水道部総務課長。

○尾形水道部総務課長 私からは、資料No.12番、平成19年度水道事業会計決算について説明させていただきます。

説明の都合上、10ページをお開き願います。

10ページは、平成19年度の概況でございます。まず給水状況でございますが、年間総配水量は大倉ダム水系と仙南・仙塩広域水道からの受水を合わせまして808万4,105立方メートルで、日平均にいたしますと2万2,088立方メートルとなるものでございます。これは、前年度に比較しますと5万3,791立方メートル、0.66%の減少となるものでございます。

年間有収水量につきましては729万6,586立方メートルで、日平均にいたしますと1万9,936立方メートルとなるものでございます。これは、前年度に比較しますと1万8,263立方メー

ル、0.25%の減少となるものでございます。この主な要因としましては、口径20ミリ、50ミリ、生産用水等で5万9,258立方メートル増加しましたが、口径13ミリから100ミリなどで7万7,521立方メートル減少したことによるものでございます。

次に、建設改良の状況でございます。第5次配水管整備事業として、老朽管の布設がえ等を行っておりますが、平成19年度は口径50ミリから300ミリ、延長で1,425メートルを施工しており、平成10年度から施工してまいりました第5次配水管整備事業は平成19年度をもって完了したものでございます。また、老朽管更新事業として、平成17年度を初年度に12カ年計画で国の補助制度を利用し、老朽管の更新を行うものでございますが、平成19年度は口径75ミリから200ミリ、延長3,757メートルを施工しているものでございます。

次は、財政状況でございます。

恐れ入りますが、1ページないし2ページにお戻りいただきたいと思っております。

1ページないし2ページは、収益的収支における決算報告書で、予算額と決算額を比較対照しているものでございます。収入につきましては、予算額17億9,944万2,000円に対しまして、決算額は18億780万6,880円となるものでございます。支出につきましては、予算額17億1,522万5,000円に対しまして、決算額は16億4,454万6,206円となるものでございます。

次に、3ページないし4ページをお開き願います。

3ページないし4ページは、資本的収支における決算報告書でございます。収入につきましては、予算額7億9,854万円に対しまして、決算額は8億1,025万1,451円となるものでございます。支出につきましては、予算額12億2,818万9,000円に対しまして、決算額は12億1,678万4,716円となるものでございます。その結果、収入額が支出額に不足する額4億653万3,265円は、当年度分の消費税及び地方消費税資本的収支調整額と過年度分及び当年度の損益勘定留保資金で補てんする内容となっております。

次に、5ページをお開き願います。

5ページは、損益計算書でございます。当該年度としましては、下から3行目でございますが、単年度で1億4,874万3,973円の純利益を生じたので、その結果、前年度繰越利益剰余金と合わせました当年度未処分利益剰余金は4億6,407万2,213円となるものでございます。

続きまして、6ページないし7ページをお開き願います。

6ページないし7ページは、剰余金計算書と剰余金処分計算書案でございます。剰余金計算書は、利益剰余金及び資本剰余金の年度中の変動した内容をあらわしているもので、剰余金処分

計算書案は当年度未処分利益剰余金のうち法定積立金として4,000万円を減債積立金として処分する案となっております。

続きまして、8ページないし9ページをお開き願います。

8ページないし9ページは、貸借対照表でございます。8ページは固定資産及び流動資産の状況でございます、資産合計が112億5,433万9,813円となるものでございます。9ページは、負債及び資本の状況でございますのでご参照願いたいと思います。

なお、9ページの流動負債が1億5,187万7,510円となっておりますが、8ページの流動資産が8億97万359円となっておりますので、短期債務に対する支払い能力は確保されているという状況でございます。

その他の事項につきましては、13ページ以降に建設改良工事等の施工内容、業務の内容、収益費用の明細、固定資産の明細、企業債の明細などをそれぞれ記載してございますのでご参照願います。

なお、別冊の資料No.14番の決算説明資料でございますが、予算決算対照表、起債償還年次表、県内11市及び隣接3町の業務状況等を記載してございますのでご参照願います。

以上で説明を終わらせていただきます。

○鎌田委員長 以上で、各会計決算の内容説明は終了いたしました。

委員各位に申し上げます。資料請求がありましたら、ご発言お願いいたします。吉川委員。

○吉川委員 日本共産党市議団から、資料要望として15点お願いいたします。

一つ目には、平成19年度決算分析主要指標の県内13市比較です。

二つ目には、普通会計地方債残高の推移、県内13市でお願いいたします。

三つ目は、平成15年度から平成19年度までの職員数とパート人数。

四つ目には、平成19年度小中学校修繕要望箇所と工事完了箇所。

五つ目には、平成15年度から平成19年度までの市営住宅家賃の減免申請数、認定数、減免合計額。

六つ目には、各種検診の受診者数（率）並びに自己負担額、平成15年から19年度までお願いいたします。

7番目は、平成17年度から19年度国保税滞納繰越理由別分類一覧、現年度分でお願いします。

8番目は、国保の短期保険者証及び資格証明書の発行状況、平成16年から19年度までお願い

します。

9番目は、国保の資格証明書の発行状況、所得階層別でお願いします。

10番目は、平成17、18、19年度末の介護保険料収納状況と介護保険料未納理由。

11番目は、平成19年救急概要。二市三町の現場到着所要時間別出場状況と収容所要時間別搬送状況もお願いいたします。

12番目は、新行財政改革推進計画で進められたスクラップ・アンド・ビルドの事業で、平成19年度の実施内容及び金額、財源内訳。

13番目は、土地区画整理事業特別会計の決算推移について。

14番目は、塩釜地区地域医療対策委員会の規約、平成19年度でお願いします。

15番目は、月見ヶ丘スポーツ広場の賃借料、平成11年から19年度まででお願いします。

以上です。

○鎌田委員長 菊地委員。

○菊地委員 ニュー市民クラブからは、10項目にコンパクトに資料要求したいと思います。

まず1番目、平成18年度の一般競争入札の落札率とその内訳。

2番目、平成19年度の一般競争入札の落札率とその内訳。

3番目、平成19年度指名競争入札の落札率とその内訳。

4番目、職員手当の種類、各会計別でお願いします。

5番目、委託業務、委託事業者一覧表、各会計別、100万円以上でお願いします。

6番目、平成19年度随意契約明細書、130万円以上の一覧をお願いいたします。

7番目、県内各市の平成19年度の決算分析指標レーダーチャートをお願いします。

8番目、パート、臨時、嘱託職員の内訳と金額。

9番目、物品購入の市内外の業者と金額、各会計別、年間トータルで30万円以上取引のある業者について提出をお願いいたします。

10番目、平成20年度から23年度の退職者の予定人数がわかればお示してください。

以上でございます。

○鎌田委員長 ほかに発言はございませんか。

ただいま要求のありました資料について、当局で内容を確認の上ご報告願います。内形副市長。

○内形副市長 それでは、私から、ただいま要求のございました資料についてお答えを申し上げ

たいと思います。

まず、共産党市議団の方から15点の資料要求ございました。その中で1点だけ確認をさせていただきたいと思います。11番目の平成19年度救急概要ということでお願いがありました。まず、現場到着所要時間別出場状況と収容所要時間別搬送状況につきましては、塩釜地区消防事務組合の方では自治体ごとのデータを管理していないために、2市3町を総括いたしましたデータで提出させていただきたいと存じております。

次に、ニュー市民クラブの方からご要望のございました10点の資料でございますが、まず、1番目、2番目、3番目の入札の件でございますが、それぞれ1件500万円以上の入札案件について提出させていただきたいと存じております。また、4点目の職員手当の種類別・各会計別の資料でございますが、これにつきましては、給料、共済費を含む給料、職員手当、共済費の総額の様式で提出させていただきたいと思っております。次に、8点目にごございましたパート、臨時、嘱託職員の内訳と金額でございますが、先ほど共産党市議団の方からも資料要求ございましたので、これらを合算、合わせた資料として出させていただきたいと存じております。また、10番目の平成20年度から23年までの退職予定者については、そのとおりのお答えをさせていただきたいと思います。

以上、これらの資料につきましては、明日の18日、委員会の冒頭まで準備し、配付させていただきたいと存じております。どうぞよろしく願いいたします。

○鎌田委員長 お諮りいたします。資料については、ただいま市当局から回答ありました内容で要求することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鎌田委員長 ご異議なしと認め、本件についてはさよう取り扱うことに決定いたしました。

お諮りいたします。本日はこれで会議を閉じ、9月18日午前10時より再開したいと思います。が、ご異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鎌田委員長 ご異議なしと認め、さよう決定いたします。

なお、9月18日は一般会計の審査を行いますので、一般会計所管以外の部課長の退席を認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鎌田委員長 ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

本日の会議はこれで終了いたします。

午前11時44分 終了

平成20年9月18日（木曜日）

平成19年度決算特別委員会

（第2日目）

平成19年度決算特別委員会第2日目

平成20年9月18日（木曜日）午前10時開会

出席委員（21名）

曾 我 ミ ヨ 委員	中 川 邦 彦 委員
小 野 絹 子 委員	吉 川 弘 委員
伊 勢 由 典 委員	佐 藤 貞 夫 委員
東海林 京 子 委員	伊 藤 博 章 委員
浅 野 敏 江 委員	小 野 幸 男 委員
嶺 岸 淳 一 委員	志 賀 直 哉 委員
佐 藤 英 治 委員	伊 藤 栄 一 委員
菊 地 進 委員	今 野 恭 一 委員
阿 部 かほる 委員	鈴 木 昭 一 委員
鎌 田 礼 二 委員	木 村 吉 雄 委員
香 取 嗣 雄 委員	

欠席委員（なし）

(一般会計)

説明のため出席した者の職氏名

市長	佐藤 昭 君	副市長	内形 繁夫 君
総務部長	三浦 一泰 君	市民生活部長	大浦 満 君
健康福祉部長	棟形 均 君	産業部長	荒川 和浩 君
建設部長	菅原 靖彦 君	総務部政策調整監	小山田 幸雄 君
会計管理者 兼会計課長	大和田 功次 君	総務部次長 兼行政改革推進専門監	吉田 直 君
総務部次長 兼政策課長	田中 たえ子 君	総務部危機管理監	佐々木 真一 君
市民生活部次長 兼環境課長	綿 晋 君	健康福祉部次長 兼保険年金課長	木下 彰 君
産業部次長 兼水産課長	福田 文弘 君	建設部次長 兼建築課長	千葉 伸一 君
総務部総務課長	桜井 史裕 君	総務部財政課長	神谷 統 君
総務部税務課長	星 清輝 君	総務部防災安全課長	村上 昭弘 君
市民生活部 市民課長	澤田 克巳 君	市民生活部 浦戸交通課長	佐藤 俊行 君
健康福祉部 社会福祉事務所長	会澤 ゆりみ 君	健康福祉部 児童福祉課長	佐藤 信彦 君
健康福祉部 介護福祉課長	高橋 敏也 君	健康福祉部 健康課長	阿部 純子 君
産業部商工観光課長	阿部 徳和 君	建設部都市計画課長	千葉 正 君
建設部土木課長	高山 俊夫 君	総務部総務課長補佐 兼総務係長	安藤 英治 君
教育委員会教育長	小倉 和憲 君	教育委員会 教育部長	渡辺 誠一郎 君
教育委員会教育部次長 兼生涯学習課長	郷古 正夫 君	教育委員会教育部 総務課長	小山 浩幸 君
教育委員会教育部 学校教育課長	有見 正敏 君	教育委員会教育部 生涯学習センター館長	渡辺 常幸 君
教育委員会教育部 市民交流センター館長	菊地 辰夫 君	選挙管理委員会 事務局長	橋内 行雄 君
監査委員	高橋 洋一 君	監査事務局長	丹野 文雄 君

事務局出席職員氏名

事務局 長	佐久間	明 君	事務局次長兼 議事調査係長	伊 藤 喜 昭 君
議事調査係主査	戸 枝 幹 雄 君		議事調査係主査	斉 藤 隆 君

午前10時00分 開会

○鎌田委員長 ただいまから、平成19年度決算特別委員会2日目の会議を開きます。

佐藤貞夫委員より遅参する旨の通告がありましたので、ご報告いたします。

当局より発言の申し出がございましたので、これを許可いたします。内形副市長。

○内形副市長 昨日、本特別委員会で要求のございました資料につきましては、取りまとめを行いまして、お手元にご配付させていただいております。ご審査にご活用いただきまして、ご協賛賜りますようお願いを申し上げます。以上でございます。

○鎌田委員長 これより一般会計の審査に入ります。

質疑、意見などについてご発言をお願いいたします。

ご発言のお一人の持ち時間は、答弁を含めて、一般会計はおおむね40分以内、特別会計、企業会計はおおむね30分以内とさせていただきますので、ご協力のほどをお願いいたします。

なお、質疑の際には、資料番号及び該当ページをお示しの上、ご発言くださいますようお願いいたします。

では、質疑に入ります。

中川邦彦委員。

○中川委員 おはようございます。

初めてトップでやるものですから、手短かに答弁をよろしくお願ひしたいと思います。

まず最初にですけれども、資料No.6の歳入歳出決算書の中で14ページをお願いしたいと思うんですが、下段の方に不用額4億8,366万9,360円というのがあるんですが、どうしてこれ不用額として生まれるのか、その点の説明をまずそこからお願いしたいと思います。

○鎌田委員長 神谷財政課長。

○神谷財政課長 ただいまご質問ありました不用額の件についてでございます。

不用額につきましては、予算等の中で一定の額を組まさせていただいた中で、最終的に2月補正ということで予算等の調整をさせていただきますが、例えば工事請負等につきましては、そういうものの差額が生じたなど、一定の努力のもとに不用額が生ずるというものでございます。

この額は、各会計でそれぞれ額が……各会計というか款項目で各異なっております。こういうのは総額としてこれほど4億8,000万ほどの不用額が出てまいるという形になっております。大体例年ですと、ほぼ同額程度の不用額が発生するということになります。予算として組

んでいるものと全く同額ということにはなりませんので、このような額として不用額が発生するという状況になっております。以上でございます。

○鎌田委員長 中川委員。

○中川委員 確かに昨年度から見たら4,000万ぐらいふえてんですけども、私はすべて予算を使い切れればいいとかそういうことを言ってではなくて、その間のやっぱり不用額が出るのが大体わかった時期っていうのが多分あると思うんですけども、その判明する時期というのはいつごろなのか。このぐらい多分余るだろうとかね、そういうことがもしもあればお聞かせ願いたいと思います。

○鎌田委員長 神谷財政課長。

○神谷財政課長 不用額等につきましては、ぎりぎり我々は2月補正というところがございますので、なるべくわかる範囲ということでは2月補正、最終補正という中でこれを反映させていきたいというふうに考えているところでございます。

ただ、いろいろな、例えば国・県等への還付金の関係、あるいはそういうような例えば建設事業等でぎりぎりまでであったものということになりますと、そういうものが間に合わない部分もございますので、最終補正と間に合わない部分についてもこういう形で出てくるものというふうに理解してございます。

○鎌田委員長 中川委員。

○中川委員 先ほど、どうして生まれるのかというときに、差額として入札とかですね、そういうときあるっていうふうに伺ったんですけども、やっぱり予算組む限りは、やっぱりきちっとこう組んでいくのと、私は定かではないんですけども、どうも各部ごとにおいて一定の切り詰める努力といいますか内部努力が、いい方向であればいいんですけども、全体の業務をやる中での切り詰めというのがどういう形で出てくるのかというのは余りいいことではないかなというふうに思うんですけども、やっぱり事業をやるからには、きちっと予算を立てて、それなりの見積もりなりなんかを決めていくんだと思うんですが、きのう配付された資料の中で一つ伺いたいんですけども、入札価格、これ資料No.19なんですが、最高で落札率が96%があったりですね、最低で68.6%とか、そういう開きがあるんですが、その事業によってそれはあると思うんですけども、この入札価格、予定価格なんですけれども、やっぱりどういうふうにして決めていくのかですね、まずそこから伺いたいというふうに思います。

○鎌田委員長 内形副市長。

○内形副市長 ただいま入札にかかわる予定価格の決め方ということでございますが、詳しく申し上げるのはちょっとご容赦いただきたいと思いますが、まず設計金額を見ながら、業者、企業の方々のご努力を、一定のご努力を期待しながら予定価格を設定させていただいております。

また、あと落札率でございますが、これは透明性、公明性あるいは競争性を反映した額というような形で、それぞれ個別の案件によりましては率の変動はございます。したがって、今おっしゃいました90何%あるいは60何%、これらは競争性あるいは適正な見積もりの中での入札が執行されたというように我々はとらえております。以上であります。

○鎌田委員長 中川委員。

○中川委員 設計価格なんですけれども、設計価格はいろいろ国の基準とかあるんだというふうには思うんですが、その決めるときに、本来なら67.3%とかね、そういう設計価格と全体の入札率で見て、それだけの差がね、33%近いのが出てね、それでいいのかどうか。そして、無理にその設計の段階でのその立て方というのがあるのではないのかなと、逆にですね。ですから、その仕事の内容のことを言うわけではないんですけれども、やっぱり100%に近い額で設計価格を立てているのに、そのやっている事業で67.何ぼとかね、67%、60%近いそういうものでやって、その工事そのものがやっぱり納得できる、それから安心して物ができるのかどうか、そういうのも私はこう疑問に思ったものですから、その点についてはどうなんですか。

○鎌田委員長 内形副市長。

○内形副市長 おっしゃるとおり安かろう悪かろうの公共事業の発注というのは我々は望んでございません。我々、まず積算するに当たりましては国の基準に応じて適正に設計を立てておりますし、また発注にあたりましては、最低制限価格を設定しまして、これ以上低ければとても良好な工事が望めないというような設定をした上での入札の結果でございますので、ご了承を賜りたいと思います。以上であります。

○鎌田委員長 中川委員。

○中川委員 結局ですね、この次のページの4ページの真ん中の2にありますけれども、地元などですね、工事請負契約状況と見たときに、地元が34件、地元以外が12件と、全体で共同企業体も含めて47件のうち見てれば、件数の割合で地元は72.4%ですよ。それで実際の、多分新しいきょう配られた資料でも100万以上のところを見れば、地元に戻元されるといいますか、地元においてくる分というのはふえてくると思うんですが、私は、よく見ていると、地元の企

業が請け負っているはずなのに、雇われているから人を見ればどこから来るかどうかというのはあると思うんですが、どうもそうではなくて、何かあるところを見ると丸投げしているようなですね、そういうのが見たり、孫請だ、下請だっていうふうになれば、それはあるというふうには思うんですが、どうもそういうのが余りにも見受けられるといたしますか、そういう点がやっぱり市としてどのように指導していくのか。やっぱり我々の税金ですから、地元還元されるというのが当たり前であって、やっぱりそういう面での雇用の問題にしても、そういうのが言えてくんなのかなというふうに思うので、その点についてはどうですか。

○鎌田委員長 内形副市長。

○内形副市長 まず、発注に当たりましては、地元でできる仕事については地元で発注するというようなスタンスで発注をしておるところでございます。また、下請の部分についてでございますが、下請をするような仕事、いわゆる発注額等につきましては、こちらの方でもきちっと下請の届出書を見ながら、そして現場には担当課の監督員を置きながら工事の進捗を図っておりますので、この辺については適正に指導しておると認識しております。以上であります。

○鎌田委員長 中川委員。

○中川委員 今、副市長からそういうふうにされたら、指導していくということだったというふうに聞くんですけども、やっぱり現場をよく見ていただいてですね、担当のその課で現場へ行けばわかることですから、やっぱり適正にやることにおいても、やっぱりきちっと責任を持ってそういうところも見ていただきたいというふうに思います。

それから、変わりますけれども、私は前の産業建設常任委員会の中で、玉川小学校の問題で大分お話ししたことあるんですけども、やっぱり入札価格に一定の工事をやった中で、それで追加工事っていう形に出てるんですけども、その追加工事のあり方もやっぱり納得できるようにですね。やはりこれから入札でもそうですけれども、市の公共工事だからその追加工事としてはいいんだとかそういうもんでなくて、私ら民間でやっているときは追加工事なんていうのはよほどでないとい認められないというのがあって、それは業界にとっては大変苦勞する問題ですよ。ただ、公共工事をやっている中で追加工事をそういうふうに出てくるということ自体に私は大きな問題があるというふうに思うんですよ。やはり入札価格なり予定価格なりあるわけですから、そのときにその追加工事の考え方というものをやっぱりきちっと見ていかないとですね。先ほど言ったように、私単純に見て60%とか70%で落札して、それでまた追加工事がどうのっていうふうになったんでは、やっぱり全体の公平性を保つ意味でも大きな問題が

あるのではないかなというふうに思うんですよ。その点についてはどうですか。

○鎌田委員長 内形副市長。

○内形副市長 玉川小学校の例をとられてご質問されました。玉川小学校につきましては、所管委員会で説明しましたとおり、発注段階でなかなかわかりかねた部分があったと、実際校舎を取り壊して初めて躯体の部分で一定の影響が出ていたということで、変更のお認めをいただいたところでございます。また、一般論として変更の工事につきましては、我々はまず発注段階で、設計段階でまずは取りこぼしのないように設計を組んでおりますが、どうしてもっていう場合につきましては、それは一定の率の中で変更しなくちゃいけない部分は変更させていただいておるところでございます。なお、そういったようなケースがないように、発注段階で精査した設計書あるいは設計金額を組ませていただいております。以上であります。

○鎌田委員長 中川委員。

○中川委員 もう1点関連して伺いますが、工事をするときには一定の期間を決めますよね、むやみやたらに引き延ばせばいいという問題ではなくて。その工事の期間にどうしても間に合わない場合というのが多分幾つかあるんだというふうに思うんですよ。そのときはどういう対処をしますか。

○鎌田委員長 内形副市長。

○内形副市長 おっしゃるとおり工事発注するに当たりましては、工期っていうのを設定いたしまして発注しておるところでございますが、万やむを得ない事情がございます。例えば資材、鉄鋼、結構今不足いたしまして手に入らないとか、あといろんな状況によってなかなか工期内に完成が見られないという場合につきましては、変更契約を結びまして工期の変更を行っておるところでございます。以上であります。

○鎌田委員長 中川委員。

○中川委員 民間ですね、最近燃油の高騰で、民間ですよ。遠い現場の場合には、今まで高速道路を使って日帰りをしていたのが、どうもガソリン代が上がってそこまで余裕がないと、一般道路を走るために1時間ぐらい早く起きて行くと。現場到着が8時から仕事をしたいと思う人は5時ごろ出なきゃ間に合わないとか6時に出ないと間に合わないとか、そういう民間では結構努力はしてんですよ。そういう中で自分たちもできれば公の仕事ももらえればですね、安定して何とか生き延びることもできるんだとかという意見も聞くんですよ。ですから、私は入札でもなんでも、やっぱり公平性を保って、どうしてもやむを得ないその工期のずれとか、そ

ういうものがあつたにしても、やっぱり守るとというのが私は鉄則だと思うんですよ。そういうところをやっぱり厳しくやらないで、そういうのが聞かれるということ自体に私は問題があると思うんですよ。そういう点で市長さんに伺いますが、そういう入札価格にしても工期の問題にしてもそうですけれども、今後やっぱりきちっと考えていくということが私は必要だというふうに思うので、市長さんのその決意というものを聞かせてもらえればというふうに思います。

○鎌田委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 入札執行に関することについてご質問いただきました。

初めに、工期であります、それぞれの金額ごとに標準工期っていうのがございます。そういった工期の中で仕事が竣工するよというということで、発注者、受注者、相互に工程会議等を開催させていただきながら、工期を遵守するよというのでまずは取り組みをさせていただいているところであります。

しかしながら一方では、例えば電柱移転がおくれた、あるいは用地が解決できなかった等々の事由によりまして、万やむを得ず工期を延ばさざるを得ないというような事由があることも事実であります。そういったときにつきましては、発注者の責務か、あるいは受注者の責務かということの責任の所在を明らかにしながら、相互に協議を進めた上で工期延期等の措置をさせていただいているところであります。

先ほど委員の方からなるべく地元でというようなお話をいただきました。我々もでき得る限りということで今地元の業界の方々の受注機会が極力確保できますよというので努力をさせていただいているところであります。

今、燃料油の高騰の中でさまざま大変な思いで工事現場の施工に取り組んでおられるというお話でありました。スライド条項というのがございまして、受注した金額の中で、途中で資材等の値上がりがございまして一定の増額が必要な場合につきましては、発注者と受注者の間でしっかりと協議をさせていただきながら、くれぐれも受注者にそういった負担がかからないよというよという契約内容になっていることもご披露させていただきたいと思ひます。また、建設業法では、発注者であります市と受注者であります業者の方々は、対等の立場でということでもさまざまな協議をさせていただいているところでありますし、今後も受注者の方々の立場も大切にさせていただきながら、一方では市民の税金を活用してという立場も十分業界の方々にもご理解をいただきながら、より公平性、透明性が確保できますよよ事業執行に当たって

まいりたいと思っております。よろしく願いいたします。

○鎌田委員長 中川委員。

○中川委員 ありがとうございます。よろしく願いしたいと思います。

引き続き伺いますけれども、資料No.7ですけれども、131ページから132ページにかけてずっと伺います。

一つは土木費等の関係で伺いたいんですが、まず、この一番上の土木費の不用額に7,500万ありますよね。それでそのことについて若干、先ほどの前段に伺った不用額についてはわかりました。それで、多分土木の不用額についてもそういう面もあるんだろうということはわかります。問題なのは、やはりここの中で言っているやっぱり7,500万が生まれるのは、それは人件費とかなんかいろいろあるでしょう。それから土木の総務費が先ほど言った人件費も含めてだと思うんですが、これで290万、それから橋梁で1,600万、道路維持費で136ページになりますが700万ぐらいあります。それから、138ページに行くと、工事請負額で188万ぐらい不用額として生まれています。それから、道路新設改良で、これは9万2,000円ですけれども。そういう中で土木管理費で先ほど言ったように290万あります。それから、何で問題にしたのかというと、やっぱり資料No.8の狭あい道路とかですね、それから私道の補助事業とか見ても、一番端的なのは238ページの私道等の整備費なんていうのは19年度は全然該当箇所は1件もないと、そういうのがあります。それから、道路の改良費でも不用額が100万ぐらいは出てるんですが、全体に予算から見てですね、私はここで出てくる不用額っていうのはいろいろな入札とかなんかでも出てくるんだと思うんですが、なぜ先ほど不用額が判明するのはいつごろになるんですかっていうのを伺ったのはそういうことなので、年度内にやはり住民の方からとかいろいろ要望とか結構出てると思うんですが、そういうところに対してやっぱりこたえていくと。一つでも二つでもその範囲の中でやる。そして住民にこたえていくというのが私は行政の仕事だというふうに思うんですよ。そういう点で、今まで出てても来年度の検討ですとか計画していますとかですね、そういうのがいつでも返ってくるわけで、何とか市民の皆さんにこたえていく意味で、皆さんの通っている道路はすべて路面が舗装されてきちっとさているとは限らないと思うんですよ。でこぼこがあったり亀裂が入ったり段差があったりですね、そういう道路が結構あります。私もあちこちバイクで行ったりなんかしてるんですが、相当傷んでいるところもあるなっていうふうに思うんですね。それで、年度内にできるできないにかかわらず、やはりこういうのがどうしても出てくるというのであれば、やはり全体をもっと、せっか

く予算をつけて全体の予算あるわけですから、そういう不用額というような形ではなくて、昨年度と同額だからいいとかそういうのではなくて、やっぱり住民の皆さんに声、耳傾けていくという、そういう姿勢というのが私は必要だというふうに思うんですね。その点に対してはどういうふうに思っているか伺いたいというふうに思います。

○鎌田委員長 高山土木課長。

○高山土木課長 それでは、ただいまの質問にお答えしたいと思います。

土木全体としての不用額は委員おっしゃった数字になろうかと思えます。ただ、土木の中で大きく分けると、まず維持管理と、それから新設というような予算の組み方が一つあると思います。それで、委員もおっしゃったような新設の部分につきましては、一つは、私道整備の主要な成果でも今委員おっしゃいましたけれども、これはなかなか地元の方々の負担の部分でまともになかったという結果不用にしているという例もございます。それから、維持管理の部分での不用につきましては、これは請負時点の差額、これは工事それから委託等があるわけでございますけれども、それらの差額が実際はあるわけですが、維持ですと緊急な対応、それから不測の事態に備えるというようなことも当然考える必要があると思いますので、そこら辺は2月補正、先ほど財政課長おっしゃいました2月補正ぎりぎりくらいまでの中で結果として不用が生じたということだと思っております。よろしく願いいたします。

○鎌田委員長 中川委員。

○中川委員 今、課長さんからそういう話があったんですけども、私は昨年12月議会でも、前の議会でも、私道の問題とか取り上げてまいりました。だけれども、何せ私道ですから、そこに安全策を何とかやってほしいということをお願いしたんですけども、北浜のトンネルの上のところなんですけれども、私道になっていると思うんです。だけれども、手すり鉄柱に細いロープをただ結んでいるだけのそういうところがあって、それは私道だからできないということで突っぱねるのかですね。市民の安全のために、市民のために協議をするというのは私は行政の仕事だというふうに思うんですよ。ですから、民間だってもその民間にですね、民間の土地の所有者にきちっと話しして、それで市民が、万が一事故なんか起きたときの責任どうとりますか。落ちたところが市道でありますっていつてね、トンネルの上は市道だっていってあの柵をしてもらいましたけれども、そこから外れれば私有地だからだめだっていってね。そういうことではなくて、子供たちが通学路としても利用している近辺に住んでいる方の生活道路ですから、そういうところに対しても、やっぱり19年度、さっきも言いましたように私道等の

整備補助事業ではゼロですよ。そういうことでいいのかどうか。やっぱり一つでも二つでも手つけるというのは私は行政の仕事であるし、住民から出された要望を一つずつ検討して、そういう努力をするのが私は行政だっていうふうに思うんですよ。そういうふうに思うのかどうか。

それからもう1点ね。環境基本計画の中に、第1章にこういうふうにありますよ。その5番目の計画の段階で、計画の対象の中で環境区分の快適な都市環境。具体的な対象として都市景観とかいろいろあります。それから土地利用の適正化の問題とか。こういう環境基本計画の中に、それは私道だろうが市道だろうが国道だろうが県道だろうが、住んでいる住環境は私は同じだというふうに思うんですよ、塩竈市民である限り。そういうところにですね、民間だから一定の枠をはめるようなそういう言い方ではなくて、そういうところにやっぱりこたえるという姿勢が私は大事だっていうふうに思うんですよ。その点についてどうですか。

○鎌田委員長 高山土木課長。

○高山土木課長 正直担当の我々も一番悩むところでございまして、公共用地であればこれは当然安全管理、一般の市民の方々が使うという意味からも当然これは対応していかなきゃならないというふうに思っております。ただし民有地につきましては、正直さまざまやっぱり民有地であってもいろんなご要望、これも現実ございます。ただ、その中でじゃあどの程度、どうする場合、それを対応していくかということは、正直言いまして担当が一番悩むところがございます。そこら辺のこともございますので、今後そこら辺のことの、ひとつ基準といいますと、基準があれば一番いいわけでございますけれども、なかなか今あるのは私道整備の、そういう私道の整備の基準というのがあるわけなんですけれども、それ以外の部分での該当するような基準というのが正直今はございませんので、そこら辺、今後の課題として少々勉強させていただければなというふうに思っております。よろしく願いいたします。

○鎌田委員長 中川委員。

○中川委員 やっぱりいろいろ問題はあるというふうに思うんですが、やっぱり柔軟に対応していくというのが私は基本だというふうに思うので、その点はやっぱり踏まえて、ぜひ進めていただければというふうに思います。

では、次に伺いますが、資料No.8の34ページ、消費者対策のことで伺うんですけれども、きょうの新聞紙上でも県内の消費者に対する相談件数がふえてきているということも報道されております。私は伺うんですが、塩竈で窓口としてやっている方が苦勞しているというふうに思

うんですが、この人たちに対する人件費っていいですか、そういうものはどういうふうになってるんですか。

○鎌田委員長 阿部商工観光課長。

○阿部商工観光課長 消費者相談窓口の職員は、パート賃金ということで、週4日、木曜日だけお休みをちょうだいしておりますが、パートということで対応をさせていただいております。以上です。

○鎌田委員長 中川委員。

○中川委員 本市でも、私も12月議会のときに多分取り上げたというふうに思うんですが、やっぱり消費者問題というのは今、サラ金、クレジット被害とかいろいろあります。それで、いつも被害を受けているのがお年寄りの方だっというふうにはよく報道なんかされているんですけども、やっぱりここでも相当の、18年度が328件の相談件数、去年19年度は290件と、若干落ちたにしても、やっぱり依然高い確率で相談されているというふうに思うんですよ。それで、やっぱりどこにでも、そういう各担当だけではなくて、やっぱり庁内全体で取り組むべきじゃないのかということで、職員に対する一定のそういう問題での教育とかですね、そういうものを私議会で12月のときに質問していると思うんですが、そういう点で、その後どういうふうに行われたのか、まず伺いたいというふうに思います。

○鎌田委員長 阿部商工観光課長。

○阿部商工観光課長 これまで消費者相談につきましては、何か事が起こってから相談を受け付けるということで、対症療法的な対応をしておりましたけれども、昨年度から、まず未然に防ごうということで消費者啓発事業ということで、平成19年度は1回の実績でございましたが、今年度はもう既に2回ほど、町内会とかそれから老人クラブなどに呼んでいただければお邪魔いたしまして、今こういうのが、こういう詐欺があるから気をつけてくださいというような出前講座、生涯学習課の方のメニューにも加えさせていただきまして、未然に防ぐという意味で啓発事業に取り組んでおります。それから、昨年11月から庁内の社会福祉事務所、それから建築課の市営住宅の方の担当、それから税務の方の収納の方の担当、そういったところと横の連携をとりながら、相談の中で多重債務らしいというふうな情報をつかみましたらば、こちらの方に情報をちょうだいいたしまして、こちらからご連絡を差し上げて、解決に向けた適正な機関もしくは弁護士等、司法書士等へのあっせん、そういった業務を行っているところでございます。以上です。

○鎌田委員長 中川委員。

○中川委員 努力されているということはわかりました。それで今、何といてもやっぱり問題になっているところだけのそうではなくて、未然に防ぐというそういう努力を町内会に、2回ほどだっていることなんですけれども、やっぱり要請があればというばかりじゃなくて、積極的にやっぱり出ていってもらって、そういうところでぜひ進めていただければというふうに思っております。

私も今度また近いうちにいろいろ相談のために出かけて行って調査してきたりなんかしようというふうには思うんですが、実際そういう研修とか弁護士なんか相談に行くときなんかのその費用とかそういうものはどんなふうになっているんですか。

○鎌田委員長 阿部商工観光課長。

○阿部商工観光課長 まずは、いろいろお金に、債務の金額によって司法書士が対応できたりとか、それから弁護士でなければならなかったりとか、いろんな債務の内容によって相談先が違ってまいります。生活困窮者の場合に対しましては、まずは仙台にあります法テラス、そういったところの相談、それから解決に向けた、法テラスのネットワークでの弁護士さんを紹介していただくといったところで、まず生活困窮者ということであれば、お金のかからないような解決方法をあっせんするという心掛けて対応をさせていただいております。以上です。

○鎌田委員長 中川委員。

○中川委員 仙台の弁護士会、それから仙台市弁護士会もやって、相談窓口を設けたりですね、それから消費者センターでも中心にやっているというふうには思うんですが、やっぱりそういうところに積極的に出してもらいたいということになれば、大変相談に行く人でもなかなか行きづらいということもあつたりするものですから、そういう面でぜひ相談のそういう窓口も入りやすいような、相談しやすい状況をつくるということと、同時にやっぱり即専門の方に立ち会っていただけるような、そういう体制もぜひとっていただきたいというふうに思いますので、その点については考え方はどうですか。

○鎌田委員長 阿部商工観光課長。

○阿部商工観光課長 中川委員おっしゃるとおり早急な、多重債務につきましても必ず解決できるということをまず相談者に対しましてはお話をいたしまして、速やかな解決に向けた、それから再建に向けたご相談、それから解決に結びつけてまいりたいというふうに思います。

ただ、私ども県、国、それから弁護士会、そういったところでの役割分担の中で塩竈市とし

てはあつせんをするというところが役割ということになってございます。そういった役割を着実に果たしながら、今申し上げました多重債務の解決に向けた取り組みを続けてまいりたいといふふうに思っております。以上です。

○鎌田委員長 中川委員。

○中川委員 最後に1点だけ伺いますが、相談員の方とかおりますけれども、その人たちがその研修に参加したりするときの、そのときの費用なんかはどうですか。

○鎌田委員長 阿部商工観光課長。

○阿部商工観光課長 さまざまな弁護士会の研修費であるとかそういったものに関して、旅費について、こちらの方で支給をいたしてございます。以上です。

○鎌田委員長 中川委員。

○中川委員 どうもありがとうございました。ひとつよろしくどうぞお願いします。終わります。

○鎌田委員長 小野幸男委員。

○小野(幸)委員 それでは、私の方から質問させていただきます。

資料No.8、主要な施策の成果に関する説明書の中の34ページ、消費者対策事業についてお聞きいたします。

初めに、事故米の転売問題で報道によりますと、農薬メタミドホスの汚染米は残留している濃度が低いため健康には影響がないと報道されていますけれども、間接的に影響があるのではないかという声もございます。そこで、懸念されるのが風評被害の点でございます。食品を扱っている各関係機関、商店の方や市民の皆様方が不安を抱いております。本市においては、影響があるのか、食の安全対策は大丈夫なのか、この点お聞きしたいと思います。

○鎌田委員長 阿部商工観光課長。

○阿部商工観光課長 私どもの業務の中で所管しております中身といたしましては、JAS法に基づく監視ということがございます。JAS法というのは産地表示、それからさまざまな消費者に対する情報の提供が的確になされているかということが、本来であれば県の所管する業務でございますが、権限移譲の中で、市内に事業所を有する、市内単独ですね、市内だけの事業所の方については塩竈市がそういったところの指導をするということで所管をしておる業務でございます。今お話しいただきました食の安全・安心ということでは、現在大きな問題となっておりますのは、流通に係る部分かというふうなことで認識しておりまして、やはり全国的な

流通という中での食の安全・安心というのは、これを所管しております農林水産省、私どもおつき合いいただいておりますのは東北農政局でございますけれども、そういったところから情報をちょうだいいたしまして、疑義案件があった場合には、職員が立ち入りをして調査をして指導をするというふうなことで対応をしております。以上でございます。

○鎌田委員長 小野委員。

○小野（幸）委員 はい、わかりました。

さらにお聞きいたしますが、本市においては食の安全を確かめる方法はあるのか。また、どのような方法で推し進めていられるのかお聞きいたします。

○鎌田委員長 阿部商工観光課長。

○阿部商工観光課長 食の安全を確かめるというのは、さまざまな流通過程、生産者からどこがどういうふうに流通して、どんなふうな、だれが加工して、だれが販売しているのかということで、さまざまなレベルでのさまざまなチェック機関があつて、それで商品が並んでいるということで認識しております。進んでおりますところではトレーサビリティの導入ということで、消費者がバーコードをチェックいたしますと、どういう人が生産をして、どういふふうな中間加工業者が入つてといふふうなところまで工夫しておりますけれども、消費者の方々にとってこの食品は安全だといふふうなまず一番大きな入り口といたしましては、法で定められております産地の表示、それからさまざまな添加物等の表示、そういったものがきちんとなされているかどうかということ、我々は市内の事業所の方を指導するという立場から立ち入りなどをしながら指導をしておるところでございます。以上です。

○鎌田委員長 小野委員。

○小野（幸）委員 それでは、次に、同じページの4の農林物資の表示に関するアドバイス件数の表の中に、一般調査、生鮮食品表示調査と特別調査の水産物に関する特別調査とありますけれども、これはだれがどういふ形でやられるのかお聞きいたします。

○鎌田委員長 阿部商工観光課長。

○阿部商工観光課長 一般調査というのは、先ほど申し上げました農林水産省の方の職員の方々と立ち会いで、農林水産省が毎年こうテーマを設けて、ことしはこういった分野の食品をといふことでリストをつくって、そういった方々と同行しながら調査をするというのが一般調査といふことで、帯同しながら実施しておるものでございます。

特別調査というのは、先ほど申し上げましたように、疑義案件があった場合に、これも東北

農水省の方から情報をいただきまして、農水省の方が、場合によっては食品衛生が絡めばこれはJAS法の産地表示とはまた違いますので、宮城県の方の保健所の立ち会いのもとで調査をするということが特別調査というふうになっております。以上でございます。

○鎌田委員長 小野委員。

○小野（幸）委員 はい、わかりました。

それで、同じ表の件数のところで、ゼロとありますけれども、ゼロが多くありますけれども、これはなぜゼロなのかちょっと教えていただきたい。

○鎌田委員長 阿部商工観光課長。

○阿部商工観光課長 先ほども申し上げましたように、東北農政局がある特定のテーマを持って回るということで、年度によっては野菜であったり畜産物であったりするケースがございます。そうしますと、本市の場合は該当する事業所がないということで、昨年度におきましてはゼロであったということでございます。以上です。

○鎌田委員長 小野委員。

○小野（幸）委員 はい、わかりました。

あと、また同じ表なんですけれども、中間流通業者とございますけれども、これはどこのことを言っておられるのか、具体的にお聞かせ願いたいと思います。

○鎌田委員長 阿部商工観光課長。

○阿部商工観光課長 中間流通業者と申しますのは、卸売業を指しております。この表であれば、市町村独自の調査ということで中間流通業者46件となっておりますが、私どもの方で、観光の拠点でもありますし、非常に大切な水産物という市の顔の場所でもございますので、仲卸を中心に昨年度は46件立ち入り……調査というかですね、これは指導、アドバイス事業を行ったというのが46件ございますということのまとめ方でございます。以上です。

○鎌田委員長 小野委員。

○小野（幸）委員 わかりました。

じゃあ、その他、同じ表の中で疑義案件等、中間流通業者件数1件と、あと市町村独自の調査、中間流通業者件数46とありますけれども、この中身ですね、ちょっと教えていただきたいと思います。

○鎌田委員長 阿部課長。

○阿部商工観光課長 この疑義案件の中の中間流通業者1件というのは、国の方でですね、品目

を具体的に申し上げますとアサリなんですけれども、スーパーで売っているアサリを抽出調査をいたしましてDNA検査をしたと。国産という表示で売っていた30粒のアサリのうち16粒が日本産にはないDNAを持っていたということで、これの中間業者が塩竈市にあったということで塩竈市の方の中間流通業者の方に東北農政局の職員の方々と一緒に調査に入って、どこで仕入れたものをどこに卸していますかと、数量はどのぐらいですかと、その作業過程の中で輸入した中国産のアサリが混ざるような作業過程はありますかとか、そういったことを立ち入り調査をして数量等もチェックを行ったというのが、その他疑義案件の具体的な中身でございます。

市町村独自の調査の46件につきましては、調査というよりも仲卸市場の1件……、200店舗ほど入っておりますけれども、これまで18年、17年というふうが続けてきておりまして、一つの組合に関しまして昨年度はアドバイス事業を行ったということでございます。以上です。

○鎌田委員長 小野委員。

○小野（幸）委員 ありがとうございます。

では、さらにお聞きいたしますが、賞味期限とか産地の偽装等の問題をどう扱われているのかお聞きしたいと思います。

○鎌田委員長 阿部課長。

○阿部商工観光課長 賞味期限につきましては、表示ということではJAS法の対象として必ず表示しなければならないものというふうなことで、必ず表示しなければならない品目では表示しなければならないというふうになっております。ただ、期間をどのぐらい、何度で保存で、いついつまでという賞味期限あるいは消費期限、こういったものに関しては食品衛生法のカテゴリーということで、我々ちょっとJAS法の所管する業務の中では立ち入れない部分等がございます、そこら辺の具体的な日付のとり方、それから保存、温度の部分に関しましては食品衛生法ということで宮城県の所管ということになっております。以上です。

○鎌田委員長 小野委員。

○小野（幸）委員 はい、よくわかりました。ありがとうございます。

では、次に、同じ資料の67ページの高齢者支援事業、要介護者への支援の中の施策の実績の事業内容についてお聞きいたします。事業内容の表の中に介護用ベッド貸し出し、平成18年度、延べ利用で49人、事業費で7,000円ですね。平成19年度で延べ利用が45人で、事業費が12万6,000円とありますけれども、事業費においてかなりの差がありますが、その内訳をお聞か

してください。

○鎌田委員長 高橋介護福祉課長。

○高橋介護福祉課長 介護ベッドの貸し出し事業でございますが、これは介護保険制度始まる前からリサイクルベッド等の貸し出し事業となっているものでございます。一般的に介護保険、平成12年から始まりましてからは介護保険が優先になりますので、介護保険の適用にならない病院あるいは施設からの一時帰宅などの方に貸し出しを行っております。

事業費につきましては、介護ベッドの方もご不要になりまして私どもに回収ということで戻ってまいりましたものもあるわけでございますけれども、かなり古くなっている部分がありまして、その廃棄手数料等の事業費となっております。よろしく申し上げます。

○鎌田委員長 小野委員。

○小野（幸）委員 はい、わかりました。

では、今後、高齢化の進展に伴って事業費の増加等が見込まれると思っておりますが、その辺の状況のとらえ方、お考えをお聞かせください。

○鎌田委員長 高橋介護福祉課長。

○高橋介護福祉課長 先ほど申しましたように、介護保険の方の適用が優先になりますので、それ以外の適用にならなかった方、介護保険使わないような方が対象になるということで、今現在私どもで業者の方に10台弱今保管させていただいております。今のところの推移で見ますと、その10台の中で何とかやりくりできるのかなど。余り事業費的には増加していかないのかなというふうに見ておるところでございます。よろしく申し上げます。

○鎌田委員長 小野委員。

○小野（幸）委員 はい、わかりました。ありがとうございます。

それでは、次に、同じ資料の88ページ、鉄道駅舎エレベーター整備事業についてお聞きいたしますが、この事業は公明党のバリアフリー化の強い主張によりまして新交通バリアフリー法も国で制定され、いつも使う駅にエレベーターがあると助かる高齢者や障害を持たれる方からの声もありまして、全議員の皆様の強力な推進があつて設置されたわけですけれども、利用者の皆様には大変喜ばれております。それで、まだ設置されない駅についての当局の今後のお考えをお聞かせください。

○鎌田委員長 田中総務部次長。

○田中総務部次長兼政策課長 鉄道駅へのエレベーター整備につきましては、JRの方で計画的

に国のバリアフリー法に基づきまして整備の計画を立てているところでございますが、これまで平成12年に本塩釜駅に設置、それから平成19年、昨年度ですが塩釜駅に設置されたということでございます。JR東日本の計画によりますと、平成22年度までに段差が5メートル以上、それから乗降客が5,000名以上の駅についてバリアフリー化を図りたいという計画を持っているやに聞いております。

そういった中で私どもの方は2カ所のエレベーター整備を行ってきているところでございますが、JR東日本としては22年度までに、あと東塩釜駅の方についてもバリアフリー化を図りたいという計画は持っているというふうに伺っております。以上です。

○鎌田委員長 小野委員。

○小野（幸）委員 はい、わかりました。私たちも努力してまいりますので、当局におかれましても今後、鋭意努力をお願いしたいと思っております。

次に、同じ資料で232ページの市営住宅管理業務の中の保守・管理についてお聞きいたします。老朽化が進む中で、いろんところが傷んでくると思います。点検も幅広くなってくると思われますが、水道、ガス、あと下水道のライフラインといった保守・点検、こういった保守・点検がなされているのかお聞きします。

○鎌田委員長 千葉建設部次長。

○千葉建設部次長兼建築課長 お答えします。

ライフラインに関するその検査状況ということですが、まず水道とかそういったものに関しまして言えば設備等、給水関係で言いますと、日ごろの水質点検、そういったものを行ってございます。それから、整備的なものに関して言いますと、ガス事業者とか、あといろんな形で情報があつた場合に、そうしたあわせての点検とか、あと給排水の部分に関して言えば、いろんな形で詰まりとかいろんな生じてきますけれども、そうした地盤沈下等の状況等もつぶさにいろんな情報を集めながら、調査しながら改善していつているという状況でございます。残念ながら、個々に、個別に毎年点検するという形にはいきませんので、そうした法的に認められた、例えば水道のそういう点検とかそういったものは確実にやらせていただいていると、あと掃除とかそういったものもやらせていただいているという状況になってございます。

○鎌田委員長 小野委員。

○小野（幸）委員 はい、わかりました。

次に、防犯上の安全対策としてお聞きしますが、最近地震、火災が多く起きております。市

営住宅を見ますと、1階の前付近に花壇または菜園等が置かれているのが見受けられるんですが、地震が起きた、火災が起きたと、電気もとまりエレベーターも使えない、階段も使えないというときに、下にクッションなどを敷いて飛び降りの救助などもあり得ます。逃げ場を求めるときに足かせになってしまうのではないかと思います、そういったことについて安全対策についての施策のお考えをお聞かせください。

○鎌田委員長 千葉建設部次長。

○千葉建設部次長兼建築課長 日ごろといいますと、一番気にしていますのはバルコニー、バルコニーが火災とかそういった場合に、隣の通路を通過して、仕切りあるわけですがけれども、そういう仕切りを隣人が壊しながら逃げていくというのが一番火災のときに有効な手段かと思われまます。我々が気にしているのは、そのバルコニーに物を置いて、そういう事態ができないような状況になるというのが一番気にしている状況でございます。そういう面での指導をしてはいるものの、なかなか協力していただけないという部分もあります。これからも引き続きその要請はしていきます。

あとそれから、今お話のありました花壇等の件でございますけれども、ちょっと手前についていう部分では、ちょっと把握している部分はなかなかなかったんですけども、もしそういう状況で、もともと花壇というものを許可しているわけではございませんので、再度調査しながら団地の方とお話し合いしていきたいというふうに考えてございます。以上でございます。

○鎌田委員長 小野委員。

○小野（幸）委員 はい、わかりました。安全対策上、どの市営住宅も早急に本当に対応していただくようによろしくお願ひしたいと思っております。

では、次に、同じ資料の261ページ、水産加工業活性化支援事業についてお聞きしたいと思います。初めに、第1回の塩釜フード見本市が行われまして、内容もすばらしく、大変好評であったと聞いておりますけれども、その内容についてお聞かせください。

○鎌田委員長 福田産業部次長。

○福田産業部次長兼水産課長 ことし2月に開催しました第1回目のフード見本市、大変盛況でございました。我々当初500人ほどの入場者を予定しておりましたところ、1,400人を超えるような皆様方にお集まりいただきました。それで、皆様方からのアンケートをとりましたところ、「このような見本市を今後とも継続して続けてほしい」、あと「市内にこのような製品があったことを知らなかった。このような取り組みを続けてほしい」という要望がありました。

さらに、そのときに一番注目されましたのが、新商品でございます。我々新商品につきましては、補助金を出しましてそのような取り組みをしてくださというお願いをしております、そのときも新商品が6品目ほど出ましたけれども、それが一番好評でしたので、今後2回目以降も考えた場合に新商品をできるだけ多く出していくというようなことを考えて取り組んでいこうと考えています。以上です。

○鎌田委員長 小野委員。

○小野（幸）委員 はい、わかりました。それでは、今後フード見本市は2回、3回と続けていかれるお考えなんですか。

○鎌田委員長 福田産業部次長。

○福田産業部次長兼水産課長 今後とも続けていきたいと考えてございます。

○鎌田委員長 小野委員。

○小野（幸）委員 はい、わかりました。

それでは、その2回、3回と続けていかれる中で、例えば塩釜の物産展を東京でやるとか、大阪とか、大きな規模で行政と業界が一体となって広げてみてはどうかと思うのですけれども、そういったお考えをお聞かせください。

○鎌田委員長 福田次長。

○福田産業部次長兼水産課長 確かに東京近郊に大型の展示会場と申しますか、そのような施設を使って全国レベルでフードデックスとかいろんな展示会が催されております。そのとき、それに出展する際に一番ネックになるのが出展料でございます。かなりの金額でございます、なかなか出展料が出せないということが多いのでございますけれども、それでも出展しまして、それなりの評価を得ている市内の事業者の方々もおります。かなりの金額になりますので出展料を行政側で支援するというのはなかなか難しいわけですが、このような展示会っていいですか見本市がありますよという情報と、それから我々が人的にお手伝いできる部分についてはできるだけお手伝いさせていただいております。具体的には職員を派遣したりとか、そういうことはしております。以上です。

○鎌田委員長 小野委員。

○小野（幸）委員 はい、わかりました。よろしくお願いたします。

では、次に、279ページなんですけれども、企業誘致推進事業についてちょっとお聞きいたします。施策の実績の中の④の企業訪問件数、また関係機関訪問件数とありますけれども、企

業の中身について、どういった企業に行かれておられるのかお聞かせください。

○鎌田委員長 阿部商工観光課長。

○阿部商工観光課長 ④番の企業訪問件数93件、どういった企業にということでございますが、市内外の企業にご訪問をさせていただきまして、企業進出の情報であるとか、それから投資の計画、そういった情報をいろいろお話を伺いながら、可能であれば関係機関というのが宮城産業振興機構であるとか産業技術支援センターであるとか、そういったところに私どもも同行しながら働きかけ等を行いまして、そういった企業が進出してくる条件、それから市内にある企業が発展するための支援ということで訪問させていただいて、紹介、それから関係機関へのあつせんといった、さまざまなインセンティブをご紹介するというふうな目的で企業訪問を行っているものでございます。以上です。

○鎌田委員長 小野委員。

○小野（幸）委員 はい、わかりました。

それで、次の280ページに、1の成果指標の中に、企業進出①の進出4社とありますけれども、主にどういった会社か、わかるのであれば教えていただきたい。

○鎌田委員長 阿部課長。

○阿部商工観光課長 こちらの方でカウントしております4件につきましては、新浜町で競売物件を購入して、その発泡スチロールなどを購入して、粉碎し、梱包するといったふうな業態の企業が1件、それから食品加工業1件、それから全水加工連の東北第一冷蔵庫、それから県漁連の第2水産会館、こういったものを含めまして4件ということをさせていただいております。以上です。

○鎌田委員長 小野委員。

○小野（幸）委員 はい、わかりました。

あと、その（2）の具体的に進出を検討している企業とありますが、この企業の内容も教えていただきたい。

○鎌田委員長 阿部課長。

○阿部商工観光課長 進出を検討していただいている2社というのは、同じ場所に2社ということでございまして、進出をこれ平成19年度は検討していただいておりますけれども、今年度、進出というかですね、これは貞山の石油基地の跡地でございまして、その跡地を新しい会社が購入をいたしました。その会社の方で、あと建物であるとか、それから営業所、事業所、

本社、そういったところまでを塩竈の方に移転してきたいということで、今そちらの方の事業計画が進められておるところでございます。

業種といたしましては、運送業でございます。以上です。

○鎌田委員長 小野委員。

○小野（幸）委員 はい、わかりました。ありがとうございます。

では、次、資料No.7の86ページの福祉灯油購入券交付金についてお聞きいたしますが、福祉灯油購入券交付金638万9,000円の内訳の状況をお聞かせください。

○鎌田委員長 会澤社会福祉事務所長。

○会澤社会福祉事務所長 はい、お答えします。

福祉灯油は、1世帯5,000円ということで、高齢者世帯、それから非課税の一人親世帯、障害者世帯という形で交付しておりますけれども、高齢者世帯が768世帯、それから一人親世帯が274世帯、障害者世帯が239世帯の合計1,281世帯分となっております。

○鎌田委員長 小野委員。

○小野（幸）委員 はい、ありがとうございます。

それで、公明党として物価上昇の点から、福祉灯油や福祉ガソリンの予算を増額するなど、生活関連支援策を充実させ、特別交付税の補助率を2分の1から3分の2に増額するというところで、与党連絡会議の中で合意をしておりますけれども、こういったことが実施された場合、本市においてはさらなる拡大でできるのかどうか、この点お聞きいたします。

○鎌田委員長 会澤社会福祉事務所長。

○会澤社会福祉事務所長 世界的な燃油高騰ということで、市民生活ばかりでなくて、中小企業、農業、運輸業など、さまざまな分野で今、国民生活に大きな影響を与えているということをお聞きしております。そういった中で、7月の末に官房長官が原油価格高騰対策ということで一定程度記者会見なされていまして、そういった動きが来るのかなとは思っております。ただ、今そういった具体的な内容が伝わってきていませんし、また、あと原油価格がちょっとこのごろ下がってきているということもありますので、そういった内容、動向を観察しながら今後の対応をしてまいりたいと考えております。

○鎌田委員長 小野委員。

○小野（幸）委員 はい、わかりました。私は市長が実施の方向で考えていると思いますけれども、実施なされる場合においては、福祉灯油券の配布について前回いろいろ規定がございまし

たけれども、実際の場合、周りの市町に本当に合わせていただきまして、塩竈だけが少なくならないように努力をお願いをいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○鎌田委員長 佐藤英治委員。

○佐藤（英）委員 それでは、資料No.6の2ページですね。収支済額とあと支出済み、そして5億4,500万の黒字が決算されたということで、大変市民も本当に喜んでんじゃないかなというふうに思っております。しかし、この5億4,500万の黒字の背景には、さまざまな、市長初め部長、課長、あるいはまた職員、パートの方ですね、そういう方々の僕は汗と苦労がこういう結果を生んだのかなというふうに思っております、本当に市長としてもこの19年度決算できまして、本当にある意味では安心もあるし安堵もあるし、そしてまたさまざまな思いもあると思いますけれども、この19年度を振り返って、どのような感想、あるいはまた総括的なことがあれば、短くて結構ですけれどもお願いしたいと思います。

○鎌田委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 今、実質収支の中で5億4,500万円の黒字ということについてのご質問でありました。実は5億4,500万円の内訳を申し上げますと、前年度の黒字額3億7,400万円を継承しての黒字であるわけでありまして。資料の中にも記載をさせていただいておりますが、単年度収支ということで数字をとらまえますと、1億7,100万円というのが正確な数字ではないかなというふうに我々は受けとめております。

この黒字を生み出すために、今委員の方からもお話をいただきました。当然のことではありますが、職員もみずから努力をするべきということで、給与の独自削減等にも取り組みをさせていただきました。また、職員互助会からもこのような窮状を少しでもということで、18年度、19年度の2カ年間、1年に5,000万円というような支援も賜ったわけでありまして、また、財産の売り払い等も行わせていただきました。さらに健全化法の施行というものを間近に控えている中で、議会の皆様方にも大変心苦しいお願いをさせていただきながら、赤字の圧縮等にも努めさせていただいたところでもあります。また、例えば退職手当債、行財政改革を進める自治体だけに認められます行政改革債といったようなものも取り組まさせていただきました、ようやくこのような状況にこぎ着けたということでもあります。まだまだ我々がみずから改革に努力すべき点が数多く残されているという認識でありますし、今後ともたゆまぬ改革に職員一丸となって取り組みをさせていただきたいということでありまして、まだまだ予断を許す状況に

はないということで考えているところでございます。よろしく願いいたします。

○鎌田委員長 佐藤委員。

○佐藤（英）委員 本当に今の自治体の首長というのは、もう本当に連日休まる暇がないのかなと私は思っております。そして本当に時には、この間も言いましたけれども、泣いて馬謖を斬らなければならぬ、そういう事態もあえて踏まなければ塩竈の将来も市民の安心・安全もないというですね、選択もしなきゃいけないというところがあるかなと思っております。

それで、この間出されました新財政計画推進取り組みの中でも、本当に人件費の比率がどんどん下がって、本当にこれだけ努力しておりますし、また今後の取り組みについてもさらなる取り組み、定員の問題や、あるいはまた指定管理の問題とか、事務の改善、行革、そしてまた受益者負担の適正化など、本当にそういう中で一層19年度もまた一つの通過点であり、これからまた市長言ったように健全化に向けてさらなるひとつ努力をお願いしたいなというふうに、我々もまた市民の負託を受けている議員として、塩竈の財政的安全・安心というもの、そして豊かな福祉というものができるように努めなきゃいけないなというふうに思っております。

そこで、資料3番の3ページですか、その中で実質公債費比率の件が克明に、5ページですね、ごめんなさい。実質公債費、17年度が10.5%、18年度が8.5%、19年度が8.4%で、これがいわゆる3カ年平均で出すようになって、実質公債費比率9.1%となっておりますけれども、私は次の連結実質赤字比率の18年度の計算がありましたらちょっとお願いし、なおかつ19年度が9.99%となっておりますけれども、こちら辺ですね、18年度、19年度の比較をしながら、どのように考えているのかお願いしたいなと。

○鎌田委員長 神谷財政課長。

○神谷財政課長 恐れ入ります、連結の比率につきましては、ちょっと今手元にございませぬ。実質の公表等につきましては19年度の決算からということでございましたので、19年度からの公表ということでさせていただきました。ただ、一応試算ということでさせていただいたちょっと数値がございますので、ちょっと後で、申しわけございません、調べさせてお答えさせていただきます。

○鎌田委員長 佐藤委員。

○佐藤（英）委員 じゃあ、後でですね。私は結局何を聞いたかったかというのと、18年度よりこれが改善されているというふうに思っておりますし、また、どのような分析をしてんのかなということをお聞きしたわけです。

じゃあ、次に、この資料No.2番の塩竈市の監査委員が今回、「何ページ」の声あり）1ページで結構です。健全化判断比率審査意見書っていうのが出されたわけでありまして。それで、中身見ましても、1番から4番の実質赤字比率から将来負担比率まで、これを行政の方でとったそのものだと思いますけれども、これは私は、今回出されたというのは、健全化法にのっとって監査もこういうような意見書を出すことが義務づけられたのかどうか、そこをちょっと確認したいなと思っています。

○鎌田委員長 高橋監査委員。

○高橋監査委員 今回の監査の方として意見書を出させていただきましたけれども、この健全化の判断比率を議会報告する際に、監査委員の意見をつけることということですので、その意見を出させていただいたという形になります。

○鎌田委員長 佐藤委員。

○佐藤（英）委員 はい、ありがとうございました。わかりました。

それでは、また順次、資料8番から質問をしていきたいと思えます。

それで、私この成果に関する説明書を読ませていただきまして、私も4年間ちょっとブランクありまして、そして去年この資料を見たときに非常に驚いたことがあるんです。それは、今までは成果だけであったんですね、いわゆる予算を使って、そしてそのいろんな政策をしたものに対して、成果でもって常に成果がよかった、よかったという内容で、私はこれはおかしいんじゃないかということで今から五、六年前ですね、課題というのをなぜ出さないんだということを行ったのが、本当にこの三、四年後にこういうふうにして実ったということは、私は非常にうれしいし、これは私個人のうれしさじゃなく、これがあるから次があるし、我々議員も非常にいい勉強になるんですね。そして市の職員の方も当然この課題に向けて取り組む、来年も再来年も、中長期的に取り組むわけですね。我々も政策的に、ああこういう課題があるのかということで非常に勉強になります。そういう意味では非常にこれ、よいなということをまず前段にお話ししながら、まず14ページですね。

14ページの雨水貯留、宅内貯留54件、工事費8,400万円といふうになって、貯留量が345立米となっております。それで、私はこの雨水事業、非常に今、全国的に温暖化を伴ってですね、

○鎌田委員長 委員、特別会計の方でということですか。

○佐藤（英）委員 これ、雨水事業……。じゃあ特別会計のときにいたします。

じゃあ32ページ。32ページの防犯対策事業についてお伺いしますけれども、これは年々この

32ページのグラフを見ても減ってきているわけですね。それで、減っているといえど、市民の間でよく窃盗犯が問題になってるんですね、自転車を盗まれたのなんなのっていうことでね。大きなことは塩竈市はだんだんだんだんもう少なくなってきましたけれども、この窃盗犯の中でやっぱり一番現況と課題の中で書かれておりますように、やっぱり駅前周辺が一つの盗難のネックになっているということで、私は防犯の考え方として、防犯カメラというものがやっぱり非常に防犯の抑止力になっておりますし、特に塩釜駅とかああいうところには、この防犯対策上、防犯カメラというのも塩竈にも1基か2基あってもいいんじゃないかなというふうに思うんですけれども、どのようにそこら辺ちょっと考えられてんのかなと思ひましてお尋ねします。

○鎌田委員長 村上防災安全課長。

○村上防災安全課長 私ども今、委員ご指摘のとおり市内の犯罪発生件数減少しておるところでございます。これは各地域の防犯協会の皆様、あと警察の方々との連携によりまして塩釜地区、非常に減少しているのではないかなというふうに考えております。

ただ、委員ご指摘の防犯カメラの設置につきましては、我々としてははまだ検討はされておりませんでしたので、今後必要性について検討していければというふうに考えております。以上です。

○鎌田委員長 佐藤委員。

○佐藤（英）委員 じゃあ、ひとつ、やっぱり犯罪が非常に広域化しているし、そういうことで非常に僕は抑止力があるということで、いろんな角度から、いろんな警察も含めて、あるいはまた防犯協会とかそういう団体の声も伺いながらやっていただきたいなというふうにお願ひしたいと思います。

次に、47ページ、子育て支援に関する事業なんですけれども、いや、本当に今、子供を取り巻く環境というのは、よくテレビでもですね、高齢者に対する比率からしたら子供に対する政策なりあるいはまた予算が非常に少ないのではないかと。これが今日日本の少子化を生んだ原因ではないかなと思っております。

そこで、この子育てに関するいろいろな事業がいろいろ行われておまして、非常にそういうこまめにやっているなというふうには思っております。しかし私、市長ね、エスプの子育て支援の場所っていうのは非常に小さいんじゃないかなと。外の方は遊ぶ場所は結構なかなかいいとは思っていますけれども、あの本当に子育ての、私の勘違いかもしれないけど、あそこ

が一つの子育ての子供たちのお母さん方があの部分しか、いわゆる畳でいえば10畳もないところが子育ての拠点かと思うとね、いろんなどころにあると思いますけど、ちょっと私そこら辺ね、非常に、本当にこれが将来の子供たちのためになってんのかと、本当に思いやりのある、いわゆる佐藤 昭市政にちょっと似つかせないんじゃないかなというふうに思うんで、そこら辺どのように考えていますか、お願いします。

○鎌田委員長 渡辺生涯学習センター館長。

○渡辺生涯学習センター館長 ちょっと私の方から最初答えさせていただきます。

多分キッズスペース、3階のキッズスペースかなと思うんですけども、（「はいそうです、3階の」の声あり）

○鎌田委員長 佐藤委員にお聞きしたいと思います。壺番館なのかエस्पなのか、そこを。

○佐藤（英）委員 エस्पのです。

○鎌田委員長 ああ、そうですか、エस्पということですね。渡辺生涯学習センター館長。

○渡辺生涯学習センター館長 失礼しました。それではお答えさせていただきます。

お話しになった箇所ですが、3階のキッズスペースかと思われます。これにつきましては、子育ての支援の場というよりも、むしろエस्पに来客されたお子さんやお母さん、そういった方々を対象に絵本などを読んでいただくなり、あるいはおもちゃを使って遊んでいただくというような、そういった場として一応想定しております。以上でございます。

○鎌田委員長 佐藤委員。

○佐藤（英）委員 そういう何か待合室みたいなお話なんですけれども、じゃあ一体その子育てをする、そういう拠点とは一体どこなのかお伺いします。

○鎌田委員長 佐藤児童福祉課長。

○佐藤児童福祉課長 今の地域の密接なかわり方、（「聞きづらいんですけど」「マイク」の声あり）すいません。今、核家族になりまして、なかなか地域とかでお子さんとともに見ることがなかなか少なくなってまいりました。それで、小さいお子さんをお持ちのお母さんたちはどういうことで育てていったいいか、なかなか迷うところがあるようでございます。それで今、壺番館の方の1階の方にファミリーサポート事業とか子育て支援センター開設しております。あと藤倉保育所の方にも子育て支援センター、あとあゆみ保育園の方にも子育て支援センターということでやっておりますので、そういうところを拠点として活動させていただいております。以上でございます。

○鎌田委員長 佐藤委員。

○佐藤（英）委員 はい、ありがとうございます。しかし、やはりまだまだ若い、いわゆる核家族の今の家庭、そしてまたそれゆえになかなか子育てに対して不安を持っている方はいっぱいいると思うんで、もうちょっとそこら辺ですね、本当にこれが塩竈の子育て支援の拠点だというね、そういうものこそがこれからの大きな政策じゃないかなということで要望しておきたいと思います。

次に、238ページの私道等整備補助事業の交付金に対する補助金交付事業なんですけれども、私道がやっぱり塩竈、大分ありまして、この予算を見ても、100万円あっても決算額がゼロと。これはどういうことを意味するのか、まずお伺いします。

○鎌田委員長 高山土木課長。

○高山土木課長 答えいたします。

ゼロになった理由につきましては、239ページの方に、成果の欄に書かせていただいておりますけれども、実際相談件数が2件ございました。ただ、全額補助という形ではございませんので、地元の負担も伴ってまいります。そのような関係から地元の負担する調整がまとまらなかったということで、結果整備ができなかったということでございます。よろしく願いいたします。

○鎌田委員長 佐藤委員。

○佐藤（英）委員 はい、理解しました。

それで、問題はその整備事業っていつでも、皆舗装というよりも、なかなかそういうように地域で金額を出して、そして道路を整備するというまでにはなかなかいきません。今、本当に町内会費でさえ集まらないという面もありますし、そういう中で私は、まず私道であっても長年市民が歩いてきて生活してきた、そういうエリアに対しては、私はきれいに舗装しろとかじゃなくて、安全面の確保だけはすべきじゃないかなと。例えばこっちの方が山になって危ないとかという部分に対しては、もう少しこれは弾力的に考えていただきたいということを要望したいと思います。

あと、もう一つ、これに関連いたしまして、やっぱり塩竈の高齢化率というのは25%にもう近づくと、（「超えてんです」の声あり）超えているんですね。それで、超高齢地域なんですね。やっぱりそういう市民が本当に今歩くときに、いろんな意味で塩竈は狭いばかりじゃなく段差も多いし、何かこう斜めになって歩かなきゃいけない部分もあります。そしてまた、今言っ

たように私道の部分とかですね、そういうところに意外と高齢者の方が住んでいる。これはここにも書かれているようにちょっと歴史性がありまして、どうしてもそこにぼんぼんぼんと建てたという塩竈の山際とか、そういうですね、そしてなおかつ私道を歩かざるを得ないという、こういう地域性があります。それを今さら、きちっとすべつと言ってもこれは大変なことなんで、せめて高齢者に合った安心して歩けるような道路づくり、いわゆる段差も少なく改善していく。あるいはまた手すりをつけるようにひとつ考えてほしいなと思うんですよね。手すりをつけなくて転んだりしたら、山も多いんです。これしたらですね、けがして入院する。病院とかそういうところにコストが来て、ますます市民生活は苦しくなるという連鎖を生むんですね。そういう面でおきましては、ひとつこういう手すりとか、あるいはまた北浜沢乙線ばかりに腰かけ置くんじゃなく、そういうエリアにもやっぱり配置するというね、そんなに高いもの要りません。そういう思いやりの高齢社会の塩竈だと言われる。安心して、そして本当にいいまちだなと。何も、何だかが安ければいいんじゃなく、本当に思いやりのある優しいまちだな、これがこれからの自治体の僕は市民に対する大きなサービスじゃないかなというふうに思っております。ひとつよろしくお願いします。

あともう一つ、道路行政で私思うのは、やはり道路というものは命にかかわる問題、今言ったように転ぶという、そういう問題もありますけれども、命にかかわる問題なんです。とにかく危険だなと思ったら対応を早くするように。昔、松戸市という、千葉でしたか、松戸市で「すぐやる課」というのがありましたけど、あれはちょっと金がかかるということで、ここ10数年から名前も消えました。しかし、私はすぐやる課でなくてともいいですから、頼まれたことをですね、私なんかよく行くんです、頼まれたことに対しては、いやこれちょっと難しい、報告とか連絡とかですね、そういうのはやっぱりやってもらいたいなと思うんですね。本当にこれはひとつ「ほうれんそう」とかという何かいい言葉もあるらしいんですけれども、ひとつよろしくお願ひしたいし、さっきの100万という予算じゃなく、これはやっぱり1,000万か2,000万近くの予算をやっぱりつけるべきじゃないかなということを強く要望しておきます。

次に、243ページの離島の問題なんですけれども、これを見ますと、非常にイベントなどを通して、本当に非常に厳しいそういう中でも、離島はあれか、はい、すいません。

○鎌田委員長 佐藤委員、これは特別会計になるようです。

○佐藤（英）委員 223ページ。次は、バイオディーゼルの件です。これは全国的にもですね、（「何ページでしょうか」の声あり）223ページ。全国的にもですね、ここの下にも書かって

いるように、エコとかストップ温暖化に対しても非常に評価されておりまして、1日これ8時間で1,800リットル、そして燃料生産実績3,600リットルというふうになっておりますけれども、今やっぱりこういう状態で、しかも170台というふうになっておりますけど、今もこの状態なんですか、それとも現在はこれより何か生産実績なり登録台数もふえてんのかどうか、ちょっとお伺いします。

○鎌田委員長　まずは先ほどの3万6,000でした。では、綿市民生活部次長。

○綿市民生活部次長兼環境課長　今お聞きになりましたBDFの車両登録台数で、19年度の実績で170台となっておりますけれども、今現在どうかといいますと、今は200台を超えております。ただ、こちらにありますように販売価格が組合員以外が105円だったものをですね、これ9月1日から134円になりましたので、遠くからおいでになる会員はちょっとだけ減りましたというような組合からのお話がありました。以上です。（「生産実績、すいません、もう一回、生産実績」の声あり）

失礼しました。生産実績は、そのまま月、廃油の収集量から割り出した3,600リットル、それを超えております。以上です。

○鎌田委員長　3万6,000とは違いますか。資料では3万6,000になっておりますが。（「3万6,000、ごめんなさい」の声あり）佐藤委員。

○佐藤（英）委員　それで、これは施設能力も決められておりまして、これが今後ですね、非常に市民の方も、また我々も、これからの塩竈のためにも、これふやせる、施設がこれだからもうこれよりならないのかどうか。ふやす方向とか、あるいはまた今後、かまぼこ業界の水産関係の廃油ばかりでなく、一般市民の考え方というのも含めて、この3点ほどお伺いします。

○鎌田委員長　綿市民生活部次長。

○綿市民生活部次長兼環境課長　需要と供給ですけれども、今ちょうどバランスがとれて、できればもっと集めたいということがありまして、現実には水産加工のてんぷら油の廃油のほか、食料品店とか、それから飲食店の食用油が出るところに声をかけて集めている状況です。以上です。

○鎌田委員長　佐藤委員。

○佐藤（英）委員　よろしく、より多くの生産を拡大していただきたいなと思っております。

次に、187ページのふれあいエスプ塩竈運営事業と。それで、この事業を見ますと、本当に多くの人がこのエスプを利用していらっしゃる。だけど、私、芸術文化にしても、これは本

当に年間を通して真剣にこれをやっていたら、もっともっと人口交流が図られるんじゃないかなというふうにちょっと考えるんですね。そこで、やっぱり今後、これを図るためには僕はそれなりの人材ですね、これに合う人材をやっぱりふやしていくということが、これは大きな塩竈の経済効果なり、あるいはまた塩竈のまちのイメージを高める大きなもんだと思うんですけども、そこら辺の人材をふやす考えというのはあるのか、また今後これをどういうふうにして、今の現状でいいのかと考えるのかどうか、お伺いします。

○鎌田委員長 渡辺生涯学習センター館長。

○渡辺生涯学習センター館長 それでは、お答えします。

まず、エスポなんですけれども、本当に多くのボランティアの皆さんによって支えられている施設であります。大体年間30万人ほどの利用客がありまして、ちょうど3月には開館10年目にして300万人目の来館者を迎えております。

そういった中で内訳を見ますと、来館者の3割ほどが市外からの来館者ということで、こういった部分からも相当まちの賑わい創出に一翼を担っているんじゃないかと。あと、3月に行いました塩竈ゆかりの写真家、平間 至さんを中心としたフォトフェスティバルでは、全国から8,000名ほどの関係者の皆さんが来館しております。こういったことによりまして、ボランティアの方々、そういった方々の協力をいただきながら、エスポの事業をこれからも行っていきたいというように考えております。皆さんの力で一応愛される施設を目指していきたいと考えております。

○鎌田委員長 佐藤委員。

○佐藤（英）委員 愛される施設というふうにですね、本当にみんな愛しているんで。それでやっぱり平間 至先生とか、あるいはまたいろんな田中 泯さんですか、とかですね、そういう基本的に今までやってきた、今回ここに載っているものをやはり基本にしながら、しかしなおかつ今後いろんなものを考えていただきたいなというふうに思っております。

そして、ここの最後に、188の最後のところに、第1回佐藤鬼房顕彰全国俳句大会というのがありまして、今俳句も非常に高まっておりますし、これをやはり継続していくことが、あの佐藤鬼房の小径にもつながるし、本当にこの点と面を一体的に進めていくように、ぜひ今後とも、これすべきじゃないかなと思っております。我々、去年ですか、総教の常任委員会で、伊丹市のいわゆる言葉特区というところへ行きて、そこでも非常に教育に力を入れております。その中でやっぱり子供たちに読み書きをして、あるいはまた俳句もですね、あそこ何か有

名な俳人の方がいらしたらしく、非常に子供から俳句を進めて、そういう意味では非常に豊かな国語教育というか、あるいはまたそれが人間形成にもつながっているというふうに思っておりますので、ぜひこちら辺ですね、俳句ひとつやっていただきたいなのを要望しております。

あともう一つ、ちょっとふと思ったんですけれども、エスプの場所っていうのは非常に本線の塩釜駅の真ん前で、非常に、先ほど年間300名のうちの1割から、1割、僕は40万近く来てんのかなと思ってんですけれども、あそこですね、命名権っていうのは体育館で前言われてましたけれども、あそこを命名権の拠点に僕はやったら相当いいんじゃないかなということをやっと考えていただければというふうに思っております。そこら辺ですね、何か考えがありましたら。

○鎌田委員長 渡辺生涯学習センター館長。

○渡辺生涯学習センター館長 まず、生涯学習センターとしてのエスプなんですけれども、あのエスプの命名に当たりましては、皆様から一応公募しまして、エンジョイ、あとスタディー、プレイという、そういったまずニックネームというものをつけさせていただきました。こういった名前をまず大切に（「聞こえないんです。マイク」の声あり）こういった名前を大切にしていきながら、今出された部分も含めて全体的なその運営、経費節減の問題だと思っておりますので、検討していきたいと思っております。

○鎌田委員長 佐藤委員。

○佐藤（英）委員 大変気ままな要望をして申しわけありませんけど、ぜひ塩竈のためにひとつ考えていただきたいと思っております。

私はこれで一応質問終わりますけど、ぜひ今回のいろんな意見を十分にまた部課長含めて考えていただいて、次の年に生かしていただきたいのと、そしてそれが塩竈の発展になると思って、確信して提案しておりますので、よろしく申し上げます。以上をもって私の質問を終わります。

○鎌田委員長 神谷財政課長。

○神谷財政課長 先ほど佐藤委員からお尋ねがございました連結実質赤字比率、18年度の数値ということでございます。昨年の暮れに具体的な数値の算出の数式が明らかになりまして、18年度の分を試算いたしたときの数値といたしましては、13.54という数値でございました。これが19年度では9.99という数字になったということでございます。健全化法明らかになりました

時点で、やはり赤字を持っている会計、これの赤字縮減が必要であろうということで、19年度につきましては、一般会計からの繰り出しをさせていただきまして、駐車場会計の赤字を解消、それから魚市場事業につきましても計画的な解消を図る。それから、病院の方にも繰り出しをさせていただいたという中であの赤字を縮減する中で、この数字も一応改善したという形になってございます。

ただ、実は連結実質赤字比率、まだ県内全体が公表されているわけではございませんが、連結の赤字が実は生じているのは、塩竈市のほかに実は1市あるかないかぐらいの状況でございます。決して一般会計が黒字だけということではなくて、連結実質でまず赤字が生じていること自体が余りよい状態ではないということでございますので、今後これをいかに解消していくかということに努力をしてまいらなくちゃいけないと考えております。

○鎌田委員長 暫時休憩いたします。

再開は13時、午後1時といたします。

午前 11時48分 休憩

午後 1時00分 再開

○阿部副委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩前の会議における佐藤英治委員の質疑に対し総務部長より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。三浦総務部長。

○三浦総務部長 先ほどご提言をいただきましたふれあいエスプの命名権売却についてでございますが、行財政改革の一環として取り組んできた経緯がございますので、私から補足してご回答を申し上げさせていただきたいと思っております。

市の各種施設の命名権売却は、まず第一段階として一般的な施設名となっているものから売却することとし、現在は体育館の命名権について募集をしているところでございます。ご提案のございましたふれあいエスプでございますが、遊ホール、それから新浜町のプールである遊プールなどと同様、その愛称を広く市民の方から募集して名づけております。このため、その経緯を大切にする必要があると考えております。今後は、第一段階として取り組んでおります体育館の状況、これは極めて悪戦苦闘している状況でございますけれども、そういった実態などを踏まえながら、第二段階の取り組みとして愛称応募者へのお気持ちへどう配慮すべきか、こういったことも検討させていただきながら対処させていただきたいと考えておりますので、

どうぞよろしくお願いを申し上げます。以上でございます。

○阿部副委員長 それでは、質疑を続行いたします。吉川 弘委員。

○吉川委員 じゃあ、私の方からも質疑をさせていただきます。

まず初めに、No.7 ですね、決算書のページ176ページになります。体育施設費の月見ヶ丘スポーツ広場について伺います。あとあわせて、No.8の主要な成果のページ197ページにも資料が載っています。

月見ヶ丘スポーツ広場ですね、もう年間の利用者数は前年度と比べても3,858人多いと。1万4,471人、このようになって、スポーツ愛好者にとってはもうなくてはならない、そういう広場だっているように思います。最近、地価が安いために賃借料、これが安くなっていると。資料要望もいたしまして、資料No.21ですね、この中で18ページに出していただきましたけれども、平成11年度から19年度までの9年間、グラウンドの賃借料ですね、約1億9,500万円と、もう大変な金額になっているというふうに思います。市当局としても今後も地権者から借りて引き続きいくのか、それとも、確かに相手のあることですからね、地権者の了解、これも当然必要ですけれども、やはり協力が得られるならば土地の購入ですね、この考えはないのかどうかですね、その辺をお伺いいたします。

あとあわせて、グラウンドの借用ですね。昭和54年度から借りているということですが、先ほど9年間の賃借料は出ていますけれども、この54年度からすれば総額でどのぐらいになっているのか、まず伺います。

○阿部副委員長 郷古生涯学習課長。

○郷古教育部長兼生涯学習課長 月見ヶ丘グラウンドのまず54年度からの総額というようなことでお答えさせていただきます。54年度から平成19年度まで29年間の総額につきましては、約3億6,000万円というような金額になってございます。

それであと、前段の売買の関係のことでございます。この月見ヶ丘スポーツ広場につきましては、所有者とのこれまで意見を踏まえて契約に当たりましては、賃貸期間、料金について双方協議の上決めることや、また、借りるに当たって売買も視野に入れる検討、そういったものも確認されております。また、そういった中で現在は1年1年の単年度契約で賃貸借契約を結んでいるところなんですけれども、市役所内部でも売買についての検討はした経過はあるんですけれども、現在の賃料の算出に当たりましては、固定資産評価額の5%を基本に借りているわけなんですけれども、この売買という形になると、やはり鑑定評価というようところが基

本となるということでございまして、なかなか売買っていいですか、買い取りというところまでは踏み込めなかったというような経過がございます。以上です。

○阿部副委員長 吉川委員。

○吉川委員 わかりました。確かにやはりもうこの間ですね、昭和54年から29年間ですか、もう3億6,000万と。あと平成20年度も1,500万ですから、これを加えてももう大変な金額ですね、3億7,500万と。そういう金額になるわけですし、やっぱり今後も本当にやはり活用していくとなると、先ほど言われたとおり5%で借りていると。ですから20年でやはり元はとれてしまうんですね。ですからやはり、先ほども買うことも視野に入れているということを言われましたけれども、その辺ではぜひやはり本当に今後の財政のことも含めて考えれば、やはりぜひ検討していただきたいと。確かにやはり固定資産の評価額と、あと実際の売買については、そういう値段が違うというのはわかりますけれども、その辺ではぜひご検討をお願いしたいというふうに思います。

あと、続いて、月見ヶ丘グラウンドの維持管理ですね、どのような維持管理がやられているか伺います。

○阿部副委員長 郷古生涯学習課長。

○郷古教育部次長兼生涯学習課長 月見ヶ丘グラウンドの維持管理ということでございますが、屋内体育施設の業務委託ということで、月見ヶ丘以外にも清水沢、二又、そういったところもございまして、それもあわせて現在のところ施設内のごみの分別の回収とかグラウンドの点検、あとトイレとか流し場ございますんで、その清掃、あと雑草の除去、側溝の土砂揚げ、そういったところが日常の維持管理というようなところになってございます。

○阿部副委員長 吉川委員。

○吉川委員 いろいろやられていますけれども、月見ヶ丘グラウンドも年2回利用者の方々がやはり早朝から草刈りをやって、ずうっと進めているという状況はあります。特に月見ヶ丘グラウンドの場合やはり、ことしなんか長雨の影響で結構なかなか使えなかったときがあるわけですが、やはり雨が降ると大体7カ所、8カ所ぐらいくぼみに水がたまるんですね。ですからやはり次の日利用したいということで水たまりの水を除去する、そういう努力もされていますけれども、しかし当日できなかつたという例もあります。ですから水たまりがなければ、やっぱり全体として水がこうね、やっぱり地面に浸透していくとなれば使える日が多いんですけれども、やっぱり水たまりのために本当に使えなかつたり、あとサッカーの場合は水た

まりでもとにかくやるわけですから、本当に泥んこになってしまう。そういう状況あるわけなので、ぜひそういう面でやはり土とか砂ですね、その辺がどのように用意されているのか、その辺ではもっと必要じゃないかというふうに思いますけれども。その辺のところと、あと、とりわけ側溝ですね、これは側溝も何年か前、南側については、雑排水が入ってボールが落ちてそのままサッカーでヘディングするとかね、そういう状況なんかもあって、やっとなふたかけはしていただきましたけれども、西側のふたかけがまだとか、あと北側もやはり側溝が整備されてないんじゃないかと。ですからその辺について、やはり多額の金で借りているわけですが、それに対する維持管理ですね、ふさわしいものにしていただきたいと。

あとあわせて、やはり雨降った場合ですね、いろんな着がえ、この辺で雨に濡れないような、そういう屋根かけつきのいすなんかも含めて、そういうベンチの確保っていう、そういう点についても検討はどうなっているのか伺いたいというふうに思います。

○阿部副委員長 郷古生涯学習課長。

○郷古教育部次長兼生涯学習課長 月見ヶ丘グラウンド、長雨のときにやはりどうしてもくぼみができるというふうなお話がまずございました。シーズンが始まる前に、利用者の方、そういったご協力をいただきながら、砂入れなどですね、グラウンドの整備を実施して、シーズンに臨んでいるという状況がございます。ただ、グラウンドの利用状況、そういったものでグラウンドが荒れたり、あと雨とか風で砂・土が飛ばされてくぼみができるというような、そういった状況があらわれているというのも承知してございます。それで、くぼみにつきましては、年度当初に用意しております砂などを利用団体の方に入れていただきながら、このグラウンドを活用していただいております。また、グラウンドのこのちょっと荒れたところなんかは、そういったものは市の職員が軽自動車に重りをつけて引っ張りまして表面をならしているというような、そういった状況もございます。ただ、それはちょっと対症療法で、今委員がお話になりましたように、やはりどうしてもグラウンドがもうすっかりかたくなっておりまして、そういった中でなかなかしみ込まないというような状況、そういったのもあろうかと思えます。そういった中で、グラウンドの基本的なこの軽易な維持管理、砂入れとか草取りですね、そういったところについては利用者団体の協力、こういったものを今後もいただきながら実施していただくとともに、今委員がおっしゃいました、例えばグラウンドを掘り起こして、水はけがいいようにして、それを整地するとか、あとベンチの屋根とか濡れないような形でのそういった施設の整備、そういったものにつきましては、この状況を屋内体育施設も含めてい

ろんな老朽化しているとかそういったところの調査なんかも行っておりますので、そういったもので整備計画を作成しながら、実施計画で協議をしまいたいというふうに考えております。

○阿部副委員長 吉川委員。

○吉川委員 ひとつ整備計画ですね、策定していただいて、やはりよろしくお願ひします。

それで、グラウンドも、学校の用地でしたらやはりいろいろ浸透性のそういう改良グラウンドということに考えられますけれども、月見ヶ丘の場合はやっぱりそうっていないということなんで、ぜひ必要な砂とか土ですね、これは年度初めだけでなく、やっぱり必要な量をぜひ確保をお願いしたいと、そういうふうに要望しておきます。

あと、続いて、No.8の主要な成果のページ186ページになりますけれども、公民館の運営事業ですね。公民館の利用者数は本館・分館、本町分室ね、二つあるわけですけれども、本館で年間6万8,042人と、前年度比でマイナス12%となっているわけですね。それで、本町分室については2万8,639人で、これも前年度比で見ますと本館とは逆にプラス12%になっている。そういう中で本館でのマイナス12%ですね、前年度比、この利用者数の減についてはどのように考えているのかお伺ひいたします。

○阿部副委員長 渡辺生涯学習センター館長。

○渡辺生涯学習センター館長 公民館につきましては、年間約10万人近くの利用者を、毎回9万人近くの利用者に使っていただいておりますが、昨年、例えば公民館まつりにつきましては、ほかの事業と重なったりしまして人数が減少しております。そういった部分で若干全体のトータル人数が減少したということになっております。

○阿部副委員長 吉川委員。

○吉川委員 9月15日の敬老の日の高齢者まつり、かつて公民館で行われておりましたけれども、現在は市の体育館で行われていると、そういうことですね。ただ、市の美術展ですね、これは公民館で行われて1,900名が出席していると。ですから美術展となれば、やはり本当に高齢者の方も含めて市民の方たちが行ってみたいと、そういう気持ちにあるんじゃないかというふうに思います。ですからやはり高齢者の方々に本当に参加できる、そういう環境づくりというのがやっぱり必要じゃないかというふうに思います。そういうことがやられれば、もっと利用者がふえていくんじゃないかというふうに思います。

あとあわせて、平成16年度の決算特別委員会での審議の中で、エレベーター設置ですね。こ

れが数人の方から取り上げられたわけですが、その中で担当者はエレベーターの見積もりをとって検討していると、このように答えております。あとさらに市長も、要求されたものを優先順位をつけて、大変厳しい査定をしていると、このように述べて、この中でこの件については近い時期に報告させていただくと、このように答弁しております。そういう面ではやはり本当に私はこのエレベーター設置ですね、これを要望いたしますけれども、市長に伺いますけれども、この平成16年度のこの決算から見れば、もう3年間たつわけでありまして、その辺で市長が言う近い時期っていうのがいつなのかですね。あとまた、この間設置されてこなかったわけですが、その辺では優先順位、これがどのように考えられているのかお伺いしたいと思っております。

○阿部副委員長 市長。

○佐藤市長 公民館のエレベーター設置についてのご質問でありました。

私も何とか公民館にエレベーターを設置したいという気持ちは変わりません。そういった中で、担当レベルで見積もり等を取りながら、どれぐらいの費用がかかるかということについては、一定の姿が見えてきております。そういった内容を年度予算という中で精査をさせていただきたいと考えております。もしかしたら利用者数が減ったのがエレベーターの設置がないからだということではやはり我々市民の方々に対するサービスが不十分だということになりますので、そういったことも十分に検証させていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○阿部副委員長 吉川委員。

○吉川委員 いろいろね、検討はされて精査をしているということなんで、やはりぜひ早い時期に設置を求めたいというふうに思います。とりわけやはり高齢化率ですね、先ほども出ましたけれども、もう25%を超えて、これがやはり30、35%ってね、こう本当に地区内でも松島、塩竈がやっぱり高齢化率が非常に高い時期にね、状況にこう入ってきているという中で、やはり年間約7万人ですね、東玉川の方でやはりこう利用されているということからしても、本当にバリアフリー化ですね、やはり公共施設は率先してやるべきじゃないかと、そういうふうに思いますので、ぜひ要望しておきます。

あと、続いて、本町分室の利用ですが、この利用者数は本館と比べてそれでも42%と、やはり本館と比べて4割も利用者数があると。そういうことで、その辺が非常に利用者が多いということは、使用料が安いからか何かちょっと私わかりませんが、年間2万8,63

9人と。私が聞きたいのは、特に本町分室の玄関入り口ですね、このところ前にもちょっと取り上げた時期がありますけれども、やっぱり敷地内の舗装整備ですね。確かに敷地は狭くて、駐車するのも非常に大変苦労しているという状況ありますけれども、そういう中でやはりもうでこぼこしているところは簡易舗装で済まされているということとか、あと段差があって、下手すれば捻挫もされる、そういう危険性もあるとか、あと一部は舗装ではなく砂利が敷かれているというね、そういうことで見た目も非常によくないという状況、感じは受けるわけですがけれども、その辺でやはりこの場所についてもしっかりと整備すべきじゃないかというふうに思いますけれども、その点について伺います。

○阿部副委員長 渡辺生涯学習センター館長。

○渡辺生涯学習センター館長 本町公民館の舗装の件ですが、我々もそのような認識をしております、夏前に職員ができることでの一応対応ということで、職員でもって道路も簡易舗装等をやらせてもらっているところです。限られた一応予算の中で、まず利用者の安全なり、そういったところを優先順位を高くしまして修繕なり対応をしていきたいとしますので、よろしくお願ひしたいとします。

○阿部副委員長 吉川委員。

○吉川委員 認識はとにかく一致していると。ただやはり簡易舗装とか限られた予算だと、そういうご答弁ですがけれども、私としてはやはりこのエレベーター設置にしても、それからあと公共用地の舗装整備についても、やはり財政健全化というね、このところが確かに大事なことですけれども、これが優先されて予算編成の手法として枠配分方式、結局それぞれの課において10%ずつ減らすとかね、そういうことでなかなか結局予算をつけたくともつけられない、そういう状況があるんじゃないかと、そういうふうに私もちょっと考えるわけですがけれども、その辺についてはやはり本当に市民が望むものについてはしっかりと予算をつけていただきたいというふうに思いますけれども、その辺について意見があればもう一度お願いいたします。

○阿部副委員長 渡辺生涯学習センター館長。

○渡辺生涯学習センター館長 本町公民館、あとこちらの公民館も含めまして相当老朽化が進んでおります。通常の補修の中ではどうしても対応できない部分等出てきますので、年次的に一応補修箇所等をつくりまして、計画的な修繕というのも考えさせていただいております。限られた予算の中でどの程度ちょっと対応できるのかというような話ですが、そういった部分、利用者のそういった安全確保なりを優先させながら対応していきたいと考えております。

よろしく申し上げます。

○阿部副委員長 吉川委員。

○吉川委員 今回も資料を出していただきましたけれども、新行財政改革推進計画に基づいて、スクラップ&ビルド事業ですね、そういう中で特に粋配分方式での事業経費の縮減ですね。これは18年度はたしか1億数千万円だったというふうに思いますけれども、やっぱり縮減された。19年度はこの資料を見ますと約6,000万円と、そういうふうになっているわけですが、その辺でぜひそういう市民の要望をですね、本当に実現に向けて努力していただきたいというふうに思います。

あと続いて、No.8の主要な成果のページ27ページになりますけれども、耐震改修促進計画策定事業ですね。この中で木造住宅の耐震化について伺いたいというふうに思います。

平成15年時点で住宅土地統計調査の数値をもとにこの推計額を出されて、この時点での木造住宅の耐震性なし住宅が5,325戸と、28%とこうなっております。それに基づいてことしの3月ですね、つくられた計画、これが平成27年度の末までに木造住宅の耐震化を90%まで引き上げると、そういう計画ですが、では、なぜこう90%で、残りの10%が結局対象にしなかったのかどうか、まずその辺について伺いたいと思います。

○阿部副委員長 千葉建築課長。

○千葉建設部次長兼建築課長 今の目標90%の関連でございまして、当然ながら100%、これは最終的な目標値ではあります。ただ、今回の改修促進計画を定めるに当たって、基本的にまず国の示した90%ライン、これをクリアしていこうという形で取りまとめさせていただいたということでございます。

○阿部副委員長 吉川委員。

○吉川委員 確かに国・県も90%というような一つの基準にはなっておりますけれども、しかし、本当に地震が起きれば、やっぱりどの世帯ももう同じ条件でいろいろ倒壊の危険性なるわけですね。ですから、市の方でつくられたことしの、20年の1月につくった地域防災計画ですね、この中では予想される宮城県沖地震ですね、連動型、これが発生すれば、本市の個人住宅の全壊、それから半壊、合わせて1,402戸と、このように想定されております。市の耐震改修促進計画では、耐震化が必要とされる戸数ですね、90%では1,183戸と。ですから被害想定が1,402戸から市が計画しているこの耐震化が必要な1,183、これを差し引きますと、被害想定が219戸上回るんですね。ですからそういう面でやはり本当にこう、確かに90%というのは一

つの目安、基準にはなりますけれども、やはり本当に今後、もう宮城県沖地震、これがやっぱり想定される、本当にもう近々のそういう可能性として出ているわけですから、そういう面でやはり市の計画よりも被害想定の方が219戸上回ると。その辺についてやはり90%に見ている結果、そういう被害想定の方がさらに上回ると。ですから計画の方が非常に低い数値になっている、そういうふうに私は感じるわけですが、それについてももう一度お答え願いたいというふうに思います。

○阿部副委員長 千葉建築課長。

○千葉建設部次長兼建築課長 被害想定、促進計画で定める計画の数値が低いんじゃないかということでございますけれども、とりあえず先ほど申し上げましたように、まずは90%のライン、これをいかにして確保していくことが早急に必要なんだろうなということで今回の計画を立てさせていただいたと。できるだけその90%を早くクリアし、それ以上のパーセントを伸ばしていくというのが最終的な方針であろうというふうに考えてございます。

○阿部副委員長 吉川委員。

○吉川委員 被害想定の方が実際上回るということで、計画自体についてももう一度やっぱり検討していただかないと、実際被害の方が上回るという問題があります。

あともう1点私指摘したいのは、一つ、計画を策定したのは平成20年の3月では90%の耐震化率と、そういうことで先ほども言いましたとおり1,183戸がこの対象となると。そして先ほどの住宅土地統計の方で出されている平成15年、耐震性なし住宅、これが5,325戸と、このようにしているわけですね、28%。ですから、市の考えている90%まで引き上げるとすれば、平成15年のこの5,325戸ですね、28%。これを10%差し引くと。すると10%分の1,914戸を差し引くと、耐震性なしですね、90%までの結局基準からすれば、3,411戸、これが18%となるわけですが、では平成15年のこの90%までのこの耐震化での対象戸数、これが3,411戸ですね。3,411戸が平成20年の3月のこの対象戸数として市が計画の中で述べている1,183戸と。その差が2,228あるんですよ。結局これが対象から外れたと、この15年から20年の3月まで5年間ですね。ですからやはりこの外れた件数ですね、なぜこのように減ったのか、結局耐震化が全部進んだのか、そういうことで理解していいのか、この辺についてご答弁をお願いします。

○阿部副委員長 千葉建築課長。

○千葉建設部次長兼建築課長 お答えします。

まず、基本となっているのが、戸数、耐震化を進めていくための戸数の算出の仕方、推計の

仕方かと思えます。お伺いになっている算式、手法もあるかと思うんですが、今回の促進計画策定に当たっての推計の仕方、これが耐震促進計画を定めている国交省、その耐震改修促進計画を定めるときの推計方式、それとあと宮城県でも同じような耐震改修促進計画を策定してございますけれども、そのときの推計手法、これをもとにして塩竈市でも推計を行ってございます。この成果目標90%という成果目標設定の前提条件としてこういう推計手法をとっておるんですけれども、この住宅のストックの推計につきまして、先ほど委員申し上げているように15年度の住宅土地統計調査、これを基本として策定してございます。そして将来予測については、毎年毎年の積み重ねということではなくて、平成27年度までの住宅ストック数の予測という形で耐震化する推移や住宅数の推定を行っております。

そして、この推定を行うに当たって、通常考える新築とか滅失とか建てかえとか、そういったものもございまして、今回のその促進においても一つ、空き家という観点がございます。空き家の増減に関しても今回の推計の中に加算されていると。一般的には建物だけの考えでいきますと空き家っていう計算は入らないんですけれども、耐震化を促進するという意味ではそういう空き家の部分の増減も抜いて推計されているということが大きな違いかなと、推計手法の違いかなというふうに考えてございます。以上でございます。

○阿部副委員長 吉川委員。

○吉川委員 平成15年の5,325戸が結局耐震化なし。これは一致できるんじゃないかというふうに思いますけれども、私がやっぱり問題にしているのは、15年度から20年の3月までのこの5年間で、どのような耐震化がやられて、そういう対象となる件数が減ったのかどうかと、そのところが具体的にちょっとはつきりわかんないんですけれども、それについてもう一度お願いします。

○阿部副委員長 千葉建築課長。

○千葉建設部次長兼建築課長 お答えします。

耐震化の耐震性なしの住宅の19年度部分の予測ということでございます。あと、先ほど申し上げたように全体予測としては27年度を目標にしてやっていますので、中間的な予測っていうのはないんですけれども、ぎりぎり同じような手法で導き出しますれば、15年度の5,325戸から通常の新築とか滅失とかの増減、これが大体1,300戸くらい、あと今度の耐震改修の関係での助成の実績としての37戸、それから耐震化を推進するということでのPR活動の中での全体的なパーセンテージの予測の中での数値として315戸ほど、そういったものを5,325戸から引き

ますと、大体3,600戸くらいが現在19年度の耐震性なしくらいの予測数値だろうというふうに考えてございます。そしてそういう中から27年度までのまだ推移を持っていきまして、今回の制度を改修しながら進めていかなければならない戸数として237戸、これを導き出していったということでございます。以上でございます。

○阿部副委員長 吉川委員。

○吉川委員 課長言われたとおり15年度の5,325戸から、あとは90%の到達ということで10%を差し引くと3,411戸と。今言われたとおり新築が1,300戸、それからあと助成件数として37戸。確かに資料にも出ていますけれども、建築確認申請ですね、これがこの5年間を見ますと1,296件と、そういうふうになっております。その中で結局新築についてももうすべて古い家から新しい家に建てかえた建て数、あとさらにはやはり増改築についても、その増改築された家がすべて耐震化にされたと、そういうふうに仮定して、その数1,296ですね。あと先ほどの耐震助成によって耐震化になった37軒、合わせて1,333戸なんですよ。ですから先ほどの15年の90%にする上で3,411から引くと、残りが895。ですから、とにかくすべてね、そういう新築、それから改築された、これが全部耐震化されたと、古い家からそういう新しい家にそういう耐震化になったという仮定にしても、それでもやはり約900戸合わないんですよ。ですからやっぱりそのところが私は今回の計画策定する上で大きな数がね、何かマジックがあるんじゃないかというふうに私は思います。ですからやっぱりこのことによってやはり今後の27年度までの耐震化の経過ですね、1,183戸となって、計画ではそのうち建てかえなどによる改修が946戸と。8年間で946戸ですね。先ほどこれまでの5年間でも1,296件の建築確認申請ですから、それよりも非常に少ないと、そういうふうに流れとしてはありますけれども、946戸を見て、あと制度改修で237戸と。ですからこの制度改修での237戸というのは、8年間ですから年間にするともう30戸やれば全部目標を達成できると。ですからこれまで本当にね、やっぱり10件だったのが、この前の補正では20戸になりましたけれども、やはり30戸ずつやれば、それでとにかくすべてもう対象が済むということになったんですけれども、私は本当にこの間の5年間でそういう耐震化が実際どのように行われてきたのか、その辺でもう一度、私自身納得できるような数字のきちんと出し方をさせていただいて、あと今後の計画にやっぱりつないでいく必要があるんじゃないかというふうに思いますけれども、その辺についてもう一度お答え願いたいというふうに思います。

○阿部副委員長 千葉建築課長。

○千葉建設部次長兼建築課長 今回年間30件の目標には達しない補正ではございましたけれども、とりあえずその30件、年間30件くらいのペースでもってまずは耐震化をできるだけ進めていくと。耐震診断されても耐震改修まで結びついていく所有者の方がなかなか少ないんで、そういう方々をとにかく啓蒙活動しながら耐震改修に結びつけていくと。できればその30件枠以上に超えるくらいの数値になれば、なおいい傾向だろうというふうに考えます。

そうした意味で、あと今回平成15年度の統計調査をとっておりますけれども、現実的には5年ごとの統計調査でございます、現在20年度、これが10月から開始されるわけです。そういったものを大体2年後くらいでしょうか、統計結果として出されてきます。そうした推移を見ながら今後の促進計画の見直しなり、そういったものに近づけていきたいなというふうに考えてございます。以上でございます。

○阿部副委員長 浅野敏江委員。

○浅野委員 私の方からも一般会計についてご質問させていただきます。

まず、資料No.8番の主要な成果に関する説明書のページ数でいきますと16ページをお願いいたします。消防施設整備事業でありますけれども、これに関しましては、同じく資料No.7の財産に関する調書の343ページをお開き願います。

このページの一番下段の船舶、その中に消防艇っていうのがあるんですけども、これは決算年度中に減ってしまってるんですね、1からゼロになっておりますけれども、これは消防艇は塩竈市になくなったんでしょうか。

○阿部委員長 村上防災安全課長。

○村上防災安全課長 お答えいたします。

消防艇さくらにつきましては、平成3年3月に竣工すると同時に締結いたしております消防艇管理運用委託契約によりまして、管理運用全般を塩竈地区消防事務組合が行っております。平成16年度まではその管理費用を市が支出しておりましたけれども、平成17年度からは宮城県広域消防相互応援協定に基づく仙台地区石油コンビナート等防災区域への災害出動及び宮城県広域応援基本計画に伴う応援出動等により消防艇の航行区域を変更したことに伴い、管理費用についても塩釜地区消防事務組合が負担しておりました。このように管理運用全般と管理費用の支出については、既に塩釜地区消防事務組合がすべて行っており、所有についても塩釜地区消防事務組合へ移管することが妥当と考えておりましたけれども、消防艇は国の補助事業を活用していたため、補助金等の予算の適正化に関する法律によりまして16年間の財産処分制

限が加えられておりまして、平成18年度末までは処分することができないという事情がございました。そのため平成19年度に塩釜地区消防事務組合に移管しております。以上でございます。

○阿部副委員長 浅野委員。

○浅野委員 ご丁寧なご答弁ありがとうございました。よくわかりました。

それで今、その消防の活用範囲も広がっているということなんです、私たちちょっと心配なのは、やはり離島を抱えておりますので、それに関するまた船舶という部分の消火機能、そういうものもちょっと、もちろんその範囲には入っていると思うんですが、今の消防艇の活躍の場ですね、どこまでの範囲なのか、その辺もう少し詳しく教えていただければと思います。

○阿部副委員長 村上防災安全課長。

○村上防災安全課長 当初、平成16年度までは塩釜湾内、活動区域でございましたけれども、平成17年度以降は、気仙沼から、つまり宮城県の沿岸全域ということになっております。

私ども移管するに当たっても、消防事務組合に相分の管理費用を支出していること、それから今後も継続して浦戸地区の火災出動や急病患者の搬送等に重要な役割を果たすということの意味づけまして、無償での譲渡というふうにさせていただいております。

○阿部副委員長 浅野委員。

○浅野委員 はい、わかりました。今3番目に聞こうと思った救急の搬送もあわせてお答えいただきまして、大変ありがとうございます。

それでは、資料No.8に戻りまして随時お聞きいたします。

まず、29ページの交通安全の対策事業についてお伺いいたします。

この交通安全の対策事業におきまして、事業の内容を見させていただきましたが、ここに歩道の切り下げ工事について書かれているんですが、19年度は市内で15カ所。具体的な場所をちょっとお知らせ願えればと思います、主な場所で結構ですので。

○阿部副委員長 高山土木課長。

○高山土木課長 お答えいたします。

主に切り下げにつきましては、交差点の部分を中心にやっているという工事内容でございます、特に松陽台交差点、新浜町泉沢線ルート、こういうものを重点に19年度は行っております。以上でございます。

○阿部副委員長 浅野委員。

○浅野委員 はい、ありがとうございます。今まさしく松陽台と名前が出ましたのでお聞きしたかったんですが、今、塩竈市の松陽台、青葉ヶ丘、それから清水沢などの各団地が、それぞれ高齢化が進んでおりまして、大分年配の方たち、また車いすの方たちが多く見受けられます。それでやはり、高い歩道が車いすが本当に登れなくて、乳母車というかバギーでしたら若いお母さんがちっちゃな赤ちゃんですので簡単にひょいっとう歩道に乗っけられてるんですけども、なかなか高齢者の方の車いすで移動しているのが大変な状況がよく見られていました。ですから、今後ともこの、特に高齢化が進んでいるそういった松陽台とか清水沢とか、またそういった青葉ヶ丘とか、そういった部分の歩道の切り下げに今後の計画がありましたらちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○阿部副委員長 高山土木課長。

○高山土木課長 交通安全対策事業につきましては、交通反則金の対応で行っている事業でございまして、切り下げ等につきましては、今後発注をしていくという段取りになってございます。前回、これまでのご要望等を勘案しながら、箇所につきましては、なお具体的に取り組んでまいりたいというふうに思っております。以上でございます。

○阿部副委員長 浅野委員。

○浅野委員 はい、ありがとうございます。

また、ちょっと歩道の件なんですけれども、今45号線の花立方面はかなり歩道の幅員も広がって、バリアフリー化もして、連日きれいになっていってるんですが、母子沢とか、本当に高台の方の部分で古い団地の部分ですけど、やっぱり歩道が狭いということと、それから傾斜がかなりきつくて、冬季の期間など建物の影になって滑りやすいというところもかなり多くて、住民の方たちにとっては非常に歩きにくいと、危険だっていう声も早くから聞かれています。今後そういった部分の取り組みはどのようなお考えなのかお聞かせください。

○阿部副委員長 高山土木課長。

○高山土木課長 答えいたします。

確かに市内を見ますと、古い団地、特に古くから開発をされたところにつきまして、歩道の狭さであったり、それから側溝等もふたがなかったりとか、さまざまな課題があることは認識しております。そういう意味では施設事業でそこら辺、交通安全施設事業の場合は、前段申し上げましたように反則金適用ということで、補助対象内容が限られてございます。それは事業

内容でお示したような内容に多分限られると思います。議員ご指摘のようなことに取り組むとなれば、土木の新設費充当であるとかというような部分になるかと思いますが、そこら辺につきましては、予算の中で取り組み方を検討してまいりたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。

○阿部副委員長 浅野委員。

○浅野委員 はい、ありがとうございます。よろしく取り組んでいただきたいと思います。

また、今の交通安全の対策事業、このことに関連いたしまして、信号機はその範囲に入らないのは存じ上げているんですが、ただ、その安全対策ということで市の方の対応ということも考えられる点からご質問したいと思いますが、場所的に具体的に申し上げますと、45号線の方から杉の入に上っていくというか、松陽台に抜ける、先ほどお話ありました清水沢新浜線ですか、その杉の入小学校の付近の十字路があって、皆様もよく通られてわかると思うんですが、変則型の十字路になっているということで、住民の方たち、多くの市民の方にあそこで本当に車同士がぶつかりそうになったり、どちらが優先的なのかと迷うことが多いと、ここに信号機を取りつけてくれないかというお声はかなり聞くんですが、私もいろいろ行政の方にお聞きすると、ここはちょっと変形型の十字路になって、なかなか難しいところだと、要望は出しておきますという答えが返ってくるんですが、今後、その道路の形態の部分、また設置が難しい、ほかに考えられることもあわせて、この市民の安全を守るという観点からこの十字路についてのお考えがありましたらお聞きしたいと思いますが、よろしく願いいたします。

○阿部副委員長 高山土木課長。

○高山土木課長 答えいたします。

交差点の変則等の箇所、非常に危ないことは認識してございます。信号機は市が設置というより公安委員会の範疇に入るわけでございます。ただし、その中で市が改良するとすればどんな方法があるか。例えばガードレールであるとか、それから車が直線でない部分は夜になると光るようなデリネーターというようなものもございますので、そういうものを総合的に考えて検討してまいりたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。

○阿部副委員長 浅野委員。

○浅野委員 はい、ぜひよろしく願いいたします。

千賀の台の上り口とかありますね、シオリトンネル前の交差点でも小学生が巻き込まれた事

故があったとお聞きしています。スクールゾーンとか学校付近っていう部分においては安全対策は優先的に図られると思っておりますので、ぜひ今後の対応よろしくお願いたしたいと思
います。

また、ちょっと小学校付近なんですけれども、午前中に質問しました公明党の小野幸男委員も大変心配しているんですが、玉川小学校の通学路について、本当に玉川街道から小学校に上がっていくその道路という部分も、カーブがかなりきつくて、歩道と車道の分離も不十分ですので、その辺もちょっと関連して安全対策をお聞きしたいと思っております。

○阿部副委員長 高山土木課長。

○高山土木課長 答えいたします。

玉川小学校の前につきましては、記憶ですと、かなり前に交通安全施設でやはり整備を一部したというふうに記憶してございます。ただ、限られた幅員の中でなかなか広げることが困難な場所ということも私自身認識しておりますので、そういう中でじゃあどうすればいいかというようなことを前段申し上げた同じ回答になりますけれども、検討していきたいなというふうに思っております。よろしくお願いたします。

○阿部副委員長 浅野委員。

○浅野委員 ぜひよろしくお願いたします。

それでは、同じ資料の134ページの小中学校総合的学習推進事業についてお聞きいたします。

総合学習というのは、教科書だけではなかなか知り得ない体験などを通じて生きた勉強ができるという、子供たちにとっては大変必要不可欠な授業と思っております。そこでお聞きいたしますが、この主な授業の参考例を教えてくださいと思います。各学校、小学校6校、中学校4校に当たりまして、さまざまな授業が行われているようでございますけれども、主なもので結構ですので、その特徴的なものを教えてくださいと思います。

○阿部副委員長 有見学校教育課長。

○有見学校教育課長 総合的な学習の時間の内容についてのご質問だと思いますが、お答えいたしたいと思ます。

小学校につきましては、主には2年後に控えております英語活動などに向けての英語活動が主に行われております。それから、地域のふるさと教育というようなことで、地域学習が主な活動内容になっております。

それから、中学校におきましては、主に職場体験、それから福祉体験、そして地域の文化についての学習が主な学習内容になってございます。以上でございます。

○阿部副委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。具体的な中身もちょっと知りたいなと思っています。今、地域の中でのこととか、その表題というか、具体的にどのような中身なんですか、ちょっとで結構ですから教えてください。

○阿部副委員長 有見学校教育課長。

○有見学校教育課長 小学校のちょっと例を申し上げますと、「まち探検」とか、そういった名前で行っているところもございまして、それから中学校ですと「塩釜発見」とかですね、そういうような形で名称をつけて取り組んでおります。以上でございます。

○阿部副委員長 浅野委員。

○浅野委員 ちょっとまだいまいよくわからないんですけども、もう1点聞きたかったのは中身ですね、名称は結構なんですけれども、そのまち発見ということは、何を発見しにどこに行っているのかということをお教えいただきたいんですけども、すみません。

○阿部副委員長 有見学校教育課長。

○有見学校教育課長 お答えいたします。

実際にいろんな工場とかですね、そういったところに行って、市場に行って質問したりとか、それからどんな苦労があるとか、そういったことを具体的に聞きながら、ああ塩竈はこんなところで頑張っているんだなとかってというようなことを直に肌で感じるといいますか、そういうような学習活動でございます。

○阿部副委員長 浅野委員。

○浅野委員 はい、ありがとうございました。本当に子供たちにとっては、学校から地域に飛び出して、直接そこで働いている方たちとか工場なりお店なり現場を自分の目で見て体験したということが本当に生きた学習になっていくと思います。

それで、第三小学校の部分で、平成18年と平成19年、2年間にわたって特色ある学校ということで特別な枠になってはいますが、中身をお教え願いたいんですけども。

○阿部副委員長 有見学校教育課長。

○有見学校教育課長 第三小学校の特色ある学校の中身についてお話し申し上げます。

第三小学校は、県からの指定でありまして、小学校の英語教育実践校として3年間指定を受

けて研究を進めてまいりました。ここにあるその補助は英語のワークブック用に使用したということでございます。それが三小の財産がやがて学習指導要領改訂に伴って各校、その三小のよさなどを利用しながらカリキュラムづくりに今取り組んでいるところでございます。以上でございます。

○阿部副委員長 浅野委員。

○浅野委員 はい、ありがとうございます。

それでは、第三小学校では、現実に今英語の学習が進められているようではございますけれども、例えば直接外国の方、外国の先生がおみえになって教えているとか、そういった部分でなんですか。

○阿部副委員長 有見学校教育課長。

○有見学校教育課長 お答えいたします。

外国の方ということについては主に、市にはALTが二人おりますので、三小の場合は、三中にそのALTが1カ月ごとに順番にこう指導して歩くわけですが、その折にALTの方を活用したりというようなことで、外国に関してはそういうことでございます。以上でございます。

○阿部副委員長 浅野委員。

○浅野委員 はい、ありがとうございます。ぜひ英語と同時にやっぱり文化、そういったものも子供たちが触れていけるような、そういった中身の濃い部分で、子供たちが直接海外についていろんな情報を今知り得る立場にあると思いますので、ぜひ夢も膨らませていただけるような活用の仕方をしていただければと思っています。

それでは、地域ボランティアの方との触れ合いについても創意工夫が、教師と違った角度で児童生徒を指導し支援していると成果に出ているんですが、このような地域のボランティアの方々とはどのような触れ合い方をなさっているのか、そこもちょっと具体的に教えていただければと思います。

○阿部副委員長 有見学校教育課長。

○有見学校教育課長 地域のボランティア活動の中身についてお話し申し上げたいと思います。

学校名でちょっとお話ししますと、例えば月見ヶ丘小学校ですと、一、二年生の生活科であると、昔の遊びなどというようなことで地域の方においでいただいてその昔の遊びを紹介してもらったりとか、あと、このごろふえておりますが、読み聞かせですね、読み聞かせなどもふ

えているところでございます。それから、生活科などは行動範囲が広がるものですから、子供たちの安全・安心というようなことで、保護者の方にご協力いただいて、そして要所要所に危ないところに道路についていただいてとあって、そんなボランティアの方もおるところでございまして。それから、杉小なんかでは、図書の整理とかですね、そういったことでご協力いただいているところもございまして。具体的にはそういうところでございまして。

○阿部副委員長 浅野委員。

○浅野委員 はい、ありがとうございます。最後の図書の整理とあっていうふうに地域の方がついてというのは大変素晴らしいことだと思っております。また、読み聞かせのグループの方たちが本当に、第三小学校から多分始まったと思うんですが、お母さんたちが自主的に本当に交流を求めて、それが各学校の方に広がっていければ、本当に子供たちにとって生きた読み聞かせの時間が持たれるんじゃないかなと思っております。ぜひこういったことを小学校だけでなく、読み聞かせということは、前にもちょっと私議員になってすぐに市長にご質問したときにお話ししたんですが、ブックスタートっていうことでお話ししたときに、ある高校では高校生に対する読み聞かせがあったと。高校生になってまで読み聞かせなんか必要ないだろうと思つたんですが、子供たちがその本を読まれている間、大変集中して、そのことがある高校の野球部の生徒に対して読み聞かせをしたところが、同じ情景を共有する、そして共感する、そして集中するということがスポーツのそのチームワークという部分に素晴らしい影響を結んで、県大会にまで行くというような状況をつくったという事例もありましたので、ぜひ小学生だけとあっていうように限らずに、その読み聞かせについてもさまざまなボランティアの方のお力をいただいて広げていければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

では、次に、同じ資料の146ページ、また関連しまして、中学校の部として151ページと両方に、すいません、153ページですね、教材備品等の整備事業ということで、小学校、中学校あわせてちょっとお聞きしたいんですが、この一般教材備品ということで、今各学校、19年度に多分整備された品目がここに並べられているんだと思いますが、一つですね、この備品の取り扱いなんですけれども、今子供たちの数も大分各学校で少なくなってまいってます。ここに現況と課題にありますように、教材備品の老朽化とか破損が進む一方で、その指導要領の内容の見直しなどによって、教材備品の代替、また新規整備が必要となつてきていると。この中で一つご提案なんですけれども、この教材を各学校で共有できないものか。ある自治体で、大変不便だとは思いますが、私たちのこの塩竈市内、どちらかといいますと狭い範囲に学校が

集中しているわけであり、浦戸を除きまして。そういった意味で、全部がとは言いませんけれども、高価なものについてとか、それから大きなものについてとか、それから頻繁に使うものでないものとか、中身をいろいろ授業内容によって難しい組み合わせもあるでしょうけれども、できれば共有財産というような形で各学校でこの教材の共有は可能なかどうか、そういったことができれば、今私たちも子供にはお金を無性に使う。それは大変すばらしいことだと思いますけれども、今の時代、子供たちにももったいないと、大事にしていくという気持ちも育てていく意味でもあって、無性にすべてを配布する、すべてをあてがうという考えも大事でしょうけれども、その部分で物を大切にする、自分たちだけでなく、第三小学校でも使うんだ、第二小学校でも使うんだっていう部分も考えられないかなと、私個人的に思っておりますので、その点についてちょっとお聞きしたいと思います。

○阿部副委員長 小山教育部総務課長。

○小山教育部総務課長 ただいまの教材備品等について相互に学校間で融通できないかというようなご質問に対してお答え申し上げたいと思います。

まず、学校、例えば19年の9月から教育用コンピューターにつきましては、各学校に新たな機械をリース方式で導入いたしました際に、まずコンピューターのソフトについてですね、これは教育委員会に比較的大きなサーバーがございまして、この中に教材用のコンピューターをまとめて入れ込むというような中で、相互に小中学校、いろんなものを必要なときに引き出しながら使えるというような形を今とってございます。また、学校図書につきましては、基幹図書館であります市民図書館等からまとめて貸し出しを受けるというようなことなんか一部行っておりますし、また、今まさに浅野委員さんご提案ありました教材につきましては、必要に応じて先生相互でどここの学校にあるこれを貸してくださいってということで融通し合っているケースなんかはあるとは思いますが、確かにそういったシステムとして、そういった形に組み立てているかどうかということについては、まだ十分されてないのが現状だと思いますので、そういった部分についてはちょっと今後少し研究させていただきたいなというふうに思います。

○阿部副委員長 浅野委員。

○浅野委員 はい、ありがとうございます。ぜひ一覧表なりなんなりつくって、本当にむだのないように、そして丁寧に扱っていただければと思っておりますので、お取り組みよろしく願いいたします。

次に、172ページの青少年相談センターの機能の充実についてお尋ねいたします。

この172ページの相談者別人数を見させていただきますと、急激にふえているのはこの小学生の相談がふえています。また、教師の相談っていうのも昨年に比べて倍になっておりますけれども、現況と課題のところにもちょっと触れてありますが、この中身をどのようにごらんになっているのかお知らせ願いたいと思います。

○阿部副委員長 有見学校教育課長。

○有見学校教育課長 青少年相談センターの相談別の中にあります小学生、それから教師がふえていることによる、その中身ということのお尋ねについてお答えしたいと思います。

教師の中身ですけれども、主に、多い方から言いますと、不登校ですね、不登校、それから性格行動、それから今ちょっとふえてきておりますが、発達障害というようなのがワン、ツー、スリーを占めているようなところでございます。

小学生については、不登校について、不登校っていうか友達関係についてというようなことで多いということでございます。以上です。

○阿部副委員長 浅野委員。

○浅野委員 はい、ありがとうございます。本当に子供たちの行動、また先生たちのお悩みを聞きますと、今の現代社会が色濃くここに反映されてんのかなとも思われます。

そこで、やはり気になりますのは、この父親、母親は相変わらず相談回数は多いようですけれども、父親はほとんど皆無に、ゼロに近いという、この状況は本当に変わらずあるようですけれども、その対応など、どのようなお考えがあるのかお聞かせ願いたいと思います。

○阿部副委員長 有見学校教育課長。

○有見学校教育課長 青少年相談センターの機能につきましては、教育委員会からはもちろんですけれども、学校の方からそういった窓口があるということで、年度当初初め、積極的に情報活動を行っているところでございます。特に父親ということに対しての対策はございません。以上でございます。

○阿部副委員長 浅野委員。

○浅野委員 私たち公明党の方でかつて視察に行ったときに、やはりこういった子供たちの問題を扱う場所、出雲市に行ってきたんですけれども、済みません、ちょっと……。そのときにやはりその担当の方が申されていたんですが、お父さんとお母さんと二人そろわないと子供たちの成長にはなかなか進展が見られないと。で、父親がどうやってかかわっていったらいいかと

言ったら、送り迎えを、子供の、例えばそこはうちの方の子供たちを預かるような場所に行くんですけども、その送り迎えを父親がすると。そしてそれはその車の中で子供とお父さんが話し合うという機会を設けると。何とかそういった部分で、そういったことが一つの約束事に、こういったことが守られなければうちの方ではその子供さんを受け入れませんよと厳しく言うと、そこまでお父さんのかかわりを半強制的に引き出すというような取り組みをしているみたいで、やはり子供は母親だけでなく父親に自分のことをわかってもらう、そして父親も同じく仕事以上に自分のことを心配してくれていると、そう思ったときにその改善策が見えてくるというようなお話を伺ったことを思い出しました。

ぜひ今後、塩竈市におきましても、さまざまな今その問題が、すいません、けやき教室でね、子供さんを預かっていますけれども、そこに子供たちが一人に来るのではなくて、例えばお父さんが送るとか、そういった部分の状況をつくっていただければ子供たちと話し合いの場も持てるのではないかと思いますので、今後の取り組み方についてちょっとお伺いしたいと思います。

○阿部副委員長 有見学校教育課長。

○有見学校教育課長 具体的にけやきに通っている子供たちは、汽車通とか、それから送られてくるとか、さまざまなことがあるわけですけども、けやき教室では学期ごとに保護者との面談なども行っておりますので、やっぱり保護者との連絡の中でそういったことも、今委員おっしゃるとおりいい事例として啓発をしながらご協力をしていくように努力してまいりたいなと、そんなふうに思います。以上でございます。

○阿部副委員長 浅野委員。

○浅野委員 はい、ありがとうございます。ぜひ取り組みをお願いいたします。

また、今この犯罪の部分におきまして、低年齢化が見られる。確かにいろんな事件がありましても、それが逆に中学生、高校生よりも、今小学生の高学年、または中には3年生、4年生ぐらいの事件も見られるというふうなこともお聞きしています。特に今、塩竈市内にも量販店がふえまして、そこでの事故とかがあるのではないかと考えておりますが、そういった状況はありなのか、またその対応はどのようになさっているのか、ちょっとお聞きしたいと思っております。

○阿部副委員長 有見学校教育課長。

○有見学校教育課長 お答えいたします。

低年齢に伴うそのいろんな問題行動のご質問だと思いますけれども、実際少しずつふえているのかなというようなことを思います。実際、中学校を見ますと、1年生で、いたずらから来るんでしょうけれども、たばこを吸ったりお酒を飲んだりというようなことも一、二件報告としてございます。小学校におきましても一、二件ほどいたずらでたばこを吸ったなんていうようなこともございます。毎月各学校から生徒指導を中心としたことで報告が上がってきているわけですが、教育委員会としましては、そういった事例に関しましては、即学校の方にどんな対策をとっているかなどというようなことも報告を受けながら、そして再度そういった子供たちに対してはきちっと指導しながら見守っていくというようなことで対処している現状でございます。以上でございます。

○阿部副委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。ぜひ取り組みよろしく願いいたします。

それでは、時間もありませんので、199ページの男女共同参画推進事業についてお伺いいたします。

平成19年度は、この条例の策定につきまして大変懸命に取り組んでいただいた模様がございます。策定後、男女共同参画の条例に基づいて、各事業、そしてその推進という部分では、どこの所管で今推進して審議をしているのかお聞きしたいと思います。

○阿部副委員長 澤田市民課長。

○澤田市民課長 男女共同参画につきましては、平成19年度までは政策課の方で一応所管しておりましたが、現在は市民課の方で所管しておりますので、お答えをさせていただきたいと思っております。

19年度は条例策定にかなり力を入れましたけれども、その条例策定に至る前に推進計画というものを以前策定いたしまして、それに伴いまして全庁各課的に取り組みをいただいております。男女共同参画というものはかなり今範囲も広いといいますか多岐にわたっておりますけれども、四つの基本目標を立てまして全庁的に各課で今取り組みをお願いしてきていたということになっております。

今現在、中間的と申しますか、計画年度が長期総合計画に合わせた計画年度になっておりますので、中間的な取りまとめとして全課に照会をいたしまして、今までの取り組み、課題、そういったものを今整理をいたしているところでございます。以上です。

○阿部副委員長 浅野委員。

○浅野委員 はい、わかりました。先日、DVの防止のPRのティッシュを駅前で配ったというご報告もあっておりますけれども、それもやはり市民課の方の取り組みだったのでしょうか。

○阿部副委員長 澤田市民課長。

○澤田市民課長 男女共同参画の女性団体の方々もある意味市民活動団体と私ども位置づけて、現在市民課共同推進室で受け持たせていただいております。9月がその条例に基づく塩竈市の推進月間ということもございましたので、委員お話しのティッシュ配りを共同推進室が市内の女性団体の方々の支援をいただきまして行ったと、こういったことでございます。以上です。

○阿部副委員長 浅野委員。

○浅野委員 はい、よくわかりました。ぜひ今後とも男女共同参画の推進が、条例ができた後、ちょっとどこに行ったかわからなくなっちゃったってということないように、条例をつくったからこそ塩竈も男女共同参画がすばらしく進んだと市民の方たちにもご認識いただけるような活動を続けていっていただきたいと思っております。

では、同じく208ページの緑化推進事業についてお伺いいたします。

この緑化推進資料の中で花いっぱいまちづくり助成っていうことがありまして、19年度はその助成交付件数が4件ということで出ておりますが、市民の協力により花いっぱいまちづくりの推進はたしかアダプト制度ということで市民にも多く広げている制度と思うんですが、このわずか4件っていう件数もちょうと少ないんですけれども、なかなかこども議会をやっても塩竈に緑が少ないとか花が少ないということがこども議会でもよく取り上げられておりますけれども、この辺の推進はどのようになっているかお聞きしたいんですが。

○阿部副委員長 高山土木課長。

○高山土木課長 お答えいたします。

花いっぱい助成につきましては、ここ数年といたしますか、ずっと4件程度の実績じゃなかったかと思っております。これにつきましては、いろんな助成の趣旨であるとか、それから目的であるとかですね、そんな部分を再度少し市民の方々に広く理解をしていただくというようなことも考えていかなきゃいけないのかなと、今後の課題としてそのように思っております。以上でございます。

○阿部副委員長 浅野委員。

○浅野委員 七ヶ浜とかそれから多賀城市さんの方では、市民たちがボランティアで団体を組み

まして、県の助成とか県道とか国道とかそういった部分でも花づくりをやっている団体もございますし、また、七ヶ浜の方では年ごとに美化運動の成果として表彰もされているようです。ですから、ぜひそういった部分でやりがいのあるそういった推進の仕方もしていただければと思っております。

また、もう1点ですね、これはやはり市内で個人的に本当に勝手連的な感じで枝を払ったり草を取ったり、今部分で黙々と人に褒められるわけでもなくやっている市民の方もいらっしゃいます。ぜひそういった方をピックアップして表彰なり何かの形で本当に皆様にご紹介していただければ、市民の方たちもこの塩竈に愛着を持って進めていくと思いますので、その辺お聞かせいただければと思います。

○阿部副委員長 高山土木課長。

○高山土木課長 今のお話の部分につきましては、毎年、ことしも10月4日に花と緑の記念式典ございまして、その中で公園愛護の功労の方々表彰を行ってまいりたいと思います。19年度は、個人で17人の方、208ページの方に示しておりますけれども、個人で17、それから団体で4名という方々が表彰されてございます。

なお、表彰につきましても、どうしても町内会単位でのご推薦というような、現実ですね、そのような取り組みをせざるを得ない部分もありますけれども、今委員おっしゃったような見えないところで本当にやっている方の声も正直何名の方上がってきてございます。そのような方も含めました形でどのような表彰の仕方がですね、宣揚していくような方法があるかどうか、今後一つ課題として取り組んでまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

○阿部副委員長 伊勢由典委員。

○伊勢委員 それでは、19年度の決算について何点かお尋ねをします。

そこで、ちょっと佐藤英治委員の質疑の中で市長が答えておった中で、もう一回改めて私も確認をさせていただきたいんですが、翌年度ですね、18年度の当時前年度の実質収支額、翌年度の繰り越しで3億7,300万何がし、この前年度、18年度の決算書のところを見ますと、翌年度の基金で1億8,700万円基金に繰り入れる、そして翌年度の繰り越しで1億8,600万円ほどを翌年度に繰り越していくと、こういうことで、この中にはそういうふうにかかれております。よくわからないのは、つまり5億4,500万円の基金の中に、黒字の中に、1億7,100万円も入るんだというふうにたしか答えておったような気がするんですね。そうしますと、そういうことで、その歳入歳出決算書のどこにその数字が見当たるのかね。そういうことについてはこの中

で触れられているのか触れられていないのか、あるいは収入済額の中に盛り込まれているのか、まずその辺から確認をさせていただきます。

○阿部副委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 財政課長よりご答弁をいただきます。

○阿部副委員長 神谷財政課長。

○神谷財政課長 18年度の実質収支でございます。18年度の実質収支につきましては、結局黒字が出たのではないかとということで、その数字がどこに行ったんだというご質問の内容でございます。

今回の19年度の決算でもそうでございますが、決算剰余が出た場合には、それを基本的には翌年度の歳入ということに編入して使うことができますよというのが実は自治法の定めがございます、ただその編入するに当たっては、その全額を編入することはできませんと、2分の1を超えるものについては基金に積み立てをしなくてはならないと、これが地方財政法上の決まりでございます。そういう意味から申しますと、18年度の決算剰余金につきましては、2分の1相当は繰越金ということで19年度に必要となるさまざまな事業費の中に使われた部分がございます。残りの半分につきましては財政調整基金への積み立てということで積み立てをしたという経過がございます。そのような中でトータルの効果として19年度に対してそのような黒字の、オーバーといいますか、かかわってくる効果があったということと表明させていただきたいと思います。

○阿部副委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 トータルというふうに言っておりますが、私たちはこの計算書の中では、せいぜい見てその収入済額の中に盛り込まれている中身でしか判断できません。そういういわば黒字が5億4,000万円出たとすると、そういうこともきちっと、例えばこういう決算書、歳入歳出の決算書の中でどこにそれがあるのかですね、今後はぜひ示せるならば示していただきたいと思います。これは一つの要望です。

そこで、もう1点ですね、今回、冒頭の報告にもございました5億4,500万円の黒字等々がございました。それで、そういうことを踏まえつつ、今回改めて決算書、成果品を見ました。No.8の346ページのところに、そういう成果品の、いわば決算書の全体的な数字が盛り込まれております。その中で、346ページになるわけですが、ここでいいますと、実質収支比率ということで4.6という数字が書かれております。そういうことでのいわば改善が一般会計では

されましたと、こういうふうには私にとらえていいんだらうと思うんですが、もう一つこの問題を考えていく場合、よく市の行財政改革と称してさまざま、その手法に基づいていけばその5億何がしの予算なりを翌年度ですね、黒字になるようなものをつくってきたということが冒頭でも報告されましたし、そういう旨の回答がされたと思います。

それで、資料をせっかく請求していますので、21番の14ページのところに大体その新行財政計画推進計画に基づくスクラップ&ビルドというのが触れられております。特にこの中でスクラップ化していく事業の中で、いろいろありますが、給与制度の適正化というところで、例えば勤勉手当削減の関係で1億8,700万円、あるいは職員の適正化のところで1億6,300万円、こういうものもございます。それから、下の方の下段ですね、財政健全化のかかわりで市民サービスにおける受益者の負担の適正化、つまりは基本検診の自己負担の導入ということで、これだと550万ぐらいでしょうかね、560万円ぐらいのいわば自己負担をふやしましたと。こういうふうなものがこの中には書かれております。

こういう資料がちょっと整う前に見ていく中で、特に監査意見書のところで、その監査意見書5番のところで、私たちが資料請求する前段にちょっと監査意見書見たんですが、例えば監査意見書の86から87ページというくだりがございます。そうしますと、ここには一般会計の歳出別一覧表というのがございまして、ここに節別のすべての総額のいわば削減したもの、18年度、19年度の比較で削減したものがここに書かれております。前段これで一応どういうところがいわば削減されたのか見ておったので、これで見たわけですが、例えば給与削減の問題等々も含めると、ざっと計算しますと3億600万円ほどこういった削減になっております。あわせて不用額も先ほど中川委員の方からも19年度で4億8,366万円というものが出ておりました。契約によってですね、予算と契約、契約の入札・落札の関係でそういうものも出ましたという午前中の回答がございましたが、5億4,000万円というのはこういうものも含めたものとしてとらえてよろしいのでしょうか。

○阿部副委員長 神谷財政課長。

○神谷財政課長 ただいまのご質問でございます。5億4,000万円の黒字ということになります。先ほど午前中のときもご質問ありました。例えば不用額というものはこの黒字化の大きな要因であるということにとらえることができるかと思えます。

○阿部副委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 それも含めた5億4,000万円というふうには今回回答がございました。

そこで、やはり比重が大きいのは、その給与の削減、いわば人件費を削減するというところが一番大きいのかなというふうにこの点を見て、見ております。そこで、先ほど監査意見書の中にも人件費等の削った分で3億以上のものがありますということでしたが、資料等でせっかく出されております、去年、例えばその職員ですね、21番の4ページのところに職員のいわば数、一般職、それからそれぞれ書かれております。例えば一般職でいいますと、平成15年835人、平成19年726人、こういうふうなことでのいわば一般職が減りましたということになっております。そのほか下段の方は臨時職員、平成15年12人から、常勤嘱託ですね、12人から19年5人。非常勤が平成15年68人から89人とふえております。パートの方々の職員数は、平成15年192名から240名、98名もふえている。

それで、そういうことも含めて職員定数削減の大もとは適正化計画になるんだろうと思いますが、こういういわば職員定数を減らしていく基本的な考え、一般的には60歳定年が公務員ですね、皆さんの職場での最終的な年度の定年月日なんです、どうなんでしょう、今はそういう点でこういう目標を進めていく、定員適正化を進めていく上で早期退職の勧奨ですね、奨励といえますか、そういうものは相当やってらっしゃるのかどうか確認をしたいと思います。

○阿部副委員長 桜井総務課長。

○桜井総務部総務課長 お答えいたします。

塩竈市に職員の早期退職の勧奨制度ございまして、広く皆さんに募集いたしまして、応募された方々に対して勧奨の手続きをとらせていただいております。

○阿部副委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そうしますと、お聞きをしたいんですが、そういう制度があるということですが、例えば先ほど平成15年835人、平成19年726人、これはそういうものとしての結果としてとらえてよろしいのですか。

○阿部副委員長 桜井総務課長。

○桜井総務部総務課長 職員数の比較でございますので、定年退職者のほかに勧奨退職された職員も含めて比較であらわしております。

○阿部副委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 いわば早期退職を促すということでの職員定数減だというふうになるかと思いません。

それでは、新年度から、例えば一般職で新年度からそういう職員を採用することはこの間、

15年度以降ですね、あったのかどうか。あるいは途中このぐらいあったとか。あるいはその後職員を入れてもそれは例えば技術職だけなのか、その辺のことについて確認を。

○阿部副委員長 桜井総務課長。

○桜井総務部総務課長 職員採用につきましては、定員適正化計画の目標値に照らし合わせて採用数を決定しておるところでございます。昨年度につきましては、専門職、保育士、保健師、それから栄養士、専門職の採用試験を行いまして、本年4月に採用いたしております。以上でございます。

○阿部副委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 つまりその専門職の範囲にとどまっておって、一般職のその一般事務というか、そういうところはないというふうにとらえてよろしいわけですね。

○阿部副委員長 桜井総務課長。

○桜井総務部総務課長 一般職、一般の事務職であると思いますが、昨年は採用の見送りを行っております。ただし、来年度に向けまして現在採用試験の実施に向けて募集中でございます。職種については一般事務職も含めて採用いたす予定でおります。以上でございます。

○阿部副委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そこで、来年度は若干名そういうことも行うということではありますが、大方はそういうことで平成15年以降進められてきたというふうにとらえてよろしいのかなと思います。

そこで、その総務課の方で、特に私どもがよく耳にするのは、こういう財源を生み出す上で定員適正化というのは、その意味でいろんな職場、特にここはいわば自治体の職場ですから市民サービスということが前提に立っての職場がいわば前提だと思います。市民サービスというのは相当、もちろん市民の税金をあずかるそういうところですし、それを行使して必要な市民サービスを行うというところになるわけですが、問題はやっぱりそれを進めていく上で、それぞれの職員の方の働きが基本だろうと思いますが、そういう点でこういう方々の職員が減る中で、実際に私どもがよく耳にするのは、職員の方での病気がふえているという話などをよく耳にするんですね。それで、ちょっと総務課の方で届け出として職員の方のお休みというのはどのぐらいカウントされているのか、それ以外はどういう取り扱いになっているのか確認したいと思います。

○阿部副委員長 桜井総務課長。

○桜井総務部総務課長 病気休暇ということでよろしいでしょうか。はい。条例あるいは規則の

規定に基づきまして、体に異常を来したという場合には、医師の診断書を添付して申請の手続を行うことによりまして病気休暇が取得できる制度になっております。現在総務課の方で把握しております、統計的にでございますけれども、把握しているその病気休暇の数でございますが、平成19年度、30日以上休んだ職員でございますが、17名ということになっております。

○阿部副委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 あくまでもこれは総務課の方でいわば届け出というか診断書も添えてということですね。それ以外のカウントはとっていないということでしょうか。

○阿部副委員長 桜井総務課長。

○桜井総務部総務課長 病気休暇制度、前段ご説明申し上げましたけれども、それぞれの担当課の方で診断書の提出をしていただければ1週間程度病気休暇をとることができるので、各担当の方で把握しているかと思えます。大変申しわけございませんが、総務課の方ではその30日以上長期にわたって休んだ職員について統計データとしてとっているという状況でございます。

○阿部副委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 私たちが耳にしているのは、今80人ぐらいがそういう、いわば各課で、総務課がカウントしていないと言われておりますが、80人ぐらいがお休みしているというふう聞く……話も漏れ伝わっているんですね。それでこれはね、まあそういう話ですから、今後ね、今後ですよ、今後そういうことがあるとすると、休暇の届け出は条例で定めています。しかし、総務課として、きちんと例えば1週間だったら1週間休むと、あるいは1週間休まれたって職場はきついわけですね、だれが考えても。そういうことも含めて、やっぱりちゃんとか課として届け出をする、どういう内容なのか、それは一々私は言いませんが、やっぱり実際のそういう職場の中でのそういう職員が減ることによるさまざまな、1週間程度休む方もいらっしゃるでしょう。そういうものもきちんと、窓口として課があるわけですから、そこでやっぱりきちんととっていくと。やっぱりそれぞれの職員の方々の行政能力というのは、1週間休まれたら市民にとって、職場にとっては相当ハードだと私は思うんです、それだけでもね。今言ったようなその職員の方々が減っているわけですから。やっぱりこれはひとつそういうことで適切な対応を求めたいと思いますが、いかがなものでしょう。

○阿部副委員長 三浦総務部長。

○三浦総務部長 ただいまお話しいただきました病休の職員でございますけれども、私ども手続

といたしまして医師の診断書を添付して手続をとるというルールを確立して、それに基づいて職員が手続をするということで把握してございますので、先ほど申し上げました数、これが正規の数でございますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○阿部副委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 だからこそそういう軽微なもの、届け出はそれは条例で定めているとはいうものの、やっぱり職場実態をすっきりつかむ上で、当局としてもつかむ上で、その辺はやっぱりきちんと対応方を進めていただきたいと思えます。これ以上論をしても条例の定め云々ということになりますので、それ以上は私は言いません。

それで、次に、予算上の執行の関係で、いわばそういう職員の定数減に伴うものも含めたさまざまな黒字会計だというふうな点の関係も出てきますし、職場の職場実態の関係も出てまいろうかと思えます。

もう一つは、出ていくお金の使い道がどうなのかと。これは一般的な歳出というよりも、No. 8のところ、もう一つ、全般の算出はいろんな行政経費ですからいろいろ事務的にいろんな取り組みしておりますので、それは後段に譲る議論、個々の問題は譲るにして、例えば343ページのところで、No. 8のところ繰出金というのが結構あります。この中で繰出金ですね、37億でしたかね、37億だと思います。そこで例えば魚市場にも入る、それぞれの特別会計にも入っております。一般会計で預かったお金が繰出金としてこういう会計に入っていくのも、やっぱり大きな財源上の関係で見ていく必要があるのかなと思えます。

そこで1点だけ、繰出金はこういうことで今までの決算で出ておりますが、一般会計の部分からお聞きしたいんですが、例えば土地区画整理事業で繰り出しをした15年以降ですね、繰り出しをした総額が決算上では9,400万円になっております。事業は23年でたしか終わると思うんですが、今後一般会計からこの土地区画整理事業に一般会計として繰り出す額は幾らぐらい見込まれるのか、その点だけお聞きします。

○阿部副委員長 神谷財政課長。

○神谷財政課長 答えさせていただきます。

土地区画整理上の今後の繰り出し、ちょっと申しわけございません、今手持ちの資料がございませんが、区画整理事業が一定程度の落ちつきを見せてきているということもございまして、この先についてはある程度金額的には落ちついていくのかなというふうに考えてございます。

○阿部副委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 後ほどひとつ金額等をお知らせください、今すぐ回答できなければですね。

それはひとつそういうことで、ある程度区画整理事業の場合の繰り出しも多額になるのではないかというふうに思います。これは後段の特別会計のところでも答えてもらっても結構ですし、そういうことも含めて私どもも検証していきたいと思います。

それであともう一つ、契約関係が出ておりますので、契約について何点かお尋ねをしたいと思います。それで、資料等も出ております。それで、この資料は一般会計の一般競争入札の落札と内訳、1件500万円以上ですね、500万円以上の関係で21番の19ページから21ページのところに述べられておりますが、ちょっと私が別な角度でお聞きしたいことは、小規模登録工事のための契約制度というのが平成17年度以降つくられているはずであります。小規模登録工事制度ですね。そこでこの小規模登録の工事制度の今現在の登録業者の方々と、それからこれまでのいわば実績ですね、件数なり金額等をちょっとお知らせください。

○阿部副委員長 桜井総務課長。

○桜井総務部総務課長 小規模工事登録者制度につきましては、委員ご指摘のように平成18年度に新たに創設された制度でございます。現在のその登録者の数でございますが、建築、土木、それから電気、内装、いろんな分野にわたっておりますけれども、現在18社の方にご登録いただいております。

それから、発注実績でございますが、平成19年度1年間で、件数として90件、金額にいたしまして約550万円の発注実績となっております。以上でございます。

○阿部副委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 これは非常に小さな仕事まわりだとは思いますが、私は今のこういう仕事がやっぱりない中での非常に有効な手段ではないかというふうに思います。県下でも古川、石巻、白石等々ですね、当時の大崎市などでも制度が発足しております。そこで、この制度の、先ほど18件が登録されていると言われておりましたが、それ以外の希望者はあったのかどうかお聞きします。

○阿部副委員長 桜井総務課長。

○桜井総務部総務課長 私ども機会をとらえまして広く広報活動をしておりますが、現在のところ希望されている方が18社ということでございます。

○阿部副委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 たしか今から4年前に、税の、市税を納めていない方はこの小規模登録制度から外されるという条例が決められたはずですね、たしかね、サービス制限をするという。その方々は外されたのでしょうか。あるいはそういう方がないと言い切っているのかどうか。

○阿部副委員長 桜井総務課長。

○桜井総務部総務課長 大変申しわけございません、手元に資料ございませんので、後ほどご報告させていただきたいと思います。

○阿部副委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 ひとつこの登録制度そのものについて、いろんな条例上のシステムをつくってしまいましたからあれですが、要するに例えば納税がなかなかできない方々でも仕事が回れば納税できるわけですから、やっぱりそういうものとしての扱い方も含めて今後の取り組みの対応方を進めていただければというふうに思います。これはこの範囲で私はこの小規模について触れておきたいと。ご回答は後ほどで結構でございます。

それから、決算成果品の7番、127ページのところをちょっと開いていただければと思います。127から128ですね。

そこで商工費がございます。商工費の中に壺番館ととちゃんハウス分共用費負担金36万円というふうにこの中では金額が決算されております。これは、あそこの壺番館の市の施設をいわば使って、市の商工関係の支援策ということで中小企業振興条例に基づくものとしてこういう対応をしたというふうに、私の記憶の中ではそういうふうに思っているんですね。それで、これは36万円というのは、当時事務所として使った分、それから今もう一つはボックスハウスというんですか、そこも含めた対象での共益費になっているのか確認をしたいと思います。

○阿部副委員長 阿部商工観光課長。

○阿部商工観光課長 壺番館ととちゃんハウス分共用費でございますが、壺番館が区分所有の建物になってございまして、その商業協同組合が事務所として使っている部分、それからボックスショップとして使っている部分、あの部屋の全体の共益費として月3万円を壺番館の方にお支払いしている、12カ月分の36万円ということでございます。以上です。

○阿部副委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 それで、いわば今なぜお聞きをしたかといいますと、こういうご時世ですから、諸物価の値上がり等も含んでなかなか大変らしいんですね。あのボックスのところでのお客さんの入り方も少なくなっているようですし、それからそのボックスを借りてテナントというのか

な、賃借をして、そこでの売り上げもやって、そこでの共益費の一定の充実に充てているようですが、そういう点でこれは妥当な共益費としての双方の負担だというふうにとらえてよろしいかどうか。当時のそういった商業協同組合との関係で、ちゃんとした取り扱いをしていたかどうか、お聞きをしたいと思います。

○阿部副委員長 阿部商工観光課長。

○阿部商工観光課長 今ご説明いたしました共益費については壺番館の方に支出している部分ということでございまして、現在とつとちゃんハウスとしてボックスショップとそれから事務所の部分として市の方で家賃としていただいておりますお金が、あそこ全体で10万5,000円ちょうどいただいております。10万5,000円を家賃としてちょうどいただいておりますけれども、坪に直しますと大体坪当たり2,100円程度の賃料をいただいているということでございます。私どももいたしましたは、該当のあその場所につきましては、坪2,000円余りで貸すという部分に関しましては、商店街の結節点である非常に交通量も多くて、またそれまで商業協同組合にお使いいただいている折は12年間も何もない空き店舗の状態だったわけです。そういったことで集客に資する事業をしていただくということで、そういった点を勘案いたしまして、坪家賃につきましては相応の、かなり本市としましては頑張った数字で今お借りいただいている状況でございます。

なお、ボックスショップ開設の折には、市の方でも補助金などを負担いたしまして、運営というか、オープンにつきましては支援したところでございます。今委員おっしゃるとおり中身に関しましてはリニューアルが必要な時期かと思っておりますので、その部分についてもなお人手に資する事業ということを事業者の方がご検討をいただくということであれば、積極的に支援してまいりたいというふうに思っております。以上です。

○阿部副委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 私最後のくだりをお聞きしたかったんですね、積極的な支援をしていきたいと。やはり最近の商店街の疲弊ぶりというのは、大体皆さんも共通だと思います。きのう伺ったんです、壺番館のそのとつとちゃんハウスですね。もちろん人が来ない、それほど流れていない、そうは言ってもやっぱりこのフロアというのは、一般市民から見ると市の公共の施設的なイメージでとらえて来ますし、あそこには必要なそういう市の、あるいは市をPRをするようないろんなパンフレット等々も置いているようです。ただ、やっぱり実際に事業をやっている方々の意見でいいますと、そういうボックスハウスにもなかなか来ないということなども含め

て、やっぱり維持費の負担が重くなってきていると、率直な意見出されました。それから、やっぱりあそこを活用して、そこにお客さんの流れ、人の流れをつくり出そうという、その意図はわかります。そういうことでのほかり方をして補助金も出したということですが、土日休みなく、ほぼあそこのハウスをあけているようです、そのボックスの方はですね。やっぱりそういう点で、そういうことから私はよくやっている方々の意見と、そして今後どういうふうに塩竈の商店街、特に海岸通りと、それから本町のちょうどころ間にあるわけですからね、非常にそういう意味では商業施設として一番目立つ場所になりますので、やっぱり率直な意見を聞いていただいて、そして今後のさまざまな取り組みの対応に資するということを、要望的な意見になりますけれども、どういうものなのか、商工観光課になりますけれども所管はですね、考えをお聞きしたいと思います。

○阿部副委員長 阿部商工観光課長。

○阿部商工観光課長 先ほども申し上げましたように、市の財産というものを坪単価2,100円程度ということでお貸ししております、本来であればもう少しいただきたい部分というのがありますけれども、そういったところで市としては側面的な支援をしているというふうな部分でございます。

それから、とつちゃんハウスの事業につきまして、事業自体がよくならなければそこにお客さんを集めるということが非常に難しいのかなというふうに考えておまして、じゃあその場所で何をどうしていったらいいのかという部分に関しましては、まさに当初私どもボックスショップということで運営を軌道に乗せていくために、ボックスショップだけじゃなくて、トライショップというか、市内に本格的に商売を始めるちょっとその前段の勉強のための場所として4カ所ほど設けていたわけですが、そういった商売をしていくための支援ということも考えてオープンしたものでございますが、事業の中身については事業者である商業協同組合がまずは主体的にじっくり考えていただきまして、やれることをやれる範囲で、なおかつ効果的なことに取り組んでいただきたいというふうに思っております。以上でございます。

○阿部副委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そういうことで市の方は考えているようですが、ひとつ意見はよく聞いていただく機会はぜひ設けていただければというふうに思います。

それから、No.8のところ、確認、何点かお聞きをしたいと思います、時間もさほどありませんので、斎場管理の関係でちょっと1点だけお聞きをします。斎場管理のところ、No.8

になるのでしょうか、成果品の説明のところでは齋場管理含まれております。広域になりましたので、今後の取り扱いは20年度以降は広域行政になっています。ページ数でいいますと、齋場管理ですので、どこでしょうかね……、すいません、ちょっとページ数、決算品の中に含まれているんですが。

そこで、協定はとも12月ごろで終了するという話がございましたが、そうすると今後の行く末についてどういうふうになるのか、考えだけお聞きをしておきたいと思っております。

○阿部副委員長 澤田市民課長。

○澤田市民課長 齋場の管理事業につきましては、資料No.8の313ページに主要な成果を載せさせていただきますいております。

今委員お話の12月でというのは、現齋場を建設したときに地元町内会と結んだ協定のお話だと思いますけれども、協定の期限はことしの12月をめでにといい、おおむねというふうなものについておりますが、確かに今年度が協定期限というふうになっております。以上です。

○阿部副委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そうすると、12月ですから、今9月半ばですから、どういうふうな話の方向をたどろうとしているのか。協定が切れるというちょうど時期に重なっちゃいますよね、あと数カ月たちますと。そうするとそこら辺の方向づけはどうなるのか。地元の方のそれは、方々の関係はちゃんと話し合いがつきつつあるのかつかないのか、その辺教えてください。

○阿部副委員長 澤田市民課長。

○澤田市民課長 地元の方との協議につきましては、齋場運営協議会というものを設置いたしまして、これは塩竈だけじゃなくて二市三町、担当課長が出席いたしまして、地元町内会と協議を重ねてきております。その中でやはりことし移転するということが、これは完全に物理的にも不可能でございまして、ただ、いつまでもこういった状態では困るよということで、まず移転先あるいは移転スケジュール、そういったものを早く提示してくれということが町内会から要望されております。今、環境組合あるいは広域行政連絡協議会の中で移転先につきまして鋭意検討しているという状況でございます。以上です。

○阿部副委員長 桜井総務課長。

○桜井総務部総務課長 先ほど伊勢委員の小規模工事登録制度の中で市税を滞納している方の取り扱いということご質問いただきました。必要書類の中に法人市民税等の納税証明書、3カ月以内に発行された納税証明書を添付していただいで確認させていただくということになってお

りますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上でございます。

○阿部副委員長 暫時休憩いたします。

再開は15時15分といたします。

午後2時59分 休憩

午後3時15分 再開

○鎌田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。

菊地 進委員。

○菊地委員 質問いたします。

前段に各同僚委員の皆さんが質問しましたが、重なる部分ありますので、よろしくお願ひいたします。

まず、財政全般についてであります。一般会計が黒字であったと。そしてその中に不用額があったということでございます。私は基本的に市長さんに常々質問というかお願ひしているのは、やはり「海・食・人が活きるまち」、「日本で一番住みたいまち」っていうのであれば、今市民の要望されていることをどういうふうにかみ砕いてするのかというのを常々注目しているところでございます。それで、黒字決算になったと。先ほど来いろんな要望あった、不用額をどうですかと、同僚委員の中川さん、そして同僚委員の伊勢さんが質問しました。黒字化、そして連結決算絡みでの財政的なバランスを図っていくという考えなのか。でも私は、会計全体で、まず一般会計が黒字っていうよりも収支均衡であればいいのかなと思っているんですよ、特別会計にしたってなんだって。それが予算で示された額をこのように事業しましたよっていうの。それが不用額を残して、その残した結果、黒字になったというふうに私はとらえると、非常に残念に思ひます。例えば先ほど来言われていた道路を直してほしい、側溝を直してほしい、そういう住民の要望になぜこたえられなかったのか。流用してまでもね、すべきでないかと。ある程度の繰越金というのを残して、日本で一番住みたいまちの目標は何ですか。それをまず答えてください。

○鎌田委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 黒字の取り扱いについてご説明をいたします。

先ほど来ご説明をさせていただいております。19年度の単年度収支で申し上げますと、1億

7,100万円という予算をようやく積み上げさせていただきました。これらについては、法律に基づきまして2分の1については財政調整基金等に積み立てをするというルールがあるわけでありまして。

もう一つ申し上げれば、標準財政規模の5%というものが少なくとも最低限の財政調整基金として確保するというような強い指導があるわけでありまして、残念ながら塩竈市、まだそういった水準にまで到達をしていないというのが1点であります。

もう一つは、先ほど来1億7,100万円、何とかいろいろ工夫あるいはさまざまな制度を活用させていただきながら積み上げてまいりました。職員給与につきましても全会計で申し上げますと2億5,000万円を超える単年度の独自削減、さらには互助会等からも5,000万円、あるいは土地の売り払い等で1億数千万円、そういうものをすべて合わせましても残念ながら1億7,100万円ということになります。

もう一つは、退職手当債あるいは行財政改革を進める自治体等に認められる行財政改革債等も最大限に使わせていただいたと。要は後年度の負担が発生するものであります。ただ、こういったものを最大限に活用しながら、何とか財政の健全化に取り組んだ結果がこの数字であるということになります。今回活用させていただきました退職手当債、行財政改革債等につきましては、7年間の償還であります。もう早速次の年からこういった償還というものが始まるわけでありまして。そういったものを考慮しながら、今まさに綱渡りのな財政運営で何とか乗り切ってきているということをぜひご理解をいただきたいと思っております。

私も、再三申し上げますが、行財政改革は決して目的ではありません。我々の手段で本来あるべきはずであります。今の塩竈市の置かれた環境、まずはそういったものを整えない限り、なかなか本格的なさまざまなご要望に残念ながらおこたえできないということについては、市長といたしましてもじくじたる思いであります。そういった中で選択と集中ということに努めまして、今さまざまなお話をいただきました部分につきまして、なお最大限の努力をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。よろしく願いいたします。

○鎌田委員長 菊地委員。

○菊地委員 財政全般のお話で質問して申しわけないんですが、経常収支比率も改善した云々と。私的に考えればそういった経常収支比率が改善、80%には及びませんが、でも97.6%から92%台に2年間続けてなっているわけですね。ということは、私はいつも質問なんかで言っているとおり、その残りの7.何%、200億円の予算であれば、その7%を市長が自

由に使えるお金だよと、そういう感じで私は常々言ってますんで、ですから政策予算としてですよ、個人的に使うんでなく政策予算として市民のためにです。ですから、そういったものがある程度考慮しての市政運営をしていただきたいと思います。

ただ、今いろいろ綱渡り的な財政運営の苦しさ、わかります。わかりますけども、でも住民にとってみれば本当に身近な生活の場、それを改善していただきたいというのが住民の要望であります。それがかなえれば、ああ塩竈に住んでてよかったなと満足するんでないかなと思いますので、ぜひとも財政調整基金を5%くらい確保したいと、7億くらいと思うんですが、それはそれでわかりますんで、ぜひともしていただきたいと思います。

それで、この間、産業建設常任委員会の委員会をちょっと傍聴させていただいたんですが、その中である委員と紹介議員さんのやりとりの中で、ほら、むだがあると、行政にむだがあると。そのむだって何ですかって言ったら、市立病院だと言ってましたけれども、それについて当局の判断がなかったんでね、ああそう思ってたのかななんて思いましたんで、そういうことを言われてね、やっぱり当局はね、あの市立病院の確たる運営方法とかね、この間そういう答えが全然なかったもんですから、基本的にですよ、そういうものをどう考えてんのかなというのが知りたいんですよ。そういうふうにお互いに心を通じ、目標を通じて議論するんだったらいいんですが、ああそのとおりですと言うんであれば別な議論をしたいなと思っていますんで、そのむだってということに関して市長さんはどういうお考えなのか。そのとおりだと言うのか、反論があったのかどうか、その辺をちょっとお聞かせください。

○鎌田委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 先日の委員会は産業建設常任委員会でした。その場で下水道料金の引き下げということを議論をされていたわけでありまして。そういった場で私は、その市立病院問題について改めてそういう場でご説明することではないと。ただし、なぜ下水道料金の引き下げの場でそういったことが提起されるのか当惑をいたしておりますというご答弁は申し上げたわけでありまして。当然のことではあります、さまざまな議会を通じて私は、今市立病院に入院されておられる方々、あるいは市立病院を頼りにされておられる方々の期待に何とかしておこたえしていきたいという一念でありますということは再三申し上げてまいりました。ただ残念ながら、19年度に単年度収支を整えますということを目標に頑張つてまいりましたが、結果としてそういった目標が達成できなかったということについては市長として大いに責任を感じているわけでありまして、今そういったものについて今後どのような取り組みをしていくべきかとい

うことで、議員にもご出席をいただきながら審議会の中でさまざまなご議論をいただいております。忙しい中ご参加をいただいております審議委員の皆様方には本当に感謝を申し上げているところでありますし、その中から出される答申につきましては、我々も真剣に取り組んでまいりたいと思っております。決して市立病院につきまして我々ないがしろな気持ちで取り組んでいるものではないということにつきましては、ぜひご理解をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○鎌田委員長 菊地委員。

○菊地委員 あんまり言うと病院特別会計、企業会計になりますんで、そういうんでなく、市長さんの考え方としてね、私なんかもほら、予算委員会だなんかで病院の経営関係、そして一般会計からの繰り出しなんか認めてたんでね、そういうものがむだだと、だからこっちの方を直しなさいなんて、そういうやり方にちょっとこう疑問を感じたんで、当局がある程度一本の筋を通して頑張るって言うんだったら我々も頑張っていきますので、住民の幸福のために頑張りたいなという決意しております。

あと、先ほど吉川委員が言ったとおり、不用額とかそういうの出ているのであれば、No.8のページ184ページの公民館利用の関係で、やはり公民館利用者の逆に言うと年齢構成つかんでいるかどうか。若い人なのか、例えば20代、30代、40代、50代、60代、70代以上を統計とってあるのかどうか、とっているかとっていないか、お願いします。

○鎌田委員長 渡辺生涯学習センター館長。

○渡辺生涯学習センター館長 統計的には年齢の内訳まで把握はしておりません。

ただ、一般的に公民館は高齢者の利用が多い形になっております。そしてエスプの方は、子育て中心のお母さんたちや、あと若い人たちが多施設となっております。

○鎌田委員長 菊地委員。

○菊地委員 エスプの方は若い方が多いようだ、そして公民館はある程度幅があるということで、吉川委員さんも申していたとおり、ぜひともエレベーターの方ね、簡易エレベーターでもいいんですよと、そういったことでこれは強く要望しておきますので、不用額流用してでもお願いしたいというのが私の要望でございます。

では、続きまして、資料No.21の委託関係全般で、せっかく資料要求したので、委託費、ページ33ページで、例えば私も、あれおかしいのかわかりませんが、ずっと委託されているのはすばらしいなと思っております。それで一つだけ、これもちょっと質問であとやる

と、これ魚市場の特別会計だからというんでなく、総務課が委託するのかわかんないんですが、間違ったらごめんなさいね、委員長ね。例えば魚市場清掃業務ってなってね、これが買受人協同組合に委託事業者がなってんだげっとも何でなのかなとかね、こういう不思議な面があるわけですよ。例えば何々清掃会社とかなんとかっていうんだったらわかんだけども、何で同じグループの中の同じところにこんな370万円も出してんのかなって、その辺が不思議でならないのが一つ。

あともう1点、同じで、一般競争入札関係、ページ19ページからずっと出ています。それで一番最低が61.1%、一番高いのが96.5%の落札率です。この件に関して、こういういろんな事業で開きがあるのはわかりますけれども、率直な、何で61.何%もあれば、その事業事業、入札の工事とかあれが違うんですけれども、何でこんなに開きがあるのかなというのが疑問なんです。それで、例えば最低価格なんかを決めておられるのかわかんない、1点。

あともう一つは、全国的にほら、いろんな談合とかなんか、会社の不祥事を起こして指名停止になっている業者もあると思いますんで、そういった指名停止の業者の扱い、どうなさってるのかなっていうのをお聞かせください。その2点お願いいたします。端的にお願いします。長々と要らない。

○鎌田委員長　じゃあ、内形副市長。

○内形副市長　それでは、一般競争入札の件についてお答え申し上げます。

まず、落札率61.幾らから90何%という、そういうかなり格差のある落札が見られると。（「だからどう考えでつかでいいよ」の声あり）それで、先ほど申し上げましたとおり、公明正大、透明性、競争性を担保した入札にしておりますので、この分についてはそれぞれ競争性が働いた部分でそういったような率が出てきていると思っております。

またあと、最低制限価格を設定しているのかというようなことですが、最低制限価格は物によって設定しております。それで、その率より低い額が入りましたら、それは無効ということで別な方の札に入りますので、そういったような必ずいわゆる優良な工事が担保されるような入札の設定をしているところでございます。以上でございます。

なお、あと、市場の件については、ちょっと私の方からは差し控えさせていただきます。

○鎌田委員長　菊地委員。

○菊地委員　あとほら、問題起きた業者の取り扱いどうかっていうのね。いいです、それ、後で答えてください。

それで、あと、ずっとせっかくうちら方で、あと日本共産党市議団さんが資料要求した中で
の質問なんですけど、随意契約あります。それで、私もちょっと確認なんですけど、工事関係の発
注は1億5,000万円以上が議会にかかるということなんですけど、この1億5,400万円という額が
ありますよね、随意契約で。それはなぜなんです。おかしいと思いませんか、1,500万でな
いっちゃね、1億5,000万だと思っただな。ページ数言いますか。随意契約は40ページのね。
私の計算でいうと1億5,435万円が随意契約ですよ。そしてこの会社が正直なところ16件もあ
んのね。40ページ、21の資料の40ページ。そしてこの業者と、16件もやってると。そして1億
5,400万も一つもやってるっていうのね、ちょっと私勉強不足なんでわかんないんですけど
も、なぜこの業者がいっぱい随意契約をやって、そして1億5,400万も超えてんのかって
いうね、その辺が理解できないんですよ。

○鎌田委員長 内形副市長。

○内形副市長 まず、先ほどの指名停止の業者の取り扱いでございますが、指名停止基準に合致
した企業につきましては、その程度に応じまして、例えば6カ月あるいは1年、そういったよ
うな形で指名停止しておりますので、その指名停止期間中につきましては入札の応募につい
てはできませんので、そういったようなことをしております。

またあと、今お尋ねのございました委託の部分でございますが、1件で例えば工事請負契約
1億5,000万円の場合はおっしゃるとおり議決案件ということで、1件について1億5,000万円
については議決案件で出しておりますが、この今お尋ねのあった件につきましては、それぞれ
1件ごとの契約で、結果として積み上げて、ちょっと私今計算していませんが、今委員おし
ゃるとおり1億何がしというような、そういう数字になっているかと思っております。以上であり
ます。

○鎌田委員長 菊地委員。

○菊地委員 積み上げてっていったって、これ19年の2月23日に政策課でやっているんですよ。

それで、そのほかにも、ほら、いろんなのがあるんですけど、だったら項目、いろんな業者があ
るんだよ。業者というか科目というか。だから、どうなのかなあっていうふうなね。積み上げ
てる額じゃないよ。出している資料だから。

○鎌田委員長 桜井総務課長。

○桜井総務部総務課長 まず、議会の議決に付しますその契約に関する内容でございます。

塩竈市に議会の議決に付すべき契約に関する条例がございまして、その第2条に、議会の議

決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事または製造の請負というふうに規定されております。本件につきましては、委託契約でございますので、基本的にこの対象外というふうに考えております。

それから、もう一つのご質問でございます。1億5,435万円の契約でございますが、この契約の業務の内容でございます。現在、市役所の住民基本台帳を初め各業務、電子計算機で処理をいたしております。その処理の方法でございますけれども、昨年までは単年度契約、18年度までは単年度で契約を結んでおりました。それで、契約方法のその改善等の一環といたしまして複数年契約という手続を進めまして、3カ年一括して契約を結んだ結果、1億5,400万という数字になったものでございます。参考までに平成18年までのその単年度の契約金額でございますけれども、6,510万円ということございまして、ちなみにこのまんま3カ年同じ契約を結んだときと比較いたしますと、3カ年で4,095万円塩竈市にとって有利な契約が締結できたのではないかとこのように考えております。

一つ飛びまして、その⑭番の2,494万8,000円の契約についても同様でございまして、前年度まで単年度契約を結んでおりましたものを3カ年の複数年契約ということで、こちらの方はその圧縮額、若干低いのでございますが、3カ年で大体132万円ほど圧縮できたのではないかとこのように考えております。以上でございます。

○鎌田委員長 菊地委員。

○菊地委員 はい、ありがとうございます。金額だけ見てびっくりしたんで、さっき議会事務局長に、今こういうので聞くだけってどうだべって言ったげって、ちょっと時間がなくて、んでこの場で聞くからということで今聞きました。わかりました。でも、ちょっと額が大きいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

あと、同じページで、せっかく資料要求してました特殊勤務手当、大分減少してきたと評価いたします。本当に頑張ってるなと思います。しかしながら、病院会計はわかります。魚市場会計、交通事業がなぜ特殊勤務手当がアップしてんのかなと。一般会計とかそういうもの、塩竈市の職員さんは特殊な仕事をしてると私は思わないんですが、その辺、特殊勤務手当、水道さんなんかは大分頑張って減ったんですけども、どういうふうな考えなのか。今後特殊勤務手当っていう名前もね、手当は廃止すべきでないかなと思うんですが、減少してきていることは評価します。基本的に今後どうしていきたいのか、それだけちょっと手短かにお願いします。

んで、いいわ。委員長。

○鎌田委員長 菊地委員。

○菊地委員 なかなか答えが出ないと。

あと、No.7の158ページ、学校教育関係に行きます。

光熱水費、小学校で4,641万円、中学校で約3,000万円、こういうふうな数字が出ています。以前、月見ヶ丘小学校の水道の漏水があつて、ずうっと工事できなくて、ずうっと流しっ放しだつてということがあつて、指摘して改善してもらったことがあるんですが、そういった漏水とか、あとむだなそれこそ水なんかは流れてたりしてないのか、この4,641万円、光熱水費、中学校が3,000万円というのが妥当なのかどうか。それだけでいいです。妥当な処理ですつて言うのかどうかお答えください。

そして、あともう1点、給食の残滓というか、給食及びごみの処理費用が280万円と中学校が193万円かかっています。本当にこれはどういう処理の仕方をしているのか、それだけお答えください。お願いします。

○鎌田委員長 小山教育委員会総務課長。

○小山教育部総務課長 光熱水費につきましては、例えばの例でございますが、水道料金については、小学校費19年度は全体で2,280万円ですが、その前の年は2,430万円ということで、漏水等をこまめにチェックしまして、妥当な金額でないかなと我々は思っております。

あと、続きまして、給食の残滓の処理でございますけれども、これも不燃・可燃等につきまして、すべての学校を回っていただきながら回収いただいて適切な処理をしているというような状況でございます。よろしいでしょうか。

○鎌田委員長 菊地委員。

○菊地委員 はい、そういうふうに的確に答えてもらうと、すぐ次行きますんで。

次、ページ232ページの市営住宅利用者の関係なんですけど、管理で。利用者のモラルについてというか、いわゆる市営住宅にお入りになっている方、ある程度住宅を受け、そして広々とした駐車場も提供されているみたいなんです、本当に至れり尽くせりかなと思っております。それで、それはいいんですが、住宅に入っている方がその駐車場を借りてんのか借りてないのかわかんないんですが、路上駐車があるつていうふうな苦情が町内会に来ているところあるんですよ。ですからそういった意味で、その辺の指導をどうなさってんのかなというのが一番問題かなと思っております。多分そういう方に限って住宅費払わねんでねえがなと思う人だと思ふんで、そういう人をね、住宅のイメージ、何だや住宅の人だなってなつと、どこなのつて言う

と、市営住宅だよってなると、市営住宅、そうすると塩竈市が何だや悪いごだってなっから、その辺ちゃんとかうモラルを守っていただく。ごみの出し方、あとそういうのこう、住宅の自治会で一生懸命やっていると思うんですが、その違法駐車の問題に関して、もし千葉課長さんのところにそういうお願いに行った場合、どういう処理をしていただければいいのかお答え願いたいと思います。

○鎌田委員長 千葉建設部次長。

○千葉建設部次長兼建築課長 お答えします。

市営住宅内の駐車場に対しての契約者以外の駐車、そういったこと現実に相談を受けてございます。そうした中でそういった相談を受けた場合に、早速住宅内のまずチラシでもってそういったことのないようなお願いを何度かさせていただいてございます。そういった形で直っているのもございます。また、現在やっている部分で、そういうふうにしてもなかなか直っていない部分、そういう部分に関してはちょっと継続的に夜間見回りとか若干させていただいて、改めてそういった形の警告とか、そういった形の準備を進めているのもございます。そういった形で不法駐車できないようにしていただきたいんですけども、そうした形で啓蒙活動は今続けているところでございます。以上でございます。

○鎌田委員長 菊地委員。

○菊地委員 よろしくどうぞお願いいたします。

あと、続きまして、ページ230ページ、狭あい道路に関連して、さっきの予算の関係でも大変なんで、なかなかし得ないのかなと。それで、こっちの地元はいいんですが、浦戸地区の場合のやっぱり道路の舗装関係、要望来た場合。たしか以前に現物を支給しますよということで、あとは浦戸の住民の方、それで何とか砂利を敷いたりなんなりしてくださいというふうな答えを一度もらったことあるんですが、今も浦戸の対応としては現物支給で終わっているのかどうか。私道なのか、あと市道なのか、もう両方含めてですが、いわゆるこちらと全然環境が違いますんで、何か浦戸の住民に対して、そういったことの現物支給でなくて、いち早く浦戸から要望があった場合は、高齢化率も50%を超えていますんで、そういう思いやりの中で、もし要望があった場合速やかにするのかしないのか、やっとならぬ規定どおりするのかどうか、その辺のお考えをちょっと示させていただければ、あとこちらからいろいろ議論をしてみたいと思いますので、お願いいたします。

○鎌田委員長 高山土木課長。

○高山土木課長 230ページですと建築サイドでのあれなんですけれども、今委員から浦戸のお話が出ましたので、土木課の方からお答えさせていただきたいと思います。

委員おっしゃったような例えば現物、例えば砂利とか砂とか、それからあとはレミファルトとかアスファルトの補修でも手軽にできるというような材料もございますので、そういうことがあって材料支給で地元の皆様方のお力もかりることもできるということであれば、市の管理道路等につきましては対応は可能かというふうに思っております。

○鎌田委員長 菊地委員。

○菊地委員 対応はいいんですが、速やかに対応してもらえるのかね。例えば本当にこう浦戸の振興事業に関してもね、高齢化率が50%を超えていると。するとある書物にするともう限界集落だよと。そして、ましてや昼間、皆さんこう若い人たちが働きに行っている間、もう物すごい高齢化率になるわけですよ。そのときにそういう道路関係、いろんな要望あったときに、これは総務部長さんでもいいんですけれども、本当にそういった浦戸の要望ね、何億かかるとかなんかでなく、ある程度できるものをね、速やかに対応する用意があるかないか、それをまずお聞かせ願いたいんですよ。というのは、やっとな住民は一緒だから、こっちの地元の方も浦戸もおんなじ対応ですよと言うのか、その辺。やっぱりそういった高齢化率などを勘案して、一応庁議関係でもそういうものを推進していきますというお考えあるのかね、その辺をはっきりと示していただきたい。でないと、幾らあの浦戸振興事業で決算額が33万6,000円使いましたよなんて言ったって、それで本当に浦戸の住民が満足してんのというのが私のこの決算委員会での当局がどう考えてんのかなって思うので、その辺明確に答えていただきたい。あと、わがなんないって言うんだったらそれでも結構ですので、イエス・ノー的で答えてください。

○鎌田委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 浦戸地域、本当に離島で大変ご不便をいただいております。最近、最近っていいですか、ここ三、四年、例えば下水道整備でありますとか、あるいは係留施設の公開、さらには待合室の整備等々、さまざまな事業が入りました。そういった中で、今お話をいただいた部分につきましては、かなりの部分、道路の整備が終わっているというふうに認識をいたしているところでございます。よろしく申し上げます。

○鎌田委員長 菊地委員。

○菊地委員 いろいろお願いします。

あと、聞きたいこといっぱいあるんですが、質問だけしておきます。

まず、資料No.7の104ページ、いろいろ予防費ということで一生懸命頑張ってもらって、ありがとうございます。それで、今国際的にも話題になっている、ほら、新型のインフルエンザの対応をどうすんのか、予防接種ね。そういうものを塩竈市としてはそういった予防をとっているのかということをお聞かせください。順番で結構です。

あと、もう1点、ちょっと128ページの塩釜建設技能者訓練協会補助金46万1,700円かな、これ出てました。それで、何かここで手違いかあって、ほら、職員さんが責任をとってやめたものもあるし、あと県に返金するお金だかを個人で支払ったやに聞いたんですけども、そういうものを行政としてどうとらえていくのかなっていうんですよ。塩竈市でこのくらい補助金を出しててね、その団体が個人で処理されたのかどうか、全体的にどうなのかっていうのをね、行政としてどういう指導をしたのか、その辺をお答え願いたいと思います。

○鎌田委員長 阿部健康課長。

○阿部健康課長 新型インフルエンザ予防接種に関してのお尋ねでございました。

新型インフルエンザについての予防接種ワクチンにつきましては、まず新型インフルエンザそのものがまだ発生していない状況ということで、まずワクチンというのはおおむね半年ほど製造にかかるということで、現在まだ開発はされていない状況にございます。ただ、その前のプレパンデミックということでのワクチンの部分についての有効性というものが今現在、国の厚生労働省の方で確認していくということで、一部モデル的に6,000人ほどその効果を確認するための予防接種を行ったというふうなお話を聞いておるところでございます。以上でございます。

○鎌田委員長 阿部商工観光課長。

○阿部商工観光課長 それでは、塩釜建設技能者訓練協会補助金に係る部分について答弁をさせていただきます。

昨年度、報道にもありましたように、塩釜建設技能者職業訓練協会、月見ヶ丘にある訓練学校の方なんですけれども、県の補助金の不正受給があったということで、県の方に補助金の返還を1,000万円ほど返還をされてございます。その返還に当たっては、職業訓練協会の方でそれまでその不正受給の関係で受給を実際行った当事者ということで、お勤めになられておりました校長先生が勤めていた分の給与を返還するという形で、寄附という形で受け取りまして、職業訓練協会がそれをもって原資としまして県の方に補助金を返還したというふうになっております。

それから、私ども二市三町でも補助金の方を支給しておりまして、本市では46万1,700円、単年度で平成19年度は支出してございますが、本市の補助金を支出している部分での不正という部分がどのくらいあったかということで、二市三町の担当の職員等々、訓練協会の方に帳簿、それから出納簿、それから預金通帳、そういったものを調査に実質入りまして、当該する部分の補助金の返還を求めたものでございます。そういった部分に関しましては、No.7のページ52ページ、全部大ぐくりで1,054万4,706円というふうになってございますが、このうち塩竈市の分としては約17万円の請求をさせていただきまして補助金の返還をいただきました。二市三町の合計といたしましては53万円の返還額というふうになってございます。

なお、訓練協会につきましては、建設技能者の育成、それから雇用の確保という意味からも、二市三町としてはこれから先も必要な施設ということで認識しておりまして、こういったことがないように、人員の入れかえ、それから組織体制の見直し、外部監査の導入、そういったことを指導しておりまして、今年度からは新たな会長さんのもと適正に運営をされているものというふうな形で認識しております。以上でございます。

○鎌田委員長 伊藤博章委員。

○伊藤（博）委員 それでは、私の方からも19年度の決算について審議をさせていただきたいと思えます。

それでは、まず今手元に19年度の決算及び19年度当初の施政方針、予算説明書を用意させていただいております。それで1点まずお伺いしたいのは、施政方針で19年度が新たな時代へ対応した市政運営のスタートの年だと明確にうたいながらスタートをしているわけですが、その中でやる施策を展開され、このように決算を出されているわけですが、その場合、市長の座右の銘である「一燈照隅」という言葉でいった場合に、どのような明かりが少しずつでもこの19年度の事業が行われたことによって具体的に市長としては感じられているのか、その辺お伺いをしたいと思います。

○鎌田委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 19年度の成果ということでの質問かと思えます。

少子高齢化の進展でありますとか人口減少、あるいは地価の下落、また世界的な原油高騰といったようなものが市民生活に大きく影を落としているということについては、共通の認識かと思っております。こういったものが本市の基幹産業であります水産業あるいは水産加工業界にも大きな影響を与えております。地域経済の低迷、喫緊の課題であるということで、さまざま

まな取り組みをさせていただきました。例えば先ほど来話題となっておりますが、水産業界におきましては、第1回の塩釜フード見本市を開催させていただき、本市から水産業、水産加工業のさまざまな情報を全国に発信をさせていただき、新商品等のPRをさせていただいたところでもあります。さらに、塩釜港につきましては、塩釜港の港湾物流機能の強化でありますとか、新たな生産と雇用を生み出す企業誘致といったようなことにつきましても努力をいたしたところでもあります。そういった成果といたしまして、複数社の新たな企業立地があったということについても、先ほど担当から説明をさせていただいたところでもあります。

また、都市基盤整備といたしまして、海辺の賑わい地区の商業施設がオープンをいたした年でもありました。新しいまちづくりということで、さまざまな変化を生み出したわけでありませう。

しかしながら一方では、まだまだ効果の拡大というものが不十分であるという大変厳しいご意見もいただいております。我々今後こういったまちづくりが塩釜の隅々まで効果が及ぶような取り組みをなお一層努力をしていかなければならないというふうに感じているところでもあります。

また、残念ながら、本市、人口減少というような局面に入っております。今後は定住人口の拡大はもちろんであります。交流人口の増大といったようなことも大きな課題ではないかと。特に観光を基軸とした交流人口の拡大ということが喫緊の課題であるというふうな認識をいたしております。そういった中、平成19年度は仙台・宮城デスティネーションキャンペーンのプレキャンペーンがスタートしたところでもあります。塩釜、関係者の皆様方の大変な努力によりまして、さまざまな取り組みをいたしました。おかげさまで18年度に比較いたしますと、かなり交流人口の増大が図られたものというふうな認識をいたしているところでもあります。

また、塩釜、海辺のまちであります。さまざまな災害が予測をされるわけでもあります。喫緊の課題といたしましては、例えば宮城県沖地震対策、あるいは雨水事業対策、下水道事業の整備等々も本市の大切な基盤整備であります。特に雨水事業につきましては、藤倉地区の雨水ポンプ場に着手をいたしましたところでもあります。21年3月までは全体が完成する予定であります。地域内の雨水対策が大きく飛躍を遂げるものと期待をいたしているところでもあります。

また、やはり地域の皆様方に安心をもってお暮らしいただきますためには、社会福祉はもとよりであります。医療環境の充実といったようなものも大変大きな課題であります。市立病院問題につきましても、先ほどご答弁をさせていただきました。特に広域医療圏が見直しをさ

れ、新たに仙台医療圏の中に旧来の塩釜医療圏が編入をされております。こういった中で、この地区の医療がどうあるべきかということについても、現在もさまざまなご議論をいただいているところであります。特に塩竈地区におきましては休日急患センターが、土曜日の準夜帯という限定的なものではありますが、新たな枠組みの中でスタートをすることができたというふうに考えております。

また、JR塩釜駅には、積年の課題でありましたバリアフリー化のためのエレベーター設置等も、議員の皆様方大変なご声援をいただきながら実現をさせていただいたところであります。

また、高齢者の皆様方の地域支援活動のために地域包括支援センター、北部・西部に増設をさせていただき、多くの市民の方々の身近な場所でご相談業務等が展開できるような取り組みをさせていただきました。

また、先ほど申しあげました宮城県沖地震に備え、市内の中学校、小学校におきましても、引き続き耐震補強工事を進めさせていただいているところであります。

また、塩竈の将来像を考えますときに、やはり総合交通体系の構築というものが大変大きな課題であるというふうに認識をいたしております。市内循環バス、おかげさまで多くの市民の方々にご愛顧をいただいているところであります。そういった充実も図らせていただいたところであります。

今、代表的なものを申しあげました。このほかにもさまざまな取り組みをさせていただきながら、より多くの市民の方々に行政の光が行き届くことを念願をしながら、行政推進に当たったところがございます。どうぞよろしく願いいたします。

○鎌田委員長 伊藤委員。

○伊藤（博）委員 市長の今のお考えを踏まえまして質問をさせていただきたいと思います。

それで、この監査委員の決算意見書の中で、ちょっと見ていただきたいんですが、10ページの自主財源の部分の確保、これがこれからは十分必要なことかと思っております。その中で市長もいみじくも先ほどおっしゃいましたが、人口減少等によって、塩竈市の市税収入の根幹が今危機的状況になってきているんだと思っております。そのときに、その19年度で市長が今言われて塩竈市として実施されたことが、これが今後どのように自主財源、特に市税収入、この国からの税源移譲を除いた形での市税収入を上げていくのか。どういう見通しを持ってらっしゃるのか。財源がなきゃどうしようもないんですね、これね。ですからその辺、使うものを減

らしていただくとやっぱり、ふえるものも、いただけるものもふやしていかないと、これはトータルですから、その辺のところのお考えをお伺いしたいと思います。

○鎌田委員長 三浦総務部長。

○三浦総務部長 それでは、税収の増加策というふうなことににつきまして、私よりお答えをさせていただきます。

最近の動向を見させていただきますと、やはり個人市民税、こちらの増額というのはこれはあくまでも税源移譲によるものでございます。それから、法人市民税の方につきましては、若干の企業実態が回復のきざしが出てきたのかなというふうにとらえておるところでございます。そういった意味では、やはりこの地域の地場産業、こういったものを中心にした景気回復、これを私どもは積極的に取り組まなくてはいけないと、そんなふうと考えてございます。

それから、固定資産税の方を見ましても、先ほど来ご説明を申し上げますような遊休地、こちらに対する企業誘致、そこでの雇用、こういったものを総括的に進めていくこと、このことが私どもが自由に使える財源を確保する最大の方策ではないかと、そんなふうにおおるところでございます。

また一方では、収納率の問題がございます。こちらにつきましても、去年は若干回復をしたわけでございますが、まだまだ県平均までは達していないという状況でございますので、こちらにつきましても、具体的な方策を立てまして、来年度以降確実にこれが少しでも県平均に近づくような対応策をとらせていただきたいと思います、そんなふうにおおるところでございます。全体としての取り組みをさらに充実をさせていただきながら、ただいまのご指摘におこたえをしていきたいと、そんなふうにおおります。

○鎌田委員長 伊藤委員。

○伊藤（博）委員 そういったご意見を踏まえながら、続けてお伺いをしたいんですが、市税の伸び悩みというのは、どうしてもこれは所得世帯、特に塩竈市の場合は源泉徴収世帯がこれまで塩竈市の税の根幹であったはずで、その部分の所得をもらえる人口は、源泉徴収されてくる若い世代の生産人口、これの減少は今後の見通しとして、税務課としてはどのように見ているかお伺いをしたいと思います。

○鎌田委員長 星税務課長。

○星税務課長 生産人口ということで、これまで何年か過去の例を見ますと、大体200名から300名ぐらいの減少でございます。ですから、そういった生産人口を今後いろんな団地あるいは住

宅の整備等も含めましてふやしていくような方向であれば、市税の伸びというの也被えられるのかなというように思っております。以上です。

○鎌田委員長 伊藤委員。

○伊藤（博）委員 やはりそういう塩竈市独特の税収体制、体系をよく、これは施政方針にも載っています。「少子高齢化の時代を迎えて、人口減少が進んだまちだということを認定しながら、その中身をしっかりと調査し、今後の対応を検討していく」と施政方針に載っているわけです。ですね、19年度に。ということは、そういったものをやっぱり19年度中から含めてですよ、検討し調査しながら、議会にも報告し、市民にもその実態をちゃんと説明しながら、じゃあ具体的にどういふ施策をやっていくんだっていうことが必要なんではないでしょうか。じゃあその19年度中調査されて、それはどのような方向性でもっていけばいいのかという結論もしくは今考えてらっしゃるのか、その辺のお考えを伺いたしたいと思います。

○佐藤市長 三浦総務部長。

○三浦総務部長 19年度に、本市の人口減少につきましてどのように対応すべきかというようない研究会を市内に立ち上げてまして、現状の分析、それから対応策の検討を行ってきたところでございます。国の方でも、内閣府の方でも、人口がふえた地域にはどのような要因があるのかというふうな研究もされております。そういったものを見ますと、やはり人口、税収、そしていろいろな都市施設、こういったものが集中して規模が大きいところ、こういったところに人がますます流れているという実態が報告をされておるところでございます。そうした内容を踏まえて、私ども研究した結果といたしましても、やはりこのまちの総合的な魅力、これをいかに高めていくのか、もしくは都市の魅力を低下していくのをいかにして歯どめをかけるのかということが大きな課題であるという認識をしたところでございます。

具体的な施策といたしましては、やはりコンパクトシティ、こういったものに明確にこたえられるような施策を展開していくこと、このことが最終的には人口減少等にも歯どめをかけられるのではないかとはいふ一定の結論となったわけでございます。我々といましては、そういった方針を受けまして、今回の空白地域におけるバス、こういったものも取り上げて、実施に向けてただいま取り組まさせていただきますというようない取り組みをさせていただいている状況でございます。

○鎌田委員長 伊藤委員。

○伊藤（博）委員 今、一定程度の結果を初めてお伺いしたわけですが、生活者、そこに住みた

いと、もしくは住んでいる人からしてみれば、今おっしゃったとおり、ここに住んで魅力をどう感じるか。しかしこれは何に対して魅力を感じるかという、やっぱり自分がここに生活するに当たってのコストとあるんですね。そのコストが高くてそれ以上のやっぱり魅力あるまちであれば、そこに住むわけですよ。しかし、それが見合わないとなると、やはりコストの高いよりはコストの安い方に行くと。これはやっぱりこのような社会情勢になってきて、やっぱりなかなか給与賃金も上がらないとなってくれば、ただほかのものはどんどん上がっていくわけですから、そうしたらそういう選択性をどんどん幅を広げていくしかないんですよ、住民にしてみれば。まずそれが第1点あります。ですから、そういうところの具体的な施策をどうするんだってということで、今一生懸命、先進地、自治体ではさまざまな取り組みをやっていきます。そういったことをいろいろ研究なさってんでしょ。ですからそういう具体的な施策をやっぱり展開すべきなんですよ。

それともう1点、企業にしてみれば、やっぱり企業は発生主義ですから、役所と違って現金主義じゃないんで、やはり土地を持っていれば、その土地の今の価格、これが買ったときの価格より上がっているかどうかとかっていう、そういう評価ですよ。含み資産の評価とかそういうものです。あと、ここ塩竈市であることによって企業イメージが高まるかどうか。ですので、ある企業の方が、工場を新しくされるっていうんで、塩竈にどうですかって言ったら、「いや、塩竈じゃ、うちの企業イメージ合わないよ」と言われましたけど、そういうもんなんですよ。ということは、さっき市長いみじく基幹産業である水産加工業と言ったわけですよ。であると、そういったものを一つの塩竈のやっぱり売りとして、企業誘致等を含めてやっていかなきゃいけない部分もあるんだと思うんですよ。新たなブランドを持ってきて、それが塩竈のイメージと企業イメージと合うのかといたら、なかなかそれは難しいところありますから。ただそのときに、含み資産は減るのに固定資産税は下がらないと。固定資産税は重要な財源だと思いますよ。でもその見直しだって、実勢価格との比較とかいろんなことあるわけですよ。そういった柔軟な施政もしながら、企業のやっぱり収益性を高めて、そこで働く方々の給与がふえるとか、企業がもっと大きくなるとか、そういった支援というのが多分この19年度の施政方針を読んでも、僕はそういう思いなのかなと思って感じて聞いてたんです。ただ、そういうことがどう行われたのか、もう一度確認をしたいと思います。

○鎌田委員長 三浦総務部長。

○三浦総務部長 総括的にこの地域の魅力度を高めていくというお考え、私どもも全く同じ考え

方で取り組まさせてきていただいております。それで、19年度、塩竈の都市イメージを向上させるブランド向上事業というふうなことにつきましても、一生懸命になってやらせていただきまして、主要な成果の中に織り込まさせていただいておりますように、一定の成果を上げさせていただいたというふうに考えておるところでございます。

このまち、改めまして考えますときに、海があり、そして塩竈様あり、ほかにはないようなたくさんの蓄積された魅力があると思います。これらの魅力をやはりこれからの時代に向けて再度磨き上げていくこと、このことこそが私たちの役割だと思いますし、そのことが結果として、先ほど来ご指摘をいただいておりますようなこのまちの全体的なイメージの向上、そういったものにつながっていくんだと考えております。そういった考え方に基づきまして、今後とも努力をさせていただきたい、そんなふうに考えておるところでございます。

○鎌田委員長 伊藤委員。

○伊藤（博）委員 それでは、あと、一つお願いしておきますが、企業資産、含み資産のやっばりこれは少しでもこう、実勢価格として含み資産がふえるようにするのか、もしくは実際企業が負担する費用が減るようにするのか、この辺は考え方ですからね、ちゃんとこれは結論を出しながら20年度施政に反映をしていただきたいと思いますので、それが企業の存続かかっているわけですから、その辺よろしく願いをしたいと思います。

それで、この人口を増加させる、特に若年層、最も税収として塩竈市に税を負担いただける。これを今確保するために各市町村一生懸命頑張っているんです。企業誘致したりいろんなことやってますね。そのときに、今、自動車関連会社が宮城県に移転すると、本社機能が移転するということで、その家族が来ると。宮城県の担当窓口の方でいろいろその親御さんたちの要望を聞いていると、何が起きるかという、最も教育に熱心で教育に実績を上げているところ、ここを選択するんだそうです、まちの選択として。それで伺いたい。

平成19年度施政方針でも教育のいろんな取り組みをやると言っていました。それから、教育改革がいろいろ進んできて、絶対評価が導入されてきています、各個人の子供たちの評価について。それで、塩竈市内の小中学校、この19年度において学校教育の水準うか学校教育で行われた部分、それがたしか18年度から学校評議員制度があったのは、これは学校を評価するという時代が変わっていったんだと思いますね。それを公表していくと。その評価という基準で考えたときに、今のそういう他市町村から見た父母の視点、それから今ここに住んでいる父母の視点から見た学校に対する求めるもの、これはその評価として見た場合に、教育委員会の側

として見れば、十分こたえられたと思っているのか、それともいやまだまだ不足しているけど頑張りたいと思ってらっしゃるのか、その辺のお考えをお聞きしたいと思います。

○鎌田委員長 小倉教育長。

○小倉教育長 各学校におきましては、現在学校評議員もおりますけれども、まず各学校の評価についての段階的な流れといたしまして、教員が教吏とも含めて学期ごとに自分たちの学校運営、学校行事等も含めて評価をしておりますし、また、それに基づいてその結果を保護者の皆様、また学校評議員にお知らせしながら、そういうことで次年度へ生かすような形にしているわけですが、現在、学校だより等でその評議員さんのご意見とか学校での評価とか、それらについては各学校で保護者に対して報告していると思いますけれども、そのほか、今委員のお話のとおり法の改正もありまして、昔は外部評価っていうのは学校教職員以外の者が外部評価だったのが、今はその学校等で評価したものについてさらに外部の人に評価してもらいなさいというのが外部評価なものですから、それらについても一部、去年、19年度末から、各学校では学校だより等も通じながら、そういう評価をしているところもありますけれども、今後とも市内の各小中学校にはそれらを十分に学校の運営について十分に反省をしながら進めるように指導をしてまいりたいと思います。以上です。

○鎌田委員長 伊藤委員。

○伊藤（博）委員 時代はやっぱりいろいろ変わってきているんだと思います。それは少子化という、いやこれは不幸なのか、不幸なんでしょうね。親にとってみればやっぱり数少ない子供なんです。すると学校にいる姿もできれば携帯電話かなんかで映像で見られればありがたいぐらいの親の気持ちなんだと思うんです、今。それがやっぱり親がもう子供に対する今思いなんです。それとイコール、最近とみにですが、子供の教育費に対する親の家計負担、これは相当上がってきています。それはやはり学校に求めている教育レベルと学校が提供し得る教育レベルっていうのが違うんだと思うんです。ただそれは、親力がいろいろ違うんで、だから文科省も困っちゃって、親をどうやって教育しようかと、親も一緒に育ってもらわなきゃ困るといふうな時代が変わってきて、市町村の教育委員会にもそれに対する具体的な施策をしろといふうになってきてんだと思うんです。ですから、その辺のところ、（「予算委員会らしくしろや」の声あり）聞いてください、私の時間ですから。そういうことなんです。

ですから、そのところで、今学校として19年度取り組んでみてですよ、具体的にはなかなか出てこないんでしょうけど、親との、これは個別の親なんです、PTAが窓口じゃないん

ですよ、今。個別の親なんです、それぞれ。コミュニケーションのあり方、それから、学校給食費等、これは学校が窓口になっていますね。何でかっていったらPTAがその会計を持っているわけですから。だけれども、正直言ってもう学校給食費の徴収含めて、なかなか学校だけでやっていくのはもう大変な時代になってきてるんですね、やることがいっぱいあり過ぎちゃって。

そのときに、一つは、この19年度玉川小学校がたしか自校方式から姉妹方式っていうの（「親子方式」の声あり）親子方式というのに変わりました。予算書を見させていただくと、委託料の部分でもいいんです、資料の部分でもいいんですが、500万円程度のその運送費というのが計上されているわけですね。そういうふうな形で、親の公立学校に対する負担の軽減、これは19年度で具体的にいろんな物価が上がってきて、親はできたらもうちょっといろんな負担減った方がいいのって思ってたと思うんです。19年度は具体的に学校教育の中で親の負担っていうのはふえたんでしょうか、それとも前年並みだったのか、いや少しずつふえてきたのか、その辺どういうふうにお考えなのか、ちょっと実態を聞きたいと思います。

○鎌田委員長 小倉教育長。

○小倉教育長 今具体的なここに数字ありませんけれども、19年度と18年度を比較しますと、ほぼ余り変わらないのかなと。ただ、21年度に向けましては、この間の校長会、教頭会でも話をしまして、できるだけ保護者の負担を軽くするような方向はないかということで今検討しているところでございます。以上です。

○鎌田委員長 伊藤委員。

○伊藤（博）委員 No.8番の成果の155ページに、中学校の要保護・準要保護生徒援助事業の成果が出ています。その中で、その中でっていうか、残念ながら年々これはふえてきているわけなんですね。その中で1点ちょっと聞きたいのは、新入学用品費、これは奨励服も含むんですか含まないんですか、その辺をお答えください。

○鎌田委員長 有見学校教育課長。

○有見学校教育課長 中学校のこれは入らないというふうに認識しております。

○鎌田委員長 伊藤委員。

○伊藤（博）委員 そうすると、これ要保護家庭なんかは、奨励服を今、本市の中学校はやっていますが、これ自前で買うということなんですか。（「別個です」の声あり）別個で。この要保護とかなんかの費用には含まれないということですか。

○鎌田委員長 有見課長。

○有見学校教育課長 要保護・準要保護につきましては、そういったこの中から、その予算の補助の中から充てているということになります。

○鎌田委員長 伊藤委員。

○伊藤（博）委員 新入学用品というのいろいろあるんでしょうから、全体としてこう予算が組まれるんだと思います。あとはいろいろ、高校なんかでも、制服がちょっと高いところは学校の先生が卒業する子供たちからその制服をもらって、それを何か新入学のなかなかすぐ用意できない子のために用意してやったりしてんだという話も聞いてはいますけれども。それで一つお伺いしたいんですが、この奨励服のあり方なんですが、確かにこれは、私もこれはたしか武山教育長さん時代かなんかに一中あたりから始まった話ですかね、何かPTAとか一緒に相談しながら、学ランではなくて制服をしていった方が子供たちの生活態度がよくなるとかなんかっている理由がついて、そういうふうにスタートはしていったんですが、学校ごとにですね、これ今大体市内の学校全部奨励服に変わったと、中学校変わったと思うんですが、この奨励服の価格が違うという意見が父母の方から出ています。それで、高いところもあれば安いところもあるという形なんですが、これは値段的には何か市内一律とかなんかという形にはなかったのかどうかお伺いをしたいんですけれども。

○鎌田委員長 有見課長。

○有見学校教育課長 個々に具体的に学校のその奨励服の値段があるわけですが、一律に幾らということではございません。それぞれ学校のその願いなどがありまして、校章をこういうふうにするとか、ここを少し光るようにするとか、それぞれそのPTAの意見なども聞きながら、そういったことでの差額が出ているかなと、そんなふうに思っています。

○鎌田委員長 伊藤委員。

○伊藤（博）委員 奨励服についてはあってもいいんだとは思いますが、公教育をやっばり展開をしているわけですから、今確かに学校ごとに教育の中身、目標の設定の仕方ですね、それは子供たちをどう育てるかという目標を掲げて、それが実践されたかどうかという評価をしていく時代になったわけですから、そういった意味では特色があってもいいんだと思うんです。それが将来学校区の問題はどうなっていくかというのは、まだそれは将来の話なんですけれども。そのときに、基本的には学校区があって、そこにしかまらず行けない、原則論ですね、これはね、原理原則の部分でお話ししますよ。そのときに、その奨励服はあるんだけど

も、たとえば言えばですよ、あつちは1万円なんだけど、うちは2万円なんだっていう話があるんでしょう、奨励服として全部そろえると。それぐらい違うところもあると。

それから、もう1点が、これは市内の商業の活性化のためには市内でお買い求めをできるような仕組みをつくってもらっているのはありがたいんですけども、ただ、Aという学校だとBという商店だけがことしはそこなんだというふうに特定になっちゃうんですね。それで、なかなかそこ今度親が折り合いつかなくなっちゃうと、いろいろ、何でこうなんだと、親のクレームですよ、今度。もうちょっと違うところでも買えるようにしてほしいとかなんかっていう意見が出たりするんです。ですからその辺、市内の複数店で買えるように、ぜひ市内の中学校の校長先生方にお話をいただきながらPTAとご相談いただいて、やっぱり消費者側が幾らでも選択できるような、買う場所ですよ、お店を選択できるような仕組みづくりもひとつご検討いただければそういうご不満はなくなるのかなと思うものですから、その辺ずうっとこの19年度来から言われてたものですから、ぜひそういったことをお願いをしたいと思いますので、これはご要望ですので、ひとつお願いをしたいと思います。

続きまして、そういう形で親の負担をやっぱり少なくしていく、コストを少しでも軽減をしながら、親が自由に自分の判断で家計として使えるものをふやしていくということが今必要なんだと思いますので、ぜひそういったことにご努力を20年度も行って、施策の中でも行っていただきたいと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それから、続きまして、No.7のちょっと決算書を使いながらやらさせていただきますが、まず37ページの財産収入で16款2項1目に不動産売却収入があります。これは具体的にどこの場所だったのかお知らせをください。

○鎌田委員長 桜井総務課長。

○桜井総務部総務課長 不動産売却収入の内容についてお答えいたします。

平成19年度12件の売却を行っております、その総額が決算書記載のとおり1億500万円の金額になってございます。以上でございます。（「場所」の声あり）

主なものとしたしましては、海辺の賑わい地区にございます、まとまった土地がございませう。あの土地でございませう。

○鎌田委員長 伊藤委員。

○伊藤（博）委員 わかりました。なかなかこの価格がいいのかどうか、売却の価格がいいのかどうかわかりませんが、ぜひ売却に当たっても、一定程度のやっぱり価格帯というものはつけ

ながら売却をしていただかないと、あの海辺の賑わい地区自体が相当の税金が入ってつくられている基盤整備をしているところがございますので、その辺は十分ご注意をいただきたいと、これからお願いしたいと思います。

続きましてお伺いしたいのが、No.7の104ページ。104ページの塩釜地区地域医療対策委員会負担金5万円とありますが、これはどのような目的で出されて、どのように活用なされたのかお伺いしたいと思います。

○鎌田委員長 阿部健康課長。

○阿部健康課長 今般資料21にあります塩釜地区地域医療対策委員会の規約が16ページにございます。16ページにも書いてありますとおり、塩釜地区二市三町における地域医療を確保していくために塩釜地区の市、町、医師会、歯科医師会、薬剤師会、それから保険福祉事務所との協力体制を確立するための組織というふうになってございます。

○鎌田委員長 伊藤委員。

○伊藤（博）委員 そうですね、ちょうど資料が出されていまして、私もこれを確認させていただきました。会員の市町村がそれぞれ負担をして事務費なり何を出していくということなんでしょう。すると、基本的には私はここが、この対策委員会がやはり圏域唯一の公立病院という言い方をするのであれば、本市の市立病院、別に市立病院の質問するつもりありませんからね、のあり方を検討するにはちょうどいい組織だなと思ったものですから、ぜひそういったところに5万円出して、今年度も多分出てるんでしょう、20年度でも予算が組まれてんだと思いますが、そういった提言をしていっていただきたいと思いましたが、今ご質問をさせていただきました。またこれはあさって以降の特別委員会の特別会計なり病院会計の方でもちょっとご質問させていただきたいと思いますが、その辺ちょっと担当課としては頭に入れながら動いていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして、もう1点お伺いしたかったのが、No.21、さっきの資料の46ページの13番目のところに、これは塩竈市図書納入協力会1,600万円という予算があるんですが、これの今の加盟者数、それと実際店が開いているというか営業なされている加盟者数とイコールなのか、その辺ちょっとお伺いします。

○鎌田委員長 菊地市民交流センター館長。

○菊地市民交流センター館長 現在加盟されているお店は2店ございます。以上です。

○鎌田委員長 伊藤委員。

○伊藤（博）委員 残念ながら今市内の本屋さんはどんどんどんどん少なくなってきたんですね。その部分、これだけの1,000万もの予算というか決算をこのまま続けることがいいのか、その辺は、これは多分中間マージン的な部分での活動をしているところだと思って私は聞いてはいたんですが、その辺ちょっと十分お考えになりながら、効率性ということもお考えになってちょっと今後取り組んでいただければと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

続きまして、これはNo.7の148ページの委託料で、これはたしか市営住宅の施設管理業務委託料と、それから施設設備点検委託料、それぞれ200万と500万程度出てんですが、これは間違いなくこの委託料は契約に基づいてしっかりと業者がやって、それに基づいて執行されて、その検査もちゃんとやられているのかどうか、この確認をしたいと思います。

○鎌田委員長 千葉建設部次長。

○千葉建設部次長兼建築課長 お答えします。

保守管理業務に関しての委託契約に関しては、検査結果、そういったものを出していただいて、それを管理してございます。

○鎌田委員長 伊藤委員。

○伊藤（博）委員 過去において、たしかこの辺の委託料のところ、子供たちがその施設内に入り遊び場になっていたりとかね、そういうことがあったりして、この委託のチェックのあり方、相当甘かったという、過去においてですよ、こともあったわけですから、この委託料、ただ委託したから投げっ放しにしておくことではなくて、しっかりとこの検査体制。もし最悪の場合は、今、市の職員さんもいらっしゃるわけですから、そういった方々が抜き打ち的に見に行くとかですね、そういったこともちゃんと委託としてやっていただいて、委託のそのチェックとしてやっていただいて、十分業者の方の、信用性もあるんでしょうけれども、滞りなく委託、市として出している予算が執行されるように、これは希望をしておきたいと思います。よろしくお願います。

○鎌田委員長 お諮りいたします。

本日はこれで会議を閉じ、19日午前10時より再開し、一般会計について質疑を続行したいと思いますが、ご異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鎌田委員長 ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

本日の会議はこれで終了いたします。

お疲れさまでした。

午後 4 時 3 7 分 終了

平成20年9月19日（金曜日）

平成19年度決算特別委員会

（第3日目）

平成19年度決算特別委員会第3日目

平成20年9月19日（金曜日）午前10時開会

出席委員（21名）

曾 我 ミ ヨ 委員	中 川 邦 彦 委員
小 野 絹 子 委員	吉 川 弘 委員
伊 勢 由 典 委員	佐 藤 貞 夫 委員
東海林 京 子 委員	伊 藤 博 章 委員
浅 野 敏 江 委員	小 野 幸 男 委員
嶺 岸 淳 一 委員	志 賀 直 哉 委員
佐 藤 英 治 委員	伊 藤 栄 一 委員
菊 地 進 委員	今 野 恭 一 委員
阿 部 かほる 委員	鈴 木 昭 一 委員
鎌 田 礼 二 委員	木 村 吉 雄 委員
香 取 嗣 雄 委員	

欠席委員（なし）

(一般会計)

説明のため出席した者の職氏名

市長	佐藤 昭 君	副市長	内形 繁夫 君
総務部長	三浦 一泰 君	市民生活部長	大浦 満 君
健康福祉部長	棟形 均 君	産業部長	荒川 和浩 君
建設部長	菅原 靖彦 君	総務部政策調整監	小山田 幸雄 君
会計管理者 兼会計課長	大和田 功次 君	総務部次長 兼行財政改革推進専門監	吉田 直 君
総務部次長 兼政策課長	田中 たえ子 君	総務部危機管理監	佐々木 真一 君
市民生活部次長 兼環境課長	綿 晋 君	健康福祉部次長 兼保険年金課長	木下 彰 君
産業部次長 兼水産課長	福田 文弘 君	建設部次長 兼建築課長	千葉 伸一 君
総務部総務課長	桜井 文裕 君	総務部財政課長	神谷 統 君
総務部税務課長	星 清輝 君	総務部 防災安全課長	村上 昭弘 君
市民生活部 市民課長	澤田 克巳 君	市民生活部 浦戸交通課長	佐藤 俊行 君
健康福祉部 社会福祉事務所長	会澤 ゆりみ 君	健康福祉部 児童福祉課長	佐藤 信彦 君
健康福祉部 介護福祉課長	高橋 敏也 君	健康福祉部 健康課長	阿部 純子 君
産業部 商工観光課長	阿部 徳和 君	建設部 都市計画課長	千葉 正 君
建設部土木課長	高山 俊夫 君	総務部総務課長補佐 兼総務係長	安藤 英治 君
教育委員会教育長	小倉 和憲 君	教育委員会教育部長	渡辺 誠一郎 君
教育委員会教育部次長 兼生涯学習課長	郷古 正夫 君	教育委員会教育部 総務課長	小山 浩幸 君
教育委員会教育部 学校教育課長	有見 正敏 君	教育委員会教育部 生涯学習センター館長	渡辺 常幸 君
教育委員会教育部 市民交流センター館長	菊地 辰夫 君	選挙管理委員会 事務局長	橋内 行雄 君
監査委員	高橋 洋一 君	監査事務局長	丹野 文雄 君

事務局出席職員氏名

事務局 長	佐久間	明 君	事務局次長兼 議事調査係長	伊 藤 喜 昭 君
議事調査係主査	戸 枝 幹 雄 君		議事調査係主査	斉 藤 隆 君

午前10時00分 開会

○鎌田委員長 おはようございます。

ただいまから、平成19年度決算特別委員会3日目の会議を開きます。

それでは、これより昨日の会議に引き続き、一般会計の審査を行います。

なお、審査に当たっては一般会計の範囲内でご発言をお願いいたします。

それでは、質疑、意見等についてご発言をお願いします。

阿部かほる委員。

○阿部委員 それでは、昨日に引き続きましてご質問をさせていただきます。きょうのトップバッターとして、よろしくをお願いいたします。

平成19年度の決算、本当に決算書を拝見いたしまして、皆様が一生懸命努力してくださったこと、市長を初め当局の皆様、本年度、昨年度に引き続きまして黒字ということで、一般会計拝見いたしました。塩竈市の財政が、少しでも明るい方向に向くのではという思いを抱いております。

その中で、ちょっとお聞きしたいと思います。昨日、大変いい資料をちょうだいいたしました。資料の21番、それから資料の意見書5の7ページ、財政状況の推移ということでここに出ておりますけれども、この中でお伺いしていきたいと思います。

財政力指数というのは、非常に大切なものだというふうに思います。市の財政がどれだけの財力を持っているか、力を持っているかという指数であるというふうに解釈いたしております。この中で塩竈市は0.539、これは1に近づけば近づくほど力があるということですね。それから実質収支比率、これが4.6と。これは、説明の中に3から5%が望ましいということで、これはクリアしているのかなというふうに拝見いたしました。また経常収支比率91.2%、これは80%を越えた場合には財政構造の弾力性というのを失いつつあるということで、これはどこの市を見ましてもある程度厳しい数字が出ているようでございます。それから公債費比率ですね、12.3%。これは、10%を超さないことが望ましいとありますけれども、これもほとんどの市が大変厳しい数字が出ているというふうに拝見いたしました。

塩竈市の場合、この財政力指数0.539という数字ですけれども、どの程度の私たち市民はちょっとこういう数字を見ても1に近づけないけれども半分よりちょっと超えているかなという印象を持つんですが、どの程度の力を今持っているのか。大変な状況は十分承知の上で、市民の皆さんが心配しておりますので、この辺説明していただきたいと思います。よろしくお願

いたします。

○鎌田委員長 神谷財政課長。

○神谷総務部財政課長 財政力指数の考え方でございます。恐れ入ります、ちょっと関連いたしまして、主要な施策の成果という8番目の資料がございます。その8番目の資料の346、347ページのところをちょっとごらんいただきたいと思います。

346、347のところ、いわゆる基準財政収入額、それから基準財政需要額という項目がございます。それで、財政力指数といいますのは基準財政需要額を分母としまして基準財政収入額を分子とする数字という形でございます。これ、右側の8番の346、347ページにも書いてございますように、標準的な自治体が行政を行うに当たって必要な需要額というものを基準財政需要額ということで、本市の場合ですと19年度は98億円余り。それに対して一般的な収入を基準財政収入額ということで、53億円というふうにとらえてございます。

実質は、この足りない分というのが普通交付税という形で措置をされるということで、行政運営を行っていることとなります。この数字が1に近づくということは、それだけ税収等が豊富にあつて、交付税等に頼らない中でも財政運営ができていくという形になるかと思えます。

この数字の状況でございますが、きのうちょっと21番の資料でお示しをさせていただきました。1ページのところに、県内13市の比較というようなことでもちょっと資料を載せさせていただいております。塩竈市が0.539ということで、13市の平均が0.557ということでございますので、県内市部平均から見ますとそれほど落ち込んでいる状況ではないのかなということは考えてございます。大体平均に近いかなと。ただ、いずれ市の今税収等がなかなか伸びないということで、ずっと減少の傾向が続いてきておりますので、そういう意味ではこの指数だけでもって安全だというような数字ではないのかなというふうに考えてございます。以上でございます。

○鎌田委員長 阿部委員。

○阿部委員 ありがとうございます。塩竈市の状況が非常に悪いのかなというふうに皆さんか心配しておりますけれども、こうやって見ますと他の市でも随分厳しい状況があるかというふうに見ております。

それから、大変いい資料をいただきました。2ページに地方債の残高推移というのがありますが、これを見ましてもある程度皆財政が厳しいと。特に、登米市とか栗原市とかつてなりますと、これは合併の状況でこういう状況に陥っているのかなというふうにも解釈いたし

ました。しかし、塩竈市の場合は自主財源というのがやっぱりちょっと42.6%という数字が出ております。依存財源が57.4%。私、お隣多賀城市で大体人口も似通っておりますので、多賀城市の状況をちょっと調べてみたりいたしましたけれども、自主財源が54.38%というふうにも多賀城市は出ておりますけれども、やはり半分以上が自主財源になるのが理想的かなというふうに思いますけれども、現在の状況から言うと人口減ということもありますし、なかなか市税の上がり具合が思ったようにいかないという部分もあるかと思っておりますけれども、なおどうぞ努力していただきまして、今後の財政の方向を見極めていただきたいというふうに思います。

それでは次に、お伺いをいたします。資料8、22ページ、お願いいたします。塩竈市災害特別融資事業ということで出ておりますけれども、これは災害予防のために必要な資金の原資を預託することにより、安全な住まいづくりを支援するというもので、私はこういった事業があるということ、大変申しわけありません初めて知りまして、これは大変すばらしい。現在地震あるいは水害、台風も来ております。さまざまな災害が襲ってこようとしておりますし、また世界的にも非常に気候が変動しておりまして、私たちも厳しい状況にあるわけですが、そういった個々が自分の財産や生命を守るという意味で、どういう防災措置をするか。こういったことで、塩竈市がいろいろな措置としてこういう融資事業をしているということ、大変ありがたいなというふうに思いました。この辺の内容を、ちょっとお聞かせいただきたいと思っております。お願いいたします。

○鎌田委員長 千葉都市計画課長。

○千葉建設部都市計画課長 それでは、お答えいたします。

この制度につきましては、平成3年度から創設をさせていただいております。実は、平成2年に大きい水害が3回ほどございまして、それを契機にいたしまして災害に備えるというようなことを目的といたしまして融資制度を創設させていただいております。その当時は、限度額が400万円ということで、全体に必要な工事費の8割を限度にというようなことで制度を創設させていただいておりましたが、現在は融資金額1,000万円、全体工事費の8割というそういう設定は同じでございますが、その中で運用させていただいております。

お手元の資料の方にも記載をさせていただいておりますように、創設以来34件のご利用がございまして、全体の融資額といたしますと1億5,000万円弱というようなことになってございます。最近の状況でございますと、18年度に1件ほどの融資をさせていただいております。以上でございます。

○鎌田委員長 阿部委員。

○阿部委員 恐れ入ります。これは、これまでの融資件数は34件ということですが、こういった部分にこの融資がなされるのか、お聞かせください。

○鎌田委員長 千葉都市計画課長。

○千葉建設部都市計画課長 これの前提条件でございますが、災害が仮に起こってそれを復旧するために例えばお宅の土どめを築造しなければならないと、そういった場合にも適用になります。それから、未然に災害を防止したいということで、現在のお宅の中でこういった危険なところがあると。これを解消したいという場合にも、適用になるということでございます。

具体的には、個々にご相談いただく内容が異なるかと思しますので、都市計画課の方にご相談いただければというふうに考えてございます。以上でございます。

○鎌田委員長 阿部委員。

○阿部委員 ありがとうございます。木造の住宅の耐震診断等とあわせてこういった制度を組み合わせると、一応万全ということになりますでしょうか。よろしく願いいたします。

○鎌田委員長 千葉課長。

○千葉建設部都市計画課長 お答えいたします。

現況と課題というようなところにも記載をさせていただいておりますが、耐震の助成事業等が実施されてございますが、それらの補完をするということからもいろいろご相談いただければというふうに考えてございます。以上でございます。

○鎌田委員長 阿部委員。

○阿部委員 実は、市民の皆さんはなかなかこういう制度があるということを知らないんですね、私も実は耐震は知っておりましたけれども、こういう融資制度があるということを知りあげませんでした。それで、ぜひ塩竈市でこういうすばらしい施策があるのであれば、市民の皆さんに安心と安全とを提供するために、もうちょっと市報などで周知されてはいかがでしょうか。よろしく願いいたします。

○鎌田委員長 千葉課長。

○千葉建設部都市計画課長 今ご質問いただきましたように、まだまだPR不足だというご指摘でございますので、例えば市の広報、さらにはホームページ等、それらの中で広く市民の方の方に情報を伝えていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○鎌田委員長 阿部委員。

○阿部委員 ありがとうございます。ぜひ、ひとつこういったすばらしい施策の事業というのは、PRをしていただきたいと思います。

次に、同じ資料8の55ページ、公立保育所の事業に関してお尋ねをしたいと思います。現在、大変保育所利用ということは年々歳々高まってきております。子育て支援の最大の受け皿と言っていいかもしれません。さまざまな施策を通して、塩竈市では大変進んだ方向でいっているということを、私は感じております。郡部にいきますと幼保一元化とかさまざまな施策もございますけれども、塩竈市のようにある程度大きな規模になりますと、私立の幼稚園があったり私立の保育所があったりしますと、そういった幼保一元化というのは非常に難しい。公立同士であれば簡単にできるんですけれども、すばらしいモデルはございます。しかし、塩竈市には当てはまらないかなというふうに私は思っております。

そうしたときに、現在の公立保育所で一番市民の皆さんが心配している状況というのは、運営の上で待機児童数というのがどのくらい今現在改善されているのか。それから、一時保育、特定保育、これはすばらしい施策だと思うんですが、こういったことはどの程度市民の皆さんがご利用なさっているのか。それから、一番今心配されております発達障害という言葉が今出てきております。もちろん、小学校もイコールになっております。年々増加傾向があるということで、大変危惧しておりますけれども、その辺の状況をちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○鎌田委員長 佐藤児童福祉課長。

○佐藤健康福祉部児童福祉課長 それでは、お答えさせていただきます。

19年度の待機児童数でございますけれども、19年4月1日時点では9名、年度末では18名とふえております。20年度におきましては、4月1日時点で17名、9月1日時点では8名となっております。その原因でございますけれども、例えば保護者の方がゼロ歳児と4歳児、同時に同じ保育所で保育をしたいという申し出とか、あと交通の利便性から特定の保育所で保育をお願いしたいという要望がございます。保育に当たりましては、児童福祉法の最低基準法によりまして保育年齢ごとに配置する保育士の数、これが定められております。そういう関係で、ご希望の保育所で年齢児の定員というものがありますので、それがいっぱいになっておりますとどうしても一時的にちょっと待っていただくというような状況もございます。

これを解消するためには、最低基準法を満たすために年度途中でパートさんの保育士さんとかなるべく早急に措置をしていって、解消していきたいと思っておりますけれども、日々保育

の要望は動いておりますので、なかなかゼロにもっていくことは、ちょっと今のところすぐの解消というのは難しいかなというところはございます。

あと、一時・特定保育でございますけれども、平成11年度に一時保育要綱を策定いたしまして、一時保育から実施しております。平成18年度には、特定保育も始まっております。内容的には、一時保育は保護者の方の傷病とかあとボランティア活動、これからですと裁判员制度によってその日はどうしても保育できないという方が利用する制度が一時保育でございます。特定保育の場合ですと、就労の関係でどうしても週に2日、3日保育できないという場合に、その特定の日に限ってお子さんをお預かりするという制度でございます。

料金でございますけれども、8時半から17時までの1日で1,700円、あと半日の保育の場合ですと1,000円という利用料金で利用していただけます。

利用状況なんですけれども、新浜町とあゆみ保育園で今保育一時・特定を行っておりますけれども、新浜町保育所では1日二、三名ということ。あとあゆみ保育園では四、五名の利用ということなんですけれども、要綱上は10名まで見れるということになっておりますので、今後はPRをもっと行いまして、もっと利用していただきたいと思っております。

利用者の方からは、おおむね好評の評価はいただいております。

あと、発達障害関係なんですけれども、最近コミュニケーションをなかなか友達ととることが難しいとか、そういういわゆる発達障害のお子さんがふえております。実態といたしまして、診断書があつて保育所に入られるお子さんが19年度は数名いらっしゃいました。あと、20年度も同様の数でございます。あと、診断書はないんですけれども、保育を行っていく中でちょっと発達障害が疑われるというお子さんも20名程度は毎年出ております。

その保育に当たっての注意点なんですけれども、国では平成17年度に発達障害者支援法が施行されております。その中で、「市町村は、保育の実施に当たっては、発達障害児の健全な発達が他の児童とともに生活することを通じて図られるよう、適切な配置をするものとする」ということをうたっておりますので、この法律の精神に基づきまして塩竈市では皆さんと一緒にそういう発達障害児のお子さんが発達していけるように、保育士1名をそういう発達障害のお子さんがあるクラスには加配して保育を行っております。あと心理判定士、そういう方を年間契約で1年で3回ですか、各保育所を回っていただいて、そういうお子さんの個別的な保育の行い方、そういうものを指導してもらっております。あともちろん、各保育士さんの研修、発達障害児の保育に当たっての研修、こういうものを行って、よりよい保育を目指しております。

す。以上でございます。

○鎌田委員長 阿部委員。

○阿部委員 ありがとうございます。年々歳々、今世の中が変わっていきますと、そういった子どもさんを取り巻く状況、あるいは保育所の状況というのが厳しくなっております。私が今これの説明をいただいたのは、小学校でもこの発達障害が多くなりまして、小学校と保育所あるいは幼稚園を対比したときに、小学校の場合は大体今市内の学校は2クラスなんですね。大体人数としては二十何名、30名までいっていません、1クラスが。多いところでは、1学校くらいあると思いますけれども。そうしたときに、副担任というのがきちんとつきまして、学校の場合はそういうお子さんを必ずサポートしているんですね。

ところが、私ちょっと心配しているのは、保育所の場合保育所の先生方が抱えきれんのだろうかという、本当にまだまだ発達段階で幼いお子さんですね。お母様方もなかなかそれを認識できないで、やっぱり「うちのはただせわしいんだ」というところでとらえておりまして、そういう事例も私もちょっといろいろ子育てとかかわっておりまして、二つありまして、お母さんが早く認識すると早い手当ができて、お子さんの成長につながっていく。そういった部分で、運営事業の中で予算的にどうなのかと、保育所の先生方の手があるのだろうか、そういったことで十分足りているかどうか、その辺の手当ということで予算的な面もありますのでちょっとお伺いしたかったんですが。今、保育所の先生方の定員数というのは、いかがなものでしょうか。よろしくお願いします。

○鎌田委員長 佐藤児童福祉課長。

○佐藤健康福祉部児童福祉課長 お答えさせていただきます。

保育所の保育士さんの数でございますけれども、19年4月時点で正職員の保育士さんの数は36名で保育を始めております。それとあと、パートさんを25名、4月1日時点で雇用させていただきまして、合計61名の保育士さんで19年4月1日で保育は始まっております。以上でございます。

○鎌田委員長 阿部委員。

○阿部委員 各施設ともに、今十分な保育状況にあるというふうに判断してもよろしいのでしょうか。よろしくお願いします。

○鎌田委員長 佐藤課長。

○佐藤健康福祉部児童福祉課長 待機児童のお子さんもいらっしゃいますので、難しいところで

ふうにご認識しておりますので、なよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは次に、同じく資料8の88ページ、ここに鉄道駅舎エレベーター整備事業といたしまして、東北本線の塩釜駅に市民の皆さんの願ひがかないましてエレベーターが設置されました。大変喜ばれております。また、エレベーターの上下を見ていると、下りは特に満杯という感じで利用されているようでございますけれども、このでき上がって一応稼働しておりますが、保守管理というものはこれはどちらが担当していらっしゃるのか、それをちょっとお聞ひしたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○鎌田委員長 会澤社会福祉事務所長。

○会澤健康福祉部社会福祉事務所長 保守管理は、JR東日本の方で受け持つことになっております。

○鎌田委員長 阿部委員。

○阿部委員 ありがとうございます。小さいことですので、でき上がって受け取って、その後どうなるのかなというところで、ちょっとお聞ひしたいと思ひました。

次にまいります。124ページ、食を通した健康づくり推進事業ということでお尋ねをしたいと思ひます。たくさんの事業をやっていらっしゃるようですけれども、今食の安全ということで大変な問題がたくさん起きております。昨日帰りましてテレビをちょっと見たとたんに、農薬汚染米がいよいよ学校給食にまで波及していたと、京都の方ですけれども。それから、仙台市の若林区では鶏肉の偽装、それが豚肉にも及んでいたと、学校給食にも入っていたということをお聞ひいたしました。これは、学校給食とも保育所の給食とも関連したちょっと質問になるかと思ひますが、大きくとらえて食を通した健康づくり推進事業ということでお尋ねをしたいと思ひますけれども、今回こういった事業を見ていると大変予算が小さい予算で何か一生懸命頑張っているいろいろな施策を実施しているようにお見受けいたしましたけれども、今後やっぱり市民の食育あるいは食の安全ということで、こういった事業を推進していくわけですけれども、何か塩竈市のことでこの内容的なことでもどういったことに力を入れているのか。たくさん出ていますので、ちょっとわかりかねるので、その辺のことをお尋ねしたいと思ひます。

○鎌田委員長 阿部健康課長。

○阿部健康福祉部健康課長 塩竈市の食育ということで、大変予算的には非常に少ない金額ではございますけれども、いろいろな方々がさまざまな食生活改善推進員を初めとして、いろいろな皆様のボランティアの方々と連携しながら、また町内の各関係部署と連携しながら、さまざま

まな食育事業を行っているところでございます。

その中でも、19年度は塩竈市食育推進計画の策定ということでかかわってまいりまして、「おいしおがま推進プラン」という副題を設けさせていただきながら、まず食育は非常に楽しいものだということの中で、皆様と食に関してまず非常に興味を持っていただく。また、その中には食の安全、そういった消費する者としての厳しいそういった食に関する目も培っていくと、そういった部分についても必要なのではないかとということで、そういった項目では農林水産事務所とかそういった方々や保健所との連携、そういった部分も考えながらやっているところではございますが、まずは食に興味を持っていただく、また食育というのは本当に家族のコミュニケーション、そういったものも食と健康という関係づくり、そういったものが非常に大事なんだよということで、全体的に食育を広げていく環境づくりを行ってまいりたいと。そういった形の中で食育目標、125ページに掲げさせていただいておりますが、三つの食育目標、「おいしおがま」という言葉を合言葉に事業を展開していきたいというふうな形で、平成20年度もさまざまな分野での事業の展開を図っているところでございます。以上です。

○鎌田委員長 有見学校教育課長。

○有見教育委員会教育部学校教育課長 学校教育の方から、取り組んでいる事業について二、三紹介させていただきたいと思えます。

学校教育におきましては、日常的に各学校の栄養士が食の指導について計画的に指導を行っております。それから、今年度から月見ヶ丘小学校に栄養教諭が配置されまして、食に関する指導でありますとか学校給食の管理について専門的な立場から指導するというので、栄養教諭が指導に当たっているところでございます。一緒に授業も行いながら、そして地域の方々にも啓発を図りながら、今言われているところの「早寝・早起き・朝ごはん」というような形での、まとめるとそういった形での推進を積極的に行っておりますし、それから11月に行われます教育フェスティバルの折に給食まつりということで、各学校の食に関する取り組みについて市民の方に広く紹介するという取り組みを行う予定でございます。以上でございます。

○鎌田委員長 阿部委員。

○阿部委員 ご丁寧なご答弁、ありがとうございます。食を通した健康づくり、これは来年度以降の事業としてはとても大事な部分かなというふうに思いますので、ぜひこの辺予算が大変少ないようですけれども、この辺の配分をしていただきまして、塩竈市の食は大丈夫ですよということで、特に生物を扱っていますのでこの辺をよろしくお願ひしたいと思えます。

それから、小学校の方、学校の方の食の指導、栄養教諭がきちっと配置され、そういった配慮がなされたということで、大変すばらしいことだと思います。一番心配なのは、学校給食の中あるいは保育所、幼稚園などでの給食の食材のルートとといいますか、多分恐らく材料、給食費を見ますと大変厳しい数値が出ていますので、高い食材を使ってということにはならないかと思えますけれども、この辺はこれから私たち市民の側も考えていかなければならない、給食費を減らしていく、それが本当に市民サービスなのかと。逆に言えば、子どもたちのために安全を確保するには少し給食費を考えて、そしてむしろしっかりとしたルートで地産地消、あるいは産地直送、しっかりしたものを食材として子どもたちに提供していくというのも、私たち大人の責任ではないかというふうにも思いますので、来年度の事業としてこの辺を重視していただければありがたいというふうに思います。ありがとうございます。

次に246ページ、民有地の景観推進事業というのがありますけれども、これちょっと説明をお願いいたします。

○鎌田委員長 高山土木課長。

○高山建設部土木課長 お答えいたします。

これにつきましては、現在進めております北浜沢乙線沿線の道路整備とあわせて、駐車場であったりとか民地側の景観を整えていきたいというようなことで取り組んでいる事業でございます。以上でございます。

○鎌田委員長 阿部委員。

○阿部委員 大変、道路の整備ができて、私たちも日々楽しみにしております。夜など走ってみますと、ずっと灯りが灯って塩竈らしい雰囲気が出てまいりました。まだまだ完成にはもうちょっとというところですが、この中でこの道路工事のなされているところで、未利用者という言葉が出てきておりますけれども、このPRを強化するっていうのは、まだまだ完全ではないということなんでしょうか。その辺のところ、お伺いしたいと思います。

○鎌田委員長 高山土木課長。

○高山建設部土木課長 あくまでも、それぞれの民地の方がどう協力していただけるかというようなことで、最終的にはなると思っています。ただ、道路工事とあわせて実情建築を新たに、また駐車場であったり庭を整備したりということが、実際の進め方としてもっているようでございますので、そこら辺でまだ可能性とといいますか景観の整備が可能性として残っている方々はいらっしゃるといってご理解いただきたいと思っております。

○鎌田委員長 阿部委員。

○阿部委員 ありがとうございます。でき上がるのを私たち市民も、とても塩竈市が明るく、そして美しくなることを心待ちにしておりますので、ぜひ進めていただきたい事業であるというふうに思いますので、よろしく願いたいと思います。

以上をもちまして、質問を終わります。どうもありがとうございました。

○鎌田委員長 曾我ミヨ委員。

○曾我委員 私からも、何点か質問したいと思います。

今度の19年度の一般会計の決算に当たって、まず今市民の置かれている状況をしっかりつかむことが必要だと思います。説明書の中で、市長も答弁でも繰り返しておりますけれども、この1ページの中で少子高齢化の進展、それから人口の減少、原油等の市民生活の大変さが基幹産業にも影響していること、こういうことでまとめているわけです。この点では、ほとんどが共通できることではないかと。そうした中であって、今度の19年度の決算がどういう形で予算生かされてきたのかということを見る必要があると思います。

それで、前段でもいろいろ予算を組んだけれども、不用額が出された。不用額の点では、繰り返しませんけれども、いろいろな契約の中でそれが予算を組んだよりも少なくなったという点を述べていましたけれども、この大きなナンバーの6を見まして、取りわけ11ページ議会費から13、14の予備費まで不用額がずらっと書いてあります。この最初の説明の中では、予算済額のパーセンテージは示されました。その中で、不用額について私はどれくらい予算に対して不用額が何%くらい不用額になっているかというふうに計算しましたら、時間がありませんけれども一番多かったのが民生費の不用額が39.5%だった。私はこの点を踏まえながら、民生費にかかわって少し深めたいというふうに考えておるわけです。

それで、まず一つは原油高騰と、市民の暮らしも大変だという中で、昨年度は国が緊急対策として市民への、取りわけ低所得者への燃油の補助を行いました。その中で、私は全国的にはすべてではないですけれども、生活保護者への燃油も組み入れている。取りわけ、宮城県の中でも塩竈だけが生活保護者を対象にしていないんだと。これは、やっぱり行うべきではないかという点を質問した経過がありますが、この予算についてはどこに入っているかと申しますと、大きいナンバーの7の86ページに書いてございます。福祉灯油の購入券638万9,000円予算化したと。生活保護も含まれてのこの予算になっているのか、まずお伺いします。

○鎌田委員長 会澤社会福祉事務所長。

○会澤健康福祉社会福祉事務所長 福祉灯油につきましては、さきの議会答弁でもその対象者について説明をしておりますけれども、高齢者世帯、それから一人親世帯、それから障害者世帯ということで決めておりまして、本市においては生保であるかないかというのはそれは問わないで、当然生保の方でもこの世帯に該当する方には支給している内容となっております。

○鎌田委員長 曾我委員。

○曾我委員 生保問わずに、75歳以上の方というふうになっていますが、この面でも私はほとんどは65歳以上になっているんですよ、ほかの市町村が。そういう面で、70歳にした対象、それで10歳まず対象からはずれると。それから、生活保護にしないことで70歳以外の生活保護者もいるわけですから、そういう点ではそれらの人もはずされしてしまったということがあるわけです。

私は、ここに年金を月3万8,000円いただきながら、残り分を生活保護で暮らしている方から生活状況を聞きましたが、実際には実は前は高齢者控除がされなかったため、控除なかったために、9,000円くらいは何とか余裕があったんだと。ところが、18年度で高齢者控除がなくなって、年金も1万円近くが少なくなったと。そうこうしているうちに灯油が高くなった。それから、それぞれガスもですけれども物価がとにかくすごく上がっているんだと。そういうものを全部引き合わすと、この人は年金が3万円、生活保護が2万7,000円ですから、6万5,000円くらいの生活費なんですよ。そこから、灯油月6缶使うそうですが、1万2,000円くらいになると。そのほかに、ガス、電気、水道をやりますと、食料品はほとんど3万円をちょっと超すくらいだと。本当に、生活していけないだという訴えであります。

だから、今言われたように75歳以上を対象にしておりますけれども、それ以外の方とか生活保護の方にとっては、やはりこの冬も幾らかガソリンは下がったというふうな状況もありますけれども、値上がりする前から比べればまだまだ市民生活にとっては大変な状況になるわけで、この点を踏まえてことしの冬からぜひ生活保護、それから65歳も含めてほかの他市と差がないようにすべきだと思いますが、この点について伺います。

○鎌田委員長 棟形健康福祉部長。

○棟形健康福祉部長 それでは、私の方からお答えをいたします。

まず、前回の19年度の灯油券の助成に当たりましては、議会の方にも何回も説明しておりますように高齢者世帯、それから一人親世帯、それから障害者世帯、そういう世帯を限定するまでにいろいろな整理をしている中で、その世帯を対象世帯としているという経過がございまし

た。例えば、各市町村によって高齢者の多い世帯もありますし、それから少ない世帯もある。このような状況、あるいは一人親世帯が多い市町村もありますし、そうでない世帯もある。それぞれの市町村の実情に応じて対象世帯が決められていたという経過がありますので、その辺につきましては例えば先ほど65歳以上という市町村も確かにございましたし、そうでない市町村もあるという実態があったことは、委員もご承知のとおりというふうに思っております。そういう整理をする中で、まず対象者を限定して、そして私どもの方では他市町村と比べて早めに灯油券を支給できるような体制を進めたということがございますので、ひとつご理解をお願いしたいというふうに思います。

それから、今後の灯油助成の問題につきましては、前段担当課長の方からも申し上げておりますように、国の方でもいろいろな政策を今回打ち出してありますし、その中で確かに灯油券の件につきましても触れられているということは私どもも承知しておりますが、具体的な例えば地方財政措置につきましても、まだ整理された内容が各自自治体の方に示されておらないという状況にもございますし、それから灯油の価格の動向、こういったものについても一定程度見極める必要があるというふうな状況にありますので、その辺を総合的に勘案して最終的にどのようなすべきかというのを整理したいというふうに思っております。

○鎌田委員長 曾我委員。

○曾我委員 ですから、やっぱり安心して高齢者の方々がお暮らしいただける塩竈市と言っているわけですから、やはりこの宮城県内含めてそういう点では不十分だということを言っているわけですし、それから何度も厚生省から生活保護者については1人当たり8,000円以下であれば収入としてみないから、そういう取り扱いをぜひという通達も何度も出されているわけですよ。ところが、そういったことには十分こたえられない行政であったのではないかということをもまず指摘しながら、住民からはそういった要望があるわけですから、今後地方財政の関係もありますけれども、そういう点では19年度のこういう取り組みを踏まえて、ぜひ取り組んでいただきたいということをもまず申し上げておきたいと思っております。

それから、時間がありませんが児童福祉費について見てみたいと思っております。まず一つは、少子化傾向になかなか歯どめがかからないということになってはいますが、これまでの児童福祉費の予算の中で19年度のこういう予算を執行して、少子化に歯どめがかかったのかということを見てみました。出生率がなかなか聞けませんが、その中に母子手帳の発行数を見てみました。この母子手帳の発行数を見てみますと、平成15年は399名の方が母子手帳をいただいております。

す。それがずっと毎年毎年減りまして、平成19年度では377名になっています。1年間、大体平均380名くらいが出産かなというふうに思いますが、私はここのところにやっぱり歯どめをかけなければ、毎年毎年人口はこの5年間でも1年間に380人減少しておりますから、今もう5万8,700人台ですよ。だから、本当に人口減少、少子化、高齢化と言うのであれば、本当にここのところを本気で考えている予算にならなきゃいけないと思っております。

それで、まず一つの施策としては乳幼児の医療費がございしますが、この予算はふえたのでしょうか、減ったのでしょうか。

○鎌田委員長 木下健康福祉部次長。

○木下健康福祉部次長兼保険年金課長 答えをいたします。主要な成果の資料8の38ページをごらんをいただきたいと思えます。

19年度の決算額が5,836万1,000円ということで、18年度では6,178万円でございます。280万円ほどの減少でございます。これは、医療費の助成費が19年度はここのずっと下の方に記載してございますが、5,467万2,000円ということでございますが、18年度は5,714万5,000円でございますので、その差額が減少したということでございます。以上です。

○鎌田委員長 曾我委員。

○曾我委員 減少しているということであります。その内容は、今話された点ですが、やはり子どもさんがだんだん少なくなれば、この予算はだんだんだんだん、このままでは年齢を拡大しない限りは、大きな病気がはやったときは別ですけれども、どんどん先細りするだけだと。全国的には、この乳幼児医療費による助成について、本来は国がこれはきちんと見るべきだということは私たちも思っています。この間も厚生省交渉をしてきましたが、やっぱり市独自でこういった年齢拡大をやっていくべきだということは再三申し上げてきました。佐藤市長になってから、前は入院についてはこの2市3町でも先がけて、入院については拡大したわけですが、最近この2市3町を見ますと就学前までの拡大になっております、外来についても。だから、ぜひそういう点ではこの19年度は、これはもう執行されたものですが、ぜひ今後とも拡充を求めておきたいというふうに思えます。これは、私は次の一般質問でやっておりますので、ぜひそこでは前向きな答弁を期待して、要望だけしておきます。

それからNo.8の57ページ、放課後クラブであります。私は、この決算委員会に入る前にぜひ児童クラブを見てこようというふうには思っていたんですが、なかなか時間がとれませんが、やはりこの背景には保育白書を見ましても全国的にまず共働きのほとんどふえていると。そこ

への対応として、やっぱり共働きであればこういうお子さんたちをしっかりと見ていくという点では、やっぱり放課後児童クラブだと思います。それで、一生懸命努力しているのはここで見えておりますけれども、現在の状況がどんどんふえていきますと、それこそ先ほどの保育所みたいに待機児童、もう定数いっぱいに入れられないという状況はないのかどうか。その点について伺っておきます。

○鎌田委員長 佐藤児童福祉課長。

○佐藤健康福祉部児童福祉課長 お答えいたします。

19年4月1日時点で、各クラブ定員を上回ってお子さんを受け入れております。ほぼ要望にはおこたえしていると理解しております。以上でございます。

○鎌田委員長 曾我委員。

○曾我委員 それで、今例えばこの厚生省の放課後児童ガイドラインを見ますと、保護者が働いている小学校1年生から3年生の就学している児童、必要に応じては4年生以上の児童についても受け入れることができるというふうに言っているわけですが、そういった対応もしておるのですか。

○鎌田委員長 佐藤児童福祉課長。

○佐藤健康福祉部児童福祉課長 厚生労働省、あと文部省の連名で、19年3月末で通達が来ております。6年生までやることが望ましいといいますが、そういう通達は来ております。ただ現状といたしまして、塩竈市は1年生から3年生までの児童を受け入れるという学童クラブ、それを今実施しているという状況でございます。文部省、厚生労働省の通達はやることが望ましいとはなっておりますけれども、そこまではまだっていないという現状でございます。以上です。

○鎌田委員長 曾我委員。

○曾我委員 そこまではっていないと。それで、人口減少は市の財政や何かも含めて今後の将来についても大きな問題だと。同時に、子どもたちが育つ環境がものすごく様変わりしております。私の隣にも2人お子さんがいますし、舟入地域に東町内会というのがあるんですが、あそこなんかはほとんどお子さんが1人か2人と。あそこかから三小に通うわけですが、今まで3年生だったから三小のクラブに預けていたと。ところが、友達がいません。毎日、毎朝行き帰りは1人で通っております。少子化というのは、私は子ども4人いて全然なかよしも預けて働いてきたんですが、そのときは全然預けられないから2人でいなさいとか3人でいなさいと

かしたわけですがけれども、今本当に子どもの育つ状況が様変わりです。そういう点では、漫然と同じような予算を組んでいけばいいという状況では、もはやなくなっているというふうに思うわけです。それで、やっぱりどこの家庭のお子さんであれやっぱり子どもは塩竈市を担う宝なんですよ。そういう点を考えれば、この学童にしてももうスペースも学校が責められて空き教室、空き教室って一生懸命されておりますけれども、本当にこれは学童保育の充実を、指導員も含めて図りながら本気で考えてほしいというふうに思います。けさも来るときもその子どもさんを見ていて、本当に何とかしてあげたいと思うのですが、これは1人ではどうにもなりません。やっぱり、そこの環境の中で育ち合える工夫をしなければならないと。そういう点で、今は4年生ですから学童の対象外になっている。恐らく、こういう子どもさんもいると思いますね。ですから、そういう点では拡充を求めておきたいと思いますが、市長の見解を伺います。

○鎌田委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 放課後児童クラブにつきましては、私はすべての施設を回りました。すべての施設で、放課後児童クラブでどのような生徒の教育をされているかということについて、自分の目で確かめてきております。また、藤倉児童館を初めとした同様の施設についてもすべて訪問させていただきましたし、そこに指導していただいている指導員の方々と意見交換をさせていただきました。大変しっかりとやっけていただいていることに、感謝を申し上げます。

ただ、全体としてこういった厚生労働省が主導型の放課後児童クラブであって今後果たしていいのかということについては、市政を預かる首長として若干疑問の点もございます。やはり厚生労働省と文部科学省が一体となって、今お話しをいただいております児童生徒の健全育成について、こういった組織がどうあるべきかということをややはり今真剣に考えるべき時期ではないかというふうに感じております。今、さまざまな取り組みがようやく始まったようであります。そういった取り組みに我々も敏感に反応しながら、なお児童生徒の皆様方の放課後がより健全な環境となりますように、努力をいたしてまいりたいと考えております。以上です。

○鎌田委員長 曾我委員。

○曾我委員 ぜひ、国のそういうプランのこともいろいろ取りざたされておりますけれども、やはりきちんと塩竈市の子どもたちがどこでも安全に育てられる環境をしっかりとつくっていくことが必要ですし、そういう点では今求められている学童保育を、さらに体制もきちんと怠ることなくやっけていただくことをお願いしておきます。

それで次に、50ページの保育事業について伺います。それで、50ページ、53ページは私立保育園の助成事業あるいは運営事業が行われておりますが、最近この事業を見まして感じるのは、定員枠を超える児童を扱っている。それから、さまざまな保育事業をやっている。さまざまな保育事業はそれはそれでニーズにこたえる事業ですから、それは必要なことだというふうに思いますが、ただやっぱり子どもさんは物ではありませんので、一定のスペースや指導員やそういう環境が整わなきゃなりません。そういう点で、定数以上の保育を預かっていることに對して、保育をする保育士の方の現状はどうかということが非常に心配されるわけですが、この辺は十分なのかどうか。問題はないのか、問題あったら大変なことですけども、「こういう課題がある」と、「こういうふうに変化になっている」とかっていうのがあれば、ぜひお答えいただきたいというふうに思います。

○鎌田委員長 佐藤児童福祉課長。

○佐藤健康福祉部児童福祉課長 それでは、お答えさせていただきます。

保育児童の定員につきましては国の通達がございます、4月1日時点で最大15%増しまでの児童の受け入れは可能であるという通達がございます。なおかつ、私立保育園につきましてはよりお子さんを預かっていた方が経営的にも有利な面はあるとは思いますが、そういう関係もございまして、優先的に私立保育園の方にお預かり願っていただいているという実態がございます。先ほど申しましたように15%増し、それは通達で認められている範囲でございますので、問題はないのかなという理解はしております。以上でございます。

○鎌田委員長 曾我委員。

○曾我委員 国の方の通達が、要するにどんどん内容的には悪くしていると。とにかく、今待機児童が全国的にずっとふえるものだから、ぜひその定員枠を超えて預かってもいいよというように認めて、そして進めていると。だけれども、内容的にはストレスの問題、それから保育士さんが見る子どもの数からいったって、やっぱり大変な状況だと。じゃあ、そういったことを受け入れている私立保育園に対する運営費は、予算はふえていっているのですか。

○鎌田委員長 佐藤課長。

○佐藤健康福祉部児童福祉課長 運営費につきましては国の基準がございまして、児童1人当たりの単価の基準がございまして、それ掛ける基本的には保育の児童の人数ということでございまして、その基準に基づいて毎年予算を作成させていただいて、交付させていただいているという状況でございます。以上でございます。

○鎌田委員長 曾我委員。

○曾我委員 いっぱい受け入れるのも国が見ていると、それで基準については国が定めているから、それに基づいてやるだけだと。

それで、最近私立保育所の保母さんは多様な保育を預かると、延長保育もやると、それから子育てのさまざまこういう子育て支援もやると。そうすると、定員以上ですから、とにかく保母さんを安定的に正規雇用で雇用することができない状況になっていると。そうしますと、じゃあ非正規雇用の保育士さん、もちろん資格を持っていますが、本当に大変で次々やめていくんだそうです。だから、いつも園長さんは毎朝行くと保育士さんに「やめないでね」「頑張ってくださいね」というふうに言うんだそうです。本当に、保育士さんの給料は実は税金も引かれると十数万円だそうです。アパート借りて十数万円で暮らせるか、暮らせない。そういう状況になっているんだと。だから、非常に子育て支援で華々しくはあげるんだけど、実態はそういうところにみんなおんぶさせて、働く人たちに全部肩代わりさせて、それでよしとしていると。

ですから、こういう政治は私はとても許せない。やっぱり、最低基準は守れと。それに超える部分は、きちんと加配してその分の人件費を見ろというふうな声を地方からあげなければ、もう保育所はどんどん崩されていくと。安上がりのもっと安い単価で、もっと安い保母さんを使ってみるような状況になったら、塩竈市の子どもさんは健全に育つのかということが、やっぱり危惧されます。

それで、公立保育所はどうか。先ほど阿部かほる委員の質問の中でパート、そういう数で私ちょっと一生懸命割り算したら25人。これを割りましたら、もう何と半分以上に近い数が公立保育所でパートで補っていると。それで、市長部局の職員の21の4ページ、一般職員109名減らしてきた。嘱託職員も減らしてきた。非常勤嘱託員はふやしてきたと。パートもふやしてきた。必要なところに必要な正規職員を置かないで、そしてこういうパート労働、非常勤嘱託に塩竈市の行政を肩代わりさせているというふうに思うわけですが。市長部局、例えば市長部局のパートのところを見ますと、どんどんふえて157名、19年度は155名、若干2名くらい減っているのですが、保育者はこのところに当たるのではないかと私は思うのですが、この155名の中に先ほど言った保育士をパートとして扱っている、この数に入るのではないかとと思うんですが、いかがですか。

○鎌田委員長 桜井総務課長。

○桜井総務部総務課長 それでは、お答えいたします。

パート職員の総数に占める保育の補助の職員の数でございますが、155名中補助としてお手伝いいただいている方は50名でございます。以上でございます。

○鎌田委員長 曾我委員。

○曾我委員 いずれにしても、パートの中には本当に保育所で働く人たちが圧倒的だというふうに思うわけでありますが、やっぱり1名だか2名ことし採用したとかというのは聞きましたけれども、1名や2名ではとても足りない状況ですので、ぜひこのところを改善をまず要求しておきたいと思います。

次に入ります。衛生費について伺います。衛生費、市民の健康と健やかに過ごせることを事業としてやっている衛生費について、取りわけ市民健診について伺います。この21の資料の7ページに、受診者数が書いてございます。それで、国の制度の改正もあると思いますけれども、この18年度からも新たな自己負担がふえ、19年度も自己負担が18年と同様な負担になっておりますけれども、検診者の数はどういう状況なんですか。どこ見たらいいですか。ふえているのか、減っているのか。

○鎌田委員長 阿部健康課長。

○阿部健康福祉部健康課長 お答えいたします。

基本健診につきましては、前年度よりもマイナスになっております。また、結核検診、肺がん検診につきましては、増という状況になっております。また、大腸がん検診等についても、受診者数については増となっている状況でございます。

○鎌田委員長 曾我委員。

○曾我委員 受診者数の数はありますけれども、受診率で見ますと基本健診も結核も肺がんも胃がんも、この辺までは減っている傾向にあると。健康で健やかに暮らしていただく市としては、今いろいろ国保の関係でも受診率を引き上げなきゃならないという中で、一定は受益者負担ということでこういうことも盛り込まれているわけですが、最近ここ一、二年やってみて、「やっぱり自己負担ふえたわ」と。通常の高血圧を診て、薬もらっているところでしょっちゅう病院に行っているから、もう健診は負担できないからもう行かないとか、そういったこととか。あと、また後期高齢者絡みの関係で、今までは地域で一緒に誘い合っていたのが、「私は働いているから」「私は何だから」ってまちまちの健診になってきておりまして、市民全体の健康健やかに育とうというそういうものが、雰囲気的にも壊れていくという感じが

私はするわけですよ。

それで、やっぱり塩竈市がうんとよかったのは、今まで保健センターがあって本当に住民健診は保健師さんを含めて丁寧に丁寧に、しかも本当にそのことがよくやられてきたというふうに思うんですね。その塩竈市の住みよさ、暮らしやすさ、それがいつの間にかどんどんこれも何回も言いたくないけれども壊されていくというふうな感じがするのですが、こういった流れをあくまでもずっと続けていくのか。それともやっぱり、医療費もかかって大変だということで、こういった負担を軽減する考えはあるのかどうか、伺います。

○鎌田委員長 阿部健康課長。

○阿部健康福祉部健康課長 議員ご指摘のとおり、18年度から基本健診につきましては自己負担1,300円ということではいただいている制度に改正させていただいております。その影響が、受診者減につながっている部分については、否定できない部分だというふうに思っております。ただ、基本健診につきましては、老人保健法に基づいた事業というので、これについては国の徴収基準が1,300円というふうになっております。これについては、これまで塩竈市の施策としてその部分を取らなかったということで、その部分については補助基準からはずされた形の国県からの負担金の納入という形で、そういった意味では歳入確保という意味からしても、塩竈市の財政にとってはちょっと厳しい状況にあったというふうな形で、1,300円という形でお願している経過がございます。

今後の部分についてのお尋ねでございますが、基本健診制度につきましては老人保健法が20年度から廃止されたということがございまして、現在特定健診という形で各医療保険者に義務づけられたという形になっております。20年度につきましては、大変そういった意味では制度の混乱があったということで、私たちも何とか周知には努めてきたところですが、特に社会保険の被扶養者につきましては非常に制度の部分について不完全な部分があったというふうに思っております。特に、社会保険の被扶養者に対する受診券がなかなか保険者の方から発券されなかったということもありまして、20年度につきましては受診ができなかった状況もございましたので、これについては健診機関の方にもお願いしながら追加の健診を何とか塩竈市でも行っていただきたいというふうなお願いをしながら、住民の皆様が健診を受けやすい環境づくりに今取り組んでいるところでございます。

○鎌田委員長 曾我委員。

○曾我委員 時間がなくなりましたが、それでは112ページのもう一つ、衛生費にかか

わる妊婦健診についてお伺いしたいと思います。No.8の112ページですね、こここのところの個別というところに、妊婦一般健診。それで、前期と後期に1回ずつやられてきたと。この部分は、単独ではないというふうに思うのですが、これの予算措置はどういう配分になっているのかお伺いします。

○鎌田委員長 阿部健康課長。

○阿部健康福祉部健康課長 資料No.7番の106ページ、真ん中から下のところの13節の委託料のところの備考欄の中に乳児・妊産婦健診業務委託料というのが入っております、802万3,168円の決算となっております。その中の乳児の部分が315万、妊婦健診部分としては487万円ほどの決算というふうな形になっております。以上でございます。

○鎌田委員長 曾我委員。

○曾我委員 要するに予算措置なんです、国からも交付金か補助金かで来ておりますよね。

○鎌田委員長 阿部課長。

○阿部健康福祉部健康課長 この部分につきましては、交付税措置という形になっておりますので、補助金とか交付金という形では入ってきていないというふうに認識しております。

○鎌田委員長 曾我委員。

○曾我委員 交付金で来ているということだけ確認して、終わります。ありがとうございます。

○鎌田委員長 じゃあ、次に移ります。佐藤貞夫委員。

○佐藤（貞）委員 私も、いろいろ聞いておきたいと思ひまして、質問の通告をいたしました。まず、歳出はかなり皆さん真剣にやっているようですから、私は歳入からひとつ入っていきたいと思います。

まずそこで、市長は「元気です」「安心です」「大好きです」というキーワードのもと、この1年間本市ならではの特色あるまちづくりを進めてきたことにつきまして、一定の私は評価をしているわけですが、ただ財政のいろいろな指数を見る限り、それは財政的な面から見ればかなり財政は改善したなど、そういう評価もあわせてしておきたいと思ひます。

そこで、非常に人口は減ってきているわけですね。人口は減っているのに、市税はなぜふえたのかと私は非常に率直に疑問を持っているわけなんです。かつて、第3次長期計画でたしか6万7,000人の人口計画がありました。今第4次の計画でありますから、6万3,000人の計画でしたが、実際は5万8,000人台まで落ちているわけですね。そういう意味では、昨年6月ですか、いわゆる財政健全化法が一つの目安になって、いろいろ財政的な取り組みをやって

こういうふうになったのか、その辺からお聞きしていきたいと思います。

○鎌田委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 人口問題についてのご質問であったかと思いますが、確かに長期総合計画につきましては6万3,000人というものを将来人口、22年度達成時点での人口目標といたしまして、さまざまな施策を展開してきたことは事実であります。しかしながら、今現在減少傾向であります。5万8,000人余であります。恐らくは、日本全体がこれから先、人口減少というような時代に入って行くのかなと思っております。そういったことも考えますと、今までのこういった長期総合計画というのは、人口がふえるということを前提にさまざまな施策体系が講じられてきたということであるかと思いますが、これから先の長期総合計画につきましては、一定程度の人口の減少といったようなものも計画の中に折り込みながら、そういった中でより暮らしやすいそういう地域社会をどうやってつくっていくかということ、やっぱり視野に入れた取り組みであるべきではないかというふうに思っております。

当然のことながら、人口減少に我々安閑としているということではありません。何とか人口の増加策、例えばであります新たな企業の誘致でありますとか、きょうもさまざまなご提言をいただいておりますが、少子化社会の中でそういった中間層の労働人口、あるいは少子の方々がこの地域の中でふえていくような施策ということにつきましても、行政として当然大きな課題でありますので、こういったことについても次期長期総合計画の中では当然見直しをし、新たな施策体系を講じていくということになるものと思っております。よろしく願いいたします。

○鎌田委員長 佐藤委員。

○佐藤（貞）委員 何か、市長のスローガンの中には「日本一住みたい町塩竈を目指して」ということがあるわけですが、やっぱり人口増加策を一方で考えないと、スローガン倒れになってしまうのじゃないかと。そういう面では、やっぱりこんなに減って塩竈の将来どうなるんだとみんな心配をするわけなんです。したがって「元気」「安心」「大好き」、これはいいんですが、やっぱり「住みたい町塩竈」の創造を目指すならば、もっと人口増加策を具体的にどうするかという、そういう具体策を出さないとますます人口が減っていくんじゃないかと思っておりますから、その辺の一つの人口増加策をぜひ考えてほしいなと、強く要望しておきたいと思っております。

決算上見ますと、いわゆる市民税、軽自動車税がふえたんだと。しかし固定資産税とか都市

計画税は減ったわけですね。今後どういうふうに移すのか、税務課長、この辺どういうふうに見ているのか、ちょっと聞いておきたいと思います。

○鎌田委員長 星税務課長。その前に市長ですか。佐藤市長。

○佐藤市長 恐縮であります。後ほど、担当の方からお詳しいご説明をするものと思っておりますが、住民税につきましては税制改正によりまして4億円程度は増加をしたわけですが、この部分を除きますと残念ながら若干減少傾向であるということは事実であります。また、市内の企業の皆様方にも大変厳しい経営環境の中で頑張らせていただいております。こういった税収の減少傾向に歯どめをかけるということが、我々も大変重要な課題だと思っておりますし、ただこういった形で歯どめをかけるかということの思いについては、さまざまな取り組みがあるかと思っております。こういったことにつきましても、一定の道筋を明らかにさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

残余の部分につきましては、担当課長よりご説明をいたさせます。

○鎌田委員長 星税務課長。

○星総務部税務課長 お答えいたします。

まず市民税、市長も申し上げましたが、税源移譲で4億円の増ということでなっております。ただ、固定資産税、都市計画税、これはけさほども新聞報道であったように、地価価格は塩竈市にとってはまだマイナスの状況でございます。そうした中で、やはり価格の下げ幅がまだ定着していないというようなことが考えられます。ただ、中ではそういった固定資産税、都市計画税についてはちょうどこしご評価がえの時期で、来年についてもさらに厳しい状況にあることが考えられます。固定資産税と都市計画税は、やはり評価がえをした年については若干下がる傾向がありますので、そういったところでの推移だと理解しております。以上です。

○鎌田委員長 佐藤委員。

○佐藤（貞）委員 市税の内訳を見ますと、4億円ばかりふえたわけだ。それと、法人市民税ふえているんだよね。この辺は、私もちょっといろいろ税制改正があったにしても、ちょっとふえ過ぎかなとこう思いますから、その辺正しい分析をしておいていただきたいと思います。これ、要望しておきます。

次に、地方交付税の問題についてお尋ね申し上げます。交付税7,000万円ほど減りましたね。普通交付税も特別交付税も減ったわけですよ。したがって、補正係数上はどういう申請をして、市が算定したルール分に対してどれくらい認められたのか。それと、いわゆる特別交付

税もいろいろ申請したと思うんです、県を通じて。これはどれくらい、何%認められたのか。

その辺もひとつお聞きしたいと思います。どうなんですか。

○鎌田委員長 神谷財政課長。

○神谷総務部財政課長 普通交付税でございますが、いわゆる基準財政需要額と収入額の差ということで、その額の差が普通交付税ということで交付されるという形になってございます。ちょっと今、詳しい資料が手元にはございませんが、最終的な補正係数としては余り大きく減額されたというふうには考えてございませんでした。

それから、特別交付税でございます。これは、各団体における特殊財政需要ということで申請をさせていただいて、それに対して特別交付税ということで来るものでございます。国全体で考えますと、普通交付税が94%、それで6%が一応特別交付税という枠で交付されるものになってございます。私ども、特殊財政需要ということで申請させていただくときは、いろいろなもの全部事業をまとめまして8億円ほどの実は事業ということで、特殊な事業がございましてということで申請をさせていただいているという今状況でございます。

○鎌田委員長 佐藤委員。

○佐藤（貞）委員 この交付税の問題については、長年県あるいは国に対して、今で言う総務省ですね、かつては自治省に対していろいろ運動をやったという経過があったと思いますが、そういう面ではやはり特殊な例えば港湾を持っているとか、あるいは病院を持っているとか、いろいろ魚市場を持っているとか、いろいろな特殊事情があるわけですね。したがって、そういういろいろな事情を含めていろいろ運動してきた経過がございすけれども、その辺もやっぱり運動をきちんとやって、特別交付税は満額認められるような努力だけはしてほしいなと思います。強く要望しておきたいと思います。

次は、貸付金の問題についてちょっとお尋ねをしたいと思いますが、資料No.7ですけれども53ページ、54ページ、この市債だね。土木債は、当初予算額がゼロ、補正予算が4,880万円、そして継続費及び繰越事業費の繰越財源充当額が2,290万円、計7,170万円になっているわけですね。そして、その内訳を見ますと、都市計画債として7,170万円、そして調定額が6,120万円なの。この内訳を見ますと、まちづくり交付金、みちのく杜の湖畔あるいは加瀬沼公園、北浜沢乙線と、これが6,120万円なんです。そうすると、1,050万円はどこに行ったのかと。私は率直に、ここに出てきませんから、この辺の考え方を、どこにどういうふうにあられたのか、決算上。その辺、ひとつお聞きしたいと思います。

○鎌田委員長 神谷財政課長。

○神谷総務部財政課長 市債の土木債のところでございます。まず、当初予算がゼロで補正予算ということで組まさせていただいた経過につきましては、昨年度市長市議選があったということで、いわゆる骨格予算ということで政策経費等につきましては6月補正で組まさせていただいたということで、補正予算として入ってきた経過がございます。

それから、予算額7,170万円に対して収入、調定額が6,100万円程度ということで、これはことし2月の議会でお認めをいただいて6月に報告をさせていただきました、いわゆる20年度への繰越事業、これは一般会計で約2億8,000万円ほどございます。この中の一つとして、いわゆるまちづくり交付金事業がございます。そのまちづくり交付金事業の中のいわゆる歳入部分といたしまして起債を充てる部分、これが約1,000万円弱ほどございまして、この部分がいわゆる繰越事業として20年度でというカウントにしてございますので、ここで差が出たという状況でございます。

○鎌田委員長 佐藤委員。

○佐藤（貞）委員 この数字上から見れば、1,050万円はどこにも出てこないわけですよ。これでは、やっぱり決算上の数値としては我々わかりにくいものですから、その辺どこかの形であらわしてほしいなと思いますから、解説や何か出ないですとどこに流れたかわからないです、これでは。その辺、やっぱりつくる場合に1,050万円の金額をどこにどういうふう処理したのか、きちんと20年度繰り越しなら繰り越したとききちんと書いてもらわないと、ちょっと我々では理解できないんですよ。その辺ひとつ、研究してほしいなと思います。

それから、借換債で合計して500万円、これは借りたということは市債がふえたということなんです、ことしは。したがって、利子分の節減を図るために借換債を借りたんだと思いますけれども、いわゆるこの借りかえすることによって市債はかなり減ったという形で理解すると思いますが、利子分が減ったわけですね。そうした場合に、いわゆる借換債を適用できる市債というものはどれくらいあるのか。その辺の金額、もしわかれば教えてほしいなと思います。

○鎌田委員長 神谷財政課長。

○神谷総務部財政課長 ちょっと大変申しわけございませんが、手元に資料がございませんが、いわゆる公的資金の保証金免除等の繰上償還につきましては、いわゆる限定的な措置ということで19年から21年という中での期間限定の中でそういうものを免除したものの借りかえという

ことがお認めをいただいているということで、これまでちょっと議会等に報告をさせていただいていた経過がございます。ちょっと具体的な数字は、大変申しわけございませんが後ほど。

○鎌田委員長 佐藤委員。

○佐藤（貞）委員 やはり、各委員会あるいは議会、しょっちゅういろいろ共産党議員さんもいわゆる借換債借りて節減を図ったらいんじゃないかという指摘をしていますが、やっぱりそういう意味で正しい方向だと思うんですよ。そういう面では、やはり高い利子を少しでも軽減するために借換債を適用する、そしていろいろ軽減を図っていく、そういう姿勢をきちんとやってほしいと思いますので、その考え方をひとつお聞きしたいと思います。

それから、決算上いろいろ50ページ、52ページですか、雑入があるわけですね。雑入は調定額が1億7,900万円、収入済が1億6,800万円、収入未済額が1,100万円あるんですよ。これ、主なものはどんなものですか。

○鎌田委員長 大和田会計管理者。

○大和田会計管理者兼会計課長 それでは、収入未済額1,100万4,834円の内訳を申し上げます。

一時的保育、それから延長保育の負担金、児童扶養手当返還金過年度分、それから生活保護63条、78条返還金、生活保護費過年度分、その他含めましてその合計額が1,100万4,834円でございます。

○鎌田委員長 三浦総務部長。

○三浦総務部長 先ほどの公的資金の借換債につきまして、私の方からご説明を申し上げます。

借換債につきましては、行財政改革を推進する自治体に対しまして一定の条件を満たした場合に、旧資金運用部資金、公営企業金融公庫資金等について保証金を免除した繰上償還が認められるものでございまして、19年度から21年度までの特例措置として金利5%以上のものを対象に行われているものでございます。19年度につきましては下水道16億円ほか合計27億円、20年度が26億円、21年度が13億円、合計67億円程度を見込んでおるものでございます。以上でございます。

○鎌田委員長 佐藤委員。

○佐藤（貞）委員 この雑入、余りにも数が多いものですから、各課によっていろいろ取り扱いが大変だと思いますが、この中で保健センターだけでも1,500万円くらいあるんですね、いろいろな負担金等。これはやっぱり、これを見ると50ページにも出てくる、52ページにも出てくるということになりますと、いろいろ保健センター分は保健センター分としてきちんと並べて

もらった方が我々理解できるんじゃないかと思いますが、その辺の研究をしてほしいなと思うんですね。胃がん検診、50ページに。52ページにいきますと大腸がんとか肺がんとかいろいろなのが出てくるんですね。だから、そういう面ではやっぱり、保健センターが取り扱っている分はこれくらいあるんだという形で、きちんと並べてもらった方がわかると思うんですが。

それから、公衆電話が2回出てくるんですね。公衆電話手数料、50ページと52ページに金額が出てくるんですよ。やっぱりこれも一つにして、ただどこの公衆電話なのかときちっと明記した方がわかりやすいかと、どことどこなのかと。この場合は、どこなんですか。

○鎌田委員長 答弁の方、いかがでしょうか。大和田会計管理者。

○大和田会計管理者兼会計課長 大変申しわけございません。内訳を持っておりませんので、後ほど答えさせていただきます。

○鎌田委員長 佐藤委員。

○佐藤（貞）委員 だけれどもさ、決算で明らかにした以上はどこそこの電話くらい、やっぱりこうなっているんだというくらい、答弁してもらわないと困ると思うんですよ。

それでは、この中には50ページ、地域総合整備財団補助金1,000万円になっています。この事業は、主要な成果に関する説明書のどこに出てくるんでしょうか。

○鎌田委員長 福田産業部次長。

○福田産業部次長兼水産課長 大変申しわけございません。これは、新分野開発事業ということで、議会の方にもお話ししましたが、カツオの特許を利用してカツオを産業化していくことでの1,000万円でございます。本来であれば、主要な施策の成果に載せるところでございましたが、大変申しわけございませんが載せないでしまいました。申しわけございません。

○鎌田委員長 佐藤委員。

○佐藤（貞）委員 だから、1,000万円もの補助金をもらって、どれだけの事業をやったのかということがここに出てこないというのは、この辺ちょっと我々理解できないんだ。だから私も聞いたんですけどもね。

そのほかに、雑入として清算金、返還金、その他52ページに1,000万円入っているわけですよ。こういうのは、いわゆる18年度のいろいろな繰り越しで、いろいろな未収入がこうなったのかどうか。その辺の考え方、どうなんですか。

○鎌田委員長 大和田会計管理者。

○大和田会計管理者兼会計課長 ただいまの雑入の内訳でございますけれども、これは173件の

合計額の数字でございます。主なものを申し上げますと、信用保証料の返戻金767万127円、それから国際交流員の家賃本人負担分、これは3名分でございます、86万4,000円。それらを含めました173件の合計でございます。

○鎌田委員長 佐藤委員。

○佐藤（貞）委員 この場合、こういう場合は例えば50万円以上の金額だったら、やっぱりきちんと明らかにして、まあ何千円とか何万円というんじゃないんだから、50万円以上だったらこれだけの金額になるんだと、1,000万円もあるわけですから、この辺はきちんと明確にした方が私はいいなと思っています。

それから、ずっと下の方に市町村振興協会交付金とありますよね。あるいはその上に、自治総合センターからのコミュニティー助成金370万円、この辺の一つの事業としてどういう事業をやったのか。この辺もお聞きしたいと思います。

○鎌田委員長 田中総務部次長。

○田中総務部次長兼政策課長 私の方から、宮城県市町村振興協会交付金の1,093万3,000円の件でございますが、こちらにつきましてはオータムジャンボ宝くじの交付金ということで、市町村に交付された内容のものでございます。こちらの事業費につきましては、職員研修等のいわゆる研修所の負担金でありますとか、それからそちらの一般財源というんでしょうか、そういったものに充てられているというふうに理解しているところでございます。以上です。

○鎌田委員長 澤田市民課長。

○澤田市民生活部市民課長 では、私からは自治総合センターからのコミュニティー助成金についてご説明を申し上げます。これは、毎年宝くじを財源にいたしておりまして、町内会からの申請に基づきまして10割の補助金をいただけるということで、去年は二つの町内会が該当いたしましてこの金額になっております。以上です。

○鎌田委員長 佐藤委員。

○佐藤（貞）委員 いろいろわからない面はやっぱりわかりやすく、きちんと説明してほしいなと思います。

そこで、これちょっと支出に入りますが、歳入はこれで、いろいろもっと質問したいんですけども、やめますけれども。塩竈市の公平委員会がありますよね。今県内で公平委員会を持っているところ、どこどこですか。

○鎌田委員長 神谷財政課長。

○神谷総務部財政課長 県内の市で公平委員会を持っているところ、塩竈市のほかに4カ所ほどあるというふうに記憶してございます。

○鎌田委員長 佐藤委員。

○佐藤（貞）委員 仙台市は、人事委員会を持っていますよね。あと、恐らく石巻だろうと思うんですよ。あと、大崎かなど。市が大きくなったからね。あとどこ持っているか、それも含めて4市なのかどうか。その辺どうなんですか、調べたことありますか。

○鎌田委員長 神谷課長。

○神谷総務部財政課長 失礼いたしました。先ほど本市を含めて4市ということで、塩竈市、名取市、石巻市、大崎市の4市ということになっております。公平委員会を持っている市というのは、実は全国的に見ても若干減少傾向にあるということもございまして、県内の市につきましても若干市の数が減ってきているという現状にあると考えています。

○鎌田委員長 佐藤委員。

○佐藤（貞）委員 いろいろ行政改革もやってきて、いろいろな面でむだを省くという形でやってきたと思うんですが、県にみんな委託をしているところが多いんですね。委託金を払って。ですから、塩竈でも公平委員さんいらっしゃいますけれども、やっぱりそういう面では今年間どれくらいの会議を開くのか、あるいは固定資産のいろいろな評価がありますけれども、公平委員会は年にどれくらいやっているのか、その辺お尋ね申し上げたいと思います。

○鎌田委員長 神谷課長。

○神谷総務部財政課長 現実的に、今公平委員会に係るような案件、例えば措置要求等がございませんので、基本的には年に一、二回程度、いろいろな意味の情報交換ということでお集まりをいただいているという現状でございます。

○鎌田委員長 佐藤委員。

○佐藤（貞）委員 大仙台とか政令都市だったら、人事委員会のいろいろ法律に基づいたところは決められているところはあると思いますが、やっぱりそういう面ではかなり減ってきていると思うんですよ、公平委員会は。その辺はやっぱり、きちんと情勢分析をして、改革するところは改革していく。そういう努力をしてほしいなと思います。

それから、これを見ますと6月議会、9月議会あるいは12月ですか、あるいは2月と補正予算が出るわけですね、補正予算。補正予算を見ますと、各手当全部細かく出てくるんですよ。期末手当、勤勉手当、住宅手当、それら。既に議決内容に含まれているんですが、ところが決

算上は出てこないですね。決算上出てくるのは各種手当と違って形しか出てこないですね。だから、どこにどういうふうに資料要求もあったけれども、給料あとは各種手当という形しか出てきませんから、これは前からずっとそうなっていますけれども、内容の分析ができないんです、なかなか。だから、そういう意味でどこの課がどれだけの時間外をやっているのか、どこの課がどういうふうにやっているのかと、あれを見るとわからないですね。一般会計で会計は全部出てきますけれども、あと特別会計はこれは資料要求出ましたけれども、そういう面ではやっぱりもう少し分析したいという面もありましたので、やはりこれは資料要求すればよかったんですけれども、今後明らかにする時期があればぜひ資料要求をそのうちやりたいと思いますから、ぜひご協力をお願いして終わりたいと思います。

○鎌田委員長 志賀直哉委員。

○志賀委員 時間がないので、1問だけ。

成果の8の地域新エネルギーのバイオディーゼル燃料について、きのうもちょっと質問して、答弁がちょっと私納得いかなかったの。ここに出されている金額、19年度の実績はわかりました。そして、223ページ、20年度に向けてこの燃料高騰の折、仕入れ値段などの具体的なあれはいいですけれども、何%くらいにして、先ほどことは今リットル何ぼでということ。はきのう言われたんですけれども、あとその原料の手当がうまくいっているのかどうか。

あと、話によりますと食用油も一応集荷しているということをお聞きしていましたが、それが全然、協議会もあったけれどもその実態が全然説明されていないのね。そういうことも、ちゃんとやっぱり現状が変わっているんだから、それを議員にちゃんと明確に、せつかくきのうあたり質問しているんだから説明していただかないと、みんな同じ値段だと思っているんですよ、結局。多分議員の方々は、バイオディーゼルの値段はみんな同じだと思っていますよ、今まで。そういうことをちゃんときのう質問したんだから、ちゃんとした回答をしていただいて、話聞くと学校給食あたりの燃料を持ってきている、油を持ってきていると、苦慮しているわけでしょう。そういうことも、ちゃんと正確にちょっとお答え願いたい。

○鎌田委員長 綿市民生活部次長。

○綿市民生活部次長兼環境課長 223ページのバイオディーゼルの中で、販売価格というのがあります。これは19年度の価格なんですけれども、団地組合が100円で組合員以外が105円ということだったんですけれども、9月1日から組合員以外が税込みで134円になりました。この報告、ちょっとおくれたことはお詫びして、今後の課題にさせていただきます。

あとそれから、燃料の原油がなかなか業界も三十数カ所の工場から集めていますけれども、なかなかその部分の倒産した会社もあつたり、いろいろなことで減っております。その部分については、ほかの市内の飲食店とかそれから大きなスーパーの、そこでも厨房があつてそこから出ますので、そういった営業活動しております。あとは、保育所は市の部分はEMを使った石けんづくりなんかしていますから全部は回収できないんですけれども、私立の方はそういったご協力を得ながら、そういった保育所とか大きな量ではありませんけれども、そういったことに関しても量の拡充をしているということです。以上です。

○鎌田委員長 志賀委員。

○志賀委員 それで、団地組合がこういう新しい施策に向かっているいろいろやっているわけなんですけれども、その採算ペースとかそういうことを考えた場合、我々議会としても非常にいいことだと賛同してきました。ただ、その組合さんあたりが非常にそういうことで苦慮なされているというんじゃないかと思うんですよ、今の現状踏まえて。やっぱり市としても、もう少しちゃんとした具体策を持って、せっかくやっていただいているんですから。

そして、視察の方々も大分来ているわけですね。だから、それを団地組合さんの多分部長さんあたりが説明なされていると思うんです。私は前から言っているんですけれども、視察に来た場合は1人1,000円でも幾らでももらって、団地組合の微々たるものなんですけれども、我々実際視察に行ってお金払うところもありますしね、市でやっているわけじゃないです。そういうことも考えながら資料も提供しなくちゃいけないし、そういうこともやっぱり市としてはもう少し真剣に考えていただかないと、やってもらったはあとパーになったでは組合さんも大変です。そこらのことをちょっとお聞きしたいと思います。

○鎌田委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 バイオディーゼル燃料のプラントにつきましては、我々も地場産業と密接な関連性のある新しい新エネルギーということで、今日までも一緒にさまざまな取り組みをさせていただいてまいりました。今現在、やはり陸上だけではなかなか販路が拡大できないということで、19年度の冬場とそれから20年度の夏場に船舶に活用できないかということで、実証実験に取り組みをさせていただいているところであります。こういった取り組みを深めながら、やはり最大の課題は販路の拡大でありますので、団地加工協同組合様と一緒にしながらこのような事業の推進に取り組んでまいりたいと思っております。よろしく申し上げます。

○鎌田委員長 では、暫時休憩いたします。

再開は13時、午後1時といたします。

午前11時51分 休憩

午後1時00分 再開

○阿部副委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩前の会議における佐藤貞夫議員の質疑に対し、会計管理者より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。大和田会計管理者。

○大和田会計管理者兼会計課長 さきに佐藤委員よりご質問がございました資料No.7、52ページの雑入、備考欄の公衆電話使用料9万1,370円の内訳をお答え申し上げます。まず、エस्प塩竈・公民館本町分室に設置の公衆電話使用料5万1,230円、体育館に設置の公衆電話使用料2万5,920円、浦戸ブルーセンターに設置の公衆電話使用料1,150円、塩釜地区休日急患診療センターに設置の公衆電話使用料1万1,410円、また桜ヶ丘老人憩いの家に設置の公衆電話使用料1,660円の計7カ所の合計9万1,370円となっております。以上です。

○阿部副委員長 それでは、質疑を続行いたします。東海林京子委員。

○東海林委員 私から、質問させていただきます。目の方がたるんでくる時間でございまして、めりはりをつけた質問をしていきたいと思いますが、ご期待に沿えるかどうかわかりません。

では最初に、No.5の6ページですか、先ほどから、きのうからですが、皆さんのご質問で「黒字、黒字。やっと黒字になった」ということで言われております。私も大変喜んでおります。そして、市民の皆さんも「ああ、黒字になったすか」ということで、喜んでいただいております。そういうことで、本当にこれまでは長年「赤字、赤字」、こういうことばかり聞かされてきたし、私たちも言ってきたわけですが。そういう中でやっぱり「塩竈はもうだめなの」とか「落ち込むばかり」とか、あるいは「もう崖っぷちすか」とか、あと「夕張の次なんだってね」とか、そういうことばかり言われてきて、私たちも大変肩身の狭いというか申しわけないというような感じでしたわけですが、今回はちょっと胸が張れるのかなという感じもあるわけです。

そういうことで、最初の質問といたしますが、当然今まで数億円の規模の赤字が続いており、実質的な単年度収支は赤字が続いていて、財政運営上の当面の課題はこの収支の黒字化にあります。黒字化できれば、財政のこれ以上の悪化や基金の減少をとめることが可能になりますと

というようなことが、ことしの20年2月13日に発行された塩竈市の財政状況、こういう18年度決算後の状況の中でこうたわわっていて、このことをクリアしたなというふうなことで、私も喜んでるわけです。

そういうことで中身の質問に入りますが、本当にやはり実質的な単年度収支で、「あと、まだまだ借金残っているんですよ」というような言い方をされますけれども、やっぱりこれをクリアしたということが大事なんではないかというふうに思います。そういう点で、後々まで借金が残っているんですよという言い方は余りしない方がいいんじゃないかと思います。私たちが、家を建てたり車を買った場合に、どうしても後々まで借金は残るのはこれは当たり前なんですから、何でもかんでも借金すればすぐに払わなきゃいけないというようなことには、私は余り神経を使いすぎて「赤字だ、赤字だ、もうお先真つ暗だ」みたいなそういうことになると市民も沈んでしまいますので、どうぞその辺は私たち余り言いたくないなというふうに思います。

早速ですけれども、質問に入らせていただきます。No.8、資料の8ですね。成果に関する説明、ここの32ページですか。これは防犯対策事業、きのう佐藤英治さんからもご質問があって、防犯カメラの設置なんかもやった方がいいんじゃないかというような話もあったと思います。これも、本当にプライバシーの問題なんかもありますし、ちょっとその辺では本当に慎重にしなければいけないという部分もあるし、むしろまだ防犯カメラが塩竈市あちこちどこにもないといえますか、そういうところでまだ安心なところもあるのかなというように感じもしているわけです。

私の質問は、飲酒運転撲滅についてですね。このことについて、これは警察の問題だよと言われればそれまでですけれども、ここに毎月1日、22日の尾島町歓楽街等防犯対策推進協議会の人たちが安全パトロールをしているというふうに書かれています。これは本当にいいことだというふうに思いますけれども、定期的に1日と22日ですよという、そのあたりは皆さんお気をつけになって飲酒運転とかやらないんだというふうに思いますが、やはり抜き打ち、通告なしの抜き打ちですよ、抜き打ちというのは。政府とか農林水産省あたりは電話かけてから抜き打ち審査をするようですよけれども、そういうんじゃなくてやっぱり抜き打ちでそういうパトロールなんかもやって、ただこのパトロールをやる方にはやはりつかまえて「あんた、飲酒運転ですよ」なんて言えないんだというふうに思いますけれども、その辺で警察はどのような強化をしていくのか。行政としても、その辺どうしていくのか、ちょっとお聞きしたい。

結局サミットなんかになると、「どこからこんなに警察官が出てくるの」というくらいたくさんいるんですけども、地域の安全対策からしてみれば浦戸からも警察官が引き上げたとか、どこどこの交番でもいつも1人でいるとか、あるいは「いつもパトロールしていると閉まっている。何のための防犯なんだ」というような感じがあるわけで、その辺についてお答えいただきたいと思います。

○阿部副委員長 村上防災安全課長。

○村上総務部防災安全課長 飲酒運転の撲滅につきましては、先ほど委員ご指摘のように毎月1日、22日、尾島町地区を推進協議会の皆様がパトロールしてございます。これには、警察さんの方も立ち会っておりますし、私どもの方も一緒に回らせていただいております。そのほかの飲酒運転の撲滅のための取り組みといたしましては、私どもの方で言えば毎年春・秋の交通安全運動に合わせての活動とか、また警察さんの方では随時飲酒運転の取り締まりのための方を進めているというふうにお聞きしております。

また、防犯対策ということでございますので、その件につきましてお答えいたしますと、私どもの東西南北の防犯協会がござります。浦戸にもござりますけれども、その方たちが定期的にパトロールをしていただく、そういった活動も私どもと一緒にさせていただいておりますので、そこら辺大丈夫なのかなと思っております。以上でございます。

○阿部副委員長 東海林委員。

○東海林委員 ありがとうございます。結局、歓楽街をパトロールしているということなんですが、歓楽街では余りそういうので現行犯でつかまるようなことをしているへまな人もいないというふうに思うんです。むしろ、郊外とかあるいはファミリーレストランあたりでぱっと1杯くらい飲むとか、そして家族を乗せてとか、そういうのもあるんだというふうに思うんです。本当に、これはモラルの問題ですよと言われればそれまでなんですけれども、そういう点でのやはり強化していただきたいなというふうに思いますので、この点については私の希望ということで、お願いしておきます。

それから、二つ目の質問ですけれども、次のページの34ページ、No.8の34ですね。消費者対策事業について、きのうもご質問があったと思います。施策の趣旨、下から2行目あたりですか「鮮魚の産地イメージを堅持するため、時代に求められている正しい取り組みを実践し」というふうにありますがけれども、きょうも言っていましたし毎日テレビで放映していますけれども、米問題ですね。ミカサの米問題、もう自殺者も出てしまったわけですからけれども、そういう

点でぜひしっかりやってもらわないと、これは国に対して言うことでもあり、きょうあたりは農水省の大臣が、もう何人目ですか、やめてしまいましたけれども、全く「責任逃れだな」「逃げたな」というふうに思うわけですが、そういう点でぜひ、それなりに私たちもこういうことは本当に命にかかわるようなことも、消費者対策としてやっているわけで、対策がおくれると大変なことになる。やっぱりそういう点では、人員の問題、ここにも現況と課題の問題で大体去年と同じことを書いているわけですが、退職者の身分は嘱託です。

きのう、何か課長さんはパートとおっしゃったんですけれども、これはパートにしたんですか。それとも、ああパートになっちゃったんですか。そういうふうになってはいますが、その辺が嘱託よりさらに後退したというふうに思うわけですが、その辺で人員配置をしっかりしていないと、私は大変ではないかというふうに思います。この件数からしたって大変なので、もっと本当に本腰を入れて消費者問題をやっていただくためにも、人員の配置の問題、そして今やっている方は大変素晴らしい方だというふうに思うんです。ところが、この人いつまでもいるわけじゃない。やはり、定年を迎える日も来るわけですから、そういう点ではやはり後継者みたいなそういう人を育てていかなきゃない。それから、この職員が外へ出ていった場合に、今は退職者の方がいますけれども、そういうのがあると思うんです。私も昔、その消費者の対策の人たちと同じフロアーにいたことがありますけれども、やはりみんなが知っているというような体制をとっていないと、なかなか責任ある体制、そういう点では外部にあるということも大変なので、その辺をどうしていくのか。同じことをまた来年も書かないように、ぜひ対策をお願いしたいと思います。お答えいただきたい。

○阿部副委員長 阿部商工観光課長。

○阿部産業部商工観光課長 消費者対策の体制ということで、お答えをさせていただきたいと思えます。

現状と課題の中で記されておりますように、非常に不安定な身分の方の、ただ非常に国民生活センター等の講習等を受けてライセンスを取った方が窓口として対応していただいております。その業務の中身につきましては多分県内どこの市町村にも負けないような実績と、それから解決に結びついている活動を行っているというふうに自負しております。さらに、今退職とかそういったお話もありましたけれども、実施計画の中ではそのノウハウが継承されますように、ある一定期間は2人体制で実施していけるようにということで、実施計画の方でその辺についてはタイミングを見てそういった継承していけるような体制を考えておるとこ

ろでございます。

なお、今件数等のお話もありましたけれども、今年度は多重債務の問題に新たに取り組むということで、11月を強化月間ということで週1回、火曜日の予定でおりますが、夜7時まで相談窓口を延長したいと。それから、11月の毎週日曜日、これを午前9時から夕方5時まで特別な相談窓口と言うことで、年末にこういった相談が集中いたしますので、その前ということで11月に強化月間ということで取り組みをさせていただきたいというふうに考えております。以上です。

○阿部副委員長 東海林委員。

○東海林委員 例えば、日曜日とか土曜日とか休みの日、そういう日に今配置されている職員の方が、例えばいろいろな研修会とかあるいは自分の勉強のためにいろいろ出ていく場合があると思うんです。そういうときの旅費とかそういうものは、どうなっているのでしょうか。

○阿部副委員長 阿部商工観光課長。

○阿部産業部商工観光課長 こちらの業務で出張していただくというときは、商工観光課の方で旅費を支給して行っていただいております。ただ、その間不在になりますので、カバーする職員というものも折に触れ研修等に参加をいたしまして、適正な相談に乗れるような体制を取っております。ただ課題といたしましては、その窓口と私どもの方の庁舎が離れているということがございますので、総務課の案内の方の方々にもご協力をいただきながら、速やかな対応、すぐ駆けつけられるようなふうな体制を取っておりますが、若干お客様をお待たせするような場面がないというわけでもございませんが、可能な限り迅速に窓口の方に赴けるような形で準備はしておるつもりでございます。以上です。

○阿部副委員長 東海林委員。

○東海林委員 現況と課題の中で、いかに産地表示に対する意識を高めていけるかが課題であるというふうになっていますが、この意識を高めてもらうのは業者さんなんですか。そのように受けとめているわけですが、どのようにしたら、業者さんにそういう意識を高めてもらう、まだそういう意識が高まらないのかどうなのかというのも、ちょっと疑問なんですけれども。

○阿部副委員長 阿部商工観光課長。

○阿部産業部商工観光課長 私ども、JAS法に基づく産地表示の指導、それから相談、そういったものを業務として受け持っております。産地表示はどの段階の人たちが義務があるのかと

ということですが、生産者からそれから小売業まで。ですから、消費者に届く手前の川上の方々すべてが、産地表示の義務というのがあるわけです。生産者も、どこで生産をした何という物なのかというのを中間流通業者の方に伝えて、それを小売店に伝えてということで、どこかこの伝達の流れが途切れますと消費者に適正な情報が伝わらないということになりますので、特に私どもといたしましては昨日もお話しをいたしました、中間流通業者でありまた観光の拠点でもある仲卸、ここに指導を強化することによって生産者に対しての声かけ、それから小売店に対しての情報の伝達、そういったものがきちんと効果的に図られていくんだらうということで、私どもといたしましてはまずは仲卸市場を重点的にアドバイス事業ということで回らせていただいております。

それで、なかなかその意識が根づかないんだというふうなことを書かせていただいておりますが、まず最初現況を見て、きちんとなっているかどうか、何でできないのかといったあたりを、そうするとそのときは直るんです。1週間後にまた見に行くと、1週間後もまだ直るんです。ただ3カ月、半年過ぎますと、またもとどおりになってしまうというふうなことがあります。非常にきちんと取り組んでいただいているお店はありますけれども、数多いお店の中で取り組みが弱いお店も現実にあるというのも確かでございます。そういったところに対しては、やはり産地表示につきましても法律に基づいた、なかなかこつのようなものもございまして、そういったものを「こういうふうにすると、もっと手軽にできるんじゃないの」というふうなアドバイスをしながら、手軽にそんなにしゃっちょこばらないで取り組めるようなアドバイスをしているというふうな状況でございます。以上です。

○阿部副委員長 東海林委員。

○東海林委員 もっと、この点についても突っ込みたいんですけども、時間がないので、次に移らせていただきます。

次の40ページ、児童扶養手当支給ですけども、制度の概要の中では（「聞こえないです」の声あり）済みません。40ページです、今の隣ですね。養育者の中には母子家庭もこれは含むんでしょうか。あるいは、または父母と同居しないで祖父母と同居している部分もあると思うんですよね。そういう人も対象になるんですか。

○阿部副委員長 佐藤児童福祉課長。

○佐藤健康福祉部児童福祉課長 お答えさせていただきます。

基本的には、母子家庭といえますかお母様とお子さんの世帯なんですけれども、所得の関係

で、ご両親と同居していても該当になる場合もございます。以上でございます。

○阿部副委員長 東海林委員。

○東海林委員 ありがとうございます。

次に、その隣のページですけれども、今度資料の7番を使わせていただきます。93ページ、94ページ。ここの先ほど曾我さんの方からも、非常に不用額が民生の中では約40%近くですか、多いというふうに指摘があったというふうに思います。私も多いなと思います。全体的に見ても、学校教育費なんかすごいんじゃないかというふうに思うんですが、先ほど説明があったから若干はわかりますけれども、不用額については本当にこの不用額を出して黒字になった。じゃあ、その前の予算はといたら、何か見積もりが多過ぎるんじゃないのみたいな、そういうことになって不用額を出す。それなら、黒字になるのは当たり前みたいな、そういうことになっていくんじゃないかというふうに思うんです。

そういう点で、どうしてこういうふうに不用額を出すような予算を組むのか。私は、黒字にしたのが悪いとは言っていないんですよ。でも予算の組み方、2月以降になってもどのくらいかかるというか支出があるのかというのが見極められない、そういうことで不用額が出るんだという話がありましたけれども、見積もりを立てるときにちょっと多い中身になっていないのかどうなのか、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

○阿部副委員長 神谷財政課長。

○神谷総務部財政課長 各事業等につきましては、それぞれいろいろな国県等の補助などを含みながら、また起債等も活用するという中で一定の見積もりと申しますか必要な経費ということで予算組みをさせていただいていますので、当初から過大な例えば経費とかいうことで予算を計上するということではないというふうに考えてございます。

○阿部副委員長 東海林委員。

○東海林委員 民生費とか学校教育、あるいは土木関係、建設関係もそうですけれども、国の補助をもらうとかというと、昔は余せば返さなきゃいけないよと、返還しなきゃいけないよということで本当にみんな慎重にやって、なるべく戻さないようにということで、そういう点ではきちんと見積もりを立てたと思うんですね。見積もりどおりいかないのは当たり前だとは思いますがけれども、余りすぎてこれは国庫補助金とかそういうものの返還というのは伴わないんですか。

○阿部副委員長 神谷財政課長。

○神谷総務部財政課長 国庫補助等に絡む事業でございましたら、例えばそれに伴って事業費の

減等がございましたら、当然そういう部分が減になってくるという考え方でございます。

○阿部副委員長 東海林委員。

○東海林委員 やっぱり返さなきゃないんですね。返しているのかどうかわからないんですけども、そういうことのないように、余り。2月の補正というので最終的に補正ができるわけですから、当初から見積もりが多過ぎるというような中身にならないように、結局、当初で余計予算をとるということは、予算をとったときにやっぱりこんなに多い予算では赤字になるというふうに、私はなってくるんだというふうに思うんですよ。それを使わないで余して、「ああ、黒字だ。黒字だ」。何なんだこれはという感じに私は受けとめていますので、その辺でこれから直していただくところは直していただきたいなというふうに思います。よろしくお願ひしたいと思います。

それから次のページ、これずっとやっていたらあれなんですけれども。45ページですね、やはりきのうもご指摘あったと思いますが、本当にこれは比べて言うわけではないですけども、やはり子どもの予算が大変塩竈は乏しい、こういうふうに思うんです。それで、子育てセンターとかいろいろ子どもの運営費がありますけれども、予算が本当に低いんだなというふうに思います。それでも余しているんですからね、たまったもんじゃないなということになります。やっぱり、子どもを産み育てることが、そういうところに私は予算をどんどん使ってほしいというふうに思います。まず、それは私の希望です。

次の47ページですけども、ここは子育て支援に関する事業ですけども、（「場所は」の声あり）資料No.8、続きです。失礼しました。続きです、47ページです。失礼しました。これは、つどいの広場とかそういう塩釜子育て支援センター、これはかなり最近子どもさんたちが多くなっている、お母さんが共働きしているという状況があるので多くなっているというふうに言われていますけれども、これらの部屋の広さですね。子どもがごったがえしているんじゃないか、ぶつかってけがなんかないかという心配もあるわけです。そして、何時から何時までここはやっているのか。そういうのをぜひ教えていただきたいというふうに思います。

それから、例えば行く人が固定化していて、もう私の居場所みたいな感じになっていて、後の人が行けないような状況というのはないのかなのか。だんだん長くなってくると、昔の老人センターなんかにもありましたけれども、ここが私の居場所みたいにもう机もテーブルも動かせないというような状態になっているというのを聞きましたので、ぜひそういうところを聞いておきたいなというふうに思います。

それから、相談件数ですけれども、下の方の実績のところ、まず来館者の数が8カ月、8月から3月まで1,923人。そして、相談件数が79人。余り相談することがないのかなと思うんですが、あとは相談のほかになんかことでそこへ行くのか。ただ行っているのか。そういうことで、中身を聞きたいというふうに思います。

○阿部副委員長 佐藤児童福祉課長。

○佐藤健康福祉部児童福祉課長 それでは、お答えさせていただきます。

まず、広さですけれども、つどいの広場は約99平方メートルでございます。あと済みません、一番館の1階、あと藤倉保育所にそれぞれ子育て支援センターはあるんですけれども、済みません今手元に面積の資料を今持っておりませんので、後でお知らせしたいと思います。

あと、開設時間ですけれども、つどいの広場は午前10時から午後3時の間で、毎週月、水、金の週3日、梅の宮市営住宅の集会所を使用させていただいて開催しております。

あと、子育て支援センターの開設時間ですけれども、8時半から5時15分まではいろいろな相談業務、これを受け付けております。ただ、お子さんをお連れになって遊びをしていただくとか、そういう場合は9時から5時までということで、一応開設させていただいております。

あと、相談件数の内容ですけれども、通常つどいの広場ですといろいろな方、お母さんあとお子さんにきていただきまして、それぞれその中で情報をいろいろ出していただいて、子育てに役立てていただいて、あといろいろな遊びの方法とかをその場で提供させていただいているという状況でございます。そのほかに、本当にどのようにして子育てをしていっていいかという本当の相談業務、これが79件ということでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○阿部副委員長 東海林委員。

○東海林委員 続きまして55ページですけれども、ここでも子どもさんの問題ですが、一時保育と特定保育事業、No.8の55ページです。続きです。一時保育のことなんですが、例えばお母さんが病気だとか出産などで、一時期預けられるお子さんがお母さんから離れないで1日泣いているとか、そういう状況があると思うんですよ。そういうときに、1人の保育士さんがかかりきりになると。ほかの子どももいるわけですが、自分の預かっている子どもがいるわけですが、そういう人たちのところに行けなくなっちゃうわけですね。そういうときに、きちんと対応できるのかどうか。そういう点では、ちゃんと加配があるのかどうか。そういうことをお聞きしたいと思います。

それから、一時保育と言っているんですけども一時保育でなくなって、さっきも言いましたけれども週二、三日の定期的なお子さんもいらっしゃるんだというふうに思いますが、その人の選び方、選択の仕方ですけども、ずっと二、三日を4週続けてこられると、保育料が一時保育だと言ってもかなり単価が高くなってくるわけですが、そういうときには普通の保育に切りかえてもらえるようなことはできないのか。でないと、一時保育で入りたい緊急のお子さんが入れないということも考えられるんですけども、どうですかその辺は。

○阿部副委員長 佐藤児童福祉課長。

○佐藤健康福祉部児童福祉課長 まず、保育士の措置状況ですけども、一時保育、特定保育とも専用で1名ずつ配置しておりますので、お子さんの保育は目が行き届いた状態で保育させていただいていると思っております。あと、専用の部屋で保育を行わせていただいているんですけども、状況に応じましてほかのクラスにも入っていただいて、一緒に保育をするという状況もございます。その場合は、当然一時保育、特定保育の保育士がそのクラスについていて、そのお子さんの面倒は見させていただいているという状況でございます。

あと、特定保育から通常保育に移るということは、もちろん可能でございます。ただ、そのご希望な保育所に定員とか保育士の措置状況で保育できるような状況であれば、もちろん通常保育ということで移行させていただくのは可能でございますので、よろしく願いいたします。

○阿部副委員長 東海林委員。

○東海林委員 じゃあ、できるだけ皆さんが公平に入れるようにご指導をお願いしたいというふうに思います。

それから、学校関係ですけども、あと時間がありませんので急ぎますが、154ページですね。学校施設管理、同じく8番の資料です。学校関係、これは非常に先ほども言いましたように、不用額が多いということです。多いんですが、なぜこんなに出るのかなというふうに思いますし、それをどう上手に活用できないものか。流用したり、流用禁止科目はできないと思いますけれども、そうでないところでやはり予算の組みかえといいますか、補正予算で組みかえをして、例えば学校の施設を見ますと大変ぼろっちいというふうに言われています、塩竈の学校は。

そういう点で、この間も私二中にちょっと行ってきましたけれども、二中に雨漏りがしている。あるいはそれはなぜかと言いますと、屋上に雨がたまって結局流れないんですね、雨どい

から。これは、私が議員をしたときに言って二、三年くらいで直ったはずだったんですけども、また同じことを繰り返している。これは、雨どいを直さないからだと思うんですよ。コの字型に曲がった雨どいにごみがたまって、水が流れない。それでプールになる。すると、そのプール上の水が浸透してしまって、そして印刷室や廊下に雨漏りがしている。これは、ぜひ早急に直していただきたいというふうに思います。

それと、耐震の修繕もやるんだと思います。そういうときに、最低でもそのところできちんと見ていただいて実施していただきたい。本当は雨漏りですからすぐにやらなきゃいけない中身だと思いますが、その辺はどうですか。

○阿部副委員長 小山総務課長。

○小山教育委員会教育部総務課長 それでは、最初に教育費の不用額についてご答弁させていただきたいと思います。資料No.7の152ページをお開きいただきたいと思います。

152ページ教育費10款の不用額、こちら9,548万8,923円という金額がございます。その隣に繰越明許費ということで2億2,510万円ございますけれども、教育費の場合その主な内容といましては、同じくこの資料の158ページをお開き願いたいと思います。こちら、小学校費の15節の工事請負費3,674万4,000円ほど。同じく162ページになりますけれども、ここも中段ほどに中学校費の工事請負費2,543万円、この分の不用額がございまして、こちらを合わせますと大体6,200万円くらいということで、かなりの部分不用額をこちらで占めているような形になっております。

この内容でございますけれども、まず19年度の2月補正におきまして、実質今現在工事を行っております月見ヶ丘小学校と第三中学校の耐震補強工事費の予算を計上いただきました。この予算につきましては、国の同じく2月国会を通過いたしました補正予算を使っての工事ということがございまして、まだ実施設計がちょっと完了しない中で予算計上の方をお願いせざるを得ないということで、多少多めに予算の方を計上させていただいたと。そういった中で、実際の契約は未契約繰越ということになりましたので、今年度になってから契約を4月に行ったということがございます。そんなことがございまして、この部分で大体3,000万円ちょっとの金額の不用額が発生してしまったというようなことがひとつございます。

また、同じように昨年度からの繰越事業といたしまして、一小、二小の耐震補強工事の関係の繰り越しの関係でも1,400万円ばかり同様の内容でもって不用額がございましたので、そういったあたりでかなり不用額が発生したということがひとつございます。

また、そのほかに2月補正で小学校、中学校費の灯油の値上がりがかなりございました。4月に比べますと24円ばかりリットル当たり上がったというようなことで、2月の段階で小中学校のお子さん方に寒い思いをさせるとうまかないだろうということで補正の方をお願いしまして、そういったのが金額的には小中合わせて200万円くらいなんですけれども、幸いこれは暖冬の影響でほとんど使わずに済んだというようなこともありまして、総額として先ほど言ったような不用額が発生しております。

続いて、第二中学校の雨どいの関係でございます。これも委員ご指摘のとおり、やはり過去にも雨どいの高圧洗浄等を行ってございましたけれども、ちょっと雨どいの形状が垂直に下りるんじゃなくてクランクになっているような形状がございまして、たびたび手を入れているところなんですけどどうしても詰まりやすいというようなことで、これも少しまめにこれは手を入れていきたいなというようには思っております。

また、耐震の際にあわせてできないかということでございますけれども、耐震補強工事等を行う際には関連していろいろできる部分については見て、追加工事みたいな形で別工事で行ってはおりますけれども、なおそういったところを確認しながら今後も進めていきたいと思いません。以上でございます。

○東海林委員 時間ないんだよね。ありがとうございます。

○阿部副委員長 小野絹子委員。

○小野（絹）委員 じゃあ、私の方からも何点か質問させていただきます。

最初に市税関係のところ、先ほど来も人口が減っているのになぜ4億円もふえているんだということでお話がありました。そういう点では、個人市民税が4億2,900万円ほど増額になっているという点で、定率減税の関係とかそれから税源移譲の関係ですか、そういうことで述べられておりますが、もっとわかりやすく4億2,900万円の個人市民税が増額になった中身について、お伺いしたいと思います。

○阿部副委員長 星税務課長。

○星総務部税務課長 それでは今個人住民税、要するに19年度で4億何がしということですが、基本的に大きいのは国の制度によります税源移譲制度でございます。これについては、基本的には所得税と住民税のかけ違いといいますか、要するに19年度というのは所得税はその分軽減されておまして、住民税の方にはね返りになったというのが大きな要因でございます。塩竈市内の所得、個人の税の所得割に係る部分というのは、18年中の所得あるいは19年度と比較し

て相違はございません。そういったところで、所得割の部分の税率が住民税にはね返った部分が約4億円ということで、住民税でいわゆる市民税あるいは県民税の所得割にはね返ったということでございます。以上です。

○阿部副委員長 小野委員。

○小野（絹）委員 市にして見れば、4億円ほどふえてもしかして国から来る分というか所得税の分で、税源移譲される分がここの中に入っているんだという解釈なんでしょうけれども、市民1人してみたら市の方に結局はかなり高い住民税を払わざるを得ない、そういう状態になるわけですね。相対的には4億2,000万円ほどの増税になるというふうなことになるわけです。確かに、所得税は減っているというのはあるでしょうけれどもね。その辺のところ、非常に見えにくいところなのかなというふうに思いますが、いずれにしても18年、19年による政府の、自公政府による定率減税の廃止が大きなことになったろうし、19年からの税率の改正等も大きく影響しているということが、今度の決算の中に出てきたんだらうというふうに思います。

20年度の子想はどういうふうになるんですか、現在の時点で。

○阿部副委員長 星税務課長。

○星総務部税務課長 20年度分につきましては、基本的に19年度と変わらない住民税の取り扱いというような額になると思います。以上です。

○阿部副委員長 小野委員。

○小野（絹）委員 そういう点で、この市民税の増額についてはやはり非常に市民にとっては負担増の思いがあるということ、強調しておきたいというふうに思います。

それから法人税の関係ですが、今回法人税が2,000万円ほど増額されているということですが、塩竈市でもかなり事業を廃止されているところもあろうかと思うんですけれども、17年からもわかりましたらこの廃止している実態と。それから、今回法人税が2,000万円ほどふえているというのは何か要因があるのかどうか、お聞きしておきたいと思います。

○阿部副委員長 星税務課長。

○星総務部税務課長 それでは、まず17年度からの法人の件数で、廃止と新設というような形になります。廃止につきましても、基本的に法人は登記所の廃止を届出なされた時点でうちの方に来ますので、その件数でいきますと、17年度では廃止が74件。それから新設、これが53件。それから18年度は、廃止も新設も同じく54件でした。それから19年中は、廃止が64件。それか

ら、新設は83件。これ、若干20件程度増加したのは、ある海辺の地区の中にかんがりの小さな法人が参入されたということが要因でございます。

それから増額になったということでは、業種別にそういった動向を分析したところ、市内の法人の中で好調回復を見たのは小売業、それから保険業、それからサービス業ということで、これは医療機関も含まれます、サービス業の中に。それらがやや回復した関係でございます。それから、若干その反面落ちた部分というのは、水産関係などは若干委員ご指摘のように倒産とかそういったところも見ております。ただ、そういったところでも、若干漁業の部分で頑張りを見せた2社ほどございまして、そういったところの法人が税割額で18年度よりぐんとアップしたところがございます。以上です。

○阿部副委員長 小野委員。

○小野（絹）委員 そういう点では、19年度の状況を見ますと、20件くらいふえた。これは大型店の、後からまた触れますけれども、そのテナントとして入った分だと。いろいろそこは出たり入ったりというのがありますから、どういうことかはわかりません、今後。それがありませんけれども、ちょっとお聞きしたいのはやっぱり17年から74件、54件、64件と、塩竈市内の事業所が廃止せざるを得ない状態があるということについて、先ほど水産関係の部分とかちょっとお話があったようでありますけれども、この分野についてどういうふうに認識しているといえますか、どういうふうにお考えになっているか、お聞きしたいと思います。

○阿部副委員長 星税務課長。

○星総務部税務課長 先ほど、水産関係あるいは市内の小売りも含めてなんですが、やはりひとつ水産関係の統計あたりを見ますと、どうしてそういったことになったかというやはり原材料のコスト高とか、それから最近ですとやはり燃油、そういったところの高騰も含めてなのかなというような内容の分析はしております。以上です。

○阿部副委員長 小野委員。

○小野（絹）委員 こういう状態を踏まえて、質問を続けたいと思うんですが、市長はNo.8ですか、初めのところに、そのほかにもきのうから答弁していますけれども、19年の5月に商業店が営業を始めた。正確に言います、「昨年5月には海辺の賑わい地区に商業施設がオープンし、新しいまちの賑わいの創出がなされている」ということで出されていて、きのうのお話では私が聞いた範囲では、いろいろこれから努力していかなければならない旨のお話があったようには聞いていますけれども。

そこでお聞きしたいんですが、実際にこの塩竈のこういう今法人関係のをちょっとお聞きしましたけれども、そういうのを見まして、この海辺の商業施設のオープンが実際に19年度で果たした役割というのを、どういうふうに市長は認識しておられますでしょうか。ちょっとお聞きしておきます。

○阿部副委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 振り返りますと、本塩釜駅の本当に至近距離に塩竈では全く利用されない空間があったわけでありまして。よく塩竈を訪れる多くの皆様方から、「なぜあそこが空いているんですか」というようなご質問を数多くちょうだいいたしました。今、我々は新たな都市空間を創造するために区画整理事業に着手し、順次新たな都市空間というようなものを創造してまいりますということを申し上げてまいりました。まだ道半ばではありますが、おっしゃられましたような大型小売店が出店をいたしました。私も、ときどき足を運ばさせていただきます。かつての、その経営をされておられました店と若干違った形の客層の方々も、買い物あるいはその他の用事でこの空間に訪れていただいているのかなというようなことを感じております。

ただ、繰り返し申し上げますが、まだ道半ばでありますということを申し上げております。やはり、このにぎわいが広く市内の隅々までいき及ぶということが、我々の最終的な目標であると思っております。

今回20年の10月から、仙台みやぎデスティネーションキャンペーン等も始まります。我々は、こういったビジネスチャンスを的確にとらえながら、多くの方々に塩竈のよさをまずは体感していただき、リピーターという形になっていくことに頑張っていきたいというふうに考えているところでございます。よろしく願いいたします。

○阿部副委員長 小野委員。

○小野（絹）委員 今、ご答弁いただきました。私どもは、実は何度かここでも紹介したかと思いますが、7月の時点で市内の営業がどういうふうになっているかということで、海岸通り、本町、南町、港町、稲荷下商店街、マリゲートの店舗などにおじゃまして、アンケート調査をしたわけです。94店舗から回答をいただきました。その中で、営業についての緊急アンケートについては、営業はどうなっているかというのは「苦しくなっている」というのが86.2%でした。81の方からいただきました。さらに、原材料の値上げの影響はどうですかと、影響ありますかということについては、あると答えている人が78で83%を占めております。それから、大型店が進出したことによって、人の流れの効果はありましたか、これが非常に大事な

ところでしょうけれども、そういう点では「あった」と、「はい」と答えているのが18の19.1%です。あとは、「いいえ」が59の62.8%、「変わらない」17の18.1%。ですから、「いいえ」「変わらない」を入れると7割以上、80%の方が結局は回答した方の80%の方がその効果はないというふうに述べているということは、私は非常に重要なことだと思っております。これは、やっぱりきちんと受けとめていく必要があるんでないか。

それから、いろいろ希望も要望意見なんかも聞いてみました。その中では、「個々の店の努力も必要ですが、もう限界」ということが出されております。それから、各商店街等の空き店舗対策について、「行政と商店街との意見の交換を開催していただく必要がある」「開催してほしい」という意見が述べられております。さらには、また一極集中大型店舗の規制とか原油対策を講じてほしいと。そして、一刻も早い景気対策をお願いしたいとか、マリンゲートでの催し物や朝市などもぜひやってほしいとか、マリンゲートに人の流れをつくってほしいということとか、さらに大型店自体がテナントを含んで一つの町になっていると。だから、車で買って買い物を楽しんで、そのまま帰るとというのが実態だと。とても、「人の流れは出ない」ということで出されております。

それから、もとの大型店が前にあったところ、あそこはそのままになっています。そういう点で、このままでは人通りがなくギブアップしてしまうと、まちづくりの構想の上でもやはり大型店を新たにこちらに誘致したこと自体も問題でないかというふうに言いながら、早くあそこの今更地になっている土地をきちんとしてほしいという要望意見も出されております。

こういった今、私たちが歩いたところはまだまだ少ないところですが、しかし、100件近くの方が本当に切実な思いとして気持ちを託しているわけです。それらを踏まえて、市長は「今道半ばなので、今後いろいろ」というようなお話がありましたけれども、そういうふうな状態の中でやっぱり地元の商店街関係をどういうふうにしていこうとしているのか、ちょっとそのことを一言お聞きしておきたいと思っております。

○阿部副委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 先ほどご答弁申し上げました際にも、「まだまだ塩竈市の中心市街地の活性化は、まだ道半ばであります」ということは、再三申し上げさせていただきました。

例えば、そういった中で地元のマグロ屋さんが新しいお店をオープンをされた。そういったところには、来客者が引きも切らないというような状況も一部にはあるわけでありまして。また、旧市街地の中でもしっかりと店舗経営をされている方々もおられます。やはり、新しい時

代のニーズに沿った経営に取り組まれるということも、大切な課題になってきているのかなと。そういった情報を、塩竈市が商店主の方々に積極的に発信をさせていただく必要もあるのではないかと。具体的に申し上げますと、商人塾であります。商人塾という新しい試みの中から、今商店を再生されている方々も出てきておられます。やはりさまざまな情報を、高いアンテナを張っていただいて入手していただきますとともに、個店個店の魅力というものを存分に発揮していただくということになるのかなと思っております。

我々も、本当に自分の食べる分、必要なものがありましたら、旧来のお店におじゃまして買い物させていただきます。大変、うれしい気持ちで帰ってくるのがたびたびございます。そういった輪を広げながら、やはり地域の皆様方にも地元の商店街というものをぜひ振り向いていただきたい。我々塩竈も当然であります。買い物をする場合には、でき得る限り塩竈のそういったお店をご活用させていただく。お住まいの方々も、できればぜひ向こう三軒両隣といえますか、お近くのお店で必要なものを買っていただくというような、そういった地域内での交流ということも、大変重要ではないかなというふうに思っております。

そういったことも、我々行政の方からも積極的に呼びかけをさせていただきながら、できますれば地域全体、そういった輪が広がってまいりますよう、なお一層努力をいたしてまいります。よろしく願いいたします。

○阿部副委員長 小野委員。

○小野（絹）委員 地域の皆さんにということでお話がありました。私藤倉に住んでいますけれども、本当に店がなくなっていますね。本当に、高齢者の方はどういうふうにして買い物するのかということ、いつも気にしています。そういう意味では、いろいろ中心部に行かなければならない。もともとの商店街のところに行かなければならないというのは、今実情だと思います。

しかしそういう中で、やっぱり商店街づくりにしても、これはまちづくりの構想、特に近いうちに長期総合計画の取り組みも始まるだろうと思っておりますけれども、そういった中でも商店街についてはまちづくりをどういうふうにするんだというのがあります、地域でも。同時に、今大型店が入ったことによる地域への影響について、地域の皆さんにというだけじゃなくて、どういうふうにすればいいのかをもっと商店街に入ってひざを交えて話し合っしてほしいということ、希望しておきたいというふうに思います。

時間の関係もありますので、次にNo.8 成果表の261ページにある水産加工業活性化支援事業

に関連して質問したいと思います。

先ほども税務課長の方から、水産界のことが言われました。とにかく、私ども衆議院の高橋千鶴子議員にお出でいただいて、一緒に水産関係の加工関係の皆さんにもお会いして、状況をいろいろ聞きました。その中では、市長の方にもその旨をお伝えしていますからおわかりのとおりであります。とにかく原材料が倍になってしまったということで、倍になったからと言ってそれを商品に転嫁したらなかなか売れないというのが出てきますから、転嫁できないという悩み。それで、高い材料で買わなくちゃならない。そこから逃げようと思ったら、やめるしかない。大変な思いをしているということですね。その前に、業界の方々はそのような形で、そういう中でも歯を食いしばって頑張っておられる方、あるいは雇用を減らさないでその中で何とか頑張っている方々、そういう方もおります。

ちょっとその前にお聞きしたいんですが、262ページですね、水産加工品生産高の19年度の生産高は幾らになっているか、おわかりでしたらお聞きしておきたいと思います。

○鎌田委員長 福田水産課長。

○福田産業部次長兼水産課長 19年度については、まだ統計データがまとまってございませんのでまだ取りまとめてはございません。以上です。

○阿部副委員長 小野委員。

○小野（絹）委員 この表を見ましても、15年は660億円。一時は1,000億円台ということがあったわけですが、今は15年からの表ですが660億円。そして、18年には578億円という生産高なんですね。そういう意味では、業界の方々には本当に今日まで頑張ってもらえたと思います。そういう点では。何と言っても、塩竈は水産を基幹産業にしているわけですから、水産業と水産加工業にどう力を入れていくかということが、今問われているところだろうと思うんですよ。

ところがこれを見ますと、市長の成果の中でもきのうから言っていましたのは、フード日本一というのがありましたね、フード日本一。ことしもやるというようなお話のようですが、フード日本一に出しているのはたったの70万円ですね。（「日本一でない、見本市だ」の声あり）見本市です、失礼、フード見本市です。それで、これはやはり製品をどういうふうにして、販路の拡大というのがありますよね、当然ながら。そういうことでやられたということですが、私は今携わっている水産業界の加工業界の方々の燃油や材料高やもろもろのもので大変な状態になってきている、そういう中で何とかしのぎを削りながら頑張っているという状況を見るにつけ、行政としてもっとやるべきことがあるのではないかとこのように思っているわけ

です。

そういう点で、よく私ども新しい製品についてはそれぞれのところで頑張っているというのがあります。開放実験室を使うというのがあります。しかしそういう意味では、産学官の取り組みをもっと進めるべきではないかというようなことも提言してきたこともあります。そういうのも含めて、やはりもっと水産予算をつけたらいいんじゃないかというふうに、この決算の状況を見ても思うわけですが、その辺についてはどういうふうにお考えになっているのでしょうか。

○阿部副委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 見本市については、先ほど来ご説明をさせていただいておりますが、19年度に始めて取り組んだ施策でございましたので、紹介をさせていただいているところであります。また原材料不足、あるいは後継者難、そして原油の高騰、金融的な支援の不安定、さまざまな悩みを業界の方々、大変なご苦勞で今取り組んでいただいております。認識は、私も一致しているのではないかというふうに考えておりますが、ただそれらについてどういう手段をとということにつきましては、我々は我々としてでき得る今努力をさせていただいているというふうに思っております。

例えば、原材料の確保につきましても、今産業部を中心にさまざまな取り組みをさせていただいておりますし、もう一つは新商品の開発、先ほども1,000万円というお話がございましたが、そういった制度を有効活用して新たな商品開発に向けた取り組みをさせていただいている。そして何よりも、販路の拡大等につきましても業界の方々とともにさまざまな方面に出向きながら、やはり塩竈のすばらしい水産加工品こそが健康で安心でおいしい食品でありますということ、さまざまな分野でPRをさせていただいているところでありますし、今後もなお一層そのような取り組みをいたしてまいりたい覚悟でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○阿部副委員長 小野委員。

○小野（絹）委員 とにかく、役所はできるだけそういう意味では足で歩いて、直接お話を聞いて、その要望にどうこたえていけるのか、あるいはもっとそういう意味では情報がいろいろあります。例えば、加工屋さんのところで人を減らさないで頑張っているという状況の中で、厚生省の所管している分野で何か援助制度があるとか、いろいろそういうのも出ているようにも聞いているんですね。ですから、そういう意味ではそういう情報をもっともっと仕入れなが

ら、それを業界の人たちにも発信していくということが必要だろうというふうに思います。時間の関係上、そういう意味ではぜひ今申し上げたことも含めて、ご努力をお願いしたいというふうに思います。

それでは時間もないので、教育委員会関係でお聞きしたいのが、図書費の関係なんです。成果のNo.8の136ページに、図書館の図書蔵書冊数というのが出ております。これを見まして、大変驚きました。小学校、中学校、それぞれ出ております。塩竈では特に、カメイ文庫も活用しながらやっているわけですね。だけれども、実際には非常に低いという状況が出ております。なぜそういうふうになっているのかが一つ。それからもう一つは、当然図書関係については地方交付税で来ているんだと思うんです。これは、「色分けになっているわけじゃないから」と言われればそれまでなのかもしれませんが、地方交付税額で18年、19年でどれほど来ていたか、答えられたらお答え願いたいと思います。

○阿部副委員長 小山教育委員会総務課長。

○小山教育委員会教育部総務課長 お答えいたします。

資料番号8番の136ページに、小中学校の図書館整備事業がございます。塩竈市は、これまで平成17年度からはカメイ基金の方を活用させていただきながら図書の整備を行ってまいりまして、こちらの表に書いてございますとおり今現在小学校ですと、1人当たりですと16.1冊、中学校ですと1人当たり21.3冊というような蔵書数になっておりますが、依然として県平均の冊数にはちょっと及んでいないと。その辺なぜなのかということにつきましては、これまでのかなり長い年月かけて図書整備してございまして、かなり古いものについては処分するというようなことなんかもございまして、どうしても蔵書数の入れかえの中でこういうふうに今低くなっているんだらうなということが、一つの答えになるのかなというふうに思っております。

あと、交付税制度でどういうふうに入っているかということでございますけれども、あくまでも一般財源ではありますけれども、文科省の方で示しておりますのは、標準的な学校につきましては小学校18クラスで68万8,000円、中学校は15クラスで116万2,000円というふうになっております。それに、塩竈市のクラス数というのを乗じますと、1,000万円程度交付税の参入上は見られているというふには考えられると思います。以上です。

○阿部副委員長 小野委員。

○小野（絹）委員 19年度で1,000万円くらいということですね。私、文部科学省の発表のデータの数値をちょっと手にしているんですが、言われましたように1,031万3,100円ということで

す。ところが驚いたことに、図書購入費で使ったお金は380万円、使わなかった分が651万円。それでいきますと、執行率は予算措置の関係では36.8%になっている。これはどういうことなんでしょうか。どこにお金が行っているんでしょうか。それをちょっとお聞きしたいというふうに思います。

○阿部副委員長 神谷財政課長。

○神谷総務部財政課長 申しわけございません。ちょっと直接のお答えになるかあれなんです。今教育委員会の方からも申し述べさせていただきましたように、交付税基準財政需要額とこの参入に約1,000万円が入るという考え方でございます。午前中1番目の答弁でも申させていただきましたが、基準財政需要額と収入額の差が実は交付税ということになります。その差額が交付税でございますので、需要額に参入されたものが全部交付税で見られるわけではない。現実的には、多分九十数億円の需要額に対して交付税は45億円程度でございますので、実は2分の1くらいしかない。ですから、基準財政需要額に1,000万円が参入されたといたしましても、交付税額はそのまま来るものではないと、ちょっと我々は考えているところでございます。

ですから先ほど申しましたように、これら全部を含めながら一般財源として我々は種々の事業を行っておりますところでございますので、ちょっとご理解をいただければなと思います。

○阿部副委員長 小野委員。

○小野（絹）委員 私は、そういう意味では財政の方をお願いしたいというか、市長の方にも認識を持ってもらいたいというふうに思うんですが、先ほど教育委員会の総務課長が答弁しましたように、文部科学省は予算措置として大体1,000万円くらい、地方交付税としては見えますよということです。しかし、さっき言いましたように使っているのは380万円。こういうことですから、「実際来ていないんだ」と。「だから、半分しか来ていないから」、半分しか来ていないとしてもじゃあ120万円どうしたんだというふうになるわけで、そういう点でこういう使い方がされているということを、私ははっきりさせておきたいと思います。

そういう点で、問題は子どもたちの図書を、読み聞かせとかいろいろ述べられてきました。それはそれで重要なことなものですから、きちんと本をしかも新しいものでいろいろ整備してやっているということですから、当然そういうのは必要です。そういう点で、ぜひこたえていただけるようにということを財政課の方に要望しておきますから。課長さん、答弁いいですから。済みません、よろしくどうぞお願いします。でも、ありますか。

○阿部副委員長 小山教育委員会総務課長。

○小山教育委員会教育部総務課長 一応理解を深めていただくために、ちょっと参考までに申し上げたいところなんですけれども、例えば外国語指導教員なんかにつきましては、支出額として1,130万円くらい塩竈市はしているんですけれども、交付税で幾ら見られているかというのは、従来ですと18年度までは800万円くらい見られておったんですが、19年度以降は実は100万円くらいしか見られていないというようなこともございまして、逆の現象も実は一方で起こっているということで、ただもちろんこれから教材費、図書費等の整備等については進めていかなければならない、これはこういうふうには理解しております。以上です。

○阿部副委員長 小野委員。

○小野（絹）委員 そういう意味では、中身がいろいろわかってきましたけれども、やっぱり教育予算には乏しいということが問題なんです。そういう点で、そこをはっきりさせておきたいというふうに思います。

それから、先ほど来言いましたが、補修関係でNo.21で要望していましたが、ひとつトイレ関係が大規模改修でいろいろやってきながら、やっぱりまた改修なくちゃいけないところが、どの学校も出ていたんですね。それからもう一つは、トイレの清掃についてです。要するに、子どもたちが清掃しているということで詰まったり何なりということがしょっちゅう起きているわけですよ。簡単に言います。仙台市では月2回、これ調べてください、仙台市では月2回、業者を頼んで学校の清掃をしているそうです、トイレ清掃。子どもたちもちろんやる時もあるんでしょうけれども、それはなぜかという詰まったり何なりしないように、きちんと定期的に見ているということなんです。そういうことは非常に重要だと思いますので、そのことをぜひお願いしたいというふうに思います。

それからもう一つ、教育委員会で考えていただきたいのは、先ほど志賀議長の方から質疑がありました廃油の関係で、まだ学校関係はやっていないんですよね。ですから、学校の廃油も使わせてほしいというのが、やっぱり実際仕事をやっている人たちの要望でもあります。そういう点で、売るといいうのもあるけれども、もう一つは集めるという仕事があるわけですね。ですから、そこをきちんとやってくれて、学校の方も対象にできないかということでお話がありましたので、恐らく議長はそういうつもりで述べたんだと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それからもう1点、学校給食関係でアレルギーの子どもの対策、これがほとんど今されなく

なっているというのをお聞きしているんです。アレルギー対策というか、アレルギーの子どもさんがいたら、その分がアレルギーになれば除去するわけですね。そういうことが、今の給食の中ではなかなかできなくなっているようにお伺いしているんですが、実情についてちょっとお聞きしておきたいと思います。

もう一点、救急の観点があったんですが、時間がなさそうですのでこれは市立病院のところでだれかやるとお思いますので、よろしくお願ひします。

○阿部副委員長 小山教育委員会総務課長。

○小山教育委員会教育部総務課長 一つ目のトイレの清掃については、研究させていただきたいと思ひます。

それと、二つ目の廃油につきましては、学校の食用油が使えるかどうかということ、一応検査の方に出している経過なんかがありますので、あとこれからおこれも進められるのかなというふうにお考へておひます。

あと、最後の食物アレルギーの関係ですけれども、19年の4月から二小でつくったものを玉小に運ぶというふうなことなんかもやっておりますけれども、従来と比較しても変わらない形でアレルギー対策ということで除去食とかそういったことを行っておりますので、そのあたりどの辺のちょっとお話だったのか、なお詳しいことを教えていただければと思ひます。以上です。

○阿部副委員長 小野委員。

○小野（絹）委員 ありがとうございます。それでは、どこの学校だというのは後で言ひます。

それで、一つだけ救急医療の関係のところ、No.21の11ページ12ページとありまして、そこと16ページの塩釜地区の地域医療対策委員会ですね、その関係でお話し申し上げたいと思ひます。要は、救急医療の実態がどれほど起きて、それで搬送がどうなっているかと。各病院にどう運ばれているかという実態が、非常にわかりやすく出ておひます。救急車が現場にかけつけるのは早いです。そこから病院に運ぶのが、実際には時間がかかる。それは、受け入れの病院があれば簡単なんですけれども、病院の事情もいろいろありますから、患者さんが今いたとか手術中とか、そういうことで回されることがあるということなんです。

しかし、こういうことの中で搬送状況を見ますと、塩竈の医療機関には7割方運ばれているという状況ですね。70.2%運ばれている。それから、6,604人の人が搬送されている中で、その中で大きい病院が34.3%とかいろいろ出ておひます。私が言ひたいのは、そのほかに仙台には

大体3割くらい行くという状態ではありますが、問題は現場から仙台に行くとなったら、待たされて仙台に行くとなったら、さらに時間がかかると。これを見ますと、救急の状態で11ページに一番多いのが急病が64%と出ていますね。そのほかに、今度12ページにいきますと、重症が13.6%、中等症ですが52.5%、軽症32.3%というふうにあります。重症の方というのは仙台まで行ったら間に合わない状態ですね。そういうような状況の中で、医療機関で今後仙台圏になったわけですから、そういう点ではなおのこと、どういう地域医療が必要かということが本当に問われてくるんです。

その中で16ページにある地域医療対策会議、この構成を見ますと、塩釜地区の市、町、医師会、歯科医師会、薬剤師会、保健福祉事務所と協力体制を確立して、地区内の地域医療の確保を図ることを目的とするとあるんですね。私はそういう点で、塩竈の六つの救急医療の病院も入るべきじゃないかということ、そういう点でのぜひ提案をしていただきたいということ、申し上げて、終わります。

○阿部副委員長 嶺岸淳一委員。

○嶺岸委員 それでは、私の方からも数点にわたってちょっとお聞きしたいなと。

まず、この財務諸表という形でちょっと入らせていただきたいなと。私も、このバランスシートあるいは行政コスト計算書、あるいは今回新たに健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書、この監査の意見書を読ませていただきました。そして、本年度19年度は総務省に対して報告義務があり、24年度にはすべての公会計が公にさらされて報告すると。それについて、当然内容的に指摘され、あるいは指摘された上でイエローカードもしくはレッドカードとなるような状況になるんだらうと、こういうふう判断しました。

それで、この会計をいただいて早速私も知り合いの公認会計士、そして公認会計士の中でも監査の公認会計士をしている方もちょっとご紹介されて、いろいろお話をさせていただきました。そして、私つれづれに思っていることは、いわゆるプライマリーバランスをいかにすべきかということで、私はずっと計算しながらやってきたんですけれども、あるいは決算あるいは予算の金額を見てきたんですけれども。そういった点と、その公認会計士さんいわくこの公会計とプライマリーバランスの関係すると、非常にぎくしゃくしてくるという指摘がありました。

その中身については、そうするとすべて平らにすればいいのかという方向でいくと、その自治体は崩壊の一途をたどるんじゃないかと。いわゆる緊縮財政、緊縮財政と詰まりすぎると、

投資的な方向性が見えなくなる方向性があると、こういうふう指摘を受けました。そして、この中身でやっぱりこれは報告されるんでしょうけれども、実質赤字比率、同じく連結実質赤字比率、そして3番目の実質公債費比率、それから将来負担比率、これは公会計の4表と言われる中身なんですね。これについてこの2点、この9.99と13.8の部分について、どういうふうなお考えを持っているのか。

それからもう1点。これは、私ども前々の議会から行政コスト計算書とか、あるいは行政評価法とかを提案してまいりました。同僚議員の中にも一緒に勉強した方もお出でになって、一緒にこういう提案をしてまいりました。その中で、いわゆる多分当局の皆さんもあるいは委員の皆さんもご存じだと思いますけれども、日経新聞がございます。日経新聞には、例えば広島県の三次市、あるいは高崎市、あるいは静岡県浜松市とか、市長の顔入りでこのバランスシートがきちんと簡単に、だれにもわかりやすいように載っております。こういったものを、多分皆さんは勉強して見ていると思いますけれども、こういったものと比較して、今行政が置かれる立場としてその方向性と考え方について、まずお聞きしたいなと思います。

○阿部副委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 嶺岸委員から、「健全化判断比率について、塩竈市としてどのように受けとめているか」というご質問をいただきました。

初めの実質赤字比率については、おかげさまで一般会計、普通会計は黒字でありますので、パーセントというのはゼロということであります。連結実質赤字比率が9.99%。早期健全化基準が約倍の18%。財政再生基準、具体的に申し上げます、夕張市等と同じ扱いをされる比率が40%ということあります。おかげさまで、塩竈市はいずれも今回はクリアができたものというふうにご考えておりますし、実質公債比率につきましても十分早期健全化基準の中に入っております。

ただし、将来負担比率というものがあります。これは、例えば土地開発公社等の資金等についてもこの中に入ってくるわけでありまして、我々ご案内のとおり、すべて税金等で賄い、あるいは補助金、交付税等で賄っていければよろしいわけでありまして、累積債務、不良債務と呼ぶ部分につきましては、銀行からの借入れによって運転をいたしているわけでありまして、今我々が一番危惧いたしますのは、金融機関も大変厳しい環境であります。アメリカの事例をあえて引き合いに出すまでもなく、また先日サブプライムローン問題が発生した際に、本市に融資をいただいております銀行等からの塩竈市に対する貸付に対して大変厳しい環境等が出され

てきております。もし、銀行等の融資がとまったとしたときは、やはりこれは大変な事態に立ち至るわけであります。でありますからこそ、1日も早くそういった不良債務、累積債務と呼ばれるようなものをしっかりと解決していかなければならない。

先ほどの議論の中で、公債費として活用しました例えば建設債なんかにつきましては、これは使用料等々で一定期間の中にきちっと返していけるものだと思っております。しかしながら、不良債務というべきものについては、これは行政なりその会計なりでしっかりとした資金を生み出せない限り、なかなか解決の道が遠いというふうに考えているところであります。

そういったこともございまして、平成18年度あるいは19年度から、さまざまな工夫をしながらこのような累積債務の解消に、今努力を始めたところであります。今回の黒字の問題につきましても、そういった背景を考えますときに必ずしも喜んでいるだけではいられないだろうということで、状況をつぶさにお話しをさせていただいたところであります。我々も、こういった不安を1日も早く解消し、市民の方々に「ああ、塩竈は本当によくなったね」と言われるように、必死に頑張ったいというふうに考えているところでございます。よろしく願いいたします。

○阿部副委員長 嶺岸委員。

○嶺岸委員 今、市長の方から種々説明があつて、よく理解できたと思います。

企業の会計からいきますと、いわゆる赤字だから倒産する形と、それから黒字から来る倒産の形と、こう二通りある。もちろん、公会計も同じだと。黒字だから大丈夫だという話はないよと、これが公会計の今お話しした4表から来る指標でございまして、例えば一般企業であれば半期に決算して、それを手直しする。あるいは四半期に決算して、そして手直しをする。不用額の問題、各委員様からありましたけれども、こういった不用額の積み重ねを利用しながら何をするのか、あるいはそれを投資に使うのか、こういったこともこれからやっぱり行政に求められる一因だと思いますので、このことを頭に入れて行政運営に携わっていただきたいと思っております。

そこで次に、成果表の8番ですけれども、277ページ、今市長の方も言われましたこの金融の問題なんですけれども銀行の貸し付け、この辺の金融の斡旋、122件となっております。金額は4億9,490万円、もしわかれば業種別と金額ベース別にちょっとお知らせ願いたいと思っております。

○阿部副委員長 阿部商工観光課長。

○阿部産業部商工観光課長 資料8の277ページ、商工会議所中小企業相談所の事業補助金ということで、その成果の中でうち融資実行件数102件、4億9,490万円というふうな表記でありますが、これは商工会議所の融資事業ということで、商工会議所の相談の中で融資に至ったということでございます。市内の中小企業者に対する対象となっておりますので、商工会議所の実施融資でございますので、ちょっと私どもの方では業種まで詳しいところについては把握してございません。

なお、関連といたしまして285ページの中小企業振興対策事業ということで、1番融資制度に伴う預託、それから2番の融資利用状況というのが、塩竈市の振興資金の方でご活用いただきまして、融資の実績に結びついたものでございます。こちら、業種といたしましては市内のありとあらゆる業種の方にお借りいただいております、傾向というのは特にございません。106件ということで、小口も合わせまして平成19年度は106件のご利用をいただいております。

一応、融資上限が2,000万円までということになっておりまして、一番多いのが500万円から600万円の方が一番枠としては使われておる額となっております。2,000万円の上限までお使いいただいた方は、19年度においては11件というふうになっております。以上でございます。

○阿部副委員長 嶺岸委員。

○嶺岸委員 関連して聞くかなと思ったんですけども、さきに答えていただいてありがとうございます。大体そういったところは、私自身も把握しております。

そこで、今私が心配しているのは、中小企業で一番大事なのはこの融資の点なんです。これが今皆さんご存じのとおりリーマンショック、これで貸し渋りが出るんでないかという話が、今もう始まっております。そのときに、貸し渋り、貸しはがし等があった場合に、この地元の商店街あるいは小規模で経営している方、今その中でも500万円前後の方ですね。この方が一番いたということでした。

そこで、お願いがあります。ぜひ、こういったことのないように、市長名で願いとか要望とかしていただきたい。絶対に貸し渋りはしてほしくないといった要望書を出していただきたいと私は考えますので、その辺いかが考えているのかお聞かせ願いたいと思います。

○阿部副委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 確かに、先ほど申し上げましたように中小企業のみならず、我々行政機関に対しましてもかなり厳しい条件が出されてきております。そういった中で、さきに8月に開催をいた

だきました理事会で、原油高騰に伴う水産関係者へのご支援ということで1,200万円、あるいは中小企業の皆様方の借り入れに対する利子補給として300万円を上げさせていただきましたが、その際に私の方から市内に支店がございます各金融機関につきまして、「このような制度を塩竈市として新たにスタートさせました。ぜひ多くの企業の方々に、多大なるご高配をお願いしたい」ということを直接、間接的にお願いをさせていただいたところでありまして、今後さまざまな機会をとらえて、そのような中小企業者の皆様方のお悩みを、我々の悩みとして活動してまいりたいというふう考えているところでございます。よろしくお願いたします。

○阿部副委員長 嶺岸委員。

○嶺岸委員 ありがとうございます。よろしくお願いたします。

それで、ちょっとこの成果表とかに出ていない部分で、この行間に書かれた部分かなとちょっと思うんですけれども、今市民が当座の資金で困ったところいったときに、小口金融機関とかサラ金とかちょっとよくわからないんですけれども、そういったときに借りられない。だけれども何ぼしても使いたいと、そういったときは社会福祉協議会で生活安定資金、5万円上限のものがあると思うんですけれども、この資金が枯渇しているように見える。この点については、例えば福祉事務所で「社協に行きなさいよ」と言ったって、枯渇しているような状況等にあるんだろうかなという、多分あるから貸してくれないのかその辺はよくわからないんですけれども、その辺はどういうような把握をしているのか、お聞かせ願いたいと思います。

○鎌田委員長 会澤社会福祉事務所長

○会澤健康福祉社会福祉事務所長 生活安定資金が枯渇してきているということも、ちょっと耳に入っていますけれども、ちょっと社会福祉協議会でまだ具体的な数値とかそういったものがこちらに持ってきていませんので、そちらからお聞きして協議してまいりたいと思っております。

○阿部副委員長 嶺岸委員。

○嶺岸委員 弱い人の立場からすればそこが最後の砦かなと思っておりますので、ぜひ協力できるものがあればしていただきたいと思います。これはお願でございます。

次に、これもちょっと成果表の方でどこにあるのかわからないんですけれども、今賑わい広場がある程度絵柄が見えてきた。本塩釜駅の南側にはしおかぜどおり、そして前にはマリンロ

ード、これができる桜の植栽もされて、よかったなというふうに見ているんですけども。その管理はどこなんでしょうか、今現在。

○阿部副委員長 千葉都市計画課長。

○千葉建設部都市計画課長 お答えさせていただきます。

区画整理事業で工事を施工いたしまして、その後施設につきましては都市計画課が管理しているという状況でございます。以上でございます。

○阿部副委員長 嶺岸委員。

○嶺岸委員 わかりました。

実は、塩竈で一番はっきり写る防犯カメラが、あそこに裏表にきちっとついているそうです、私は見たことありませんけれども。だけれども、私に1週間に一遍はあの場所で、怖くて歩かれない。ベンチに座ってお酒飲んでいる。そして無言でいたり、あるいはたむろしたり、あるいは寝そべったり、非常に怖い。たまたま、市外から来たお客様は通れない、怖くて。そして、たまにパトカーも行くたんびに見受けられるというような状況になっているんですね。その辺の管理の仕方はどうするのか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○阿部副委員長 千葉都市計画課長。

○千葉建設部都市計画課長 今委員ご指摘のように、通行されている皆さんの方からちょっと通りにくいというお話はいただいております。もともと、あの道路につきましては歩行者専用道路というようなことで、幅員も8メートルあるということにして、通行される皆さんにゆとりを持って散策をしていただいたり休憩をしていただいたりということで、ベンチ等も設置をさせていただいております。そういう情報をいただきまして、私どもの方といたしましては利用上のマナー向上というようなことで、ベンチ等にこういった利用を促進してくださいというようなお願いを今までさせていただいております。さらに、警察署さんの方のご協力もいただきながら、毎日1回はパトロールをしていただいているという状況にもございます。

ただ、なかなかそういった状況も見受けられるということもございますので、なお一層マナー向上を促進していただけますように、もう少し大きい看板等を近々上げるというようなことで予定してございます。なお、今後とも警察署、特に尾島町交番所さん、こちらの方のご協力を得ながら、対応を推進してまいりたいというように考えてございます。以上でございます。

○阿部副委員長 嶺岸委員。

○嶺岸委員 よろしくお願いたします。市民は、ベンチを取った方がいいとかという話もあり

ますけれども、でもロケーションから見た場合にそこは南向きなんですよ。やっぱりベンチを置いて、花の季節には桜の木を見たいということであそこに植栽したわけですよ。そういった環境の配慮、整備云々も、やっぱり私たち議員も声かけて、お客さんあっちに行ってくださいとかって一声かけるべきだなと思っていますので、皆さんもぜひお願いしたい。私も注意したことあるんですけども、「いや、買い物に来たんだ」と言って、すぐ中に入っていくんですよ。困ったなと思いましたけれども、その辺よろしく願いいたします。木村さんも頑張っているようですけれども、なお一層頑張してほしいと思います。

次に、同じく8の328ページ、収納率向上対策事業についてちょっとお聞かせ願いたいと思います。まず、いわゆる勧奨員制度をもって、朝に行ったり夜に行ったりあるいは職場の方に電話をかけたり、努力していると。でも、なかなか収納率あるいはうまく払っていただけない。それから、払わない人はいつまでたっても払わない。払えるのに払わないような状況でいるのか。

それからもう1点は、この間産業建設委員会で廃屋の点ちょっと行ったらば、市長の方から「こういうふうに行っているよ」と写真入りで管理を見せていただきました。本当にすごいなと思ったんですけども、そういった廃屋の所有者、結局お金がないからそのような状況にただ投げしておくのか、あるいはそういった方は所有権を持っているわけですから、そういった方は税の収納を怠っているのかどうか。あるいは、その辺の収納の仕方はどうなっているのか。もし、具体的にわかれば教えていただきたいと思います。

○阿部副委員長 星税務課長。

○星総務部税務課長 では、お答えいたします。

まず、勧奨員で市内の税の徴収ということで、現在7名で市内当たっております。それから、未納者に対してのいろいろ対応策がございます。払えない、あるいはそういったことでの税の分割の申請とかそれから猶予、年金受給者であれば年金の月にお支払いするとか、いろいろな方策のうちの方で受け付けはいたしております。

それから3番目の廃屋、空き家等も含むことだと思います。去年からことしにかけて、防災及び防犯上もあると思うんで、防災安全課中心として町内会あるいは関係機関と調査して、先ほどお話ししたような成果品ということでごらんになったと思います。これらの方々は、先ほどは所有権もあるということで、うちの方税務課としては大まかなところを当たっております。そして、基本的にお持ちになっている方は主に固定資産税の課税ということになりますけ

れども、中には母屋とつなぎだったり、あとそれからそういった方々は納期限内に完納していただいております。それからそのほかですと、法定相続人を納税管理人と設定しまして、例えば県外あるいは市外に転出した方でも納税通知書は本人の方に送付している形で、中には郵便振り込みで遠くからでも納入されている方はございます。

ただ、中にはやはり行方不明というか、実際は倒産とか自己破産、夜逃げ状態で行った方につきましては、うちの方でできるだけそういった追跡なり調査なりはしているところでございます。ただ、場合によってかなり悪質というかそういったときには、財産の調査といったことをして法的な措置を行って、滞納をなくすような方向で今は進めております。以上です。

○阿部副委員長 嶺岸委員。

○嶺岸委員 わかりました。いわゆる解消不能欠損になるわけですね。もうむちゃくちゃになって、本当に残念だなと。陰で笑っている人間もいるようなお話も聞いています。県は、県税は強制執行をかけて公にしたらば、相当税収が上がったと。だから、ある市民はやっぱり強制執行かけるべきだと、こういうお話もありますので、やっぱりある意味で宣伝も必要なのかなと、そういう点で。その辺も「今度はかけますよ」とか、おどかしではないんですけども、やっぱりお互いに税の公平は国民の義務でございますので、ぜひ鋭意努力していただきたいと思えます。

次に、同じ8で浦戸の振興、287ページになると思えます。ここでまず教えていただきたいのは、浦戸の振興対策についてはいろいろお骨折りいただいて努力している経過はよくわかっております。そこで、この政策の中の成果にも、浦戸の体験ツアーあるいは暮らしの体験ツアーの中身をもう少し詳しく教えていただきたいなと思えます。

○鎌田委員長 田中政策課長。

○田中総務部次長兼政策課長 こちらの方の離島の体験ツアーなり、それから魅力体験ツアーということかというふうに思っております。こちらの事業につきましては、平成19年度に国の方の都市再生モデル事業の補助を受けまして、浦戸の振興協議会の方が主催となって事業を展開していただいたものでございます。その中で、まず浦戸の魅力体験ツアーでございますが、こちらにつきましては市内外、県内の方を中心といたしました家族の方を中心といたしまして、浦戸の魅力を体験していただくということで、例えばカキむきとかノリすきとか、そういったものを体験していただき、それから浦戸の食を堪能していただくという取り組みを行ったところでございます。県内から約41名ご参加をいただいたところでございます。

それから、浦戸の暮らし体験ツアーにつきましては、ことしの2月に実施してございますが、20名でございます。こちらの部分につきましては、こちらの方でPRは県外の方をメインにPRをさせていただいたところでございますが、関東圏から3組、それから県内の方を含めまして19名のご参加をいただいたところでございます。こちらも同様に、カキむきとかノリスきの体験、それから空き家の見学、島内の散策というようなこと、それから夜におきましては1泊していただいているわけですが、島民の方々との意見の交流会ということでさせていただいている状況でございます。以上です。

○阿部副委員長 嶺岸委員。

○嶺岸委員 ちょっと時間がないので、もっと詳しくお話ししたいなと思っているんですけども、次の機会にもっともっと活用する方法についていろいろディスカッションしていきたいなと思います。

次に同じ8番の221ページと、それから7番の114ページを使ってご質問させていただきたいと思います。まず7番の114ページの有害鳥獣駆除委託料、これは前年度と同じ同額で決算されております。ところが、私の住んでいる地域でも、いわゆるハクビシン等の小動物というんですか、そういったもので非常に困っていると。それから、塩竈市内はすべてこういった鳥獣保護区になっているのにもかかわらず、ここでは駆除となっていると。塩竈市内はすべてそういった法の規制がなっているのに、なぜこういった点が許されるのか、あるいは予算化されて毎年毎年出てくるのか、まずこの点から聞きたいと思います。

○鎌田委員長 綿環境課長。

○綿市民生活部次長兼環境課長 有害の鳥獣駆除についてお答えいたします。

これは、中倉埋立処分場におけるカラス駆除です。カラス駆除は年6回、4月、5月、7月、8月、9月の6回行いまして、実際中倉の埋立処分に関するカラスがついばみに来るわけです。そのついばんだものを、そのままついばんだまま町の方に飛んで行って、ごみの散乱とかいろいろなそういった公害的な問題がありまして、そういった駆除を毎年行っております。これは、鳥獣の駆除ですからきちっと県の許可とかあと鳥獣監視員とか、そういったことの立ち合いのもとに行って、あそこは利府町なものですから、利府町の許可も得て行っております。以上です。

○阿部副委員長 嶺岸委員。

○嶺岸委員 わかりました。

それからこの中身について、ごみの処理のフローシートがずっと去年も同じような状況で、今載っているんですね。まず、このごみの処理事業に対しての今後の考え方、お聞かせ願いたい。というのは、私は平成7年にここに送っていただきました。それ以降、同僚の伊藤議員さんとかいろいろな形でいろいろなところを見てきました。そして、延命措置を図れと。そして破碎機の導入なんかも平成8年、9年からやってきて、それでどうしようかなといったときにし尿処理場の不快施設を塩竈にという話があったはずです。そうして、私たち議会も本当に悩んで、不快施設を塩竈に持ってきていいのか。じゃあ、その条件として何があるんだといったときに、当時の当局はそういったものと取り合わせて、いわゆる2市3町の広域の中でこのごみ処理は解決すると、こういうふうに断言されたわけです。

だけれども、事あるごとにこのごみの問題は訴えてまいりました。だけれども、依然としてこの状況の中で、そして修理費とかそれからここに載っている第15款の工事請負負担金、もう工事とか処理とか耐熱板が壊れたとか、それからダイオキシンの問題とかという状況だと。そしてごみを燃やすのにも量が少なく、1回休止してまた火をつけて熱くして800度まで上げて、そしてそういった繰り返しをやっていると。もう待たなしの状況ではないかなということ、今までの経過と今後どういうふうにするのか、きちっとここで結論を出していただきたいなど。私たちは、出した以上はそういった方向でみんな、議会の議員さんと同じスクラムのままどうしたらいいのかということも考えていきたい。

それから、リサイクルの問題も同じです。これはどうするのかと。ただ分別して、私も見学に4回ほど行きました。あの夏の異臭があったときに、本当に手分けで貴金属を取るとか、ごみを開いてそうして苦勞しているのもわかりますよ。だから、どうするのか。その結論がなかなか見出せない。ぜひ、今斎場もこの一部事務組合に入った、絶好のチャンスではないかと思っておりますので、今までの経過とどういうふうな状況になっているのか。よろしく願いいたします。

○鎌田委員長 綿環境課長。

○綿市民生活部次長兼環境課長 今ご質問のあった中には三つの点がありまして、まず施設の問題があります。施設が老朽化してどういう状況で今運転しているのかということを含めましたご質問で、これは114ページの工事請負費を見ていただきます。15節の工事請負費、19年で言えば3,853万5,000円の工事請負費で誘引ファンを2,299万5,000円と、それから2段目は中倉の高圧電気ですので、3番目が高温部の煙道、清掃工場内の改良工事をしたものが1,438万5,000

円という計上をされています。ということは老朽化した施設、今清掃工場は昭和51年にできたものですから、32年目です。かなり耐用年数を越えた施設であることは事実です。そういった中で、こういった誘引ファンとか大きなものも含めまして、丁寧にメンテナンスをかけながら、あと改良工事が必要なものは年次的な計画のもとにこれを進めているというのが、施設の問題です。

それから、お尋ねのもう一つの広域の問題につきましては、し尿処理の問題とかいろいろな経過のお話がありましたが、今ごみのことにつきましては平成16年の3月に宮城黒川ブロックのごみの広域化の推進協議会があります。これは、会長が多賀城市長で、副会長は大和町長です。事務局は多賀城市にありまして、富谷町を除く宮黒管内の8市町村、大衡村を含めましてその8市町村でごみの広域化にする検討をしております。幹事会とか作業部会も行われましたけれども、平成16年に国庫補助金が補助金じゃなくて交付金制度にちょっと変わった点がありまして、そういったところでいろいろ検討課題がありました。その中で、特に人口問題がその当時は500トンくらいの清掃工場が必要だということがありますけれども、塩竈市のことを例に挙げてみても6万3,000人の人口規模で推定したものが今5万9,500人くらいですね。そういったところの人口の乖離もありまして、多賀城市を含めた1市3町の東部でも、人口乖離のそういった推計を含めた見直し作業をして、塩竈市もそういった将来人口に合わせた見直し作業をしています。ただ、黒川の方がまだできていないということで、その幹事会がちょっと足踏み状態になるのが、今の広域の現況です。将来とも、広域でやっていくことに関しては、まだ一致しております。

それからリサイクルですけれども、リサイクルにつきましても資源のリサイクルを進めていきまして、ちょっとリサイクル率1%落ちましたけれども、最近3R運動も宮城中央地区の3R推進協議会というのは県の資源循環推進課の肝入りで今も協議を一緒に行っております。そういった3Rの中でも、レジ袋削減運動とかいろいろなことも進めておりますので、リサイクルについてもこれからも力を入れて進めていきたいと思っています。以上です。

○阿部副委員長 嶺岸委員。

○嶺岸委員 時間ないので、もう少し端的に聞けないと。今の工事請負負担金の問題を言いました。去年のは、同額でしょう、約3,428万400円。毎年同じ金額を工事請負に使っているんですよ。そうしたらばそのお金をもって、一時炉がとまったとき「東部衛生さん、お願いします」って持っていったときに、それでも私見に行きましたけれども、まだまだ余裕あります

よ。そういったことを、わかっているわけですよ。どうしてももう少し丁寧に丁寧に押し進めて、そしてみんな仲良くやれば元気が出るんじゃないですか、この2市3町は。そういったことで頑張っていていただきたいと、こう要望して終わります。以上です。

○阿部副委員長 暫時休憩いたします。

再開は15時15分といたします。

午後3時00分 休憩

午後3時15分 再開

○鎌田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩前の会議における東海林京子委員の質疑に対し、児童福祉課長より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

○佐藤健康福祉部児童福祉課長 答弁漏れがございました一番館と、あと藤倉保育所の子育て支援室の面積についてお答えさせていただきます。一番館子育て支援室が67.28平方メートル、藤倉保育所が45.7平方メートルとなっております。よろしくお願いいたします。

○鎌田委員長 では、質疑を続行いたします。

伊藤委員。

○伊藤（栄）委員 私からも、19年度の決算で質問させていただきます。

多くの同僚、先輩議員のご質問があり、19年度のいろいろな講評、批評があったかと思えます。私も、皆さん方のいろいろご意見を聞きながら、ご回答も聞いてまいりましたが、19年度黒字でよかったねという人もおるし、そんな甘いものじゃないという方も、考え方いろいろあったかと思えます。私も、後者の方の甘いものじゃないということで、やはり赤字より黒字になることはこれは大変結構ですけれども、その反面相当税収が伸びたわけじゃないのに、切り詰めで苦労したところがたくさんあったんじゃないかなと、その切り詰められて頑張った市民にも、ひとつ敬意を表する次第でございます。

塩竈も「黒字だ、黒字だ」と言っておっても、今約670億円くらいの借金があるということ、1人当たり赤ちゃんからお年寄りまですると約115万円の借金を抱えていますよということも、やはり市民からいろいろ問い合わせあったときはそういうものも説明して、今度の黒字でも繰り越しのやつ入っての黒字だとかいろいろなことを説明しながらやるのが、これは議員の職務じゃないかなと、私はそういうふうに思っております。やっぱり、「黒字だ、黒字だ、

それはよかった、よかった」と手をたたいて喜ぶまでじゃなく、やはり塩竈は今自転車操業であって、本当に基金なんていうのはさっぱりないじゃないですか。ほかの市町村から見たら、こういう基金のない市町村で、今地方自治体では本当に指折りに入っているのが塩竈じゃないかなというふうに思っております。それでも黒字になったことに対しての、当局のご苦労には感謝申し上げます。

それでは、質問に入りたいと思います。

まず最初に資料7の58ページ、2款総務費でちょっとお尋ねしたいんですが、職員の給料が減らされたとかいろいろなことがございますが、ここの3番目の職員手当、これ6億8,380万8,187円、これらの職員手当等の主な内訳で結構ですから、教えてください。

○鎌田委員長 桜井総務課長。

○桜井総務部総務課長 お答えいたします。

資料No.7、58ページ、左側の方に区分として載ってしまして、第3節職員手当等というところがございます。支出済額として6億8,380万8,000円というふうになってございますが、その主なものでございますが、一番大きいのは退職手当組合に対する負担金でございます。約5億5,437万8,000円というふうになってございます。これは、退手組合に対する負担金でございますが、退職手当組合に塩竈市は平成17年の3月に加入をいたしております。その場合に、ほかの構成メンバー、既に退職手当に向けて積み立てを行ってしまして、私どもは後から参入するということで、それに合わせる形で加入一時金、加入負担金の納入が退職組合の方と話し合われたわけでございます。総額で9億6,300万円の加入負担金を納めることになってございますが、それを5年間で納めるようになってございます。平成19年度はその3カ年度目ということでございまして、病院会計、水道会計合わせまして全体で1億9,400万円の一時加入金が必要だったということでございます。

そのうちこの一般会計、総務費で見えています加入金でございますが、1億4,000万円ということございまして、その加入金を含めまして退職手当組合に対する負担金が5億5,400万円ということになっております。そのほかの手当等につきましては、職員の給与に伴います扶養手当、住居手当等、関連の手当ということになってございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上でございます。

○鎌田委員長 伊藤栄一委員。

○伊藤（栄）委員 ご丁寧に、ありがとうございました。

そこでちょっとお尋ねするんですが、こういうことがあるかどうか知りませんが、退職金を、これは請求とかそれとも恐らく退職金は全額みんな支払うようには当局のこれは義務なんじゃないかと思うんですが、もし辞退とかそういうものがあれば、そういうものの処理。例えばなんですが、今度のああいうのは事件なんですが、守屋さんが6,000万円くらい退職金を置いているというようなこともあれですが、何かそういうことで塩竈でも退職金の受け取り拒否とか何かでそういうものの何か処理がしてあるかないか、その辺をお尋ねします。

○鎌田委員長 桜井総務課長。

○桜井総務部総務課長 一般的に、退職手当等の条例のつくりといたしましては、職員に対して支給するというふうになってございますので、基本的には支給が原則ではないかというふうに考えてございます。ただし、前段ご説明申し上げましたように、私ども塩竈市は現在退職手当組合の方に加入いたしておりますので、そのような具体的な事例が発生したときには、退手組合の方と多分ご相談させていただくということになるかと思えます。以上でございます。

○鎌田委員長 伊藤委員。

○伊藤（栄）委員 ありがとうございます。

それでは、資料の8番目に入りたいと思います。まず最初に資料8番の29ページ、交通安全対策事業（道路）となっておりますが、この中で塩竈は狭隘道路がいろいろございまして、一番上のカーブミラーですか、これは24基というふうに記載されておりますけれども、これは年間幾らというような基準、個数が決まっておるものかどうか、お伺いいたします。

○鎌田委員長 高山土木課長。

○高山建設部土木課長 お答え申し上げます。

具体的には、これは交通反則金適用で行う事業でございますけれども、具体的に幾らをつきなさいとかという規定はございません。以上でございます。

○鎌田委員長 伊藤委員。

○伊藤（栄）委員 今回の泉沢地区なんですが、ちょっと半年くらいかかってやっと取りつけていただいたという経過もございますが、いろいろと財政難とかそういう面もあるんで、ただ年間割当があるのかなということでお伺いしました。本当に言えば、家から出てほかの方の道路へ出るときとか、そういうカーブミラーが必要なところはたくさんあるわけなんです、遠慮したりあと個人的につけられたりしておるもので、そんなことからもう少し余裕あるかどうかと思って、お伺いしたわけでございます。

次に街路灯なんです、ある程度の街路灯についてはわかってはおるんですが、街路灯と防犯灯、この辺の区別なんです。防犯灯は道路とか何かというふうにしてあるんですけども、町内会から言わせると防犯灯と街路灯ごっちゃにして、よく「あそこの電気消えてたから、つけてくれ」とかというふうになっているんですけども、ちょっと街路灯と防犯灯の区別をわかりやすく教えていただきたいと思います。

○鎌田委員長 高山土木課長。

○高山建設部土木課長 お答え申し上げます。

主要な成果で29ページに記載してございます街路灯設置というのは、交通反則金、交通安全対策事業で行う事業でございまして、これは通常道路照明ということでご理解いただければと思います。それで防犯灯につきましては、この交通安全対策事業からはいわゆる町内会等で設置する防犯灯、これは補助対象にはならないということでございますので、ご理解いただければと思います。

○阿部副委員長 村上防災安全課長。

○村上総務部防災安全課長 私どもで助成をしております防犯灯につきましては、歩行者の方々の安全を守るための灯というふうに認識しております。街路灯につきましては、歩行者というよりも車及び歩行者ということになるのかもしれませんが、そういった分け方をしているのかと思っております。以上でございます。

○鎌田委員長 伊藤委員。

○伊藤（栄）委員 わかりました。道路に面してくると、私道であっても今東北電力から年間何灯とかがあってということで割当がきているかと思っておりますけれども、そういうものと町内会の防犯灯を一緒に考えておるようなのが現況だと思っておりますので、伺ったんです。よくわかりました。

続いて、同じ資料8番の67ページ、高齢者支援事業、要介護への支援ということであるんですが、今介護と言いますと介護している方が大変足りないというふうにテレビ・新聞などで報じられておりますが、今塩竈でこういう介護として塩竈市内で申し込みあったところには、全部介護人といえますか、それは間に合っているのかどうか。その辺をちょっとお尋ねいたします。

○鎌田委員長 高橋介護福祉課長。

○高橋健康福祉部介護福祉課長 介護保健の事業となります特別会計の方の事業になるかとは思

いますが、塩竈市内におきましては医療機関あるいは介護保険の基盤もある程度充実しております、私どもとしましてはそれほど深刻な事態はないのかなと考えてございます。

○鎌田委員長 伊藤委員。

○伊藤（栄）委員 特別会計ということですがけれども、これ一般会計に載っているんで、その辺は。

それから、一応介護というのはなるべく当局の方では在宅介護を進めているんじゃないかなというふうには、私ら思っております。そういう面で、介護する方も塩竈市内だけでなくほかからも、多賀城とかほかからも来ておるようですけれども、今ここで数字が出ている2,206人、こういう方々の介護、要支援とか認定者2,206人と載っていますけれども、これらの人はみんな不自由なく、みんな市の方でご手配というか、あと各自で申し込みというふうになって、不便はないかどうかだけお伺いします。

○鎌田委員長 高橋介護福祉課長。

○高橋健康福祉部介護福祉課長 ただいまの2,206人といいますのは、ちょっと表の右上の方に記載ございますけれども、この19年度の末時点で要介護、要支援の認定を受けた方が塩竈市内に2,206人いらっしゃるというような状況でございます、このレスパイト事業といいますのはそういった方々が例えば冠婚葬祭等でご家族の方のちょっと面倒が一時見れないときに、短期的にお預かりするというような事業になってございます。一応塩竈市は、先ほど申しましたように介護保険の状況を申しますと一定程度ホームヘルプ、デイサービス、ショートステイ、一定程度基盤が整っておりますので、ご要望にお答えできるサービスは提供できる体制になっていると考えてございます。

○鎌田委員長 伊藤委員。

○伊藤（栄）委員 わかりました。その辺、今から介護する方々も足りないということで、できるだけ塩竈は高齢者が多いというふうな話にもなっていますから、統計でも塩竈は多いという方ですから、ぜひそういう不便のないような方法を、ひとつ連絡を取れるようにしていただきたいというふうに思っています。

次に107ページ、生活保護事業なんです、この生活保護の内容でいろいろな不評なんかも飛んできておるんですけれども、それはそれとしまして、内容をよく調べるのにあそこの生活保護をもらっている人は毎日ほかの人来て泊まっていて、2人分もらっているとかなんかいろいろあるんですが、そういうものの内容をよく調べておるのかどうか、ちょっと確認したいと

思います。

○鎌田委員長 会澤社会福祉事務所長

○会澤健康福祉部社会福祉事務所長 生活保護申請に当たっては、まずその方の資産状況とかそれから扶養義務者、3親等以内の方たちも全部調べさせていただいて、その保護基準に該当すれば保護になるという形で今対応しております。

○鎌田委員長 伊藤委員。

○伊藤（栄）委員 皆さんもご承知だと思うんですけども、名前が違っているから2人でいても2人分もらってもという、なかなかこれは戸籍上調べようがないというようなこともあると思うんですが、生活保護も私らの国民年金とか生活保護、それから障害年金とか、これは国も県も大体1人当たりというのを同じように見ているんじゃないかなというふうに思っているんですが、私の考えが間違っておればあと訂正していただきたいんですが、大体人間1人暮らしていくのに8万円くらいの限度を考えていいんじゃないかな。国民年金を30年、40年かけた方でも、月7万5,000円くらい。あと、生活保護も大体8万円くらいに家賃が入って11万円くらいとか、そんなふうにあと障害年金も8万から10万円くらいというふうに、大体額は横並びになっているんじゃないかと思うんですが。

まず、1人人間1食500円と見ると、3食で三五、十五、1,500円、1カ月4万5,000円、それに光熱水費が1万5,000円という約6万円になるわけです。それに、下着類あと歯磨きとか雑費、これが1万円から1万5,000円という、大体7万5,000円、これは本当に人間生きていくだけのすれすれの線というのが、国なり県なりこういうものが生活保護にもイコールになってきているんじゃないかなというふうに、私は思っておるんですが。

そんなことから、たださきに述べたように名前が違う人でも2人いるんで2人分の生活保護をもらっていると、これはなかなか調べようは、「遊びに来たんだ」と言えばそれまでだろうし、難しいかなと。それから生活保護をもらっていて車を持っているし、あそこでは毎日どんちゃん騒ぎカラオケやっているなんていう人もおるんですけども、そういうために内容をよく調べての費用の支払いというふうにはしてあるんだと思います。そういう面で、今の生活保護課の方にそういうトラブルとか、ある程度の修正は調べた上でも大体パーセンテージでどれだけの生活保護をもらっている方がおるか、ちょっとその辺の数字的なことだけ教えていただきます。

○鎌田委員長 会澤事務所長

○会澤健康福祉部社会福祉事務所長 生活保護は、107ページの方にも書いてございますけれども、19年度保護人数としましては778名、保護率13.18パーミル、パーミルというのは1,000分の1ということですので、パーセントにすれば1.318%という形になります。

○鎌田委員長 伊藤委員。

○伊藤（栄）委員 わかりました。いろいろな苦情も来ているでしょうし、生活保護の担当の方は大変だと思いますけれども、その辺を十分内容を調査の上、ひとつ許認可の方をよろしくお願ひしたいと思います。

次に172ページ、学校関係、青少年相談センターの機能の充実ということなんですが、これは私は大変結構なことだと思います。こういう制度は必ず必要であるということは認識しているんですが、これらで非行防止ということの、あと相談というようなことがあるんですが、非行防止策として教育上、学校、家庭、これ内において非行に走る前にどんなとめ方をして教え方をしているかを、ちょっとお伺ひしたいと思います。

○鎌田委員長 有見学校教育課長。

○有見教育委員会教育部学校教育課長 お答えいたしたいと思います。

児童生徒の非行防止につきましては、低学年からさまざまな教科の中で、特に道德教育でありますとか生活指導でありますとか、そういったところを発達段階に合わせて、1年生は1年生なりに約束とかそれからいろいろなルール上の問題とか、具体的に発達段階に合わせて学年に応じて指導しているところでございます。以上でございます。

○鎌田委員長 伊藤委員。

○伊藤（栄）委員 なかなか子どもたちの成長といいますか、その人、人によっても成長率が違ってくるんで、非行に走るかどうかということを一一人見分けるのはなかなか難しいかなとも思います。そんな反面、余りにもただ今学校とかでよく教育方法で、安心・安全で子どもたちにはれ物に触るように何か余り「かわいい、かわいい」というふうなことで、その辺が逆に抜け道があつて非行に走る、勝手なことをするというようなのが出ているんじゃないかなというふうにも私らは思っておりますので、その家庭と学校との連絡関係、この辺が一番大切じゃないかなというふうにも思っております。

私らの時代、60人、70人の1教室の生徒だったんですが、まず月1回か2回は必ず先生が家庭訪問してくれたという経過がございます。今その辺で、あのころは共稼ぎもありましたけれども、今みたいに全員くらいが共稼ぎということになっていなかったんで、よく先生方と家庭

が話し合える時間がとれたということなのですが、現在の家庭訪問というのはどれくらいの頻度でやっているか、ちょっとお尋ねいたします。

○鎌田委員長 有見学校教育課長。

○有見教育委員会教育部学校教育課長 学校によって時期は違いますけれども、夏休み前に実施している学校、それから夏休み中に実施している学校と、二通りございます。各小中学校とも、実施されている現状でございます。（「年に何回」の声あり）基本的には、1回でございます。ただ、何か保護者と直接相談しなければならないこととか、そういったことについては随時家庭訪問して、話し合いをしているというような現状でございます。

○鎌田委員長 伊藤委員。

○伊藤（栄）委員 そういう、今お伺いしたんですけれども、やっぱりもう少し今の先生方も、前と違って教え方もいろいろ違ってきているとは思いますが、今は30人学級というくらいに半分くらいになっているんで、もうちょっとそういう時間の取り合い、勉強の方、デスクの方の時間割とか校外の時間のとり方とかいろいろあるかと思うんですが、その辺はもう少し家庭とのつながり、PTAの集まりもあるんですが、本当は役員だけ集まってみんなの声が聞こえないというのが現実じゃないかなというふうに踏まえております。もしできれば、もう少し家庭との連絡方法を回数をふやすようにしていただければなと思っております。

これは余分ですが、あした何か一中の方でちょっと学校のオノカネオさんが来られてというふうに、私同級生なものでご案内来ていますんですが、そんなことでいろいろな教育関係もお話が出るんじゃないかなと思います。ぜひ、非行については大変先生方も心を痛めているかと思うんですが、学校と家庭とのつながりを十分取っていただける方法を考えていただきたいというふうに思っております。

次に311ページ、墓地管理及び環境整備事業なんですけど、ちょっと私らの耳にした話では、ここ一、二年以上になるんですけれども、月見が永代貸し出しするのがないということで、あそこの隣接している土地をお寺さんたちが一応主体となって造成したいというふうな話が入っておったんですが、その辺の経過を少し教えていただきたいと思います。

○鎌田委員長 澤田市民課長。

○澤田市民生活部市民課長 伊藤委員ご指摘のとおり、平成16年当時から月見ヶ丘霊園の接続地に雑種地がございますけれども、そういったエリアを活用して市内の宗教団体の方々が協力をして、一般墓地といいますか事業型墓地と私どもは呼んでおりますが、宗派を問わない墓地、

そういった建設の構想を持っていただきました。これは、市町村が本来墓地経営ということなのですが、宗教法人の方々も経営ができるといったことで、そういった計画をされた。かなりコンサルタントの方にもお願いをしたりして、事業計画構想そういったものを検討されてはおるんですが、具体的にまず事業費の面、それから用地取得の面、それからあと実際は墓地をつくった後の処分、ニーズ、そういったものの見通しの面で、なかなか意見が一致しないと。ただ、先々月もちょっとそういった関係者の方がお見えにりまして、「全くあきらめているわけではなくて、今また整理中だ」というお話は何っております。以上です。

○鎌田委員長 伊藤委員。

○伊藤（栄）委員 そこで、今月見では毎年幾らかでも出たところを募集を出して取っているというふうにお聞きしていますが、現在のところで貸し出しで浮いた土地が何区画あるか。その辺と、やはり塩竈として応募される方々の倍率どれくらいあるか、その辺をちょっとお尋ねします。

○鎌田委員長 澤田市民課長。

○澤田市民生活部市民課長 19年度末の数字で押さえておりますけれども、すぐに貸し出し可能な部分というのは2区画ございます。あと、すぐに貸し出せない部分は三つ、返還があったというふうな形になっております。これまでの返還の経過でございますけれども、平成12年には一部造成をいたしまして、41区画ほど貸し出しを行いました。その場合は、55名ほどの応募がございましたので、1.3倍の競争率でございました。

平成15年が、3年後でございますけれども、これも返還墓地をずっとためておいた部分を20区画ほど、やはりそのときに貸し出しを行いまして、そのときは大体40ほどの申し込みがございまして、競争率は2倍というふうな形になっておりました。

平成18年、一昨年でございますけれども、そのときも返還墓地が6区画ほどございましたので、それを貸し出しをいたしました。このときは、61名の申し込みがございましたので、10倍という大変な競争率になってしまった。そういった経過でございます。

○鎌田委員長 伊藤委員。

○伊藤（栄）委員 今お聞きしたところを見ると、大変困っているということのようですので、やっぱりぜひ墓地の方も進めるのを、ひとつ促進してできるように努力してもらいたい。一応、いろいろな内容があつて当局が入ってしまうと、今のところの墓地用地、利用度によって実際出ている公園内の用地とあと道路用地、ああいうものの按分がちょっと足りないというこ

とで、当局は大変苦慮しているかと思えます。そんな関係でもあろうかと思えますが、やはり月見ヶ丘霊園あの辺は塩竈の一番の昔からの墓地として皆さんがあそこを利用されているようですから、ぜひ造成をひとつ進められるのを考えていただきたいというふうに思います。

それから330ページ、広域行政事業でちょっとお伺いしますが、先ほど嶺岸委員からもごみの問題の広域行政云々ということでお話が出ておりましたが、私らも2市3町議員連絡協議会ということではいろいろな広域行政の話は出ているんですが、その各自治体において話が出てくることの中に、上水道あと下水道、それから今言ったごみ、これらの中で職員の方々の何か広域行政云々で話し合いをしているというふうに聞こえているんですが、実際年何回くらいずつとか、そういう行政をやっているのかどうか。その辺をお伺いいたします。

○鎌田委員長 田中総務部次長。

○田中総務部次長兼政策課長 広域行政の取り組みには幾つかございまして、まず2市3町の部分が塩釜地区行政連絡協議会、それから仙台都市圏の部分で仙台都市圏広域行政推進協議会というのがございます。そのほかにもう一つ、2市6町1村で構成しておりました未来都市研究会というのがございまして、その中で広域行政の検討をしてきた経過がございます。そういった中で、水道でありましたりそれから消防でありましたり社会保障とか、八つの分野によって検討しておったところがございますが、なかなか難しい問題があるということで現実的に広域化がなされたものにつきましてはいわゆる指名登録の部分について2市6町1村と、それからそこにあります広域行政の組合、消防事務組合と黒川の方の広域行政事務組合、それが参画いたしまして指名登録の共同処理が19年の2月から実施されているということでございます。以上でございます。

○鎌田委員長 伊藤委員。

○伊藤（栄）委員 この中の今の広域行政ですが、私らの方でいろいろ前進してくれば情報も流すんでしょうけれども、やはり何日にはどんな項目でやったというのを一応議員の方にお知らせできないものかどうか。その辺、我々全然耳に入ってくるのがちょっと、その辺輪かけたことから、あといろいろな話がちょっと別な方向に向いたり話が入ってくるんですけども、一応協議会をやったとき常任委員会でもいいし、議員の方にも何らかの打ち合わせした経過、こういうことをやっていますよと、マル秘の部分についてまで出せとは言いませんが、ある程度のやつは教えていただかないとどこまで進んでいるのか。私らも2市6町1村が、ずっと前の松島の内田町長さんがやっている間からの、いろいろな情報は聞いておるんですけども、や

っぱりそれはそれなりに個人的とか何かで正式に聞いたことはなかったわけですよ。そういうものが当局であれば。

あともう一つ、いろいろ出てくるのが上水道。塩竈は水いっぱいあるんだけど、多賀城ではそちこち買っているんだと。いつも広域行政でやったらいいんじゃないかという話が再三入ってくるんですが、そういう水道の広域化ということも、それも全然流れてきていないというか、流すまでじゃないのかどうか知りませんが、しかしこういうことをやっていますよということの報告だけでもいいんじゃないかなと思うんですが、その辺ちょっとご回答いただきたいと思います。

○鎌田委員長 田中総務部次長。

○田中総務部次長兼政策課長 広域行政の取り組みですが、330ページに記載のとおり、塩釜地区広域行政連絡協議会につきましては首長さんがお集まりいただきます協議会が2回、それから企画担当課長が集まりますものが5回というようなところで、内容につきましては県に対する要望事項でありましたり斎場の広域化でございましたり、複合的事務組合等に係る調査研究、さらには今後の広域行政のあり方ということにつきまして、常に情報交換そして協議を進めているところでございます。そういったものについて、なかなか目に見える形で広域化の部分につながっていかない部分もございますが、そういった取り組みの経過等につきましては協議会等にも報告することについて、改めて検討してまいりたいというふうに考えてございます。以上でございます。

○鎌田委員長 伊藤委員。

○伊藤（栄）委員 それで、私らはそういうやっぱり会議の内容を知ることによって、議員としてやれる役目もあるんじゃないかなというふうにもありますので、ぜひマル秘でない部分については何らかの方法でひとつお知らせいただけるように、これは要望したいと私の方で思っております。2市3町連絡協議会では、いつもいろいろな話が出てくるんですが、みんな推測とか思惑だけが出てきて、そういうものがかえってじゃまになるようなこともございますので、一応ある程度教えていただければ、前進することに寄与されるんじゃないかなというふうに思いますので、ひとつその会議の内容を流していただければというふうに思っております。

以上で、時間も来たようでございますので、私の質問を終わります。

○鎌田委員長 お諮りいたします。

以上で一般会計決算の審査を一応終了いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鎌田委員長 ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

さらにお諮りいたします。

本日はこれで会議を閉じ、22日午前10時より再開し、特別会計、そして企業会計の審査を一括して行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鎌田委員長 ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

本日の会議はこれで終了いたします。

お疲れさまでした。

午後3時54分 終了

平成20年9月22日（月曜日）

平成19年度決算特別委員会

（第4日目）

平成19年度決算特別委員会第4日目

平成20年9月22日（月曜日）午前10時開会

出席委員（21名）

曾 我 ミ ヨ 委員

中 川 邦 彦 委員

小 野 絹 子 委員

吉 川 弘 委員

伊 勢 由 典 委員

佐 藤 貞 夫 委員

東海林 京 子 委員

伊 藤 博 章 委員

浅 野 敏 江 委員

小 野 幸 男 委員

嶺 岸 淳 一 委員

志 賀 直 哉 委員

佐 藤 英 治 委員

伊 藤 栄 一 委員

菊 地 進 委員

今 野 恭 一 委員

阿 部 かほる 委員

鈴 木 昭 一 委員

鎌 田 礼 二 委員

木 村 吉 雄 委員

香 取 嗣 雄 委員

欠席委員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

市長	佐藤 昭 君	副市長	内形 繁夫 君
総務部長	三浦 一泰 君	市民生活部長	大浦 満 君
健康福祉部長	棟形 均 君	産業部長	荒川 和浩 君
建設部長	菅原 靖彦 君	総務部政策調整監	小山田 幸雄 君
会計管理者 兼務会計課長	大和田 功次 君	総務部次長 兼行財政改革推進専門監	吉田 直 君
総務部次長 兼政策課長	田中 たえ子 君	総務部危機管理監	佐々木 真一 君
市民生活部次長 兼環境課長	綿 晋 君	健康福祉部次長 兼保険年金課長	木下 彰 君
産業部次長 兼水産課長	福田 文弘 君	建設部次長 兼建築課長	千葉 伸一 君
総務部総務課長	桜井 史裕 君	総務部財政課長	神谷 統 君
総務部税務課長	星 清輝 君	市民生活部 市民課長	澤田 克巳 君
市民生活部 浦戸交通課長	佐藤 俊行 君	健康福祉部 社会福祉事務所長	会澤 ゆりみ 君
健康福祉部 介護福祉課長	高橋 敏也 君	産業部 商工観光課長	阿部 徳和 君
産業部 都市計画課長	千葉 正 君	建設部 下水道事業所長	金子 信也 君
総務部総務課長補佐 兼総務係長	安藤 英治 君	市立病院長	伊藤 喜和 君
市立病院事務部長	佐藤 雄一 君	市立病院事務部 業務課長	川村 淳 君
市立病院事務部 医事課長	横江 嘉夫 君	市立病院医療福祉部 医療福祉情報企画室長	山本 邦男 君
水道部長	佐々木 栄一 君	水道部総務課長	尾形 則雄 君
水道部営業課長	鈴木 清 君	水道部工務課長	黒須 精一 君
監査委員	高橋 洋一 君	監査事務局長	丹野 文雄 君

事務局出席職員氏名

事務局 長	佐久間	明 君	事務局次長兼 議事調査係長	伊藤喜昭君
議事調査係主査	戸枝幹雄君		議事調査係主査	斉藤隆君

午前10時00分 開会

○鎌田委員長 ただいまから、平成19年度決算特別委員会4日目の会議を開きます。

傍聴人の方に申し上げます。携帯電話などを持参されている方は電源を切るようお願いいたします。

これより、特別・企業会計の審査を行います。

審査は一括して行いたいと思いますが、ご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鎌田委員長 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

それでは、質疑・意見などについてご発言をお願いいたします。

なお、発言のお一人の持ち時間は、答弁を含めておおむね30分以内とさせていただきますので、ご協力をお願いいたします。

質疑に入ります。

阿部かほる委員。

○阿部委員 それでは、トップを切って質問をさせていただきます。

ちょうど先週の19日に、新聞に財政4指数基準内ということで、自主公表32都道府県ということで、各都道府県の地方自治体の財政チェックということで出ておりました。宮城県は実質公債費比率16.6%、将来負担比率283.5%というふうに出ておりました、大体出ております32都道府県は黒字であるということで、宮城県も本当によかったなというふうに感じました。私たちがこうやって宮城県に暮らしていると、決して、県財政が関係ないことでもありません。まさしく直結しているものですから、ちょっと私も一県民として、また、市民としてほっといたしました。

そして、次に、塩竈市の状況をちょっとこの平成19年度健全化判断比率というところで見えておりました。これは説明資料にございますけれども、健全化判断比率等説明資料というところに出ておりました。健全化判断比率というところで、連結実質赤字比率が9.99ということが出ております。それから、ただいま申し上げました実質公債費が9.1%、それから、将来負担比率が136.8%というふうに塩竈市の状況が出ておりました。実際、こうして見てみますと、塩竈市、大丈夫かな、大丈夫だなという非常に安心感をちょっと持ったんですが、この比率がどの程度のものか、市民の皆さんはこういった比率を見てもわからないですし、もしこれが市報に載った場合、なかなか理解に大変なところがありますので、もし簡単にご説明いただければ

ば、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○鎌田委員長 吉田総務部次長。

○吉田総務部次長兼行財政改革推進専門監 今回、財政健全化法に基づきます4指標でございますが、今回の初めての法制度の施行ということで、なかなか、まだ全団体の比率がそろっていないという状況にあります。県の市町村課の方では大体の数字把握しておるようですけども、まだ公表の段階になっておりませんので、確実な比較ということとはできないという状況にはなっております。そこで、塩竈市の状況なんですけど、いずれも健全化の基準以下ということで、その指標の部分はクリアしておりますけれども、やはり、連結実質赤字比率というものが、基準以下ではありますけれども、ここは赤字が出ているということでございます。県内では、ここで赤字が出ますのは塩竈市ほか、あっても一つあるかどうかというぐらいの団体数ではないかというふうになら考えているところです。

ということで、健全化の指標自体はクリアしておりますけれども、連結で見ました場合に、全会計で見た赤字というものが実際発生しているということについては、やはり、真摯に受けとめまして、この健全化に向けて努力を進めていくということが大切であるというふうになら考えております。

○鎌田委員長 阿部かほる委員。

○阿部委員 ありがとうございます

一挙によくなるということは私たちが思っておりませんが、大変努力していただきまして、私も昨年度から決算委員会にもいろいろと発言しておりますけれども、本当に塩竈市として一生懸命とにかく財政再建ということで頑張っているという跡が見えまして、本当にありがとうございます。

それで、将来負担比率とここにあるんですけど、これは恐らく将来的な負債という形になるんでしょうが、市民1人当たりの負担、どのぐらいの予想が今現在つくのか。これは、私は市のやっぱり負債というものも市民一人一人が実際知りたいのです、市民の皆さんは。今まで何も知らなかったけれども、こんなに市が大変だったのかということは前回申し上げましたけれども、私たちが気づきまして、その意識というものが非常に高くなっております。そして、自分たちのまちは自分たちで何とかしなければならぬという意識も大変芽生えております。そういう意味で、行政または私たちもともどもに市民の皆さんと一緒に財政再建に向かうという、そういうやはり意識が大事だろうと思ひますので、どうぞ、その辺、むしろはっきりと、大体

の数字でよろしいですから、教えていただければありがたいと思います。よろしく願いいたします。

○鎌田委員長 神谷財政課長。

○神谷財政課長 申しわけございません。将来負担比率のところ、一応計上させていただいております将来負担額ということが547億という数字になってございます。これをちょっと、大変大ざっぱで恐縮です。例えば6万程度の人口で割りますと、90万強という額が出てまいります。この辺の数字につきましては、あとまた、ホームページ等公表させていただく段階で、いろいろちょっとわかりやすいような形の表現ということも踏まえまして、公表させていただきたいと思っています。

○鎌田委員長 阿部かほる委員。

○阿部委員 ありがとうございます。

連結決算ということで、一般会計、特別会計一緒になりますが、大変透明感が増すことによって、私たちもしっかりとしたそういったもの受けとめられるというふうに考えますので、とにかく財政につきましても、審査につきましても、前向きにみんなで力を合わせて、とにかく将来に余り負債を残さないように、何とか解決できるように努力を私たちもしたいと思っていますので、どうぞよろしく今後ともお願いをしたいと思っています。

それでは、特別決算の方でちょっと二、三聞きたいことがあります。

資料8の12ページ、13ページ、14ページですね。

下水道関係で、ちょっと雨水関係でお聞きしたいと思います。

今塩竈市は大変な雨水対策で、私たちも藤倉ポンプ場あるいは各宅内貯留ということで、市民も、それから、行政の方も一生懸命これに頑張っておられると。温暖化の影響で台風もさま変わりいたしまして、何とか軽く済みましたのでよかったですけれども、今回の台風も非常に大型ということ。それから、豪雨という、非常に雨水が心配される台風が各地で被害を及ぼしておりました。塩竈市も一生懸命対策をしておりますけれども、この中で、雨水対策というのは、まず、10年に1回程度というふうに今まで想定してきましたけれども、これは10年に一度どころではないなど。それから、豪雨のこと、南から上がってきてまして、いつまたこれがずっと上ってきてまして、温暖化で、宮城県の方にも早期そういう豪雨が来るんじゃないかという懸念もされますけれども。

一応、15ページにありますところによりますと、時間的、1時間当たり30ミリに対応できる

施設整備ということで、今までですと、とてもこの線によかったんでしょうけれども、大体、皆さん御承知のとおり、50ミリ、100ミリという雨が本当にバケツをひっくり返したようなという表現がマスコミでいたしておりましたけれども、まさしくゲリラ台風、ゲリラ豪雨と申ししておりましたけれども、80から100ミリ、これは特殊な気象現象ですけれども、雨水対策の基準として、これはこれで十分なのかどうか、ちょっとお伺いしたいと思います。

それから、大体、普及率が98%、下水道含めていろいろな雨水、それから、汚水ともに98%と言っていますけれども、完成はいつごろになるのか、お知らせいただきたいと思います。

○鎌田委員長 金子下水道事業所長。

○金子下水道事業所長 お答えしたいと思います。

まず初めに、降雨強度の部分でちょっと触れられたかと思います。我々、総務省総合治水計画というものに基きまして、県の事業認可をとりながら進めておるところでございますが、降雨強度につきましては、従前の過去の降雨データをもとにして出してございまして、その中で10年に1回の確率が52.2ミリあるいは30年に1回が69.6ミリということの基本とさせていただいております。御案内のように、下水道事業、長期にわたる整備と多くの費用を必要としてございます。そういった意味では、過去といいますか、これまでの目標をまずクリアするという部分がまずは大事なんだろうなというふうにとらえていますし、それから、先ほど若干触れいただきましたが、宅内貯留施設ということで、我々は根幹施設といいますか、基幹施設をさらに補完する意味での宅内貯留施設にも取り組んでおるところでございます。おおむね今のところ、52.2ミリに対しては、おおむねでございますが、20%強ほどの整備率になってございます。あくまで整備率でございます。先ほど98.幾らという整備率の話ございました。それについては、汚水事業については98.5の整備を終わらせていただいているところでございますが、雨水事業については、まだまだ、これから頑張っていかなければだめな部分だろうなというふうにとらえてございます。以上です。

○鎌田委員長 阿部かほる委員。

○阿部委員 塩竈市は非常にこういう水害に対しては手当を厚くして一生懸命施設もできております。私たちも安全・安心というところでは、本当にこたえてくださっているというふうに思いますけれども、ただ、さきごろの災害で一番気になりましたのが、マイカーが冠水のためにそこに入って事故がありましたけれども、こういった塩竈市の場合、山坂が多くて、そういう整備とともに、また冠水する部分が変わってくるんじゃないかという懸念を持ちました。今ま

で、さまざまな対策として、市ではマップをつくったり、防災の手当をしてまいりましたけれども、そういった設備ができることによって、また変わってくる地盤の状態といたしますか、地域的な面、各町内会でも防災計画に合わせて、いろいろな想定して、マップづくりをして、いろいろな努力をしておりますけれども、こういったマイカーの件を見ますと、決して地域のものじゃなくて、まちのものじゃなくて、これは多くの人が交通、激しく塩竈市も走っておりますので、そういう道路の面で冠水場所がどこか危険なところないのだろうかということをやっと模索しなければならない時期に来ているのかな。そういったところで、そして、市内の方だけじゃなくて、そこを通行する人たちにきちっと、「もし雨がこのくらい降りましたときはこれから先はちょっと危ないですよ」というような、そういったことも、これから防災の面でやっていくのがやっぱり私たち塩竈市としては優しい政策なのかなというふうに思いますので、その辺のこともひとつ考えの中に入れていただければというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○鎌田委員長 金子下水道事業所長。

○金子下水道事業所長 塩竈の場合は、どうしても海に近いということもございまして、確かにゲリラ豪雨による冠水というものも考えられないことはないんですが、どちらかといえば高潮と同時期に降った際にどう対処していくかという部分も重要なところだと考えております。委員もご承知のように、何年か前には北浜地区で高潮と同時に雨が降ったということで、国道が一部で冠水したということがありまして、その際には、国道の分については東北地方整備局が役割を担い、我々は我々の北浜地区についての役割を担いながら、それぞれ対処したところでございます。国道の冠水におきましては、一時通行どめというような手だてもしたようでございますので、そういった浸水による被害が発生した際には、速やかに安全策をとっていくというように考えてございます。

○鎌田委員長 阿部かほる委員。

○阿部委員 非常に気象状況あるいはさまざまな要因で世の中が速度としては非常に速い速度で変わっていきますので、なかなかこの対策が難しいところでもありますけれども、今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、下水道の会計の方でちょっと一つお尋ねしたいことがございます。

資料7番の232ページ。

細かいことなのですが、ちょっとこのところで聞きたいことがございました。一つ

だけ、委託料の中で、下水道台帳作成業務委託料というのが630万円載っているんですが、これは平成18年度にも同じぐらいの金額で委託料が載っておりました。台帳というのは毎年つくるものなのではないでしょうか。これだけちょっと教えていただきたいと思います。

○鎌田委員長 金子下水道事業所長。

○金子下水道事業所長 下水道台帳につきましては、毎年新たに築造いたしました施設などをその都度更新する必要があるとございます。こういった下水道台帳を整備することによって、例えばこの地区はどれだけまだ整備ができていないとか、あるいは、将来といいますか、近隣の工事に対してもいろいろな調整の段階で必要になる図面あるいは資料でございますので、施設が更新されたと同時に次の次年度に新たに台帳を整備しながら、事務に当たっているという内容でございます。

○鎌田委員長 阿部かほる委員。

○阿部委員 ありがとうございます。

それともう一つですけれども、この上の下水道使用料徴収委託料というのが、ちょっと金額がやはり大きいなど、6,122万というの出ているんですが、これは集金のための委託料でしょうか。よろしくをお願いします。

○鎌田委員長 金子下水道事業所長。

○金子下水道事業所長 これはおっしゃるとおり、集金のための委託料でございます、下水道料金、ご案内のように、水道使用料に連動して集めさせていただいているところでございます。そういった意味で、本市の水道部の方に、我々の下水道料金を集めるのに必要な費用といたしましてご負担をさせていただいているところでございます。1年間でございます。

○鎌田委員長 阿部かほる委員。

○阿部委員 ありがとうございます。

それでは、次に、資料8の243ページ、離島航路事業についてお尋ねをしたいと思います。

浦戸の離島航路、大変、今年度、さまざまな事業が実施され、たくさんの方が利用して下さったということで、本当に多くの皆様の努力というものがここにあるような気がいたします。

私も花火を見に行きましたけれど、大変な人でにぎわいました。そして、手作りの花火大会、すばらしいものがあります。温かい花火大会でございました。島の方たち、本当に私たちが一体となって楽しませていただきました。本当に2台の定期便、臨時船が出たんですが、満

杯でございまして、帰りの船の中も和やかに帰ってまいりました。

こういった島の活性化というもので、この離島航路、大変役に立っていますし、また、人口減ということで、常日ごろの定期便というのはこれは赤字を覚悟の上と。島の方たちの生活を支える大切な足でございまして、これは本当に厳しいものがあったとしても、これは十分に手当をしていかなければならない部分かと思えます。

ただ、ちょっと細かいことなんですが、実は、学校で校外学習というのがありまして、今度も浦戸探検ということで小学生が行くんですけれども、これまで、うらと子どもパスポート事業というものをやっています、子供たちの市営汽船の運賃というのは非常に優遇されてきておりますけれども、こういう学校事業に対してはいかがなものなのでしょうか、お尋ねしたいと思えます。

○鎌田委員長 佐藤浦戸交通課長。

○佐藤浦戸交通課長 うらと子どもパスポート、まず、これについて説明させていただきたいと思えますが、これは平成18年度、浦戸の自然に触れていただくということで、市内の小学生を対象に運賃を無料にしたと。そして、平成19年度は市内だけでなく宮城県内の小学生、それから、学校に入っていない子どもも対象に無料にしたと。これは土曜日、日曜日、祝日、それから、夏休み、春休みの長期休みの期間は無料で乗ってもらうということで、平日の扱いなんですけれども、これは一応15人以上になった場合は、団体割引、平日の場合は2割引、それから、土曜・日曜、そういう祝日の場合は1割引きということで今対応しておりますので、御理解いただきたいと思います。

○鎌田委員長 阿部かほる委員。

○阿部委員 ありがとうございます。

そうすると、割引になっているわけですね。往復運賃が460円でございました。私はとてもいいことだと思うんですね。ただ、一つだけ、子供たちに対応するもので、切符を一人一人持たせて、「ちゃんとなくさないようにするんだよ」というところで乗船させているのかなと。それとも、団体だから、1、2、3と数えて子供たちを乗せたり、おろしたりしているのかなというところをちょっと気になる場所だったんですが、いかがでしょうか、その辺の対応は。

○鎌田委員長 佐藤浦戸交通課長。

○佐藤浦戸交通課長 団体の場合、その取りまとめの代表者がいます。一応、私たちとしてはそ

の方に人数分、申告をしていただいて、人数分の切符を渡すと。あと、その代表の方がお子さんによっては、自分も欲しいということで渡す場合もあるし、それから、まとめて往復のときに、その代表者がうちの方に見せて、戻ってきたならば渡してもらおうと。その二通りがあるように見受けております。

○鎌田委員長 阿部かほる委員。

○阿部委員 ありがとうございます。

私を感じたのは、子供たちに何を教えるのかと、私たちが。結局、自分が船に乗る、バスに乗る、自分できちんと切符を買って、自分の交通費としてちゃんとそれを見せる、あるいは払って乗車する。こういった社会生活の中でとても大事な部分あるだろうということで、ぜひとも子供たちには「自分がちゃんと切符をなくしてはいけないんだよ。ちゃんと帰りは係の方にちゃんと渡しておるんだよ。そうでないと、払ったかどうか、わからないから大変だよ」というような、そういった教育も非常に大事なかなというふうに、小さいことなんですけれども、非常な社会体験として大切な部分ですので、ぜひその辺はひとつよろしくお願ひしたいと思います。

それから、もう一つ、今、何割引きという話がありました。大変申しわけありません。高校生の皆さんあるいは一般団体の方には割引はあるんでしょうか。よろしくお願ひします。

○鎌田委員長 佐藤浦戸交通課長。

○佐藤浦戸交通課長 まず、料金について説明させてください。まず、中学生以上は大人料金になります。小学生以下は子供料金になります。中学生以上、先ほども言いましたとおり、15名以上になりますと割引になります。さらに、この割引制度の中には、現在、市内の方で桂島の方に昔の菜の花畑を再現しようとボランティア活動をされている方もおります。そういった方々に対しては、通常の割引以上、通常は1割なんですけれども、2割引、そういった取り扱いをしておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○鎌田委員長 阿部かほる委員。

○阿部委員 大変細かいことをお聞きして申しわけありません。実は、島でイベントとかありますよね。これは私たち案外気がつかないんですが、高校生の皆さんぐらいになるといろいろなものに興味がありまして、参加したいと。仙台の学校の学生さんたちなんです、仙台から旅費をかけてくる。そうすると浦戸に渡る船賃というのは非常に高いものであって、参加しようとおもってもできないと。高校生の皆さんのお小遣いで何かチラシなりポスターを見て参加し

たいなと思ってもなかなかできないんだという声を私耳にいたしまして、なるほどと。私たちの感覚でいくと余りそういったことまで及ばないんですが、高校生の皆さんのお小遣いで参加できる金額というのはどのぐらいだろうかと考えますと、お小遣いの割というのは決まっていることですし、それで、この運賃というものが例えばイベントあるときにはもう少し料金体系を柔らかくしていただいて、できれば割引をしていただくとか、そういった配慮もしていただけると、もっとそういった島人口がふえるんじゃないのかなと感じておりましたものですから、その辺をご提案しておきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○鎌田委員長 浦戸交通課長。

○佐藤浦戸交通課長 確かに料金が安くなれば交流人口もふえるかと私も考えておりますが、うちの方、国の方から補助金をいただいております。その際、料金に関しては、東北運輸局の方の指導もありまして、一応2割までは認めるよと。それ以下になると、市が勝手にやったんでしょうということで、補助金の算定で随分違ってくるんです。それで、確かに、じゃあ、安くした分が乗客として乗ればもととれるんでないかということもあるんですけども、一応、そういう事情がありますので、15名以上になった場合は平日は2割引き、休みのときは1割引きで対応しておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○鎌田委員長 阿部かほる委員。

○阿部委員 ありがとうございます。

いろいろ足かせ、手かせがあるようですけれども、今後の課題として、これはひとつ考慮していただければというふうに希望いたしますので、よろしくお願ひしたいと思います。

最後になりますけれども、塩竈市の特別決算、拝見いたしまして、本当にこれからまた努力が必要かなとも思います。赤字が累積しているところもありますけれども、私たちが安心・安全なまちづくりの中でどうしても欠くことができない部分、本当に下水道の整備もそうです。それから、市立病院もあってほしいという市民の多くの皆さんの声も届いております。私たちが採算性だけで十分に考えられない部分、本当に基礎的な生活に必要な部分というのは、これは行政がしなければならない、負わなければならない部分がございますので、これからどうぞ努力していただきまして、私たちも前向きに取り組んでまいりたいですし、努力もしてまいりたいと思いますし、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○鎌田委員長 中川邦彦委員。

○中川委員 私の方からも質問させていただきますが、まず最初に、魚市場会計について伺います。

主に資料No.8の259ページにありますけれども、これの一覧表よりも資料No.5の監査審査意見書48ページから51ページにかけて伺います。

歳入が3億8,700万円で、歳出が4億9,800万円、差し引き3億1,000万円の赤字になるわけですが、これは翌年度への繰上充用を行うということでもありますけれども、伺いたいのは、単年度で見たときには赤字の解消というものもされているとは言えるんですけれども、やっぱり繰上充用を行わなければならなかったという、その一つの原因、どこにあったのか、まず、その点から伺いたいというふうに思います。

○鎌田委員長 福田産業部次長。

○福田産業部次長 魚市場会計が赤字になりましたのは昭和60年からでございます。その当時から、その当時の赤字は数百万単位の赤字でございました。それのときに繰上充用をしてから、それから延々と今日まで続いているような状況でございます。以前は数千万円単位でございましたので、翌年度の歳入で充てるということも可能な金額でありましたが、現在のような金額になりますと、制度的には利用させてもらっていますけれども、なるべく早くこの累積赤字を解消して繰上充用が出ないような形にしたいとは考えてございます。以上です。

○鎌田委員長 中川邦彦委員。

○中川委員 やっぱり繰上充用を行わないで収支均衡を図っていくということがやっぱり一番だというふうに思うんですけれども。

もう1点、改めて伺いますけれども、魚市場会計の健全化に対する対策と申しますか、そういう面はどのように考えていますか。

○鎌田委員長 福田産業部次長。

○福田産業部次長 繰上充用を解消するために、平成19年度から単年度で5,000万円ぐらい、7年間で累積赤字を解消するという形で、今一般会計から繰り入れしてもらってございます。ただし、水揚げをふやしていくことによって、7年が6年なり5年になっていく、そのような努力を漁船誘致等を含めて、なるべく早く累積赤字を解消しようとして今考えてございます。以上です。

○鎌田委員長 中川邦彦委員。

○中川委員 当然、水揚げがふえてくれば解消はされていくというふうには思うんですけれど

も、やっぱり、私見ていて思うんですけども、資料No.8の259ページだと、確かに数量は減っているんですけども、平成18年度と比較して、金額が平成18年度だと119億円から平成19年度は123億円と、そういうふうにあがってきているというのは、一定の努力はできると思うんですが、全体を見ていくと、どうしても一面に偏っている部分があるのかなというふうに思いますので、そうではなくて、全体の水揚げもふやしていくのに、これからマグロとかカツオとか、それだけで、中心でいいのかどうか。そして、それには背後地の問題、加工する問題もいろいろ出てくると思うんですが、その点についてはどんなふうに考えているのか伺います。

○鎌田委員長 福田産業部次長。

○福田産業部次長 確かにうちの市場の構造的な特徴としまして、マグロに特化しているということがございます。マグロについては、大型のマグロについては漁業規制がかかる状況がございます。まき網については大量にマグロをとりますので、まだ規制はかかっておりませんが、将来大丈夫かと心配している部分もございます。このために、資源的には非常に安定していますカツオをできるだけ取り扱えるような状況にしていきたいと考えてございまして、現在、1,000分の5の使用料につきまして、カツオの一本釣り船については1,000分の2にしてございます。ただ、やはり委員おっしゃるように、背後の方の施設等の関係で、なかなかカツオの水揚げがふえないという状況がございます。そのために、カツオを使った新商品開発の取り組みが現在行われておりますので、それが軌道に乗りますと、定期的にといいますか、安定したカツオの水揚げ増につながるのかなと考えてございまして、その辺に期待しているところでございます。魚種をふやすことについても、当然のように取り組んでいこうと考えてございます。

○鎌田委員長 中川邦彦委員。

○中川委員 今、課長が言ったように、新商品の開発、その部分だけですべて解消されると私は思えないわけですので、やっぱり、どういうふうに塩竈の加工全体も含めて、やっぱり生かしていくのかというのが私は課題ではないかのかなと危惧するわけですけども。やっぱり問題だというふうに私は思っているんですけども、市場に行ってみると、建物の老朽化とか、それから、地震が来ていずれ崩れるんじゃないかという感じもするわけなので、そういう点で水揚げに応じた施設の規模といいますか、そういうものがこれから必要なのではないかなという気はするんですが、その点はどうですかね。

○鎌田委員長 福田産業部次長。

○福田産業部次長 施設の老朽化、かなり進んでございます。一方、消費者の方からは当然、食の安全・安心についての取り組みを求められてございます。このために、できることからということで、処理場の床面を滅菌海水を流すと、それで常時洗うような形にしている装置が結構生産者の方に評判になってございます。それを今年度についてもふやしていますし、ただ、将来的にはやっぱり食の安全を考えた場合に、市場をクローズといたしますか、今のようなオープンな形じゃなくて、きちんと仕切るような形での処理場にしていくのが必要かなと考えてございます。

今までそのような施設整備のネックになっていましたのが累積赤字でございました。現在、この累積赤字の解消に取り組んでいるということで、緊急に必要なものについては県の方でもその事業については認めるという話になってきてございます。さらに、来年から、県の発展税も入ってまいりますので、その使い道として市場の施設整備についても将来ビジョンができれば認めていくという方針になってございますので、今、そのような取り組み、水産振興協議会中心に取り組んでいこうとしておりますので、よろしく申し上げます。

○鎌田委員長 中川邦彦委員。

○中川委員 今、やっぱりそれに応じた規模とか、そういうもののために県の発展税とか、卸売機関なんかと協議するというのであれば、やっぱり、今までの規模、それから、水揚げに応じた規模というものもこれからは必要なんじゃないかなというふうに思うんですね。昔、やっぱり、開設された、しかも40年前は東洋一の建物ということで、私らも子供のころにやっぱりそういうものでの喜びといたしますか、その時点から見れば、今の水揚げ額に応じた、そういう施設、そういうものが必要になると思いますし、やっぱり、新しく市場そのものも整備する必要があるということで、以前に出していた魚市場地区の再開発事業で、その点でいつごろから始めていくのか。どういう計画、今ので、形だけれども、これからどんなふうに、いつごろから進めていくのか、それから、老朽している設備、立入禁止になっている部分とか、そういうこともありますので、その点なんかについてはどんなふうにしていくのか。まず、その辺、伺いたいというふうに思います。

○鎌田委員長 福田産業部次長。

○福田産業部次長 以前、確かに再開発計画をつくりました。最初、水揚げ300億を目指して造り上げましたが、そのときに200億台に水揚げ落ちてきまして、その計画は断念した経過がございまして。さらに、100億台の水揚げのときに200億の水揚げを目指して再開発計画をつくりま

したが、それも現在、100億台に水揚げ低迷しているような状況で、以前つくった計画は今のところ白紙に戻すといえますか、かなわない計画になってきているのかなと考えてございます。

そのためにも、先ほど、発展税のお話をしましたけれども、業界と、それじゃ、今、どの程度の規模の市場が望ましいのか、あるいは市場としてどのような施設が必要なのかということ、皆さんと話し合う場をつくって、新たな計画をつくり、それで宮城県さんの方と協議しながら市場の将来の姿をつくり、それに向かって努力していくというのが必要だと考えていますので、その動きを今してございます。以上です。

○鎌田委員長 中川邦彦委員。

○中川委員 今、原油の高騰で塩竈に入る入港船とか、塩竈の船籍に対する一定の補助ということで、私は評価できる点だというふうに思うんですけども、やっぱりそういうふうに努力している部分と、それから問屋組合さんとか、それから、入港のために努力している機関とか、そういう人たちが一定努力をしなければなかなか塩竈に入ってこられないというものもあると思うんですが、やっぱり何といても一番使いやすい魚市場と、やっぱり乗組員とかそういう人たちの休養も含めて、やっぱり施設の整備というものがそれなりに必要だというふうに思うんですが、今のままで、休憩室なんかもつくられているけれども、やっぱりそうじゃなくて、きちっとしたものをつくる、やっぱり利用者が安心して使えるような、そういう設備というのが、施設といえますか、そういうものが必要だというふうに思うんですけども、その点についてはどんなふうに思っているんですか。

○鎌田委員長 福田産業部次長。

○福田産業部次長 現在、できるところからということで、委員ご指摘のように、休憩室をつくったりとか、それから、要望が多かったコインランドリーを設置したりとか、それほどお金のかからないやり方で施設整備に取り組んでございます。ただ、将来あるべき市場、あるいは将来の市場と考えた場合には、厚生施設みたいなものについては以前の計画からずっと入っておりますので、当然、それを視野に入れた計画づくりになるかと考えてございます。以上です。

○鎌田委員長 中川邦彦委員。

○中川委員 改めて伺いますが、300億の単位でつくった魚市場の再開発事業、それから、200億、100億と、そういうふうに見ていって、どこで歯どめをかけるのかというふうに思うんで

すけれども、やっぱり100億なら100億を維持するために、やっぱり、今の市場をどういうふうにするかということが緊急の課題ではないかなというふうに思うんです。

それで、もう1点伺いますが、漁港背後地の今の状況というのはどうなっているか、伺います。

○鎌田委員長 福田産業部次長。

○福田産業部次長 県有地の漁港背後地についてでございますね。あそこの部分については、まず、一番北端にありました部分については、全水加工連が工場をつくって取得してございます。以前からその全水加工連の冷蔵庫とタイアップして、地元の加工業者の方が組合つくりまして、その隣の県有地を取得して事業展開を考えてございます。現在、その組合の方では、県有地取得するということで県の方に正式に意向を示してございます。ただ、現在の原油高含めて、かなり厳しい状況が続いておりますので、どうしても価格面でまだちょっと折り合いがつかない状況になっていると聞いてございます。ただ、先ほど言いましたように、県の方には意向を示してございますので、できるだけ早く取得していただいて、事業展開できればと考えてございます。以上です。

○鎌田委員長 中川邦彦委員。

○中川委員 では、市長に伺います。

2点なんですが、卸売機関の一本化の問題と、それから、漁船誘致のために今後どんなふう働きかけていくか、計画がもしもあればお聞かせ願いたいと思います。

○鎌田委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 初めに、卸売機関の一元化の問題についてお答えをいたします。

2年ほど前から、今後の塩竈魚市場の運営を考えますときに、やはり、卸売機関の一元化ということに、今、真剣に取り組むべき時期ではないかということで、塩竈市が仲立ちをさせていただきまして、両卸売機関といろいろ話し合いを継続をいたしております。実は、平成19年度中に一定の方向性をとということでまいりましたが、このような漁業環境であります。なかなか両卸売機関の意見というものが一致しないという部分がございます、いまだ話し合いを継続をさせていただいているという状況であります。市としては、今後の水産を考えるときにやはり卸売機関の一元化というものであるべきだろうというようなことを申し上げさせていただいているところであります。

二つ目であります。漁船誘致であります。振り返りますと、塩竈魚市場につきましては、さ

さまざまな変遷をたどってきたのだろうと。例えば200海里問題、北転船問題等々、大きな節目があったのかなというふうに考えております。残念ながら、過去、年間500億円を超える水揚げがございました市場が、いまや100億円を維持するのに大変悪戦苦闘いたしておるという状況であります。原因はさまざまあるのかなと思っております。それらにつきましては、水産振興協議会等の場でも、多くの方々に今後のあり方について議論をいただいているところであります。先ほど来、御質問いただいております魚市場の改築といったようなことにつきましても、我々は当然今のままでいいということではないわけでありまして、しかしながら、残念ながら、20数年、3億数千万円の不良債務もなかなか解消ができなかったという現実を我々突きつけられているわけでありまして。議会の皆様方のご理解をいただきまして、一定程度、方向性についてはお示しをさせていただいたつもりであります。期間が7年間というのは長いのではないかなというような御意見もあるかと思っております。我々は、そういったものをできるだけ縮める努力をさせていただきたいと思っておりますが、それにつきましても、単年度収支が整います水揚げ額が120億円であります。これを割り込みますと、残念ながら、また一般会計からの繰り出しというようなことをお願いせざるを得ないという実情でありますので、何とか、年間120億を超える水揚げを確保しながら、あわせて旧来扱ってこなかった魚種等についても扱いを拡大していくべきではないかというふうに考えているところであります。

今、漁船誘致活動につきましては、平成16年度から3年ぐらい、各生産者の方々を直接ご訪問をさせていただきながらひざを交えてさまざまな課題についてお話をし、塩竈といたしましても、そのようなご要望について、やれるものから率先してということで、さまざまな取り組みをさせていただきました。例えばカモメ等を防止するためのネットであります。あるいは、先ほども申し上げました、衛生管理のための水を流すというようなもの。さらには、魚市場の中に、直接トラック等が入れないような工夫。あるいは、そこに携わる方々の衛生管理等々について、今、関係者が一体となってさまざまな取り組みをさせていただいております。今回、御提案を申し上げさせていただいております、県外船につきましてはの支援策、まだまだ、本来であれば必要かと思っております。ただ、半年間で1,000万であります。1年ということになりますと、2,000万円を超える金額。地元の漁業者の方々に対しましても1,200万であります。恐らく年間になりますと2,000数百万、合わせますと4,000数百万の資金が必要であります。こういったものが、いつ燃料油が旧来の形に戻るかということになりますと、なかなか、残念ながら見通しが立たないという不透明な状況であります。そういった中で、我々としてはこのよ

うな努力を精いっぱいさせていただきながら、また次の対策等についても真剣に取り組みをしながら、塩竈魚市場の評価が少しでも上がりますよう頑張ってもらいたいと考えているところでございます。どうぞよろしく願いいたします。

○鎌田委員長 中川邦彦委員。

○中川委員 ありがとうございます。

もう1点なのですが、やっぱり何といっても、今市長さんが述べられたように、やっぱり、加工団地も含めて、塩竈の町をどうしていくかというのはこれからの大きな課題だというふうに思うんですが、やっぱり、一つずつ考えていけば、今出されたように単年度の収支の均衡ということが必要だというふうに思いますし、早期の赤字の解消、累積赤字の解消というものも当然だと思いますので、できるだけ、今の形をどういうふうにしていくかという大きな、皆さんの意見を聞き、取り入れながら、魚市場についての進め方、それから、我々も当然、塩竈の問題ですし、市場なくして塩竈というのはあり得ないというふうに思いますので、やっぱり、市民全体での協力を得ながら進めていくということにぜひ努めていってもらえばいいなというふうに思います。

次に、伺いますが、水道事業会計について伺います。

資料No.21の21ページと23ページについて、まず、一般会計のときにその入札状況について伺ったんですが、ここで3点ほど伺います。

一つは、入札状況について、96%という高い確率もあれば、86%台というところもあります。まず、その点について。

それから、事業の入札してからの事業の工期について、2点目。

3点目に、地元企業への発注の割合。事業全体でどのぐらいになっているのか。

まず、3点について伺います。

○鎌田委員長 尾形水道部総務課長。

○尾形水道部総務課長 まず、1点目の96%という高い落札率ということなんですけれども、この部分につきましては、その事業によりまして、指名競争入札あるいは一般競争入札により入札執行しているわけですが、結果的にそのような落札率になっているということでございます。

2点目の地元企業の部分につきましては、水道としても、地元企業につきましては、地震等災害時において水道部だけでは対応できない場合も想定されますので、その復旧等を速やかに

実施するために地元事業者の協力が必要であるというふうに考えております。そのためにも地元業者の育成につきましては、各種研修会を通しまして、指導・育成に努めているところでございます。また、入札を執行するに当たりましては、一定の指名の中で業者が決定しているわけでございますが、入札における透明性の確保あるいは競争性の向上を図るため、予定価格の事前公表あるいは現場説明会の廃止などを行いながら入札執行を行ってきている経過がございます。さらに、平成19年度からさらなる競争性を働かせるということで、一定規模以上の工事、額としましては3,000万円以上の発注案件について、制限つき一般競争入札を導入しまして、業者の所在地につきましても2市3町ということで拡大しておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。また、平成20年度におきましては、価格だけで評価してきた従来の落札方式と異なりまして、品質を高めるための新しい技術やノウハウなど、価格に加えまして、地元貢献度などの価格以外の要素も含めまして総合的に評価する総合評価方式を導入しているという実態でございますので、よろしくお願ひします。（「割合は、地元の割合」「工期」の声あり）

○鎌田委員長 佐々木水道部長。

○佐々木水道部長 失礼しました。

地元発注の割合なんです、管工事に限って申し上げますと、100%でございます。

○鎌田委員長 中川邦彦委員。

○中川委員 わかりました。

質問の2番目に上げた事業の工期とかそういうものについてはどんなふうに行っているのか。工期の期間というか、一つずつ。

○鎌田委員長 黒須水道部工務課長。

○黒須水道部工務課長 まず、発注時期に関しましては、冬場にかからないように、なるべく日の長いうちに発注するということでもあります。ただ、工期の決定の仕方としては、布設延長に対して1日にどの程度進むかの割合で管工事関係、土木工事関係、設定しますけれども、国道関係だと、さらに舗装期間を3カ月おいた後に本復旧しなさいというような条件もついできますので、その辺を加味した形で工期設定させていただいております。

○鎌田委員長 中川邦彦委員。

○中川委員 災害のときに地元塩竈の水道部の方々、それから、業者の方も含めて、災害に派遣されたり、行って、一定の努力をしていることには私も再三一般質問の中で取り上げてきたん

ですが、やっぱり、そういう中での努力、そういうものについては評価できますし、これからも災害のときの派遣、そういうものについてはぜひ進めて、お願いしたいなというふうに思いますし、これからもそういう面での技術の継承なり、新しい技術を導入する。そういうものも含めてやっていただければいいなというふうに思います。

余り時間もないんですが、次に、資料No.12について伺いますけれども、第5次配水管の整備事業が、これは終了したわけですがけれども、その到達点と次の計画はどんなふうになっているのか、その点、まず伺います。

○鎌田委員長 黒須水道部総務課長。

○黒須水道部総務課長 第5次配水管整備事業ですがけれども、平成10年度から平成19年度まで10カ年計画で進めてきております。その中では、総配水管の布設というのが4万1,857メートル、そのほか、緊急遮断弁2基、それから配水池築造1基ということで進めてきておりますけれども、執行率として99.9%。5次整備の成果という面で考えますと、整備事業が始まります前年度、平成9年度末で、現在で言う耐震性を有する管を使っている耐震化率、これが8.3%でありましたけれども、この平成19年度末で14.9%ということで、6.6%改善されております。また、有収率を比較した場合、平成9年度で86.14%だったのが、平成19年度末で90.26%ということで、4.12%、有収率が上がっております。

それと、あとは、緊急遮断弁の設置ということで、2基で、緊急時の飲料水の確保水量というものが2,080トン確保できると。これに関しましては、初期段階で1人1日3リットルで計算していった場合、給水人口の4日分の水道に相当いたします。

それから、浦戸地区に布設されておりました石綿セメント管、平成12年度末で全部布設がえを行っておりまして、今、本市の水道は石綿セメント管というのは一切使っていないという状況になっております。

それから、今後の取り組みということでありますけれども、安定給水の確保という部分で最重要課題と考えていった場合、今後も引き続き管道整備が必要になってくると考えております。今現在、老朽管更新事業というものも平成28年度まで進めておりますけれども、これにあわせて、今年度から平成28年度までの9カ年計画で第6次配水管整備事業を計画しております、今年度から実施しております。以上です。（「終わります」の声あり）

○佐藤（貞）委員 議事進行。

○鎌田委員長 佐藤貞夫委員。

○佐藤（貞）委員 今、中川委員と産業部次長との質疑のやりとりがありまして、私も初耳でありますけれども、カツオの水揚げ手数料が1,000分の2と言ったんですよ。ですから、条例上は1,000分の5なんですよね。いつからそうなっているのか。きょう、産業建設委員会でどういうふうに説明したか、わかりませんが、やはり、初めて私聞くんです、ここで。だから、前に冷凍技術の問題で大問題になったことあったものですから、だから、それをいつからそうやっているのか、ちょっと確認だけしたかったんです。

○鎌田委員長 1,000分の2についての回答ですね。

福田産業部次長。

○福田産業部次長 平成17年から1,000分の2に減免してございます。冷凍物、輸入冷凍物についても同様に1,000分の2にするということで、所管の産業建設協議会の方に報告してございます。

○鎌田委員長 よろしいでしょうか。

じゃあ、次に移ります。小野幸男委員。

○小野（幸）委員 それでは、私の方からも何点か、質問させていただきたいと思います。

初めに、資料No.8の71ページにあります介護保険事業の中の2の認定の状況など書かれておりますけれども、高齢化が進む中で、だれもが親の介護とか、また、配偶者の介護ということで、現在、また、将来の問題として悩んでいる方が多い中でございますけれども、話を聞きますと、まだ、本当に介護サービスが必要になったときに、本当にどうしたらいいのかわからない方が、いろいろな話を聞きますと多いことを感じているんですけれども。

そこで、介護が必要になった、サービスが必要になったというときに、どこに相談して、その介護認定に至るまでの流れ、それをちょっと確認しておきたいと思います。

○鎌田委員長 高橋介護福祉課長。

○高橋介護福祉課長 介護保険制度は平成12年からスタートしておりますが、当時から、介護保険の相談につきましては在宅介護支援センターというセンターを立ち上げまして、市内3カ所で立ち上げて、そういった認定あるいは高齢者の生活全般につきましてのご相談に応じてきたところでございます。平成18年に制度改革がございまして、国の方の改革がございまして、在宅介護支援センターよりも、より人員体制を強化しました包括支援センターというセンターを立ち上げることが義務づけられておりまして、塩竈市では平成18年4月から市直営で塩竈市の包括支援センターを立ち上げてございます。昨年9月からは高齢者の方が多い状況を加味しま

して、市内2カ所に、北部地区と西部地区に包括支援センターを増設しまして、そちらで、3カ所で高齢者の皆様方、あるいはご家族、あるいは地域の方、あるいはサービス事業者、いろいろな方々から高齢者の生活にかかわるご相談をお受けしております。介護保険の認定申請につきましても、やはり、一番来やすいところは、利用しやすいところはそちらかなど。あるいは、市の包括支援センター、塩竈市の介護福祉課と隣り合わせにいますか、介護福祉課内にございますので、私どもの一番館の2階のフロアにおいていただいたときに、いろいろな意味でのご相談に応じているという状況でございます。

介護認定申請につきましては、塩竈市の2階の介護福祉課の窓口あるいは包括支援センターでもできると思いますけれども、そちらに介護認定の申請をしていただきます。それを受けまして、私ども市直営の調査員が生活の状況ですとか、身体の状態ですとかをチェックシートに基づきまして調査にまいります。それを受けまして、コンピューターにそれを入力しまして、1次判定を行いまして、その後、消防の方に設置されております介護認定審査会の方で主治医の先生方の意見書等を踏まえまして2次判定ということを行います。それを受けまして、最終的には介護認定の要介護1ですとか、要支援の幾つですとかというような区分が出まして、私どもの方から認定結果をご利用者の皆さん方に通知しまして、その後、ケアプランに基づいた介護保険サービス利用になるという状況でございます。

○鎌田委員長 小野幸男委員。

○小野（幸）委員 申請して、訪問審査をなされて、それで1次判定、2次判定とあって、後はいろいろな審議会で審議されて利用者の方に通知されるということなんですけれども、この日数ですよ、認定結果の日数なんですけれども、どれぐらいかかるものなのか。

○鎌田委員長 高橋介護福祉課長。

○高橋介護福祉課長 認定結果は、申請から30日以内が原則となっているところでございますけれども、実際問題としまして、主治医の先生の意見書等、あるいは審査会の方の日程等の調整がございまして、30日で終わらない方につきましては、その旨、ご利用できる旨の文書を差し上げて利用いただいておりますという状況でございます。原則は30日で、おおむねの方は30日のうちに結果通知が出ております。

○鎌田委員長 小野幸男委員。

○小野（幸）委員 30日ぐらいおおむねかかるということなんですけれども、その中で、30日までかからない方もいるという話も聞いたこともあるんですけれども、その辺はどういったことでそ

うなるのか、ちょっと……。

○鎌田委員長 高橋介護福祉課長。

○高橋介護福祉課長 30日以内が原則ということですので、スムーズに主治医の意見書ですとか、私どもの調査の日程がスムーズに進みますと30日以内の方もいらっしゃるかと考えております。

○鎌田委員長 小野幸男委員。

○小野（幸）委員 なぜかといいますと、私も話をされるときがあるんですけども、認定結果まで30日かかるということで、その認定結果が出るまで介護のサービスを受けられなくて、本当に必要な方がいらっしゃると思うんですけども、そういった方の認定が出るまでの、本当にどうしてもこういうものを本当に今受けなければならない状況にある方に対して、本市としてどういった対応があるのか、あれば教えてほしいんですけども。

○鎌田委員長 高橋介護福祉課長。

○高橋介護福祉課長 先ほど申しましたように、30日を超える場合には、私どもでその30日を超える旨のご連絡と、あと、暫定的に介護保険サービスを利用していただけますというご連絡を差し上げておりまして、できるだけ、そういったことでご迷惑をおかけする対応はしないように心がけております。

○鎌田委員長 前の対応についてはいかがなんでしょうか、今、回答あったか……。よろしいですか。

じゃあ、小野幸男委員。

○小野（幸）委員 認定受けるまで、やっぱり、入院なされる方はいるんですけども、その前に、退院されて在宅に来て、どうしても介護する方が仕事をしていたり、どうしても付添いもできない、歩行のとき、こういう介護のサービスしてほしいとか、そういうことを思っている方がいるんですけども、介護サービス、介護度によって受けられるサービスが違いますよね。ですから、介護度が認定になるまで、そのサービスを受けたいという方、短期間でも一時的にでも、ちょっとどうしてもこれを受けたいというときはどうするのかということでお聞きしたいんですけども。

○鎌田委員長 高橋介護福祉課長。

○高橋介護福祉課長 認定申請をした段階で、介護保険サービスは利用できることとなります。その場合は、私どもで暫定的な利用証みたいな形でご利用いただくという形になっておりま

す。ですので、入院中でも介護保険申請すれば、認定結果が出なくてもご利用いただけると。退院してからになりますけれども。申請で可能ということです。

○鎌田委員長 小野幸男委員。

○小野（幸）委員 ちょっとわかりづらいですけども、何か、要するに、皆さんの認識では、本当に介護サービスというのは、介護認定を受けてから、ケアマネジャーとかが決められて、そういった方の協力でいろいろなサービスの計画なんかがつくられてという部分もあると思うんですけども、そういったこと以前に、本当に退院して緊急に受けたいというときですよ。1カ月の認定前に、認定を受けないと受けられないんですよね、介護保険のサービスは。

○鎌田委員長 緊急避難的に受けられるということなんですね、高橋介護福祉課長。
では、棟形健康福祉部長。

○棟形健康福祉部長 お答えをいたします。

まず、介護認定を受けるまでにつきましては、先ほど担当の方から説明がありましたように、まず、センターの方にご相談いただくということで、その後に、申請をしていただくという形になります。その後に、要介護の認定ということに入りまして、1次判定、2次判定、それから通知という形になります。問題の要介護認定の前までにそういう必要が生じた場合というお尋ねだと思いますけれども、基本的には、先ほど入院の事例がございましたけれども、事前に、私の方に相談業務とか、あるいは申請、こういう事前の段階でいろいろ個別にご相談いただければというふうに思っております。その中でどのような対応ができるのか、改めて整理をしてお話し申し上げるという形でありますので、まず、相談あるいは申請、その段階でお話をいただければというふうに考えております。

○鎌田委員長 小野幸男委員。

○小野（幸）委員 わかりました。

何か聞くと、そういったサービスの申請された方が、何かわかって、よく理解できない人がいるみたいですので、ちょっと今お聞きいたしましたので、その辺も親切に今後相談に乗っていただけてお話ししていただければ助かると思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

要支援と要介護で受けられるサービスが違ふと、先ほども言ひましたけれども、要支援認定を受けた方で、要介護の認定になれば本当に自分の要求するサービスが受けられるという、そう思ひている方がいるみたいなんですけれども、その人がそう思ひているわけですから、その

方にとっては要支援の部分でも必要なサービスであると思うんですけども、そういった点については、やっぱり、また別なサービスがございますか。

○鎌田委員長 高橋介護福祉課長。

○高橋介護福祉課長 介護保険では、介護のお手伝いをするということで、要介護1から要介護5の方、それから、介護予防の観点から、予防活動を支援するというような形で要支援1・2という区分が平成18年4月からできておりますけれども、基本的に、やはり、ケアマネジメントの中で、要支援の方々については介護のお手伝いじゃなくて、あくまでも介護状態にならないための予防の支援をするということで、ある程度目的を明確にした、例えば買い物ができるとか、洗濯ができるとか、そういったことを明確にしたようなケアプランづくりを進めておりまして、できるだけ介護状態にならない支援、お手伝いをするというような形のケアプランづくりになっております。

○鎌田委員長 小野幸男委員。

○小野（幸）委員 わかりました。

何か、要支援を受けた方で要介護だったもつといっぱいサービスを受けられるのという、そういった声があるんですね。ですから、微妙な、厳しい、ちょっとした動作でも全然違ってくると思いますけれども、そういったことを思っている方もいらっしゃると思いますので、何かその方に対応できるような対策もお願いしたいなと思っております。また、心身の状態、やっぱり、けがや病気などで急に変化があったときなどありますけれども、そういった場合は、即というか、速い対応ができる、要介護度の認定の段階ですね。

○鎌田委員長 高橋介護福祉課長。

○高橋介護福祉課長 介護保険の区分変更申請というのがございまして、何か心身の状況が変わった場合にはその区分申請の申請をしていただくことになっております。先ほどと同じようにできるだけ30日以内に結果を出すという形で考えてございます。

○鎌田委員長 小野幸男委員。

○小野（幸）委員 わかりました。

今後、支援を必要とされる方、高齢化とともにふえ続けると思います。ですから、利用者のニーズにこたえられるように、本当に今後も取り組みをお願いしたいと思います。

次に、同じ資料の74ページの介護老人福祉施設の入所希望者の状況がありますけれども、最近、新しい施設等もできておりますけれども、現在、どれくらい待機者がおられるのか、その

辺、わかれば教えてください。

○鎌田委員長 高橋介護福祉課長。

○高橋介護福祉課長 介護保険、特別養護老人ホーム、塩竈に清楽苑ございますけれども、主要な施策、資料No.8の74ページの上に、ここにありますように、平成20年3月末現在の待機者数242人という状況になってございます。ことしの8月下旬に塩竈市に地域密着形の特別養護老人ホーム、29床でございますけれども、オープンしておりまして、その際、ある程度の公募をしまして入居者が決定しておりまして、ただいまそちらの方、今、恐らく満床にはなっているかと思えます。その影響で、待機者の方、入所希望者の方は減少しているかとは思いますが、ただいま詳細なところにつきましては調査しておらない、年1回調査でございまして、これよりは減っているのかなど。ただ、ここに記載しております清楽苑の242人という数字もある時点でのたまった入居申込者数になっておりまして、その後の動向を施設の方でも把握しているわけではないので、通算で242人、この段階でいたという状況でございまして。推計いたしますと200人ぐらいの方がというふうに考えているところでございまして。以上です。

○鎌田委員長 小野幸男委員。

○小野(幸)委員 わかりました。ありがとうございます。

次、77ページの現況と課題の中に、要介護認定者の増加傾向が2,300人台に推移している。今後も生活機能の維持向上など、介護予防を重視した対応が重要であるとありますけれども、本市の介護予防の取り組み、そういった点、教えてください。

○鎌田委員長 高橋介護福祉課長。

○高橋介護福祉課長 塩竈市、少子高齢化進んでございまして、住民基本台帳上25.4%だっと思えますけれども、4人に1人以上の方が高齢者になっている。ただ、一方、こちらで今、委員おっしゃいましたように、2,300人ぐらいの認定者で推移しているということで、高齢化は進んでおりますけれども、今、認定者の方はふえていないという状況がここ数年続いているところでございまして。高齢者の方、介護保険を使う、介護状態になる要因見ますと、疾病による場合、脳血管疾患等で片方の半身がという方とか、あるいは転んだとか転倒によって、けがですね、転倒によって足腰が不自由になってしまう場合、それからあと、老化といいますか、心身機能の低下によって介護状態になるというような方がいらっしゃるわけでありまして、塩竈市としましては、その三つの対応として、健康課ですとか、あと私どもの介護福祉課を通じまして、転倒予防ですとか、あるいは認知症予防ですとか、それから、健康診断も通じまして

早期に発見して、そういった脳血管疾患等、そういった疾病は早期に予防していこうというような形でやってきたところでございます。そのほか、閉じこもり予防ですとか、それから、運動機能向上ですとか、そういった事業をやりながら、総合的にそういった介護予報活動を展開しているところでございます。

○鎌田委員長 小野幸男委員。

○小野（幸）委員 わかりました。ありがとうございます。

今、仕事一筋にやってきて定年を迎えた中には、生きがいをなくしたり、毎日、どこに行っても、何をしたいかわからないとか、だれからも必要とされていないとかという気持ちなんか、そんなことを考えてうつになってしまうというような方とかもいらっしゃると聞いておりますけれども、そういったことが一般質問等でも私も聞いておりますけれども、介護ボランティアというのは本当に介護予防にもつながるし、本当にそういったうつの部分でもいいのではないかなと思っているわけですが、そういった、今後、考え等はあるのかどうか、ちょっとお聞かせ願いたいと。

○鎌田委員長 高橋介護福祉課長。

○高橋介護福祉課長 塩竈市、いろいろところでボランティア活動をしていただいております、本当に市民の皆さんが福祉活動に本当に熱心に取り組んでいただいていると、私も大変感謝しているところでございます。介護ボランティアの制度につきましては、国の方の制度改正もございまして、一定程度、ボランティア活動をポイント化しまして、それをこの次の介護保険の負担に当てることができるというような制度でございまして、まだ、全国的にちょっとスタートしたばかりというような形で、先進地の事例を見ますと、1年間活動しまして5,000円相当のポイントになるというような形ございました。ボランティアをそういった金額に換算することのよしあしというのが一つありまして、あとまた、それをやることによりまして、ボランティアで軽減された方の軽減分をほかの方、1号被保険者の方々の介護保険料で見ると、いな形で先進地ではやっている。ボランティア活動をなさった方は軽減されて、それ以外の方がその人の軽減した分はご負担いただくような制度になっていますので、もうちょっと私どもとしましても、よしあし、ちょっと検討させていただきたいと考えているところでございます。よろしく申し上げます。

○鎌田委員長 小野幸男委員。

○小野（幸）委員 わかりました。

今、何か全国的にいろいろなポイント制度以外にも介護サポーターとか、そういった取り組みがなされていると聞きますので、この辺、できるのであれば、本当に介護の現場でも非常に助かる部分ではありますので、本当にそういった取り組みの考えを今後もよろしくお願ひしたいと思っております。

それで、次にですけれども、水道事業についてですけれども、ちょっと関連してちょっとお聞きしたいと思っております。今回の仙台・宮城デスティネーションキャンペーン、ペットボトルを配布すると聞いておりますけれども、その内容についてちょっと教えていただきたいと思ひます。

○鎌田委員長 尾形水道部総務課長。

○尾形水道部総務課長 平成20年度にペットボトル水の製造ということで、その目的としましては、水道事業あるいは水道水に対する正しい知識をお客様に提供しながら、水道事業の理解と水道水のイメージアップを一層深めていただくということで製造いたしました。それと、災害時に備えた飲料水のくみおきや備蓄水の促進と啓蒙ということで、目的でございますが、今年度、10月から予定されております仙台・宮城デスティネーションキャンペーンで、そのペットボトル水を配布するなどして、塩竈市の観光の活性化と、あと、観光旅客の拡大に努めるということをあわせて目的としております。

○鎌田委員長 小野幸男委員。

○小野（幸）委員 私もペットボトル見てみて、ラベル等に塩竈の歴史的な部分とか、あとPR的な部分とか書かれておりましたけれども、今、水道の正しい知識ということでのお話あったわけですけれども、私もいろいろな市民の方とお話しする中で、その水の安全とか地震災害あったときの安全とか、よく話をされるときもあるんですけれども、それで、確認の意味でもちょっとお聞きしますけれども、塩竈の水源というのはどここというか、何カ所から水系を通ってきているとかあると思うんですけれども、その浄水場まで至るまでの経路的な部分をちょっと教えていただきたいと思ひます。

○鎌田委員長 黒須水道部工務課長。

○黒須水道部工務課長 塩竈市の水源ということで、一つは、大倉ダムの放流水ということであります。それから、もう一つ、仙南仙塩広域水道ということで、これは浄水された飲み水として送られてきているものですが、七ヶ宿ダムという、この2カ所、今現在なっております。

○鎌田委員長 小野幸男委員。

○小野（幸）委員 わかりましたけれども、ダムからどのような経路、水管橋とかもあると思うんですけども、その経路でどういったルートで来ているのか、何か市民の方も興味深く思っている部分もありますので、ちょっとお話ししていただければと思います。

○鎌田委員長 黒須水道部工務課長。

○黒須水道部工務課長 まず、大倉水系でございますけれども、取水された水、これはほとんど国見浄水場まで仙台と共同の導水管で持ってきておりますけれども、これはほとんど地下に埋設された水道管ということであります。また、塩竈市単独分ということで、国見浄水場から梅の宮浄水場まで大体20キロくらいの長さでございますけれども、その中で水管橋を渡っている部分、それからあと、岩切の隧道2カ所くらい、そのほかは全部の道路上、もしくは田んぼのあぜ道という部分で地下に埋設されている700ミリのパイプを通ってきている状況です。

○鎌田委員長 小野幸男委員。

○小野（幸）委員 わかりました。

あと、おいしい水ということで、水質の部分もいろいろ検査等もあると思われるんですけども、そういった検査内容についてはどのようなことになっているのでしょうか。

○鎌田委員長 黒須水道部工務課長。

○黒須水道部工務課長 水質検査項目としては、一つは、毎日検査ということで、市内12カ所、水道、色、濁り、それから、消毒の残留効果ということで、毎日、365日検査しております。そのほかに、毎月検査ということで、市内15カ所の給水栓のほか、塩竈市独自ということで6カ所追加、計21カ所で毎月1回検査している状況です。

○鎌田委員長 小野幸男委員。

○小野（幸）委員 わかりました。

あと、本当に安心・安全と、水はどんなときも欠かせない部分でありますけれども、今まで塩竈の水として歴史も深いと思いますけれども、地震災害等、今まで導水管事故など、そういった事故があったのか、それともなかったのか。また、地震等によって水道管が破裂して水の流出を防ぐ対策とか、そういったいざというとき、本当に地震の災害時に備えての取り組み、塩竈としての取り組みは万全なのかという、この点をちょっとお聞きして、質問を終わらせていただきます。

○鎌田委員長 尾形水道部総務課長。

○尾形水道部総務課長 緊急時の対応につきましては、日本水道協会宮城県支部あるいは東北支部等ということで、災害時の応援協定を締結しておりますし、なおかつ、市内の管工事業組合とも災害時における復旧支援あるいは復旧作業等についての協定をもあわせて行っておりますので、災害時における給水あるいは復旧活動につきましては万全を期しているというふうな考えであります。

○鎌田委員長 佐々木水道部長。

○佐々木水道部長 委員、ただいまご質問いただきました内容について、まず一つは、大きくは、前段に申し上げましたように、水源が大倉ダムとそれから七ヶ宿ダム、いわゆる広域の受水関係と二つの水源を抱えるということで、どちらか一方が万が一あっても、市内に即影響がないような形の水源の確保を図っているということ。それから、もう一方では、かつて昭和40年代、大倉系の導水管路、これは頻繁に漏水事故が発生しまして、これの補強対策を講じまして、近年は先般の地震の際にも若干小さな漏水事故は発生したんですが、市内の給水に全く影響ないような形で修理が完了しているというような内容で、耐震対策も努めておりますし、それから、市内の管路については、これまで申し上げておりますように、耐震管の入れかえということで、そういった対策を講じている。もう一方では、万が一の場合については、前段、総務課長の方からお話し申し上げたような対策も講じているという内容でございますので、ひとつご理解をいただきたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

○鎌田委員長 東海林京子委員。

○東海林委員 私は市立病院の決算についてお伺いいたします。

一番、市立病院の問題で心配なのは、皆さん、市立病院がなくなるのではないかとということで大変心配されてきたと思います。しかし、市立病院のあり方審議会、ここにいろいろゆだねて、今、検討されているというふうに思います。そういう点では、お答えになる部分で、あり方審議会のあれが出ない、報告が出ているところまではいいと思いますけれども、総決算みたいな形が出ないところでお答えになることも難しいのかなということもありますが、まず、市民の皆さんの心配している、市立病院はなくなるのか、なくなるらないのか、この点について率直にお伺いしたいというふうに思います。

私から見ると、あり方審議会の皆さんがお出しになっている報告から見ると、そういう心配はなくて、むしろこうした方がいいよ、ああした方がいいよというような、そういうご意見の方がすごく多いような気がするわけですが、市長としてはどのようにお考えになっているの

か、よろしく願ひいたします。

○鎌田委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 市立病院の今後のあり方についてご質問いただきました。

今日までの本当に厳しい財政状況の中から、市立病院への繰り出しということを中心苦しいお願ひをさせていただきながら、何とか今日まで199床の公立病院を維持いたしてまいりました。しかしながら、今現在、一方では、さまざまな医療制度改革が進められております。特に200床未満の中小の公立病院にとっては大変厳しい環境が発生をいたしてしております。こういった中で、一般の皆様方の税金を本当にどこまでお願ひできるのかということについて、我々、日々悩み苦しんでいるところであります。

今、そういった状況をなぜということではありますが、本市におきましては、平成17年、18年、19年というような緊急再生プランに基づきまして、市立病院の経営健全化に取り組んでまいりました。目標といたしましては、平成19年度で単年度収支を何とか調えるということでありましたが、私の努力不足でそれもかなわないというような現下の状況であります。

そういったことを踏まえまして、今後の市立病院がこの地域医療の中、あるいは政策医療として、こういった役割を果たしていくべきかということにつきまして、学識経験者の皆様方あるいは病院関係者、市民の方々、さらには議会からもお願ひをいたしまして、今、さまざまな議論を重ねていただいているところであります。前回で、一定の方向性ということまではまだ至っていないというふうに私は認識をいたしてしておりますが、今後のあるべき姿につきまして、幾つかの方法をご説明いただいたというふうに感じております。今後につきましても、本市の市立病院の運営については、やはりかなり厳しい状況が予測をされるというふうに私は判断をいたしてしておりますが、そういった中で、一方、二市三町という単位で見ますと、塩竈市立病院、唯一の公立病院であります。今日までもこの塩竈圏域の唯一の公立病院として、さまざまな役割を果たさせていただいてまいりました。そのような役割を今後どのように継続できるのか。あるいは、また新たなスタートを切るべきなのか。そういったことについて、今、ご審議、ご意見をちょうだいしているという認識であります。

いずれ、審議会から一定の答申が出されるものと判断をいたしてしております。そういった内容につきましても、議会の方につぶさにご説明をさせていただきながら、今後の市立病院のあるべき方向について、しっかりと議論を重ねさせていただきたいというふうに考えているところでございます。よろしく願ひいたします。

○鎌田委員長 東海林京子委員。

○東海林委員 お答えが、審議会にゆだねているわけですから、市長もなかなか出しにくいという部分もあると思いますが、これから、やはり、二市三町で唯一の公立病院、このことでやっぱり役割を果たしていかなければならないという部分では私も同感ですし、来月のその報告書が非常に楽しみなわけです。ぜひ、まず存続ということ審議の皆さんには頑張ってもらいたいというふうに思うわけです。よろしくその辺はお願いしたいというふうに思います。

それから、質問に入りますが、私の使う資料は、病院事業の概要、資料No.20、これを使用させていただきますので、資料No.何番だというようなことを私が言わない限り、言わないでいただきたいと思います。

それでは、資料No.20のまず1ページから入っていきたいというふうに思います。

ここは「初めに」ということで、総括的なごあいさつという部分だというふうに思いますが、この中の文章、大した質問するわけじゃないんですけども、真ん中あたりですね、「新たに消化器及び循環器の医師3名を確保し、収支均衡に向け全力で取り組んできました」というふうになっているわけですが、そのことを別の資料で見ますと、私、16名というふうに今までも聞いていたと思うんです。それが15名となっていましたよね。それはどちらが本当なんでしょうかね。これは9ページあたりかな、9ページじゃない、どこかにあったんです。8ページですか。

○鎌田委員長 佐藤市立病院事務部長。

○佐藤市立病院事務部長 医師数でございますが、医師数につきましては、8ページをご参照いただければと思います。

平成19年度末につきましては15名と、これは常勤医師数ということでここに記載してございますが、市立病院のいろいろな説明の中では、非常勤医師につきましても、入院患者を持っていただくドクターにつきましては常勤医師と同様というふうな取り扱いをさせていただきまして、16名という数値で御報告申し上げているというところでございます。（「わかりました」の声あり）

○鎌田委員長 東海林京子委員。

○東海林委員 じゃあ、別に退職したとか、開業したとか、そういうことではないんですね。わかりました。

常勤のほかに、例えば派遣とか、あるいは研修医とか、15名のほかにそういう点では何人く

らいいらっしゃるんですか。お願いします。

○鎌田委員長 伊藤市立病院長。

○伊藤市立病院長 今、事務部長がお話ししましたように、常勤15、それから非常勤、嘱託という形で整形の先生がいらっしゃいます。その他、あと研修医の先生が平成19年度は1名勤務しております。あとは常勤とか非常勤ということじゃなくて、週何回とか、パート的にお手伝いいただいている先生もおります。眼科なんかは週3回くらい大学の関係から来ていただいております。それからあと、皮膚科、週1回、それから、耳鼻科、週2回というような形で大学から応援もいただいております。

○鎌田委員長 東海林京子委員。

○東海林委員 ありがとうございます。

この人数で外来、それから入院とかいろいろやっているわけですが、そのほかに利用者として、乳児健診とか予防注射とか、たくさんあるわけですが、大体、このぐらいの人数で間に合っているんですかと言いたいわけですが、妥当なんでしょうかね。余り、昨年と比較しても先生がふえたんですけれども、患者さんが余り来ないというような感じがあるんでしょうか。もちろんそれは医療費も高いし、そういう点、それから、薬を2カ月に1回もらいに来るとか、そういうのがありますので、患者さんが余りふえたとは言えないと思うんですが、そういう点ではどうなんでしょうか。

○鎌田委員長 伊藤市立病院長。

○伊藤市立病院長 平成19年度につきましては、職員一丸となつてかなり頑張ったという結果出ております。この中で、手術症例とか見ていただくとわかります。この資料20で17ページ見ていただければわかると思います。そこに外科の症例ごらんになっていただければわかります。平成19年度は全麻の手術248例、平成18年度と比較しますと70例くらい、ずっと多くなっております。当然、その下の内視鏡下手術、内科の方の件数見ましても、大腸の症例等も多くなっていますし、全体的にかなり例数的には前年度と比較して努力した跡は見られます。

ただ、最近の傾向を見ていますと、薬の処方がやはり以前は2週間とか4週間ぐらいでしたが、今は5週間、6週間、そういう傾向が見られます。これは薬局のところを見ていただくとわかると思います。

21ページ見てください。

そこの薬事というところを見ていただくとわかると思います。外来業務の薬事と見ていただ

きますと、平均投与日数という、外来業務の中の平均投与日数というのがございますね。処方です。これが38.9になっていますよね、1回の処方が。これが数年前は22という感じになっていますので、当然、こういう影響もありまして、外来患者さんの1日にいらっしゃる外来患者さんがやはり以前よりは少なくなっているという、そういうこともございます。

それから、先ほどございましたように、医師の人数でございます。この人数でもなかなか大変なことだと思います。やはり、病院の場合は、通常の平日勤務だけじゃなくて、あと宿直という問題がございます。それは平日、それから夜間宿直という問題がございますので、それでも、やはり常勤だけで回すのはなかなか難しい点がございます。せめて、週1回ぐらいの当直しか、今は難しいというのがございますので、そういう面に関しても大学からも応援いただいて、何とかクリアしているところでございます。

それからあと、小児科の先生1人いらっしゃいますが、この先生、非常に熱心な先生でございまして、ほとんど土日もいらっしゃって患者さん診ていらっしゃる。乳児健診、それから、学校の校医、なかなか本来は1人ではこなせるものじゃないと思っております。本来は複数いて、2人とか3人いらっしゃってするのが本来だと思いますが、やはり大学の医師不足でなかなか思うようにいかないというのが現実でございます。以上でございます。

○鎌田委員長 東海林京子委員。

○東海林委員 薬が2カ月に1回、そうすると、随分延ばして飲んでいらっしゃる方もいて、本当にそれでいいのかなという感じもありますし、2カ月もらうと、あといかないという人もいるんですね。あと、薬だけもらいに行く人もいるわけですが、昔なんかよく市立病院の先生で、「うちは薬局でないから」なんて言う人もおりましたけれども。忘れての方とか、そういう点で、ほかの病院では、「だれだれさん、もう薬なくなったんじゃないですか。診察に来ないとだめですよ」みたいなことで、お電話をいただくという親切な病院もあるというふうに聞いていますが、そういうことというのは市立病院ではやれないんでしょうかね。

○鎌田委員長 伊藤市立病院長。

○伊藤市立病院長 お薬はやはりその方の病気をきちっと治して安定させて、日常生活がきちんとできるように、そういう趣旨でだしておるわけで、それから、患者さんを診る経過におきましても、せめて1カ月に1回ぐらいは本来は診察させていただいていくのが筋だと私も思っております。ですが、なかなか、慢性疾患になりますと、お仕事の関係あり、いろいろあってなかなか1カ月では来れないということもあります。それから、なかなか病院に行くのもおつく

うということもございまして、やはり、それがもうちょっと長い期間、患者さんからやはり要望も非常に高いところでもあります。実際的に、1カ月処方と話しましても、なかなか、もうちょっと多くというのが現実的なところもございしますので、そこはこちらの状況と患者さんの希望、うまく合わせながら、調整しながら出しております。

それから、患者さんへの呼びかけといいますか、薬がなくなったからというのはなかなか、大勢の患者さんがいらっしゃいますので、なかなかそこは難しいところではございますが、疾患によりましては、やはりきちっと来院していただくように、こちらから患者さんにそういう働きかけはしております。以上です。

○鎌田委員長 東海林京子委員。

○東海林委員 やっぱり、2カ月に1回と不安がっている人もいますね。というのは、自分の病気が変わっているのではないかというようなことで、行けばいいんですけども、薬あるからということで行きかねるといふか、戸惑っている人もいます。そういう点で、本当に病人が病気が重くなってから行ってしまおうとか、そういうこともあり得ると思うので、私は本当は1カ月くらいが適当じゃないかななんて思っているんですが、そういう点でも、これは患者さんの選択だというふうに言われればそれまでなんですが、そういう点で、もう少し気づかっていたきたい部分もあるなというふうな感じをしていますので、そういう点でも、これから、もしそういうことができるのであれば、むしろやっていただきたいなというふうに思います。

次に、この資料No.20の10ページに戻りますけれども、診療科で見えていきますと、例えば消化器ですね、これは入院はかなり行っているわけですが、外来とか、そういうのが若干ふえているんですね、ここは。それから、呼吸器科、これが例えば、済みません、9ページ見てください。呼吸器科、それから神経内科、これが極端に減っているわけですね。一番、平成15年度というのはすべての科がいいわけですけども、ここに来て、平成17年、18年、19年のところはかなり減っているわけですが、これはどうしたことなんだろうかなというふうに思いますが、何が原因なんですか。

○鎌田委員長 伊藤市立病院長。

○伊藤市立病院長 これは前にもいろいろ議題になったことございますが、呼吸器に関しては、常勤の医者が退職されております。平成16年度、お二人ほど呼吸器の先生、退職されている。それから極端に落ちているということあります。それから、神経内科に関しましても常勤の先

生がいらっしゃって、私、ちょっと以前のことなので具体的にわかりませんが、常勤の先生いらっしゃって、それから、なかなか急性期の疾患が入らなくなってきて減っているという、そういうふうに理解しております。以上です。

○鎌田委員長 東海林京子委員。

○東海林委員 それから、やはり神経内科はおわかりにならないんですか。それから、消化器科も消化器センターをつくるみたいなことを前に言っていたと思うんですが、そういう点では、今、そういうお医者さんが集まっていないのかどうなのか。それから、例えば胃カメラなんかに行きますと、胃カメラというのは、あそこは1台しかないんでしょう。そういう点では、もう少し、そういうものを二つ、三つに広げることができないのか、どうなのか。そういう点で、本当にうちは消化器でやろうというふうに言ったわけですから、そういう点で、ぜひもう少し収益を上げるような感じで、そういう器具なんかのあれもきちんとしていただきたいなというふうに思います。

それから、先生、先ほど言いましたけれども、小児科の外来、これは1日の患者さんが本当に多くて大変だと思います。これも本当に先生が病気にならないかなんていう心配するくらいだと思います。ほかの先生方から比べると非常に多い。

それから、泌尿器科ですか、これも大変少ないですね。ほかは、大変皆さんのところは混んでいらして、今、特に前立腺の問題が大変な状態がいっぱいあると思うんですよ。そういう点で、市立病院がその役割を果たしていないというのは、私は問題だなというふうに思うんですが、その辺では、お医者さんか集まらないんですか、それとも、どうなんですか。

○鎌田委員長 伊藤市立病院長。

○伊藤市立病院長 神経内科に関しましては、やはり専門にいらっしゃった先生が退職されたということが影響しております。それから、泌尿器科に関しましても、平成16年度に1人の先生が利府の方で開業なさいまして、それで患者数が激減といたしますか、今、週1回木曜日の午後だけ、泌尿器科の先生来ていらっしゃいますので、泌尿器の重要性はわかりますが、いろいろ大学なんかの意向を見ていると、やはり先生方もいろいろ集約化しながら、大きい治療といたしますか、そういうふうに行っている方向がありますし、前立腺に関しましても非常に治療方法が多くございまして、手術的な方法、それから、放射線を使う療法、それから、最近行われております熱による方法、それから注射、いろいろ方法ございまして、やはり、どこの疾患もそうですけれども、やはり1カ所に大勢集めまして医療を行っていくという、そういう流れ

がございまして、1人の先生を集めるということもなかなか今困難になっているのが実情でございまして。以上です。

○鎌田委員長 東海林京子委員。

○東海林委員 神経内科も、今、市内の先生方のところでは非常に混んでいらして、待たされる、神経内科の部分では非常に診療の時間がかかるので、混んでいるのかなという部分もありますけれども、今、本当にいろいろな悩み、心の悩みを抱えている人たちがたくさんいて、小学校からそっちの病院に行かなければならないというような人たちもたくさんいるわけで、そういう点では、やはり、昔は、昔といたしても15年前は、先生がいたときは、本当にドル箱と言われるくらい神経内科の方がたくさん患者さんが行っていたというふうに思いますので、ぜひ、そういう点でもやはり総合病院という名前を使っている以上、ぜひ、答申では何も総合病院だからといって全部やらなければならないわけではないようなあれも答申にもなっていたと思いますが、無理をしなくてもいいという部分だというふうに思いますけれども、ぜひ、私はそういう点で小児科があるわけですから、そこから引き続いて、子供たちをずっと診てあげるといような、そういうところも必要ではないかというふうに思います。ぜひ、そういう点で、これからもぜひご努力をお願いしたいというふうに思います。

それから、いろいろな診療の中で、先生方の手当の部分があると思うんですね。一律に3倍ぐらいにふやした部分もありますけれども、特に3Kと言われるそういう職場、それから、危険、レントゲンとか、胃カメラとか、その先生によって、皆さんやるわけでもないのに、そういう点で、やる人とやらない人とか、そういうものの、私はある程度の出来高払いではございませぬけれども、そういう手当のあれがあってもいいのではないかとこのように思います。やっぱり、先生方も疲れているし、たまには休暇をとって、テレビを見たり、野球を見に行ったり、ゴルフもしたいと思うんですよ。そういうこともやらないで、一生懸命頑張っている先生方もいらっしゃるし、昼寝をしている先生はいないと思いますけれども、たまにはそういうふうに思う先生もいらっしゃると思うんです。ぜひ、そういうもので、本当に頑張ったなという形で、何かそういう出来高払いみたいな感じのお手当が、私はあるのではないかとこのようにも思いますけれども、その点についてはどう思いますか。

○鎌田委員長 佐藤市立病院事務部長。

○佐藤市立病院事務部長 再生緊急プラン作成に当たりまして、やはり、勤務医の給与が民間病院なんかと比較して余りにも低過ぎるのではないかとこのようにも踏まえまして、平成17

年度から医師の報償手当というふうなものを引き上げて、大体、年間の給与を2,000万円程度に引き上げたというのがこれまで取り組んできた内容でございます。

現在、外部審議会でいろいろご議論していただいているんですけども、一方、市立病院の中に内部委員会というふうなものを立ち上げてございます。そして、コンサルと一緒に、ドクターの皆さん、一人一人、個別にヒアリングをしているところでございます。その中で、今ご提案のございました人事考課と申しますか、努力した分に応じた手当と申しますか、そういうふうな評価を何とか導入していければなということで、先生方にもお聞きしているんですけども、ほぼ9割方の先生は、その取り組みに対して賛同を表してございますので、なお、今後、具体的にどうするか、どういう数値をもってこたえていくかというのは今後の検討課題でございますが、やはり努力した分については応分の手当等を支給できるような体制づくりというふうなものが今後求められてきているのではないのかなというふうに考えてございますので、なお積極的に取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。以上です。

○鎌田委員長 東海林京子委員。

○東海林委員 時間もなくなったので、残念ながら、質問できない部分かなりありますけれども、とにかく、やっぱりやる気を起こさせるような、そういう体制というのは私必要ではないかというふうに思います。人数も大変ばらつきもありますし、仕事量についてもばらばらというか、格差があるというふうに思いますので、そういう点では、ぜひとも就業意欲を欠かないような、そういうやり方をやっていただきたい。そして、市民に優しい、日本一行きたくなる病院を目指して、院長初め、さらに頑張ってくださいことをお願いして終わりたいと思います。ありがとうございました。

○鎌田委員長 暫時休憩いたします。

再開は13時といたします。

午後 11時58分 休憩

午後 1時00分 再開

○阿部副委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。伊勢由典委員。

○伊勢委員 それでは、私も決算特別委員会の特別会計について何点か、決算について触れさせていただきます。

そこで、資料が報告準備されておりますので、21の資料を使いながら主に質疑を行いたいと思います。そこで、ページ数でいいますと、21の15ページということになります。

土地区画整理事業の特別会計の決算推移ということで資料が出されております。これは歳入歳出決算と、それから歳入歳出、こういう形で示されております。平成14年から、実質は平成15年ということになりますが、平成15年から平成19年までの決算について、それぞれ金額が書かれております、決算状況が。歳入歳出の関係で、上の方の上段のところと言いますと、平成19年度までのいわば決算の額、総額、ちょっと合計書いていませんので、金額をはじめてみますと28億8,219万円、これが歳入としてございます。一方で、歳出として28億6,670万円、若干1,500万円ほど、差し引きで残が残りますが、そういうことで、平成15年以降の土地区画整理事業特別会計の決算、そして、合計の方がそういうことになるということになっております。

財源について、一つは、どういうふうな財源構造になっているかというのが、歳入の部分でございます。これも平成15年から平成19年までの関係で書かれておりまして、主な財源は、一つは国庫支出金ということになります。平成19年度までの合計でいいますと、約、いろいろちょっと合計を換算しますと11億589万円、それから、繰り入れと申しますから、市の一般財源の繰り入れになります。これが平成19年度までで9,400万円、これは決算の成果品の300数十ページのところに繰り入れの部分が載っておりますので、これは数字上也合うということになります。一方、市債ということになりますので、いわば、後年度負担、借り入れをしたという金額が16億6,700万円、そして、繰り越しが1,500万円ほどあるというような歳入、つまり、財源の内訳として、そういう数字が示されております。締めて28億8,219万円というのが歳入のいわば平成19年度決算になっております。

歳出の方は、事業ですから、全体の事業枠ですね。28億2,332万円、公債費が4,338万円ということになっておりました。

そこで、こういう土地区画整理事業そのものについて、今言ったような金額で、平成19年度まで、これまで予算を執行してきたことになるわけなんです、そこで、今言った金額を踏まえながら、平成14年度から実質は15年というふうにカウントしてよろしいのでしょうか、平成15年から平成23年までの、これから見込まれる区画整理事業の主な、今述べた、特に歳入の部分での財源構造について、財源のいわば予定額と申しますか、これから使うべき金額について、改めて、総額、たしか、総額、当時でも45億6,000万円というふうに言われておりましたが、改めて財源の内訳、今述べた角度で金額をお知らせいただければと思います。

○阿部副委員長 千葉都市計画課長。

○千葉都市計画課長 お答えさせていただきます。

今現在、見込みということですが、国庫補助金につきましては16億2,000万円、それから、市債でございますが、これが22億5,900万円、一般財源が6億8,000万円、以上合わせまして45億6,000万円の総事業というようなことで、現在のところ見込んでございます。

○阿部副委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 公債費は最終的にどのぐらいの公債費額になるのでしょうか。

○阿部副委員長 千葉都市計画課長。

○千葉都市計画課長 お答えいたします。

平成14年から平成23年までの公債費につきましては、4億5,000万円ほどになるのではないかとこのように見込んでございます。以上でございます。

○阿部副委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 今の金額で見ますと、今後使うべき、いわば財源の関係で、最終的に45億6,000万円の内容が示されております。16億2,000万円、それから、市債で22億5,900万円、そして、一般財源で6億8,000万円、公債費で4,500万円ということでありまして。そうしますと、ずっとこれから、平成21年から平成20年度も含めて、大体、国庫補助でも5億円、あるいは市の財源の一般繰り入れの分、真水分と言ったらいいのでしょうか。よく国で言っている真水ということになるのでしょうかけれども、これが大体5億8,000万円、それから、借り入れ、借金の方の部分の関係で、約これから5億9,000万円、約6億円近い市債を打つことになるということになります。

そこで、こういう、いわば特別会計のこうした財源の内訳、今お聞きしたわけですが、平成19年度ですから、改めて平成19年度の予算執行について、その点を確認しつつ予算執行についてお聞きをしたいと思います。そこで、この特別会計の関係で見ると場合には7番の明細書になると思うんですね。調書、明細書になると思いますが、明細書の中で、ページ数でいいますと300ページになるかと思えます。その中に、特別会計、土地区画整理事業の歳入と歳出についての主な平成19年度の決算が述べられております。

そこで、もう一つお聞きしたいのは、その中で特に平成19年度の予算執行の中で、支出額が上の方に、300ページの上段の方に8億5,345万円ということでの支出額が記されております。不用額は隣の302ページのところの105万円だと思います。これでよろしいのかどうか。

そして、あともう一つは、主な事業としていろいろありますが、繰越明許もありますから、そういうものは省いて、消耗品とか、印刷経費とか、移転補償の委託料とか、こういうものは省いて、実際に整地工事として行ったところは、恐らく工事費、15節の区分で言いますと、工事請負3億飛び何がしというところになるかと思いますが、整地工事あるいは道路整備工事2億8,000万円、あるいは整地で1,671万円、この辺の中身について、改めてどういう性格の歳出、支出済額だったのか、お聞きをしたいと思います。

○阿部副委員長 千葉都市計画課長。

○千葉都市計画課長 お答えさせていただきます。

15節工事請負費の内容でございますが、備考欄に記載のとおり、整地工事費につきましては1,671万8,100円の執行をしてございます。これは7件ほどの工事を発注してございまして、仮換地先の整地ということで、移転をしていただいた際に、当然、建築をするのに当たって支障のないような更地にしてお渡しをするということでございますので、こういった工事に充てさせていただきます。

それから、道路整備等工事費でございますが、これにつきましては、平成18年度の繰越工事が6件、それから、平成19年度、当該年度分が12件の工事でございます。繰り越しの方の工事につきましては、しおかぜ通り線、また、駅前広場、港町海岸通線の整備工事ということでございます。それから当該年度分でございますが、これにつきましてはしおかぜ通り線の照明灯、さらには区画道路等の工事ということでございます。

この内訳でございますが、2億8,989万6,500円のうち、繰越分につきましては、1億4,258万8,850円、これが先ほどの6件の工事でございます。現年度分につきましては、1億6,402万5,750円の執行ということになってございます。

それから、302ページの不用額でございますが、記載のとおり、1,055万円、これが不用額ということでございます。よろしくお願いたします。

○阿部副委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そこで、この区画整理事業で、私たちは当初から、特に当初というか、大型店出店のこうした手法が用いられた時点の関係から、予算面、決算面で反対をしてきた経過がございます。そこで、改めてそこでお聞きをしたいのは、実は平成19年というのは、いわば選挙が終わって、市長選挙あるいは議員選挙も終わりました、実際的に年度当初は骨格予算ですから、いわば施政方針たるものの中身はございませんでした。そういう中身はなくて、今、議事録を

改めて読んでみますと、施政方針ではなくて、それぞれ6月補正にかかわる、それに対するいわば提案理由的なもので6月議会の市長のこうした提案理由について述べられております。補正予算としての性格を述べております。しかし、そうは言っても、市長選挙を行った上で、平成19年度骨格予算ですから、そうは言っても若干の政策的な予算も含まれていたことは私も承知をしています。しかし、改めて市長選挙を踏まえて、いろいろな政策的な予算もその後、追加になり、それが補正として組まれたということになっております。

そこで、平成19年度、改めてその当時の市長の提案に当たっての理由を、議事録からちょっとかいつまんで読んでみましたが、当時、先ほど区画整理事業のことに関連しての質疑ですので、こういうふうに言っているんですね。

1番目は、水産業の振興、これは省きます。

2番目に、観光や中心市街地活性化による人口交流を図る取り組みということで、特に塩竈市はコンパクトシティということで都市機能が集中している、利便性が高い、そのとおりだろうと思います。こうした特徴を最大限に生かしていくことがさらなる町の発展につながると確信をしているというふうには、ここではその点を大いに強調しております。この5月、去年ということになりますが、5月、海辺の賑わい地区に商業施設がオープンし、多くの方々が潮の香り云々ということで、町の魅力を堪能していただくと。次が、やっぱり重要だと思うんですね。このにぎわいを中心街への回遊性につなげる取り組みを商店主の皆様と協力しながら進めると。交流人口を図るというふうにはここの中では触れられております。

改めて、読んでみてそういうことを述べていた当時のことを思い起こすわけなんです。そこで、そうした触れ方はしているわけですが、実は、一般会計の部分でも小野委員が交流人口はあるのかということに触れておりました。果たして、大型店がこの区画整理事業の中で展開して、本当に交流人口が今図られているのかと。私たちは一貫してこの問題については、片方で、郊外に大型店ができて、片方で中心の大型店ができてしまえば、双方でいわば引っ張り合いというか、どちらかが一極集中的な集客をやるはずなんですね、どう考えても。そういう点で、こういうやり方についてはやっぱり本来の地域の地場産業、地域の産業に、あるいは商店街にそういう交流人口に資するものではないのではないかとこの間一貫して聞いてまいりましたが、改めて、そこで市長にその点について、そういう点をこの間の一般会計の部分でも答弁しておりましたが、そういうふうにお思いなのかどうか、確認をしたいと思いません。

○阿部副委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 まちづくりについてお答えをいたします。

残念ながら、平成11年でありましたか、塩竈商業圏が消滅をいたしました。かわりに、隣の多賀城市あるいは利府町といったようなところに新たな商業圏というものが創設をされております。残念ながら、塩竈の買い物客のかなりの方々がそういった地域に吸収をされているというのも委員もよくご存じのことかというふうに思っております。

なぜ、多賀城商業圏あるいは利府商業圏というものが新たに創設されたかということについては、いろいろ議論はあるかと思いますが、やはり、商店の核といいますか、まちづくりの核が発生したということについても、私は大きな役割を果たしたのだろうというふうに思っております。そういった中で、塩竈を振り返りますと、残念ながら、繰り返しになりますが、本塩釜駅前が一番都市づくりの中核となるべき部分が、残念ながら、ペンペン草が生えていると言うとちょっと言い過ぎかもしれませんが、そういった形で全く利活用がされてこなかったということでもあります。

恐らくは、平成14年度に都市計画が決定をされているということについては、そのような本市の都市構造を考え、新たな区画整理によるまちづくりというものに取り組みれるということが決定されたのではないかというふうに私は思っております。そういう中で、今年の5月に核となる中心が動きを始めました。かなり、今までの客層の方々あるいはそれ以外の方々も数多くこの地域を訪れていただいているという状況にあると思っております。ただ、我々が最終的な目標といたしておりますのは、そういった方々が広く市内に回遊をしていただくということが我々の目標であります。ということは再三再四申し上げてきております。

まだ、まちづくりのようやく中間地点というふうな状況かと思っております。先ほど、事業費についても、委員の方からのご質問をいただいておりますが、事業費的にも、施設整備的にも、まだ、まちづくりの中間地点ではないかなと思っております。これから先、また、周辺に回遊性を高められますようなさまざまな取り組みを当然行ってまいります。そういった推移を見守りながら、やはり、我々としては、それぞれの地域の中核となるようなさまざまな仕掛けを今から民間の皆様方と意見交換をさせていただき、取り組んでいくのだと。そのときの導線となるのが北浜沢乙線ということになるものと思っておりますし、終点付近といいますか、その終点部分が表参道あるいは赤坂周辺というようなことになるのではないかというふうに再三再四申し上げさせていただいてまいったところでもあります。今後とも、でき得る限り、

回遊性が高まるようなさまざまな企画に取り組んでまいりたいと思っております。よろしくお願いたします。

○阿部副委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 道半ばと言っても既に1年、1年の中で、党の議員団のアンケート、商店街の中で緊急アンケートの中で、「イオンの進出で人の流れの効果ありましたか」という答え、94店舗に対して76店舗が「いいえ」あるいは「変わらない」という状況であります。もちろん、仕掛けは必要かもしれませんが、やはり、大型店のそういう誘致といいますか、進出そのものが、まだその点でいわば中心街そのものとの乖離をつくっているのかなと、私はそう思っていますので、その点について指摘をしておきたいと思います。

そこで、1点だけお聞きします。

区画整理事業特別会計、平成23年で終了するんですが、引き継ぐべきいわば借金、借入れ、あるいは公債費、これは最終的にこの特別会計が終了した時点だと、どこが引き受け手になるのでしょうか。

○阿部副委員長 神谷財政課長。

○神谷財政課長 区画整理事業は平成23年度で一応終了という形になります。これはちょっと先例でございましたが、北浜地区の区画整理事業等につきましては、公債費の償還等一般会計で引き受けたという経過があるようでございます。平成24年度以降の問題につきましては、特別会計で行うのか、一般会計で行うのか、ちょっとそこら辺の先例も踏まえまして整理してまいりたいと考えてございます。

○阿部副委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 その時点で、そう扱う。いずれにしても、公債費ですから、その元金、利息の支払いというのは市民負担になることは間違いがないというふうに思います。その点は指摘をしておきたいと思います。

時間もあと8分ほどしかございませんので、市立病院の関係だけ、ちょっと何点か、確認をさせていただきます。

そこで、先ほど東海林委員からも中間答申が出るという質問等がございました。そこで、中間答申、今度の審査会の中で、中間の中間ぐらいなのか、今までの議論のある程度の骨組みになるのか、そういう形になりますが、議会の関係、流れだけ、ちょっと、こういう答申が出て、もう一回ぐらいやらなければならないという話のようですけれども、最終的な取りまとめ

は。ちょっとその推移をまず1点確認をして、どの時点で議会に正式ないわば報告が出てくるのか、その点、確認します。

○阿部副委員長 佐藤市立病院事務部長。

○佐藤市立病院事務部長 お答えいたします。

現在、外部の審議でございますが、4回開催されてございます。それで、次回、9月24日でございますが、その中では、これでの議論を踏まえまして、中間答申（案）というふうなものを取りまとめた上で、いろいろ検討を加えていくという予定でございます。そこで、一定程度まとまりましたら、それをもとに最終的な答申というふうなものを10月後半あたりに取りまとめて市長の方に答申を出したいというのが会長の意向でございます。

それで、議会への報告でございますが、なかなか時期的なものはありませんけれども、一応、これまでの議論を踏まえまして、来週開催されます審議会の状況を踏まえまして、その中間答申（案）なるものがある程度、議論が尽くされるというところであれば、それをもって、まずは議会の方にこれまでの審議経過も含めてご報告申し上げたいというふうに事務の方では考えてございます。以上です。

○阿部副委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そこで、市立病院の役割、平成19年度の関係で議論をする際に、この決算の中でも触れられておりますが、再生プランというものが平成17年から行われております。再生緊急プラン、市立病院の。それで、たしか民生常任協議会の中にも報告がございました。最終的に収支関係、平成19年度でいいますと、効果額で8億7,480万円、そして、一方で、こういうものも踏まえていく中で6億9,180万円の収支改善効果があったということになるわけですが、しかし、その一方で、一番問題となる医業収益の点でなかなか差が縮まらない、あるいは21億円の累積の関係、これは病院事業のページ数で言いますと、累積の関係でも、青い20番のところにも書かれております。ページで言いますと、累積不良債務については32ページから33ページのところ。これは一般会計、下の方は繰り入れが平成19年度、そして、隣のページですね、失礼しました。34ページのところで21億円、こういういわば取り組みを進めて、なぜこの不良債務の解消に至らなかったのか、主な原因だけお聞きします。

○阿部副委員長 佐藤市立病院事務部長。

○佐藤市立病院事務部長 今、伊勢委員ご質問のように、市立病院といたしましては、医療費の抑制、それから、医師不足などによりまして、経営が深刻な事態を招いたということで、平成

17年度に3カ年の再生緊急プランを作成いたしましたして、人件費の削減、それから医師確保による増収等に取り組んできたところがございます。平成19年度につきましては、これらの取り組みが最大限に発現されて、今お話があったように、約7億ほどの単年度の収支改善効果を上げることができたというふうに考えてございます。

その結果につきまして、まずは決算資料に基づいてご説明申し上げたいと思います。

資料No.20、水色の表紙がございますが、その8ページをご参照ください。

まず、職員数でございますが、医師数につきましては、先ほど東海林委員にもご報告しましたように、平成16年度と比較いたしまして、11名から15名にふえ、それから、一方、職員の総数でございますが、合計の欄をご参照ください。早期退職募集を行うなどによりまして、適正規模を目指しました。その結果といたしまして、職員数につきましては、平成16年度の165名から、平成19年度には146名に減少してございます。

その結果といたしまして、同じページの人件費の表をご参照いただければと思います。人件費の合計でございますが、平成16年度の15.4億円をピークに、平成18年度は13.8億円まで減少いたしました。平成19年度はドクターの増等によりまして、14.3億円というふうな状況になってございます。

それから、医業収益でございますが、32ページをご参照ください。

32ページ、収益的収支の表でございます。その表の上から3段目か4段目に入院収益というふうなものがございます。入院収益につきましては、平成17年度の欄をご参照いただければと思います。10億円まで落ち込んでまいりましたが、平成18年度から徐々に医師体制の整備に伴いまして19億5,000万円、それから平成19年度につきましては13億2,000万円まで増加してきているという状況でございます。また、外来収益につきましても、その下の欄をご参照いただければと思いますが、午後の内科外来診療の再開などによりまして、平成19年度は6.5億円の収益を上げることができました。

このような経営改善によりまして、平成17年度が73.9%だった職員人件比率というものが、平成19年度につきましては58.6%まで低減してきているという状況でございます。しかし、このような取り組みに努めまして、各経営指標というものは大きく改善されたところでありますが、残念ながら、国の医療費削減による影響は多大なものがありまして、平成19年度収支均衡を図るためには、一般会計からの支援を仰がざるを得なかったという状況でございますが、病院事業会計、もう少しのところまで来ているのではないかとこのように考えてございます。以

上です。

○阿部副委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 わかりました。

1点だけ確認します。救急医療の果たすべき役割について、同じ青い、この20番の15ページに書かれておりますが、これは病院長に聞いた方がいいかと思いますが、救急医療の市立病院の果たしている役割、どのようにお考えなのか、見解をお聞きしたいと思います。

○阿部副委員長 伊藤市立病院長。

○伊藤市立病院長 病院事業の概要ですね、15ページのところに、ここにもございます。平成15年度からの経過がここにはありますが、平成17年度、医師が10人前後まで少なくなったということございまして、そこでは非常に300人台まで、救急の方が落ち込んできましたが、できるだけ積極的に診るよという、そういう全員、医師あるいは職員のそういう意識もありまして、平成18年度、19年度、徐々に伸ばすことができました。ただ、救急に関しましては、うちは医師が1人で当直しておりまして、当直医というのは外来とか救急だけ診ているわけではございませんで、入院患者さんに対する対応とかいろいろな役目がございます。そういう中で、救急に対してもできるだけ対応するよということを心がけまして、ある程度の数はふやすことができましたけれども、医師が1人で当直体制、それから今の現状をいいますと、もう少し頑張れるよというところはあるかと思いますが、極端な数にまで救急をふやすよということは、なかなかその専門性も考えますと、なかなか無理なところがあるかと思いますが、できるだけ救急を診て、地域の皆様にお役に立ちたいというのが気持ちであります。以上です。

○阿部副委員長 浅野敏江委員。

○浅野委員 それでは、私の方からもお聞きしたいと思います。

資料No.8番について。

まず初めに、12ページの公共下水道事業（雨水事業）についてお聞きいたします。

午前中にもこの質問はございましたけれども、私の方からもまた観点をえましてご質問したいと思っております。13ページ、14ページを見ますと、平成19年度におかれましては、単独雨水工事、また、補助雨水工事の事例が出ておりまして、約1億5,700万円、また、8億7,300万円というふうな高額な費用を行いまして、雨水対策、市内で次々に行われているよであります。また、今、新浜の方に間もなく供用開始と言われております藤倉雨水ポンプ場もできて、私たち市民はこれまで本当に雨で悩まされてきたよという経緯がありますので、安心している、

本当に塩竈よくなったというお声もたくさん聞いております。

それで、お聞きしたいんですけれども、近年、さまざまな温暖化で、先ほどもお話がありましたように、ゲリラ台風だったり、また、本市におきましては、年に2回、春と秋に爆弾低気圧という、2年ぐらい前にありましたけれども、本当に水面の上昇とまた雨ということで、思いもかけない洪水など起こっております、私たちも大変驚き、市民の皆様の状況も伺うたびに本当にお気の毒だなと思うことがままあるんですけれども、これまで1時間に30ミリというようなお話も伺っていますけれども、実際、今現在、どのぐらいの雨量では大丈夫だということをおっしゃられるのか。その辺からまずお聞きしたいと思っております。

○阿部副委員長 金子下水道事業所長。

○金子下水道事業所長 これまでもお話ししていますように、1時間雨量30ミリ、塩竈全域をカバーした場合でございますが、30ミリ程度の雨までは安全であるということが言えるかと思えます。ただ、地形的な状況などで、低地の部分については、局部的ではありますが、浸水が発生することも現実的にはあります。そういった部分については、ピンポイント的な対応をとらせていただいているところでございます。

○阿部副委員長 浅野委員。

○浅野委員 今、所長のお言葉にもありますように、ピンポイント的な部分と、具体的にどういった場所が低地として雨の場合心配なされるのか、その部分、ちょっと具体的に教えていただければと思います。

○阿部副委員長 金子下水道事業所長。

○金子下水道事業所長 具体的には、いつも我々一番最初に心配しているのは、藤倉の一部ですね。それから牛生地区でございます。それから、あとは高潮時には北浜というようなことで、北浜とあと宮町水路でございますか、そういったところございまして、それぞれ気象情報をもとにして、事前に、例えば浸水に対しては土のうなんかを積み上げたり、あるいは雨による、降雨による浸水の場合は事前に可搬ポンプなどを設置する、そういったようなことの対策をとらせてきていただいております。

○阿部副委員長 浅野委員。

○浅野委員 先日も、お盆過ぎですか、藤倉郵便局の後ろの方、本当に長年住民の皆様いろいろご心配なさっておりましたけれども、郵便局のところにポンプがあって、本当に雨の中、住民の方が一生懸命ポンプの作業をしていましたけれども、おかげさまで、そこもきれいに工事が

できまして、また一つ、安心が勝ち得たかなと思っております。ただ、先日の雨のときに、残念ながら、藤倉二丁目の方のまた別の部分で床下までいきませんが、ちょっとぎりぎりまで冠水したということで、「いや、大丈夫だと聞いていたけれども、また水が」ということで、一部、そういったお声もあったそうなんですけれども、先ほど、所長がおっしゃった中に、私たち中の島の方もちょっと心配しているんですけれども、その点についてはどのようなお考えでいらっしゃるのか、お聞きいたします。

○阿部副委員長 金子下水道事業所長。

○金子下水道事業所長 中の島につきましては、ポンプ場からの排水路であります、公園わきの排水路、あれが低気圧に伴う海面上昇と相まって公園の中に入るというような状況がこれまでありました。実は公園事務所さんなかと協議をさせていただいて、一つは、公園の中に盛土をさせていただいて、水路から直接入る分を幾らでも防護しようという対策、あるいは一部護岸の低いところがございますので、昨年度、平成19年度の事業だったと思いますが、それもかさ上げをしていただいたというようなことがございます。

それからあと、藤倉の分については、今、藤倉の雨水ポンプ場を建設の進捗をしているところでございますが、残念ながら、まだ、藤倉のポンプ場の方につなげられるような状況にないところが一部ございます。そういった部分でちょっと対応がまだ完全でない部分がございますが、来年の3月に藤倉の雨水ポンプ場ができれば、その辺の流路系統といいますか、流れる系統をもう一度再点検をさせていただいて、ポンプ場の方を最大限活用することによって、これまでなかなか水はけの悪い場所についても対応できるかなと、このように考えてございます。

○阿部副委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。

あともう1点、これに関連してお聞きしたいんですが、さまざま先輩議員の方たちも、これまで一般質問の中でもご質問してきた経緯があると思いますけれども、特に北浜の水際の部分ですね、先ほども言いましたように、低気圧と大雨が相まって、庭から水が浸透してくる。私も以前、そういったお宅をお邪魔して、「どこからか排水する、流入してくるのであれば、土のうか何かを防災の方にお願ひして持ってきていただいたらとうなんですか」とお話ししたら、「いえいえ、土のうじゃなくて、地面からわいてくるんです」とお聞きして、そういった状況というのはあるのかしらと、私自身ちょっと勉強不足で思ったんですが、その辺について、これまでも先輩方がご質問しているんでしょうけれども、また改めて、その対応とかござ

いましたら、お教え願いたいと思います。

○阿部副委員長 金子下水道事業所長。

○金子下水道事業所長 水際線の浸水については、今、県で計画されております緑地護岸、あれで、まずは海からの越水を防ぐということがあるかと思えます。今、まだ計画の段階で、県の方と協議をさせていただいている内容でございますが、実は、北浜地区の前に、現在の地面より高い当然盛土がされますので、そうすると、内水面の排水という部分で、やっぱり、何らかの手を打たなければならないという部分がございます。そういった部分で、県の方で設置するポンプ、それから、我々が設置しなければならないポンプ、振り分けは、現在のポンプで吐いている分の能力については県の方で同じような能力でお願いしますと。あと、自然排水しているものについては、これは市の方で責任をもって排水しますというような計画をさせていただいております。

ただ、現段階では、まだ護岸ができ上がっておりませんので、そういった部分は将来計画だろうなというふうにとらえていますし、先ほど、委員お話のとおり、当該地区については、下の方からわいてくるというのも現実でございます。そういった部分で、我々としても高潮時の予報が入った際には、いち早く土のう等を準備しながら、住民の方にもその情報をお知らせするというようなところでとどまっておるところでございます。以上です。

○阿部副委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。

それでは、次に、271ページの野々島漁港漁業集落環境整備事業、このページをお開き願いたいと思います。

おかげさまで、野々島におきましては平成21年度の供用開始がされるという、下水道工事が着々と進みまして、本当に島の環境が一段と良好になると、島の皆様も当然ですけれども、私たち島を訪れる者も本当に喜んでおります。今までは、寒風沢、野々島と、これで2島、皆様のおかげで、このような状況になってまいりましたけれども、やっぱり、今後の今の事業も含めまして、これからの経過といたしますか、そういった状況をおわかりでしたら教えていただきたいと思えます。

○阿部副委員長 福田水産課長。

○福田水産課長 委員おっしゃいましたように、平成21年度で野々島の漁集排が完了します。残る島ということになりますと、桂島と朴島になるかなと考えてございます。現在、桂島は合併

浄化槽等で処理しておりまして、今後につきましては、住民の皆様との話し合いの中等を踏まえまして、必要であればその地域に一番最適な処理事業はどのようなものなのかというものを検討させていただいて、それにのっとりという形になるかと考えてございます。ただ、今のところは合併浄化槽で十分な状況になっているのかなと考えています。あと、朴島につきましては、現在、かなり人口減が続いておりますので、これについてはもっと慎重に考えさせていただかなければいけないかなと考えてございます。以上です。

○阿部副委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。

まず、野々島の件なんですけれども、せっかく今整備ができました。島民の方も喜んでいらっしゃるんですけども、私、市内に住む者も同じなんですけども、せっかく下水道整備が本管まででき上がっても、そこにつなぐ方が、なかなか、経費もかかる部分でいらっしゃるという方も残念ながらおりますが、今後、野々島でのそういった部分の心配はあるのか、ないのか、ちょっとその辺についてもお聞きしたいんですが。

○阿部副委員長 福田産業部次長。

○福田産業部次長 野々島の漁集排着手するときに全戸接続が基本でございました。それは町内会との取り決めでスタートしておりますので、できるだけそれを全うしていただけるように、ただ、やはり高齢化が進んでおりますので、融資制度はもとより利子補給制度等もありますので、それらを活用していただいて、できるだけ全戸接続してもらうように、19日から地元に入って説明に取り組んでおります。以上です。

○阿部副委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。

またちょっと、同じく私たち今下水道料金のこととかいろいろ話題にもなっておりますけれども、島民の方たちの下水道料金というのは私たち市内と同じなのか。それともまた、島の方なので、また特別な違う料金になるのか。その辺はちょっと素人なのでわからない部分がありますので、お教え願いたいと思います。

○阿部副委員長 福田産業部次長。

○福田産業部次長 現在、寒風沢での料金体系について説明させていただきますと、下水道事業と若干異なる形になってございます。施設規模が少ないものですから、一定程度の水位を流入していただかないと施設が立ち行かないという形になっておりますので、10立米までの使用料金

については1,200円という定額にさせていただいています。下水道の場合ですと、1立米から段階、使用水量に応じて料金が変わってくる形でございますけれども、寒風沢については10立米まで。それから先につきましては、やはり使用料に応じて単価設定してというような形になります。野々島についても同様な料金になっていくのか。実は、漁業集落排水処理は条例1本でございますので、寒風沢と野々島の使用料については基本的に同じ料金になります。今回、野々島の料金設定の際には、現在の料金体系がそれでいいのかどうか含めましてちょっと検討させていただいております。

○阿部副委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。

今、せっかく、野々島、そして、先日、夏に桂島の方の待合室兼トイレの方もすごくきれいになりまして、ちょうど夏の行楽、島に海水浴なんかに向かわれる方たちが本当に喜んで使用させていた姿を見ますと、いよいよ島の、浦戸の振興が本当に本格的に市街に、そして、県内にアピールしていける時期に差しかかっているのかなと、先ほどの阿部委員のお話にもありましたように、野々島の花火大会、桂島の花火大会には多くの皆様がいらして、本当に昨年以上の方が交流人口として島を訪れ、島のよさを味わっていったと思います。

そこで、私たちもたびたび野々島とか寒風沢とか島を訪れるときに、最近よくリュックを背負ってグループで島を訪れている方たちの姿を見ます。本当に車1台走っている状況ではない、別世界の状況を仙台近郊の方たちとか、また、県外からいらした方たちは大変喜んで堪能している姿を見るにつけても、野々島の今の環境整備に関連していますけれども、ブルーセンターの表にあります灯台型のトイレがありますよね。あれは本当に灯台の形していて、トイレとわからない方もいらっしゃるんです。でも、本当に島に合った風景がまた喜んでいただいている。ただ、残念ながら、せっかくトイレを使用しようと思いますと、なかなかこれがちょっと気持ちよく使用できるような状況でないのかなと。そこがすごく残念に思いますけれども、その点についてはどのようなことをご考へになって、また、実際やられているのか。その辺、ちょっとお聞きしたいと思います。

○阿部副委員長 福田産業部次長。

○福田産業部次長 現在、ちょっと現場に近いところもありまして、若干使いにくいし、手が届かないようなところがありますけれども、工事終わった際にはきちんとあそこら辺についてはもし手かけられるのであれば手をかけていきたいと考えてございます。

それから、委員ご指摘のように、本当に都会といいますか、県外の方からは異次元に来たような形ということで、野々島のカキ処理場の方まで歩いて行っていただくとか、非常に魅力に皆さん気づいていただけている状況がございます。桂島も衛生管理、かなり配慮しましたカキ処理場をつくっていますので、待合室からカキ処理場まで、どのように観光客の皆様に来ていただいて、カキを賞味していただけるかということで、その導線とかについて、現在、漁業の方々とか話し合いしている状況です。何とかより魅力を皆様方にPRできるような形になればと考えてございます。以上です。

○阿部副委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。

ぜひ、本当に野々島、桂島だけでなく、4島5部落、すべての島々の方たちが本当に生き生きとできるような施策を今後とも続けて行っていただきたいと思います。

243ページ、ちょっと戻りますが、離島航路の事業について、やはり浦戸の振興策に関連しましてお聞きしたいと思います。

この中身を見ましても、平成19年度とか、人口的なものが、交流人口がふえているというような経過もこの数値から見てとれるわけですが、私たち島に伺うたびに、当然、この離島航路を使って行くわけですが、この中で、いろいろ商業的なものもここで今張り出してアピールするという話もありますが、イベントが行われるときだけ人数がふえて、ふだんは島の島民の皆様のいわば生活の足という形を意味していると思います。これは市道と同じような意味合いがあるというようなことも私たち伺っていますけれども。

そこで、ちょっとこれに関連してお聞きしたいんですが、もう一つ、島の皆さんの足は、一般会計の方になってしまうんですけども、渡船もあります。でも、渡船というのは、本当に野々島とそれから寒風沢、それから、野々島と向かいの石浜と、この2カ所しか渡船で行き来はできないわけですね。子供たちの学校の通学路と考えればそれまでなんでしょうけれども、先ほど、課長もお話ししましたが、朴島の方、今だんだんと人数も少なくなっております。たしか16世帯かと思います。本当に島民の皆様の高齢化も進みまして、厳しい状況があるんですが、ここの人たちにとっての足は、本当に渡船ではなくて、離島航路しかないわけですね。その部分についてのお考えと伺いますか、そういった部分において、同じ島民でありながら、その部分での渡船の無料化というのは変ですけども、そういった部分のお考えについて、何か考えはございませんでしょうか。

○阿部副委員長 佐藤浦戸交通課長。

○佐藤浦戸交通課長 一般会計の中で渡船を扱っておりますので、ちょっと資料を全部置いてきてしまって、詳しいことは説明できないんですけども。まず、桂島から寒風沢まで、浦戸道というたしか市道認定されております。まず、それに基づいて、石浜と野々島、それから、野々島と寒風沢を渡船で運行しているということです。これが基本的にあります。それから、野々島から石浜に出ておりますけれども、何かの場合には桂島の方にも行きます。さらに、野々島と石浜の渡船につきましても、必要があれば朴島の方まで行くことが可能です。これは前もって言うていただかないと、委員はしょっちゅう島の方に行っておわかりだと思うんですけども、野々島と寒風沢間は野々島の方に船がありまして、寒風沢の方で乗りたいという人が旗を上げます。それを見ているので、そこからいなくなってしまうと、そこで待っている方に迷惑かけてしまうという状況が起きますので、前もって連絡をいただければ朴島まで迎へに行く。あるいは、野々島というか、寒風沢から朴島に行くということも可能ですので、そういうこともありますので、ご理解いただきたいと思います。

○阿部副委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。

今、格差を言いたかったんですけども、済みません、無料とかと余計な言葉を言っていました。本当に今、課長のご答弁伺いまして、本当に人数は少ない、けれども、やはり同じ島民ということで、ぜひ朴島の皆様の生活、それからやはり高齢化してしまう。確かに人数は少ないけれども、一人一人が大事な島民であり、市民でありますのでぜひその辺のことも考え合わせていただきながら、今後ともこの浦戸振興について、皆様のお力をおかりしたいなと思っております。

ちょっと、時間が短いのですが、私の質問はこれで終わらせていただきます。大変ありがとうございました。

○阿部副委員長 吉川 弘委員。

○吉川委員 じゃあ、私の方からも質疑をさせていただきます。

私、国民健康保険事業会計について伺います。

No.8 説明書の100ページになりますけれども、ここで国保税調定額・収納額の推移というのが出ております。この中で、一番下の不納欠損額ですけども、前年度の平成18年度は8,800万円ですね。これが平成19年度では1億1,000万円を超えていると。そういうことで、非常に

大変な金額に不納欠損がなっているわけですが、このような多額になっている内容とふえている内容について伺いたいというふうに思います。

○阿部副委員長 星税務課長。

○星税務課長 お答えいたします。

国民健康保険税の不納欠損額、年々増大ということでございますが、やはり、我々、税の行政については、公平、公正に賦課課税、そういったもので、そしてまず、徴収あるいは納税というようなことで進めております。確かにそういった方々と、税も国保税も同じなんです、接する機会が必要で、税収とともにやっているわけですが、どうしてもお会いできないような場合ですと、その内容についていろいろ我々も中で協議をするときがございます。ただ、市内の状況、やっぱりいろいろなさまざまな情勢絡みますけれども、納税の仕方、それから国保税に関しても同じなんです、なかなか事業、あるいはそういったところの景気の回復とか、そういったことが重なってきまして、どうしても納めたくても納められない人、あるいはどうしても納め切れない、それから、収入が極端に前年より減ってしまったというような場合、うちの方では法的に不納欠損ということの年月を規定しまして、落とす経過がございます。こういったことが市内は平成18年に比べて平成19年は多くなったのかなというように感じております。以上です。

○阿部副委員長 吉川委員。

○吉川委員 確かに言われるとおり、やはり今の本当に長引くやっぱり不況の問題とか、そういう影響が非常に響いているんじゃないかというふうに思います。あと、とりわけ、やはり塩竈市民の場合、所得の減ですね。特に平成18年度、19年度、出ていますけれども、平成17年度についても不納欠損1億1,000万円ですね。ですから、1億前後の不納欠損がずっと何年も続いているということは、大変なそういう事態になっていくというのは認識しております。

あと、あわせて資料でも出していただきましたけれども、資料の21の8ページ、この中で、滞納者の理由、これも出していただきました。これも見ましても事業不振とか失業、これも前年度と同じように、生活困窮、約7割余になっていると。そういう点で本当に言われるとおり、国保税、払いたくても払えない、そういうような実態じゃないかというふうに思います。そういう中で、やはり一部に、塩竈市の国保税というのは軽減策があるから、軽減策をやったり踏まえれば、ほかの自治体よりも安いのではないかと。そういう意見を述べている方もいますけれども、私としては国保税、塩竈市の国保税の額、県内36自治体あるわけですが、

その中でどのぐらいの順位になっているか、伺います。

○阿部副委員長 木下健康福祉部次長。

○木下健康福祉部次長 お答えをいたします。

今回、お出しいたしました特別委員会資料19をごらんいただきたいと思います。資料No.19でございます。

その7ページに、これは平成18年度の県内都市、国保の事業状況調べでございます。その中で、本市の1世帯当たりの調定額、ここに記載してございますが、各市の状況については、県内3番目、高い方からいいますと県内3番目の状況でございます。ただ、本市の国保税につきましては、所得割、資産割、それから、均等割、平等割ということで、その区分ごとに四つの合算でご負担をさせていただいております。本市の場合は、応能割といたしまして、所得割、資産割の部分が若干、55%近い部分で課税の水準がございます。応益というのは、均等、平等割ということで、そちらの部分は45%程度のいわゆる課税の水準になってございます。県内の全国的な平均では、これが50対50ということで、県内でもほぼ同じような水準で50対50の水準で課税の水準がなされております。本市の場合、所得割に比重がかかっているという部分がございますので、課税額、所得のない階層につきましては、県内の比較しても低い方でございます。これは現実でございます。ただ、若干所得が発生してまいりますと、所得割が高くなるという部分がございますので、他市と比較すると所得割の部分で税が高くなっているという現状がございます。以上です。

○阿部副委員長 吉川委員。

○吉川委員 この資料を見ますと、やはり白石の場合は、1人当たり7万3,000数百円と、1世帯当たりが14万4,000幾らと、あと、医療費の方が43万6,000幾らと、そういうふうになっていて、医療費が高い割には調定額が低い。そういうことで、やはりいろいろ自治体によって、この辺がいろいろ一般会計からの繰り入れとか、いろいろな絡みもあるとは思いますが、これについても、1世帯当たり、1人当たり、あとそれから、医療費、本市の場合も医療費が相当高いと言われておりますけれども、その辺で、やはり税の比較としては、これだけではなかなか見切れない、そういうものがあるんじゃないかというふうには思うんですね。かつて、13市、県内の税率比較ということで出していただきましたけれども、本市の税率・税額、これをほかの自治体に当てはめると、石巻に次いで2番目と、そういう状況ですし、あと、6月3日の朝日新聞、この新聞では300万円の所得で40歳の夫婦、子供さん1人と。この場合見れ

ば、県内で一番、36自治体の中で塩竈が一番高いと、こういうふうに記載しております。

そういうことで、やはり、本当にこれらの国保税、特に若い方にとっては、そういう多賀城市と10万円以上も国保税が高いということは、やはり、人口をふやす上でもやっぱり塩竈に定住しにくい、そういう環境になっているんじゃないかというふうに思うんですね。

そういう点で、今後、平成20年度から平成19年度で一つ区切りとなって、後期高齢者とのかわりがあるって、75歳以上の方が他の保険に入ると。国保からは支援金という形の制度になるわけですけども。それを考えれば、平成19年度の決算で見れば、実質単年度収支、これが1億739万円の赤字になっているんですね。ですから、これほど高い、県内でもトップクラスの国保税、これがやはり平成20年から新たなそういう制度に変わっていく場合、財政見通し、これが示されておりますけれども、これを見ましても各単年度ごとの収支不足、これが平成20年度では6,400万円と。それから平成21年度では約2億円、それから、平成22年度では2億円を越して、平成23年度、3億円、平成24年度は約4億円と、これは単年度ですよ、単年度で収支不足が次々と出てくると。ですから、今でも高い国保税が、今度、今後、新たな制度になっていけばまた値上げせざるを得ない、そういう心配を私はするんですけども、この辺については、やはりどのようにお考えなのか、お聞かせ願いたいというふうに思います。

○阿部副委員長 木下健康福祉部次長。

○木下健康福祉部次長 お答えをいたします。

本市の国保事業については、平成19年度までにつきましては、平成16年度から平成19年度まで4カ年で収支均衡を図ろうということで取り組んでまいりました。その結果、今おっしゃるように、平成20年度には約1億円ほどの基金を繰り越すことが今可能となってございます。平成20年度につきましては、かなりの、今おっしゃられたように、単年度では赤字の見込みでございます。ただ、平成20年度につきましては、その1億円、繰り越した基金で財源調整をしながら乗り切っていこうというふうに考えてございます。平成21年度以降につきましては、今、委員おっしゃられたように、後期高齢者医療とか退職医療制度が、今度は前期高齢者の財政調整制度に変わったり、いろいろ国保の運営自体が大幅に変わります。その辺も十分見きわめた上で、改めてご協議申し上げたいと思っております。以上でございます。

○阿部副委員長 吉川委員。

○吉川委員 課長、言われるとおり、やはり平成20年度は1億円の基金があるから、何とかそれで補うと。しかし、とにかく市の方で出している財政見通しでは、数億、毎年出ていくという

ことは本当に大変な内容だというふうに思うんですね。ですから、そういう面で、私は国保会計、国民皆保険というふうに言われていますけれども、本当に国民皆保険の基盤、これが本当に危うくなっているんじゃないかと。そういうふうに思います。そういう面で、本当に個人の納める能力、条件、これが本当に限界に来ているんじゃないかというふうに思うんですね。ですから、そういう面で、やはり国の負担割合、これがやはり、現在38.5になっていますけれども、これをもとの45%に戻すということをまず述べておきたいというふうに思います。

あと、あわせて、国では一般被保険者の国保税の収納率、これに対して、結局、収納率に対してペナルティー、結局、財政に対して減額措置を普通調整交付金にやっていると、そういうふうに思いますけれども、平成19年度では収納率がどのようになって、交付金額がどのぐらい来て、そしてあと、本来からすればこのぐらい来るのに対して、減額措置、ペナルティーとしてどのぐらいかけられているのか、お聞かせ願いたいというふうに思います。

○阿部副委員長 木下健康福祉部次長。

○木下健康福祉部次長 それでは、お答えをいたします。

恐れ入りますが、資料No.7の資料をお願いいたします。今お尋ねの部分については191ページでございます。

2款2項国庫補助金の財政調整交付金ということで、平成19年度決算の普通調整交付金といたしまして3億5,900万7,000円ほど収入済みでございます。これは今おっしゃられるとおり、収納率に応じたペナルティー、減額措置がございます。これはあくまでも一般被保険者の収納率に対しての減額率になります。本市の場合、平成19年度は、一般被保険者は81.24%の収納率でございますので、減額率といたしましては11%の減額になります。これは交付金に当てはめると約4,000万円ほどの交付金の減というふうに相当する額になります。ただ、財政調整交付金につきましては、通常9%から7%の医療費の割合で交付されるものでございますが、本市の場合、この減額ペナルティーがかかった3億5,900万円ほどでも、約9%ほどの交付率ということになってございます。以上でございます。

○阿部副委員長 吉川委員。

○吉川委員 本来からすれば、やっぱり4,000万円、これがやはりとにかく来ていないと。ということで収納率が81.24%と。本来ならば11%減されているのが、これが9%ということなんです。あと、平成18年度は、前年度どうなっていたのか、その辺お聞かせ願いたいというふうに思います。

○阿部副委員長 木下健康福祉部次長。

○木下健康福祉部次長 お答えいたします。

平成18年度も収納率については82.86でございますので、81%から84%の間ということで、減額率は11%でございます。以上です。

○阿部副委員長 吉川委員。

○吉川委員 11%ですね。本当に大きな減額だというふうに思います。その辺で、やはり国として、収納率、これを上げさせるためにペナルティーをかけたか、あと、あるいは資格証明書の発行、こういう問題があるというふうに思います。

それで、資料要望もいたしまして、資料No.21の9ページ、このところに短期保険証と資格証の発行、これが出ております。短期保険証でいけば、平成19年度、対象世帯962に対して、窓口を受け取りに来た世帯が722と。ですから、その差の240世帯が窓口に残念ながら来ていないと、そういう内容があります。それで、私がやはり問題にしたいのは、この240世帯、保険証なし、そういう方々、この方たちが本当に病気になったら病院にかかりにくくなる。大変な事態だというふうに思うんですね。ですから、そういう面で、このような問題、やはり当局としてはどのように見ているのか。私は、滞納者に対してもすべてやはり保険証は渡すべきだと前々から言ってきたわけですが、それについてやはりお考えをお聞かせ願いたいというふうに思います。

○阿部副委員長 星税務課長。

○星税務課長 お答えいたします。

今、短期証の件で残りの240名ということ前段お話ありましたけれども、それ以降、窓口以外に、私たち、納税勧奨員とか一般の職員がそういった滞納の状況を判断して見きわめた段階で、相手に応じて交付しているケースもそれ以後ございます。そういったときは、納税、やはり短期証の場合ですと、分納とか、それらか猶予をいただいて、毎月お支払いの金額によって交付している場合もございます。そういったケース、やはり、職員もですが、勧奨員が出向く段階でお届けしているものもございます。基本的に短期証の場合ですと、本人の税額の半分近くになれば1年の部分に戻してやるというようなシステムもございます。

基本的に、資格証等の問題もございまして、資格証の場合も、ここに149ということですが、約2割ぐらいの方は相談あるいは窓口いらして相談して、新たな短期証への切りかえとか、そういったところでの対応もしておるところでございます。

できるだけ、我々、先ほどもお話ししましたけれども、公平、公正な立場から納税をいただくと。それから、収納率の関係もございまして、こういった資格証、短期証の制度というのは欠くことができないのかなと。そしてまた、市民のそういった方々とお会いすることによって、その方々が結局そういった納税の環境を、例えば分割だの、猶予だのということを知らない方が結構いらっしゃるわけなんです。そういった方々に対しては、なかなかそういう機会、接する場合によって納税の環境などもよくして納める努力もいただいているという経過もございまして、制度としてはそういったことでの必要性があるのかなと思っております。以上です。

○阿部副委員長 吉川委員。

○吉川委員 この数でいけば240がやはり窓口を受け取りに来てはいないけれども、しかし、いろいろ納税の勧奨員の方たちがそういう面でいろいろずっと話をしながら、240からは減っているという、そういう理解でいいんですかね。それからあと、資格証についても149、これが2割の方たちがやはりこれでいろいろ短期証に切りかわったとか、そういうことで今言われました。

そういう面で、やはり本当に滞納していれば窓口に行くのも、敷居が高くて、本当にいろいろやっぱり納税のことを言われるということで行きにくいという、そういうのがあるんじゃないかというふうに思うんですね。ですから、本当にやはり私はすべて郵送して、病院にかかれる条件を本当につくってやるというふうに思いますけれども、やはり、そのところをひとつぜひ検討していただきたいということと、あと今言われましたとおり、努力していただいて、周知徹底、これが非常に大事だというふうに思います。そういう面で、すべての保険証なし、現在、どのぐらいの数になっているか、もしわかれば教えていただきたいんですけれども、やっぱり、これをゼロにするということが非常に大事だというふうに思います。その辺についてお伺いします。

○阿部副委員長 星税務課長。

○星税務課長 大体、残の数でございまして、先ほど、短期証の場合ですと3割半ぐらいはお返ししているところでございまして。それから、資格証につきましては2割、大体20数名の方が相談にいらしているということで聞いております。以上です。

○阿部副委員長 吉川委員。

○吉川委員 保険証なしで3割半と、それからあと、資格証では2割、20名ぐらいと。その辺で

やはりすべての方に、先ほど言いましたとおり、保険証が渡るようにしていただきたいというふうに思います。

資格証の発行については、どういう条件になったときに資格証が発行されるのか、それについて伺います。

○阿部副委員長 星税務課長。

○星税務課長 資格証なんですけど、基本的には、前年の国保税の金額にもよるんですけども、まず、幾らこちらから連絡しても、納税の意識というか、そういった意志が見られないとか、金額も50万円以上とか高額になりますと、うちの方では問い合わせにも応じない方々、そういったところには今接触をしていただくことを目的に連絡もとるんですけども、なかなかそういったところでとれない。ただ、実際、私も経験あるんですけども、本当にとというか、中には新たに就職した方で、そういったことをもう要らないというような感じの方も私が接したところではおりました、窓口に来まして。だから、それはもう要らないんだということでの取り消しの部分というものも幾度か見られることで、人によっていろいろ状況があるものですから、できれば、納税の方としましては、できるだけ接触の機会を設けていただくということで当たっているのが現実でございます。以上です。

○阿部副委員長 吉川委員。

○吉川委員 昨年度の決算のとき、私の質疑に対して、当局の方では、できるだけ納税相談に応じていただいて、状況を話してそのような行為をしていただければ、短期証とか資格証は発行しなくてもいいと、このように答弁しているんですね。今、課長がいろいろ言われましたけれども、金額にもよるとか、あと、それから中にはいろいろそういう、もう要らないと、それはいろいろ特殊な方もおりますけれども。しかし、昨年の、言っている、本当に話し合いして、やはり本当に相談に行って、そして、その話し合いの中で、しかし、納めるお金がないと、そういう形になって、それでもってやはり資格証は発行しないと、そういうふうにはならないのかどうか。それについて伺います。

○阿部副委員長 星税務課長。

○星税務課長 資格証の件なんですけど、やはり、先ほどお話ししましたけれども、かなりそういったところでの相談でご説明しますと、ほとんどの方は「毎月最低でも、じゃあ、これぐらいずつ」ということで、約束は最終的に応じる場所がございます。そうした場合は、やはりその約束を履行していただければ、すぐ短期証の方に切りかえということのうちの方で進めてお

りますので。やはり、最初から資格証発送だけでということになると、どうしても、先ほど委員おっしゃったように、窓口に来ることが例えば怖くなるような状態とかあります。例えば、行った場合、納期の方は全部納めなければならないのか、そういった内容を利用させていただく部分についても、やはり、連絡でもいただいて、来られない場合はこちらから出向きますというような形の対応もしておりますので、そうした形での対応では、やはり資格証は全くということとはなかなか問題なのかなということでも思っております。以上です。

○阿部副委員長 吉川委員。

○吉川委員 それでは、ぜひ、やはり本当に資格証、保険証なしというのは重要な問題なので、課長言われるとおりの、やはり分納ということで、本当にこのぐらいなら納められますよということであれば、やはり、資格証は発行しないで、やっぱり短期証に切りかえて、何とか、とにかく、やっぱり保険証はしっかりと確保させるということが大事だと思うので、今後ともぜひその辺でやはりなかなか、やはり相手も話しぶらい、何とかこうという、そういう、あると思うので、ぜひやっぱりその辺の周知徹底を図っていただきたいというふうに思いますし、あと、保険証なしについても、これがやっぱりゼロになるようにぜひ今後とも努力していただきたいというふうに思います。

最後になりますけれども、広島市、これは昨年度まで、ほぼ機械的に大体1年間滞納者に対しては資格証の発行をしていたんですね。年間当たり8,271件だったんですけども、これを方針を切りかえて、やはり滞納者と面談して、生活状況をやっぱり把握して、明らかに国保料、広島市は「料」になっていますけれども、やはり納められるという、そういう方で悪質的に納めていない方に対してはきちんとそれは資格証の発行をしていますけれども、それ以外の方には、6月1日現在で、資格証、ことしになってからゼロなんです。ですから、私もやはり本当に資格証については、悪質な方に、これはやっぱり容認はしませんけれども、しかし、先ほどの質疑にしても同じように、本当に高過ぎる国保税、そういう中で、いろいろなやっぱり多重債務、生活苦あると思うので、ですから、その辺をしっかりと見定めていただいて対応をしていただきたいというふうに思います。以上です。

○阿部副委員長 曾我ミヨ委員。

○曾我委員 それでは、私から介護保険事業について質疑をしたいというふうに思います。

平成19年度の介護保険事業について、最初にNo.5の監査審査意見書の66ページから見ていきたいというふうに思います。

平成19年度の介護保険事業、歳入で35億7,208万3,048円、歳出で35億7,164万7,471円で、歳入歳出で43万5,577円の黒字決算という中身であります。そこで、その下に、歳入の関係でいいますと、平成19年度と平成18年度の歳入の状況が書かれています。ここでやっぱり、とりわけ目にしなければならないのは不納欠損の状況であります。平成19年度は平成18年度より67万7,600円ふえての不納欠損となっていると。それから、収納未済額もそのとおりであります。

監査意見書の72ページ、ここでは、一番、過般の方ですが、本会計の運営は、年々厳しくなっているが、収入の確保に向けては要介護等介護者の生活向上に向けた努力を望むものであるというふうに述べています。

そこで、資料も要求しましたが、大きいNo.の21、ここには介護保険料の滞納状況が書かれています。平成17年、18年、19年度の対比がございますが、この平成19年度の予算委員会のときも指摘したわけですが、今の状況ですと、定率減税、それから、65歳以上の非課税措置の廃止など含めまして、3年間の介護保険料を決めたわけだけれども、こういうことで、ますます保険料が払えなくなるのではないかというふうに指摘してきたわけですが、単年度だけじゃなくて、毎年度の収納状況を見ますと、実は平成17年度には67.79%だったと。前の年のものも含めて収納してもらうもの。ところが、平成18年度は65.52%、そして、平成19年度は56.1%まで落ち込んでいると。こういう落ち込んでいる状況を見て、監査委員はこのままでは介護保険運営には大変な事態になると思われてそう結んだのではないかと私は思います。

そこで、日本共産党はますます生活が厳しくなる中で、減免制度だとか、そういうことをしなければ、ますます大変になるよと、悪循環を招くよと、こういうふうに指摘してきたわけですが、一体、こういうことに対してどういう具体策を考えているのか、伺います。

○阿部副委員長 高橋介護福祉課長。

○高橋介護福祉課長 今回、資料要求で、私どもで、資料No.21で、10ページ、未納理由と収納状況について資料を出させていただいたところでございますけれども、上の方で、保険料の収納率という欄が上の表の一番下にありますけれども、上の表の下の右下の収納率になりますけれども、平成19年度の収納率については96.79%ということで、これは現年度の収納率については、年々、若干ではございますけれども、上昇、やや向上しているという状況でございます。

ただ、一方で、過年度の滞納分につきましては、私どもで収納の方を頑張っておりますけれども、なかなか納めていただけない状況がございまして、介護保険の方、2年で徴収権が消滅

という制度になっておりまして、その反対給付としまして、税と同じですけれども、負担の公平性を図る観点から、いざ介護保険を使うという段階で本人負担が1割から3割にふえるというような給付制限といたしますか、本人負担がふえるような、反対のそういった制限もございません。私どもとしましては、今現在、元気だから使わないという方が介護保険で未納で、将来的に年齢とともにどうしても介護保険をお使いになる状況がやってまいりますので、できるだけ、制度の根幹を維持する観点から、その旨説明しまして、保険料の方の納付をお願いしているというような状況でございます。

○阿部副委員長 曾我委員。

○曾我委員 私、負担の公平、国が、国民が望んだわけではないけれども、これからこれを社会全体で支えようということで介護保険が導入されて、こういう年々、年々、給付が上がれば保険料が上がるような仕組みにされてきたと。そして、そういう制度が通れば、負担の公平と、先ほども何回も言われますけれども、そういう中で、じゃあ、このNo.8の76ページ、普通徴収に書いてございますが、現年度と滞納繰り越しを含めて56.1%まで落ちていると。普通徴収のところですよ。これが、年々、年々、落ちてきている現況がここの平成19年度はここにあると、56.1%。こういう状況で負担の公平、負担の公平ばかり言っていて解決するのかということをお聞きわけです。解決するんですか。

○阿部副委員長 高橋介護福祉課長。

○高橋介護福祉課長 先ほども申し上げましたけれども、介護保険制度の方は、介護保険料滞納しても、不納欠損になりまして、使えることは使えるという制度になってございます。ただし、本人のご負担が滞納期間に応じまして1割負担から3割負担になってしまうということで、後々、本人のご負担がふえるというような制度になっていきますので、私どもとしましては、制度自体につきましては、介護保険の方、おかげさまで、先ほど言いましたように、現年分の収納率については96%という収納率をクリアしているということで、介護保険制度自体については問題はあるものの、若干の滞納者の方いらっしゃいますので、そういった意味ではちょっとあれはありますけれども、一定程度これは安定的にやっていけるものかなというふうに考えてございます。

それから、未納の方の理由について、先ほど出ておりますけれども、やはり、払えなくて払えないという方よりも、むしろ、今現在、元気だから、介護保険のお世話にはなりませんよというような、どちらかといいますと、納付の拒否というか、制度に対して不満がある方がそう

いった形になっておりますので、一応、そういうことでご理解いただきたいと思えます。

○阿部副委員長 曾我委員。

○曾我委員 今、ここではそういう答弁繰り返していくんだらうと思うんですが、平成20年度、21年度の決算の流れを見ながら、やっぱりこのままでいいんだらうかということが今問われていると。実は財務省の諮問機関の財政制度審議会、来年度の予算編成に向けた建議をやっていると。この中で、介護保険制度について、利用者負担や公的保険給付の範囲の見直しなどを検討していくんですが、介護給付費の国庫負担は07年度で900億円、06年度では1,000億円の余剰金が出た。つまり、07年というのは、平成19年度だけでも国庫負担の返還がされるでしょう、地方から。ここに、塩竈市でもこの予算の中に書いてありますが、これで、大体900億円、余剰金が出ると。つまり、介護サービスがなかなか受けられないことによって、余剰金が出ています。そして、ある関係者は、「余剰金が出ているのは、サービスの給付を厳しくして抑制しているからだ。歳出が抑制されているといっても、給付抑制の結果なら好ましいことではない」と、こういうふうに指摘して、「介護への国庫負担は介護保険制度の導入で50%から25%に引き下げた経緯がある。こうした影響で、利用者の負担増やサービスの給付抑制を招いていることで、こういうことを改善しなければならない」というふうに言っているんですね。

私はなぜ言うかといいますと、これだけ保険料が納められない状況になっていると、年々。そうした中で、介護サービスがどんどん抑制されていると国は言っているわけですが、その中で余剰金が余っていると。塩竈の基金はどれぐらいになっているんですか。

○阿部副委員長 高橋介護福祉課長。

○高橋介護福祉課長 まず、先ほどの資料No.21の10ページの方をお開きいただきたいんですけども、未納の方の人数でございまして、現年分とりますと、平成17年分の未納の方が734人と、その次が770人で、平成19年度については688人ということで、納められない方が、ちょっと私どもとしては、ある程度減ってきているのかなと、未納の方は減ってきているというふうに。ただ、過年度分については別でございまして、現年度分については未納の方は減っている状況ですので、未納の、納められない方がふえているというふうにはちょっと、私の方と認識の違いがあるのかなというふうに考えてございます。

それから、現在、国の方で何億円かの還付金が返ってきているということでございまして、塩竈市も、大体全国的な傾向かと思えますけれども、介護保険制度、平成12年から開始されておまして、平成16年ごろまで右肩上がりでかなりの給付が伸びておりました。ちなみ

に平成16年は前年度に比べて9.4%塩竈でも伸びていると。前年と比べて1割ずつ給付費はふえていったという状況がございます。

今年度はどうなっているかといいますと、平成18年度と比べまして、先ほど10%と申しますけれども、今年度は3.5%昨年より増加しているというような形で、決して、利用が減っているわけではございません。昨年度よりも3.5%利用は進んでいると私どもの方は見ております。ただ、国の方で、先ほど、多額のあれがあったというのは、私も先ほど言いましたように、平成16年までの推移でもって平成17年以降も伸びるだろうというふうな予測をしていた経過がございまして、先ほど小野幸男委員のときも申し上げましたけれども、私どもでやってきた、一定程度、介護予防ですとかリハビリテーションの方が功を奏したというふうにも考えておるんですけれども、認定者の方がある程度、安定的に、そんな右肩上がりでなくなってきたというような形がございまして、それが全国的なベースで広がって、給付費の増がある程度落ち着いてきているのかなというふうに私どもでは考えておるところでございます。

基金につきましては、今回の決算書では2億2,800万円だということで、ただ、今回の補正予算で300万何がしの支払い基金への返還金、それから、年度末で、来年の2月補正になろうかと思っておりますけれども、今のところで、国・県、それから一般会計への返還としまして2,000万円程度見ていますので、今後の動向を注意してみないとわかりませんが、今、2億2,800万円ですが、2億円前後のどの辺になるか、今後の動向を見守ってまいりたいと考えておるところでございます。

○阿部副委員長 曾我委員。

○曾我委員 収納率、21の10ページで、例えば平成18年度の合計では9.64で、平成19年度は9.67だから、伸びているということを言っているのかもしれませんが、しかし、全体として、やっぱり私は地域歩いて、「とても介護保険料は高い」というふうな声も聞くし、それから、「何も使っていないのに、まだまだずっと納めなければならないのだろうか。それが返ってくることはないのだろうか」とか、非常にやっぱり介護保険の高さはやっぱり言われるわけでありまして。だから、そういう点では、やっぱりこれだけ全体、滞納繰り越しも含めて、そういう水準にあることはやっぱり頭に置くべきだというふうに考えるわけです。

それから、同時に、これだけサービスは減っていないとは言えますけれども、次に移りますけれども、今、基金が、要するに給付費を3年間これだけ見たと、そして、保険料を取ったと。ところが、サービスが一定、横ばいになっているために基金として余ったと。その基金を

活用して、介護保険料を軽減させている自治体が出てきました。例えば、埼玉県の三郷市ですが、これは1号の基準が4,000円だったものを3,500円にしたんです。500円、それで、私計算しますと、月500円の12カ月だと6,000円、6,000円を今の塩竈の介護保険の1号者1万5,000人かな、大体、それを数えますと、9,000万円あれば、基準だけですよ、前後ありますから、やっぱり1億あれば500円の介護保険料が引き下げられると。ずっとこのままくり返して、負担の公平だけを言っている、収納率は改善しない面も、もちろん収納は上げるために皆さん努力していただくんでしょうけれども、今日の経済状況、年金を取り巻く状況、高齢者の生活を見た場合に、やっぱり介護保険料をこういう形で埼玉県の三郷市みたいな具体的な軽減策が必要ではないかというふうに考えているわけでありまして。そういったこともぜひ検討していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○阿部副委員長 棟形健康福祉部長。

○棟形健康福祉部長 今、いろいろお話をいただきました。具体的な保険料軽減のお話でございますけれども、まず、収納率の問題につきましては、今、担当課長の方からお話ししたとおりでありますので、ひとつ、資料に基づいてまとめておりますので、まずご参照いただきたいということが一つと。それから、滞納事由、これにつきましても、資料の中で生活困窮とその他の事由という二段書きにしております、生活困窮の方々の未納ということではなくて、納付拒否、こういった方々の未納が非常に多いという資料を提示しておりますので、まずこの辺をご理解をいただきたいというふうに思いますし、私どもといたしましては、そういった未納事由ごとに滞納整理をしていく必要があるというふうに考えているところでございます。

それから、具体的な軽減のお話がありました。基金があるので、そういったものに充てて介護保険料を下げたらどうかというご指摘だろうというふうに思います。具体的には私どもの方としては、現在の介護保険料というのは、平成18年から20年までの介護保険計画あるいは高齢者保険計画という基本的な計画に基づいて介護の算定をいたしまして、そして給付費、こういったものを整理をして、そして、財源としての介護保険料、こういったものを決定しているという状況でございます。まずは、平成20年度までの計画でありますので、この基本に沿った形で、まず、推移をしていきたいというふうに思っております。来年度以降、平成21年度以降につきましては、改めて、高齢者保健福祉計画あるいは介護保険事業計画、こういったものを見直しを現在しているところでありますし、先般もお話ししましたように、総括をしていく中で、また、来年度以降の計画に向けた利用者のアンケート、事業者のアンケート、あるいは実

際に介護をしている方、されている方のアンケート、こういったものも現在集約中でありますので、そういったものを次年度の計画に反映させるような形で、なお、介護保険料のあり方についてもその中で整理をしていく必要があるというふうに考えておりますので、ひとつご理解をお願いしたいというふうに思います。

○阿部副委員長 曾我委員。

○曾我委員 時間がなくなったので、施設のサービス、それから、要介護度の関係の人数の流れをいろいろ平成16年度から見てきたのですが、時間がなくなったので、要するに、要支援の認定者数を平成16年度、17年度、18年度、19年度を要介護の1・2・3・4からずっと並べていきますと、実は平成18年度から、経過的要介護という部分があつて、変わったわけですね。認定基準が変わりました。これで見えていくと、要介護2から5の数がどんとふえてしまって、要介護1から上が非常に少なくなっている。つまり、この見直しによって、介護度が軽くなるのではなくて、介護度が重くなる人数がふえてきているというふうに私は思っています。それは、時間がなくて、後でまた引き続きこの流れは見たいと思いますが。

もう一つは、介護予防がスタートいたしました。いろいろ取り組んでいるという話もございましたが、これは78ページに書いてございます。介護予防事業。特定高齢者施設や一般高齢者施設でいろいろこういうことをやっているという流れですが、私はこの数字の参加者を平成18年度と対比して見ましても、もちろん、閉じこもり予防などは一定ふえておりますけれども、全体としては私はこの事業はそんなに利用者がふえていないというふうに言わざるを得ないと。

しかも、79ページには、認知高齢者出現率が多いと。出現率がどんどん伸びているんだけど、じゃあ、認知予防教室はどうかと、皆無ですよ。でしょう。それから、いろいろ訪問型予防事業とか、いろいろ運動機能とかやっていますが、私は、介護予防だと、介護になる前のいろいろな事業をやって支えるんだと言うけれども、それほどの、数字を見ても、利用者的人数を見ても、相当伸びているという感じは受けられないと。これをやめると言うのではないですよ。ただ、そういうふうな状況の中でもっと工夫する必要があると。

この事業については、例えば、今、渋谷区や港区では、平成18年度の見直しによって、今までヘルパーさんが来ていた家庭も来てもらえなくなった人もいます。股関節が悪くて杖をついていたんだけど、それで立てるから、ヘルパーは要らない。脳卒中、半分だけでも、杖ついて歩けるから、もうヘルパーさんは要支援2になるとヘルパーは来ませんからね。そういう

ことで、利用しにくくなっているということに対して、渋谷区や港区は、介護予防の訪問サービスの時間延長だとか、そっちの対象要件だとか、サービス内容とか、利用条件だとか、1時間当たり100円いただきますよとか、そういうことありますけれども、同居者がいるうちでも、サービスをやってあげられるとか、病院に通院するのにヘルパーさんがついていきますよとか、そういうふうに削られてサービスが受けられなくなった部分を、区が独自にこういったことにも取り組んで予算化をしていると。

でないと、本当に介護保険料は取られるけれども、サービスが受けにくくなったと。小野委員も言われましたけれども、そういうはざまを何とか埋めてほしいというのは、今地域での声でありますから、こういった渋谷区や港区の取り組みなんかも含めて、ぜひ検討していただきたいと。でないと、本当に事業あって、サービス受けられないということになるというふうに私は思いますので、その辺について考えがあればお伺いしたいと思います。

○阿部副委員長 高橋介護福祉課長。

○高橋介護福祉課長 資料No.8の78ページの方に、私どもでやっています介護予防事業ということで、特定高齢者施策、それから、一般高齢者施策と、縦の表で出しておりますけれども、委員ご指摘のように、特定高齢者の事業につきましては、参加者の方がなかなかふえていかないというのが実情でございます。これは平成18年から住民健診にあわせまして、生活機能の基本チェックというのをやっていただきまして、運動機能の向上ですとか、口腔機能ですとか、あるいは栄養改善の事業、栄養改善を図った方がいいような人を把握していきましょうというような形で事業を展開してまいりましたけれども、実際に、健康診断等で、この人は特定高齢者ということで介護予防事業をやった方がいいと選ばれた人に、私どもで1件、1件の方に意向打診を図って、「ぜひ、事業に参加していただけませんか」というような形で進めておるところでございますけれども、やはり個人、個人の方のいろいろなご都合もありますし、日程が合わないとか、あと、「私にはまだ早いんじゃないですか」とか、そういったことで、なかなか参加していただけないというような状況がありまして、私どもとしても、先ほど言いました住民健診時のスクリーニングの網の目も広がりましたので、今後、できるだけ事業参加を呼びかけて、あるいは、参加しやすいようにメニューを用意してまいりたいと考えているところでございます。

○阿部副委員長 曾我委員。

○曾我委員 時間がありません。

ぜひ、いろいろなほかの自治体のものも工夫しながら、ぜひ研究して取り組んでいただきたいということをお願いしておきます。

区画整理事業にかかわって、先ほど、伊勢委員が取り上げた、その点と繰り返しません。私は具体的に区画整理事業の中で、平成18年度の最後の補正のときに伺ったことに関連するのですが、この区画整理事業の中で、移転補償など含めてやっているわけですが、平成23年度まで、今平成20年ですから、あと3年間しかない。特にこのグランドデザインの中での大きいところは、商業ゾーンは決まった。それから、今マンションが建てられて、港町の方は個々のうちが建てられてきている。あれだけの、これだけのお金をかけているわけですが、やっぱり、地元の商店街の人たちがあそこでやっぱり営業できるような地帯をつくらなかったら、私は本当にこれは全く何のためにあれだけの金を投資して土地を買ってここまで来たのかということは何と問われるというふうに思うんですね。特に賑わい商業ゾーンの関係では非常に見えないと、いまだに見えないと。

ある方は、商業ゾーンのところに共同で入る場合にはそこに住んでだめだから、別なところに引っ越してほしいということで引っ越したと。別の方もそうやって待っているんだけど、形が見えないんだけど、引っ越したと。そういうものについての例えば固定資産税は今現にあるうちは固定資産税がかかります。そっちに引っ越した場合も家賃だの、うち買えば、そこでも固定資産税がかかります。それから、例えば共同ビルにした場合に、一緒にした場合に、エレベーターとか、もしつくる時、共用下で使う、共同のスペースとか何かの場合の、そういったときの事業なんかの補助金を活用できてビルが建ったり、共同の商業ゾーンがつけられるような仕組みになっているのかどうか、その辺だけ伺っておきたいと思います。

○阿部副委員長 千葉都市計画課長。

○千葉都市計画課長 答えさせていただきます。

今、お話しいただきました駅前商業複合ゾーンにつきましては、共同化というようなことで、さきに5名の方が共同化を推進するというふうなことでお話がありまして、今現在、学識経験者の方々等からアドバイスをいただきながら、計画を策定をさせていただいているということでございます。

それから、具体的に共同ビル等の建築に際して、いろいろな補助制度ということかと思えますけれども、これらについては、一定の要件を満たすような内容であれば各種の補助等も考えられますので、これらについて、具体的な今後の共同化の内容が出てくれば、それに沿ったよ

うな形で、いろいろ市の方からもご支援を申し上げていきたいというふうに考えてございます。以上でございます。（「固定資産税の関係は、税金はどうするんですか。固定資産についてご答弁お願いします」の声あり）

○阿部副委員長 内形副市長。

○内形副市長 区画整理事業における固定資産ということでございますが、区画整理事業のために要する、ほかのところに自分の個人の財産を設けたという場合については一定の考え方が出てくるかと思いますが、個人の考えのもとでほかに固定資産を持たれたということにつきましては、負担の原則から言います、やはり個人の財産は個人で負担していただくと、そういう……（「じゃあ、賑わいのときであれば、その関係であれば大丈夫だということね、わかりました」の声あり）

○阿部副委員長 暫時休憩いたします。

再開は15時10分といたします。

午後2時52分 休憩

午後3時10分 再開

○鎌田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。

小野絹子委員。

○小野（絹）委員 じゃあ、私の方からは、下水道事業について質疑させていただきます。

最初に、No.5の決算審査意見書のところでまとめられています、54ページのところでですね。今回、ことしの平成19年度の下水道事業の主なものというものは、歳入はその前に書いていますけれども、前の方に。歳出で言えば、総務費が5億9,800万円、事業費が14億1,600万円、公債費が41億8,800万円ですね。合わせて62億円の決算になっております。それに対しての歳入そのものも、歳入の方は、前ページの53ページに負担金・分担金、使用料・手数料、国庫支出金、繰入金、諸収入、市債、繰越金ということで、特に主なものが使用料・手数料11億円ですね。分担金・負担金は2,400万円、国庫支出金は4億7,600万円、繰入金が14億4,700万円、これは一般会計からですね。市債が30億円ということで、大きくは62億円の予算で決算されているということです。これは平成18年、17年度と比べても、12億以上の金額が膨らんできているということですが、一時、下水道会計が、これは規模が大き過ぎると、60何億円になってい

て。それを少し減らそうじゃないかということもいろいろ出たと思います。しかし、平成19年度は、後から述べますけれども、どうせだから言いますが、平準化債とかあるいは借換債の活用によって、改めてその金額がふえたということだと思っんです。

そこで、まずお聞きしたいのは、54ページの歳出の関係で、事業費の14億円の中身ですけれども、まず、これの雨水事業、汚水事業でどういうふうな金額になっているのか、お示ししていただきたいと思っんです。

○鎌田委員長 金子下水道事業所長。

○金子下水道事業所長 事業費の内訳でございますが、雨水事業と汚水事業でよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）雨水事業が11億3,294万4,000円、それから、汚水事業が2億8,351万4,000円という内訳になるかと思っんです。

○鎌田委員長 小野絹子委員。

○小野（絹）委員 平成19年度の雨水事業が11億3,000万何がしということであって、汚水が2億8,000何がしということでございますね。雨水対策事業費については、先ほど来、お話がありましたように、最初、雨水対策についてお聞きしていきたいというふうに思っんです。

実は、先ほども質問がありましたけれども、おかげさまで藤倉ポンプ場は議会の皆さんのご同意をいただきながら、そしてまた、当局もいろいろ努力したと思っんです。藤倉ポンプ場がやっと完成するという時期に入ってきております。そこで、この藤倉ポンプ場が完成して、いよいよ、先ほど来、質疑がありました、どれくらいの雨量に対応できるのか。それから、藤倉の地域の部分がこれで本当に、新浜も含めてですけれども、大丈夫なのかということが出されていると思っんです。そういう点で、いよいよ藤倉の放流管整備、あるいはポンプ場の整備が平成19年度、そして平成20年度の予算で終わるということではありますが、そういう点で、この雨水のかかわりの件で、そういう意味では、これから大事なのが管ですね、管路整備はもともと昭和60年代からやってきたというのがあるわけですから、貯留管の役割を一定部分藤倉の場合には果たしてきたというのがありますけれども、そういう点で、ポンプ場の稼働とあわせて、管の整備について、清掃整備、そういったものについての考え方はどういうふうになっているのか、決算の中でもそういう管りょうの整備とか、そういう予算がついておりましたけれども、それについてどういうふうに検討なされてきたのか、ここの中の予算でやったのかどうか含めてお聞きしておきたいと思っんです。

○鎌田委員長 金子下水道事業所長。

○金子下水道事業所長 初めに、安全度のお話をされたかと思えます。藤倉ポンプ場が完成いたしますと毎秒7.5トンということで、前々からお話ししていますように、全体計画の3分の1の能力をまず取得するということになるかと思えます。毎秒でございますが、7.5トン排水することによりまして、それから、先ほど委員お話しされました雨水幹線あるいは新浜町のグラウンドに既に設置してございます地下貯留施設、こういったもろもろをすべて網羅いたしますと、現在の藤倉雨水ポンプ場が完了したことによって、新浜、藤倉地区につきましては、40ミリのちょっと超えるくらいの雨までは十分対応できるというふうに試算してございます。

それから、維持管理の部分のお話をされましたが、こういった部分の幹線につきましては、当然、3メートルを超えるような大きさの幹線でございますので、年に1回程度の清掃は当然しなければならないだろうなというふうに考えていますし、それから、一番重要だと我々考えていますのは、実は幹線に入る各流入口、こういった部分の日常管理がやっぱり非常に大事な部分だろうなと。要するに、幹線に入る前に小さいところの流入口であふれるというようなことも十分考えられますので、そういった部分についてはより精度を高めた管理の仕方を考えていくべきだろうなというふうにとらえています。以上です。

○鎌田委員長 小野絹子委員。

○小野（絹）委員 汚水の方は人口で98.2%で、面積では89.何%という状況だというふうを書いてありましたね。それで、要は、今雨水の方をちょっとお聞きしているものですから、雨水がやっと始まって、私、前にどれくらいこの事業費にかかるんだと、塩竈の雨水対策ですね。そういったときに1,000億円はかかるというお話があったわけでありますが、藤倉ポンプ場含めて、これまでどれくらい雨水対策にお金が使われてきましたでしょうか。平成19年度でどれくらい、わかれば、平成20年度の予算でどれくらいになっているかということだけ、わかれば。わからなければいいです、わかればお願いします。

○鎌田委員長 金子下水道事業所長。

○金子下水道事業所長 雨水事業は、これまでに約257億円を投資してございます。平成19年度は、先ほど言いましたように11億3,200万円、それから、平成20年度でございますが、平成20年度は7億5,000万円を予定してございます。

○鎌田委員長 小野絹子委員。

○小野（絹）委員 ありがとうございます。

そういう点では、まだ、金額的には5分の1程度なのかなという感じがするわけでありす

が。私ども昭和61年の8・5の集中豪雨や平成3年の3回にわたる水害を経験してきた者にとっては、やはり、本当に長い時間かかってここまで来たなという感じがします。成果品の中にも、平成5年に治水対策を計画して水害に強いまちづくりをつくるということで、それで、下水道の方で雨水事業の整備をするというふうになってきた経過があると思います。そういう点で、やっと、藤倉が終われば、その前は赤坂の方が、西町ですか、向こうが終わったわけにありますけれども。そういう点で、今後、どういうふうな雨水対策を、先ほど、地域的な箇所づけみたいなのはありましたけれども、どういうふうに考えていかれるのか。これからもまだ長い時間かかるのかなという気もするんですが、その辺についてお聞きしておきたいと思います。

○鎌田委員長 金子下水道事業所長。

○金子下水道事業所長 雨水事業につきましては、ご案内のように、かなり多額の金額と、それから、長期の整備時間と申しますか、期間が必要になるかと思えます。我々が当面考えておりますのは、例えば県事業でやっています八幡築港線、ああいったところについては県事業にあわせた整備の必要性も当然あるわけでございますし、それから、宮町川の一番下流側になります新町川の出口、あの辺も県事業で水門等の計画をされているわけでございますので、そういった県の事業、あるいは、国の事業というのはなかなか現実的にはございませんが、そういった事業との連動した整備も当然考えていくべきだろうなというふうには考えてございます。

○鎌田委員長 小野絹子委員。

○小野（絹）委員 県との連動についてはわかりました。私は、ひとつ、雨水対策についてはまだまだこれから整備しなくてはならない。そういう状況にあると思います。先ほど来、ありましたけれども、今の雨量はとんでもない雨量になっているということで、しかし、そうはいっても、現状の段階から進まなければならないということもそのとおりだろうというふうにも思いますが。そういう点で、今後の、例えば藤倉のポンプ場ができ上がった。じゃあ、藤倉のそれは三丁目まで来ている管、それが新浜まで行ってということになるわけですが、要は、同じ藤倉でも、一丁目、二丁目からの、もともとそこは都市計画道路で広げて、そして雨水管を入れてという計画だったわけですが、それが、今、ストップしているというか、進んでいないというか、計画がどのようになっているのか、ちょっとわかりかねるという状況なんです。一番、今後、藤倉一丁目、二丁目の、その当時は2メートル20の管を入れるということ

があったわけですが、そういった分についてはどういうふうにお考えになっているのか。その辺をちょっとお聞きしておきたいと思います。

○鎌田委員長 金子下水道事業所長。

○金子下水道事業所長 雨水事業も含めて、下水道事業そのものについては一応認可事業でございますので、県・国の認可をいただいて進めてございます。現計画の認可上は、まだ、先ほど委員おっしゃったような、雨水幹線、これも位置づけはされてございます。ただ、先ほど委員おっしゃりましたように、都市計画道路として一定の用地を確保した上で、現道の下に入れていく必要があるかと思えます。雨水事業だけで用地を買収しながらという部分では決してないと思っておりますし、そういった地域のいろいろな計画に沿った形で進めていくのが一番効率的かつ有効なんじゃないかなというふうにはとらえてございます。

○鎌田委員長 小野絹子委員。

○小野（絹）委員 実際には藤倉の計画は、都市計画はほとんどないわけですね。延びているというのでしょうか。棚上げになっているというのでしょうか。そういうのがあるわけですから、そうであれば、下水道整備でやるのが妥当かなというふうには思うんですが、これは要望だけしておきたいというふうに思います。

実は、越の浦地域が今までの話の中では全然出てきておりませんでした。越の浦地域は、これは事業認可をとっているというところでもありますね。時間の関係もありますから、私はぜひ今後の雨水対策について、見えるような形で整備を進めていく方向を示していただきたいというのと。それから、暫定的な整備を越の浦についていえば、ポンプが3基ついているとか、いろいろありますけれども、しかし、いつも戸数は少ないけれども、大変な被害をこうむる地域でもあるわけです。最近は少し落ち着いているようです。そういう点で、こういったものも含めて、ぜひ、今後の雨水対策についてどういうふうな整備をしていくのかというものを、平成19年度の決算を踏まえてぜひお考えいただきたいというふうに思います。

それから、もう一つは、北浜地域の津波のあれを防ぐということもあって、緑地公園ですか、護岸工事含めて、その計画であります。市はそういう点で、実は2年になりますね。10月、間もなく来ますから、間もなく2年になりますが、今思い返しますと、市長もかなりおいでになっていたようですけれども、私も中川議員も1週間、朝夕詰めました、現地に。そういう点で、市役所の皆さんも一生懸命やってくれました。そういう点で、ここの、北浜の護岸工事、緑地公園、この整備がやっぱり大変早くやってほしいという状況ですね。私はちょっと

最初に聞いておきたいんですが、平成18年の高潮対策を経験して、北浜地区の。それで、県の事業ではあるかもしれないけれども、平成19年度の下水道の事業として何か講じられたものがあるのでしょうか。お聞きしておきたいと思います。

○鎌田委員長 金子下水道事業所長。

○金子下水道事業所長 下水道の事業としてはやってございません。ただ、一番海側のところで、民有地の方の土地にたまたま下水道の工事で発生した土砂がございましたので、それについては暫定盛土ということで、当然、許可をいただきながら盛土をした経緯がございます。

○鎌田委員長 小野絹子委員。

○小野（絹）委員 そういう点では県との兼ね合いもあろうかと思いますが、県が整備するところ、それから、塩竈市が整備しなければならないところ。下水道、汚水そのものもまだ入っていない、その部分もありますし、それから、排水関係も塩竈市の部分については、藤倉第二ポンプ場の方とか、いろいろなお話があったようですけども、そういったものも含めて、やっぱりきちんとした対応を、一日も早い対応を求めたいと思います。ここは何しろ、海岸通もそうですけれども、チリ地震津波の影響をもろに受けた地域ですね。ですから、ここに住んでいる方々はあの瞬間の思いは忘れられないでいます。その当時の新聞記事をきちんと持っておられる方もおりますけれども、そういう点で、一日も早い整備をやるべきだというふうに思いますし、地域の方々は緑地公園のところは4メートルの道路ができますよというお話を受けているようですけども、産業道路が混雑して、救急車だ、それ消防だと、緊急事態に車が入ることが困難になってしまうということが大変心配しまして、4メートル道路を6メートル道路にぜひ広げていただくように、まだ工事も始まっていませんから、そういうことを市長初め、県当局の方に強く言ってほしいということで地域の方からもお話ありましたので、この場でそのことを申し上げたいと思います。そのご意志があるかどうか、お聞きしておきたいと思います。

○鎌田委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 北浜の緑地公園の件についてご質問いただきました。今、委員が申されました4メートルの道路につきましては、堤防の管理用通路という位置づけであります。これは堤防を管理するのは当然のことではありますが、港湾管理者が今後とも地域の安全がしっかりと守られるような管理をしていくわけであります。そのときに必要とする道路でありますので、それを広げるという形は、今から新たに土地を追加買収するということが大変さまざまな問題が発生す

ると思います。我々といたしましては、既存の道路を、市道であります、市道をどのように活用しながら地域全体の交通ネットワークといたしますか、そういったものがつくり上げられるかということについて、今検討を始めておりますので、そういったもので地域の需要には対応してまいりたいと考えているところでございます。よろしく願いいたします。

○鎌田委員長 小野絹子委員。

○小野（絹）委員 状況わかりました。そういう点では、せっかくつくられる道路なのでということがありましたので、その地域の人たちがそういう緊急事態に対応できるような状況を含めて、ぜひお願いしたいというふうに思います。

決算でありますので、今回、先ほど申し上げましたように、なぜ下水道の財政規模がふえたか、62億ですね、ふえたかということの中で、先ほど来言いましたように、平準化債を5億円、それから借換債が16億円ということで、21億円の公債費といたしますか、支払いに使うということで予算が組まれているわけです。実質的な工事じゃなくて、それは。そういう意味で、平成19年度の借換債あるいは平準化債の取り組みをしたことによって、財政的にどういうふうな影響を後年度に及ぼしてくるか、それをお聞きしておきたいというふうに思います。

○鎌田委員長 金子下水道事業所長。

○金子下水道事業所長 下水道事業、借換債を借りることによりまして、当然ながら、利子が下がりますので、そういった部分の利子の低減という部分でお話をさせていただければ、平成20年から平成23年までに借りかえる分のもので総額、汚水につきましては3億500万円ほど有利な金額に、低利な利子額になるということが言えるかと思います。

○鎌田委員長 小野絹子委員。

○小野（絹）委員 雨水の方もありますよね。5億が全部汚水というわけじゃないので、その辺のところちょっと雨水の分ではどうなるのか、その辺もお願いします。

○鎌田委員長 金子下水道事業所長。

○金子下水道事業所長 どうも済みませんでした。

雨水も含めると3億5,400万円という金額になります。ですから、汚水の方の借りかえが大きいということでとらえていただければと思いますが、もう一度繰り返しますと、汚水では3億500万円、それから、雨水については4,900万円ほどの利子の低減が図られるということでございます。

○鎌田委員長 小野絹子委員。

○小野（絹）委員 わかりました。

そういう点で、財政的にも大きな役割を果たしているのではないかというふうに思うわけです。そういう点で、積極的な活用をお願いしたいというふうに思うところです。

先ほど来もあつたと思いますが、下水道整備があと2%ですね、人口でいえば。2%というのは1,180人ぐらいですか、人口でいえば。しかし、まだ汚水の工事がされていないところが何カ所かあると、先ほどの北浜とか、一定分あるということで。それはるるご努力なさってくださいっているでしょうから、ぜひお願いしたいというふうに思うわけですが。問題は、下水道は入れたけれども、水洗化につながらないといえますか、トイレの水洗化につながらない。ここはいろいろと60万円の融資枠をつけていてもなかなか難しいというのものもあるのかなとも思うんですけども、その辺については、実際、対応する方々のところにどういふふうにお話をなさっているのか、その辺だけお聞きしておきたいと思います。

○鎌田委員長 金子下水道事業所長。

○金子下水道事業所長 まず、トイレの融資制度としては、60万円までを融資しながらつないでいただくというような制度をまずお知らせをしているところでございますが。そのほかに、我々としては、普及活動といたしまして平成17年から毎年1回、約2週間程度をかけて全職員で未接続の箇所を訪問させていただいております。また、その際にはアンケートなどもとりながらやっているところでございますが、一番多いのが、やっぱり、高齢世帯というのですか、老人の方二人だけの世帯でなかなか踏み切れないという部分があったり、あるいは、老朽化しているうちがあるので新築した際というふうな話もされているんですが、現実的にはそういった部分の理由によってなかなか難しいというのが現実でございます。ただ、我々、そうはいつでも、根気強く訪問させていただきながら、例えば、このごろでございますが、老朽したうちを、例えば地震対策上補強する工事とあわせながらトイレなんかもやるというふうなものと、制度的にうまく乗ればそういった方策も検討していくべきだろうなというふうに考えていますし、なかなか、相手のあることでございますし、我々の方で一方的に水洗化をしてくれというふうなことも実はなかなか難しいのも現状でございます。

特に、私なんか訪問しますとすぐかわいそうな感じになってしましまして、余り強硬には言えない部分もございますけれども、なお、今後さらに根気強く回って、皆さんに一日でも早くつないでいただいて、皆さんが負担して初めて下水道が正規の役割を果たすものだというふうに我々もとらえていますので、そういった意味でも、もうちょっと突っ込んだお話をさせて

いただきながら接続に向けて取り組んでまいりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○鎌田委員長 小野絹子委員。

○小野（絹）委員 そういふ点でいろいろご努力いただひていますが、60万円の融資枠といふ点で、それが妥当なのかどうかとか、あるいは、何かもう少し軽減措置がないのかとか、いろいろあろうかと思ひますので、単につけてくださいといふだけじゃなくて、その辺も含めて、どうぞお考えいただきたいといふことを申し上げて、終わりたいと思ひます。

○鎌田委員長 菊地 進委員。

○菊地委員 では、質問させていただきます。

まず、私が質問するとなると水道なんです。よろしくお願ひします。今回、資料出していただきまして、本当に私も長年ずっと特殊勤務手当のことを言ってきました。本当に数字で、本当にかなり努力されたなといふふうに思ひています。感謝を申し上げます。

あともう一つは、一般質問で言おうかなと思ひていたんですが、先ほど、ペットボトルで水をつくって宣伝云々となつていまして、それも本当にもっと早く、そして、できれば、それはことしつくつたとすれば来年の決算でまた褒めますけれども、全市民に渡して、「塩竈の水というのはおいしいんですよ、いっぱい使ってください」といふようなPRをしてください。よろしくお願ひしたいと思ひます。

あと、私褒めると、あとみんな大変だと思ひんですが、一つ、前にも質問しているんですが、特殊勤務手当は改善うんとされてきています。全会計もなんですが、特殊勤務手当とは、何が市の職員で特殊なんですかといふ単純な考えを持ってもらえれば、全会計、いろいろな会計ありますけれども、それも考えて改善してください。でないと、やみ金融じゃないけれども、そういうふうにとられかねませんよ。それだけ注意しておきます。

水道事業所さんは本当に一生懸命頑張つて改善したといふのは本当に評価します。何度も評価します。あと、前に言っていた職員の定数、これを何とかすれば本当に、2年前に市立病院に6億円だか貸したように、市の本会計に何十億円と貸せるくらいまで力出ると思ひますよ。といふのは、数字で言うと、いわゆる職員1人当たりの営業収益だの、ほかから見るとちょっと、それはなぜかといふと、数字的に職員数が多いと、同規模で。ですから、その辺を改善されれば経営的にもっとよくなるのではないかなといふので、今後、来年に向けて、去年も職員定数のことで私質問したはずですので、私は改善されるまでずっと議員している間質問しますので、よろしくお願ひいたします。その決意だけ述べてください、部長。

○鎌田委員長 佐々木水道部長。

○佐々木水道部長 まず、前段に大変お褒めをいただきまして、本当にありがとうございます。

職員数のお話でございますけれども、ご案内のように、水の需要が年々落ち込んでいるという中で、我々、単年度の収支を調えなければならないということで、再三、委員からもご指摘いただいているような部分では大きな課題というふうにとらえまして、基本的には自然減というか、退職者不補充ということで、なお一層今後とも職員数の削減については努力をしてまいりたいというふうに思います。

○鎌田委員長 菊地 進委員。

○菊地委員 いわゆるミッション関係でもお伺いするかなと思っていたんですが、やっぱり自然減というのは自然の成り行きなんですよ。社会情勢はどうなんですか。人口は今部長言ったとおり、人口も減っている、水の使用量も減っている。そうしたら、やっぱりそこで知恵を出すというのが、やっぱり、すばらしい部長さんの考え一つではないかなと思いますので、ぜひともお願いしたいと思います。これは強力にお願いしておきます。よろしくをお願いします。

続きまして、国保関係です。

先ほど、吉川委員さん、資格証とか短期保険証のことを言っていました。それで、私うれしかったのは、最後の方、吉川委員さん、話し合いにも応じない、何もしない方には資格証明書は仕方ないなど、こう言ってもらったので、ああ、よかったなど。やっぱり、税の公平、平等性からすれば、本当に皆さんが払ってもらおう。そうすると収納率も上がれば、先ほど、ペナルティーの11%も課せられないんですよ。4,000万円ですよ。ですから、それは市民が本当に行政側は苦しい方には苦しいなりに相談をしているんですから、この資格証の方で100万円以上、300万円以上の方、あわせて不明という方をいれると149人のうち、100の方が資格証なんですよ。この人は払えると思うんですよ、そういう人が100人。そして、本当に収入が100万円未満で大変だなと思当たる、この数字から見れば、149人の約3分の1、49の方が本当にどうしても払いたくても払えないという人かなと私は理解しています。ですから、収入ある程度ある人にはやっぱり義務として払ってもらおう。それが正常ではないかな。そして、市の職員、課長だの、本当に我々委員を大事にするか何か、こうですと言わないんですよ、何となく遠回しに言う。やっぱり、はっきりと、こういうものはこうですと、やっぱり資格証みたいなものはなくした方がいいというのはわかります。でも、お金払った人も払わない人も同じ保険証というのはあってはだめだと思います。やっぱり、そういうことをはっきり行政が言わな

くはだめだと思いますよ。それをしないで、何となく優しくうやむやな答弁をしていると、あと、「じゃあ、お金払っても払わなくても保険証もらえるのかな」なんて勘違いされたら、ますます市民の税金がもったいないお金に使われますので、その辺をちゃんとしていただきたいと思います。それについてお考えあれば簡単に、市長でも結構ですので、ご決意を。答弁は短くて結構ですから。

○鎌田委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 市民の方々、さまざまな保険制度をご活用いただいております。それぞれの保険制度、加入者の皆様方のご負担で成り立っているものでありますので、私どもの方からもそれぞれの方々にご負担を、なお、お願いをいたしてまいります。よろしく願いいたします。

○鎌田委員長 菊地 進委員。

○菊地委員 ありがとうございます。

皆さん、新聞だのテレビ報道でご存じだと思うんですが、本当に大きい会社の保険の事業者は成り立たなくなってきた、みんな万歳しているところいっぱいあるんですよ。もし、そういうふうになったら、この保険制度が台無しになったら、皆さん、10割負担になるんだよと。その方がいいんですかと。それとも、自分の保険料を払って、1割負担だ、2割負担だ、3割負担とありますけれども、その方がいいのか。相互扶助的に考えて、ですから、払うものは払う、そして利用するものは利用する。そういった感じで今後、運営をして健全経営をしてもらって、市民の健康を守っていただきたいなと思います。大げさに言えば、命を守ることだと思いますので、国保の事業の職員の方、さらなる力を入れて頑張っていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

あともう1点なんですが、だんだん、国保はそれでいいんですが、次に、魚市場の、私わからないんですが、いわゆる委託関係で、資料No.21の33ページ、魚市場事業特別会計委託名とありますね。ちょっと私わからないんですが、これも一般会計のとき、さらっと言ったんですけども、監査委員に聞いた方がいいんですが、多分、この委託された業者、塩竈市魚市場買受人協同組合、組合だと仕事の目的を定款なんかで決めていると思うんですよ。こういうところに清掃業務として委託するのが妥当なんですか。監査委員、その辺、調べていましたか。

○鎌田委員長 高橋監査委員。

○高橋監査委員 定期監査のときにこの部分については詳しくはちょっと見ておらないところですけども、いわゆる一般的な清掃を頼むという、掃除というような意味なのかなというふう

には思っておりましたけれども。そういうことであれば、特に問題はないのではないのかなというふうに思っておりました。（「一般的……」の声あり）一般的というのは、いわゆる廃棄物を処理するというような意味じゃなくての清掃という意味です。（「なおさらおかしい」の声あり）

○鎌田委員長 菊地 進委員。

○菊地委員 監査委員がそういう認識だったらいいんですけども、だったら、町内会とか何で清掃、そういうものにもこういうふうな委託してお金出しますか。違うんじゃないですかね。私は、やっぱり魚市場会計という中で、下の方にありますよ、いろいろな清掃会社関係、処理業者。こういう業者だったら理解しますよ。何で魚の売買をする組合に清掃代として払うのか、その辺、市長、答弁してください。答弁。おかしいよ。

○鎌田委員長 福田産業部次長。

○福田産業部次長 この委託には経過がございまして、平成16年までは確かに民間事業者の方が清掃業務を行っておりました。当然、我々は市場で働いている人たちがこの市場の管理運営を行っていただきたいという思いはありましたし、それから、買受人組合さんとしても、我々ができることがあるのであればそれを自分たちの仕事として行いたいという思いがあったようでございます。平成16年9月に要望書が出されました。水産振興協議会中心に、それからこの買受人組合さんの方からも、市場の清掃業務について、我々にやらせてほしいという要望書が出ております。それを受けまして、我々、将来的には、先ほど言いましたように、みずからのことということで管理運営をしていただくということになりますので、当然、そのような動き、歓迎して、実際、委託料につきましても、本来であれば、委員おっしゃるように、ただが一番理想的なんですけれども、当時、平成16年まで500万円ほどありました委託料が300万円台に落ちた経過がございまして。このような動き、その下に、二つ下にあります廃棄物の処理まで含めて将来的にはやっていきたい。そこまで含めて市場で行う委託についてはすべて業界の方に将来的には任せていただきたいというお話がありましたので、これについては平成17年度から買受人組合さんの方に委託した経過がございまして。先ほど言いましたように、経済的にも委託料下がりましたし、あと、将来的には市場の警備あるいはじん芥処理含めて、ここら辺の委託、できるものはすべてみずからやっていただけるような状況になればと考えてございます。以上です。

○鎌田委員長 菊地 進委員。

○菊地委員 ちょっと納得、私はできないな。というのは、やっぱり、みずからのことをみずから……。だったら、私は平成5年、7年あたりにも、いわゆるこの特別会計で、いわゆる使用料の、部屋の、ほかは10坪あって、ほかは1坪2万円くらいですよ。その当時、市場の賃料というのは幾らでしたか。そういうことを言って、何ぼか上げてもらったんですよ。それからずっとこういう甘い体質で、本当に基幹産業の魚市場が成り立つんですかと、私はそこを言っているんですよ。やっぱりみずからやっていってもらおう。

あ のとき、私も初めて、あ のとき産業委員会という、四つの委員会あって、貞夫先生と一緒に委員会になったとき、たしか三升市長のときですよ。電算化だか何かで、急に500万円だか何か上げてきたとき、そのとき、委員会として市長さんに来てもらって決意を述べてもらったことがありますね、一本化について。そうしたら、「命をかけてやる」と、そこまで言って、その予算を認めたことがあるんですよ。

ですから、私はずっと、水道もですけれども、自分で、本当に住民のためになること、そして、水産業がみんながよくなるためだったら、一生懸命こういう質問をするんですよ。でも、行政側は、少し甘いのではないかなと思いますよ。やっぱり、本当に自分たちの生業、業として生活を成り立たせていくんだったら、側面からの応援は大いに結構だと思いますよ。でも、全部優しくして成り立つんですか。ですから、今回、原油高騰で、臨時議会開いて、今回また予算提示されました。私はそういうものの見方としては大いに結構だと思います。でも、みずから独立採算性をうたっていないながら、全然、赤字解消の努力が見えないんですよ。数年前に木村委員と私、決算の中で座ったことあります、反対したことあります。我々が質問して、こういうふうになれば、この業界、この特別会計がよくなりますよと。うんと口を酸っぱく、そして、お願いして、頑張ってもらいたいと、そういうずっと質問もしていました。けれども、全然、努力が見えない。それは赤字解消、そして、健全化の連結決算絡みで、不良債務があったらまずいということで、5,000万円ずつ7年間繰り出すというのも、それも理解します。でも、その各事業、事業が、本当に死に物狂いで頑張るんだという意気込みが見えないんですよ。それが情けないんですよ。ですから、赤字になったって、何したって、責任はだれが負うんですというのですよ。市民ですか。私は、ちょっと納得いかない。

○鎌田委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 魚市場の清掃業務であります。恐らくは、かつて同じ業務を民間の方に委託してきた時代があります。そういった業務を買受人組合の方をお願いすることによって、一つは、経

費節減が図られる。もう一つは、市場内の隅々までそういった場所をよくご了知をされているというようなこと等を考え、もう一つは、やはり、魚市場を支えていただいております方々の一定程度の支援対策としてこういうことを講じさせていただいたものと考えております。

例えば、委託事業者として適切かどうかというような委員のご質問でありました。清掃会社でも当然できる業務だと思っておりますが、少なくとも、買受人協同組合を活用することによりまして、時間的な制約あるいは作業行程等々が効率的に行われること等を考えまして、このような措置をさせていただいたものと思っております。

請負について、資格要件のお話でしたが、その辺については十分確かめさせていただいた上に私は契約をさせていただいたものというふうに考えているところであります。

なお、今後の取り組みにつきましては、我々もしっかりとご説明をできますような、説明責任が果たせるような努力をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○鎌田委員長 菊地 進委員。

○菊地委員 本当に大切な、私は、市民からの血税なんですよ。それを委託だったら委託でも、そういう趣旨で進むのはいいんです。でも、委託するんだったら、ほかのところにも見積もり出させたのかなと、そういった契約関係も出てくると思うんです。ですから、これが助成金とかと、ただ単にそういう単純なものだったらいいんですよ。ちゃんと委託業務と書いてある、清掃業務と。ですから、ちょっと違うのではないのと。長年の慣習でしているといっても、先ほど言ったとおり、違うのではないかなと私は思います。それで、私は基本的に全体、水産業がよくなってほしいという意味を込めて、本当にみずから業として、生業として成り立っていただきたい。それが塩竈市の繁栄につながるものと確信しておりますので、ぜひとも、改善されるのであればしていただきたいと思っております。

あともう1点、せっかく予算関係でも、前は漁船誘致と言ったんだろうと思うんですが、予算書関係で見ると漁船対策、その主なるものかというと、表彰関係かなと思ってしまうんですよ。いろいろな答弁聞くと、漁船誘致、ましてや今回の259ページあたり見ると、これから漁船誘致しますなんて、じゃあ、何だったんですか、平成19年度は。私、こういういわゆる本当に水産業を塩竈がやっていくんだったら、漁船誘致とかそういうものをいっぱいやって、とにかく、さっき言ったとおり、努力をして、努力をして、少ない予算で努力をしてやって、それで漁船がいっぱい入ってきたと、そういうふうにして魚市場会計がプラスになっていったというのなら大賛成なんですよ。でも、漁船対策費といったって何が何だかわからないで決算され

ているようでは、私はちょっと違うのではないかなと思います。その辺、なぜできなかったの、漁船誘致、したの。

○鎌田委員長 福田産業部次長。

○福田産業部次長 具体的に平成19年度中に漁船誘致ということで、各漁協を回るということではできませんでした。ただ、宮崎県の漁協の方に1回行ったのが平成19年度の実績でございます。

それから、この漁船対策費につきましては、委員、おっしゃいますように、表彰関係中心の予算になってございます。ただ、予算書額、あるいはここにはなくて、水産振興協議会の補助金という形でやっていますけれども、衛生管理の面で、市長からもありましたが、防鳥ネット、鳥が入らないようする防鳥ネット、それから、床を滅菌水で洗浄する。平成20年度につきましては、できれば入場車両についてタイヤを自動的に洗う仕組み、そのような整備等を行って、実際、外来船の方からは、床の洗浄しているところで水揚げさせてほしいというような評価を得てございます。あと、これは卸売機関がみずからやったわけですが、デジタル秤を導入することによって適正な目方をはかっていただく、このようなできることからやった取り組みが結構生産者の方からは評価されてございます。以上です。

○鎌田委員長 菊地 進委員。

○菊地委員 私の質問が悪いんだろうと思うんですけれども、現況と課題ということで、260ページに、「水揚げの安定確保を図るため、積極的な漁船誘致活動の展開が必要である」なんて、いまさら必要であるなんて、ここでこういう評価されても、本当に、だから、水産都市塩竈を目指すのか、どこを目指すのか。こういうことを書かれてしまうと、情けないんですよ。思いませんか。私だけ思うのかな。本当に水揚げをふやす。そして、健全会計にしていくという決意があるのかどうか。ただ、事業の消化試合みたいでは困ると思うんですよ。だったら、さっきも言ったとおり、毎年、7年間で5,000万円近くのお金を出していくんだよ、5,000万円ですよ。それをただ、死んだお金出すようなものじゃないですか。もったいないと思いますよ。その辺の責任というもの、私は責任という言葉好きなんです。我々は失敗したら落選で責任をとりますよ。でも、皆さんは定年なればそれなりの退職金もらってやめますよ。我々議員は失敗したらその時点で落選ですよ。落選すれば、サルは木から落ちてサルなそうです。議員は選挙で落ちたらただの人だそうです。ですから、我々は真剣になっていかにこの塩竈をよくするかということを議論しているんですよ。それにこたえてくださいよ。さっぱりこたえ

ようとしなないんじゃないですか。

ここで、こういうふうなやりとりしても困っているかどうかわからないけれども、私はこの決算、本当に大事な決算なんです。大事な市民の税金がどう使われて、そして、市民にとってどう幸せになったか。それを評価するのがこの決算なんです。そして、この決算を生かして、来年もっと、きょうよりあした、幸せになるための予算を皆さん考えるんでしょう。それを考えないでいて、終わりましたで、塩竈市がよくなりますか。そこを私は言いたいですよ。ですから、この決算というものをちゃんと見させてもらいました。本当に、基本的に皆さん一生懸命やっている。水道さんみたいに本当に特殊勤務手当を本当に減らしてもらった。一生懸命やっているところもありますよ。ですから、各特別企業会計でどうなっているのかなと、私は言いたい。そして、先ほどから責任ということですが、市立病院のことで言えば、今回340万円の赤字でした。でも、実際は1億円と1億4,000万円補正で出して、2億4,340万円の赤字でしょう。数字上は先に補正だしているから、このくらい圧縮されましたというけれども、年間、平成19年度は2億4,300万円近く赤字があったというのも事実でしょう。ですから、そういうことを思って、行政はどうするのかというと、やっぱり、よくなるために一生懸命頑張るといのは、私は行政側の責任だと思いますよ。その決意が聞こえてこないから、私はこういうふうに声高くして言っているので、ぜひとも、その決意を述べていただきたい。お願いします。

○鎌田委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 平成19年度の決算をお願いしているわけでありまして。少なくとも、平成19年度の魚市場会計につきましては、おかげさまで120億円を超えることができました。これはおそらくは今まで積み上げてまいりました業界、行政、あるいはその他の方々のさまざまな成果がこのような形になったのではないかというふうに私は考えております。

ただ、これから先を考えますときに、魚市場環境はますます厳しくなっております。今、委員の方からもご指摘をいただきました数々の点につきまして、一つ一つ、我々も取り組みを深めながら、平成20年度以降の魚市場会計につきまして、収支均衡の採算ラインというふうに申し上げております120億円の水揚げを何としても確保するという努力をしてまいりたいと思っております。

また、病院会計についてもご質問いただきました。大変、申しわけないことではありましたが、今、委員の方からおっしゃられた1億円の累積債務の解消分につきましても、残念ながら

ら、丸々それを累積赤字の解消ということにはできなかつた。実質的には7,700万円程度の効果しか出なかつたということについては再三おわびを申し上げております。ただ、今後につきましては、今、進められております審議会等の意見も賜りながら、議会並びに市民の方々のお力をおかりして、我々は何としても地域医療、政策医療をしっかりと果たすような体制を構築してまいりたいというふうに考えているところでございます。どうぞよろしく願いいたします。

○鎌田委員長 菊地委員。

○菊地委員 私が今まで質問したこと。各所長なり、課長なり、部長なり、私がこういう質問して、間違っているというのだったら反論いっぱいしてください。お願いします。答弁待ちます。

○鎌田委員長 佐藤英治委員。

○佐藤(英)委員 決算委員会4日目になりまして、本当に私が最後みたいなんですけれども、本当に各委員から、一般会計から、あるいはまた企業会計に至りまして、さまざまな集中審議もあったような感じがしまして、本当に改革というのは一朝一夕にはできないんですけども、だけれども、すごく前向きに進められているかなというふうに私は思ひまして、そういう中で、最後に質問をさせていただきます。

まず、菊地 進委員と同じく、水道事業、決算説明書の14番ですね。気楽にひとつ答弁してください。私の場合はわからないところを聞くだけです。

この中に、14番の14ページなんです。配水量が808万4,000トンに平成19年度は下がってくるんですけれども、これは人口減とか、あるいは節水とか、そういう有収水量との関係で、こういうふうに下げたのか。いわゆる水源で調整しながらやっているのかをまず伺います。

○鎌田委員長 黒須水道部工務課長。

○黒須水道部工務課長 この配水量が下がってきておりますのは、水源の水量を調整しているとかということではなくて、実際、市民の皆様が使っている水量に間に合うような水をつくって配水しているということで、有収水量とちょっと差があるという部分では、漏水量なんかがあるために差がありますけれども、これは実際使っていただいている水量に合わせてつくっている浄水場での水量であります。

○鎌田委員長 佐藤英治委員。

○佐藤（英）委員 わかりました。水源での調整でなく、いわゆる塩竈に入ってきたいわゆる浄水場とかでの調整ということです。（「漏れたりしているから差が出ています」の声あり）わかります。それで、有収率が、今、塩竈は90になっていますけれども、一般の自治体というか、県内的には大体どのぐらいになっているんでしょうか、それをちょっとお伺いします。

○鎌田委員長 黒須水道部工務課長。

○黒須水道部工務課長 平成19年度の有収率が本市90.26ということでございますけれども、この資料の16ページを開いていただきますと、全国的には大体90%になっております。あと、有収率、例えば隣の多賀城市さんなんかであれば93.5%、それから、名取市さんで81.4%ということで、県内でもちょっとばらつきございますけれども、全国平均的には90%という数字となっております。

○鎌田委員長 佐藤英治委員。

○佐藤（英）委員 ありがとうございます。

私もちっと見落とし、見ていませんでした。

次に、私は水道の件について、以前に山本水道部長のときに水道の広域化ということの考え方をちょっと伺った経緯があるんですけれども、それがどういうふうになってきているのかなということを思うんですね。ここの広域行政という部分の中に、資料8の330、331の中に、それはやっぱりほかでも水道なんかも広域的にやっているところが見受けられておりますし、ここにも書かれておりますように、複合的一部事務組合の調査研究ということも書かれておりますけれども、そこら辺が水道部として、その後、あのときの質問から、この広域の考え方というのはどうなっているのかな、進んでいるのか、そういうことをお伺いいたします。

○鎌田委員長 尾形水道部総務課長。

○尾形水道部総務課長 水道の広域化につきましては、平成13年度に2市3町で構成いたします水道事業連絡協議会というものがございまして、その中の調査研究事業として、水道の広域化あるいは共同化について調査研究したという経過がございます。ただし、その中で、やはり市、町によって、かなり広域化につきましては温度差があるということでの結果に終わったということがございます。

また、平成17、18年度につきましては、2市6町1村ということで、宮黒地区も含めまして、広域化の一つの項目として水道の広域化という部分が出されております。その中でも、広域化について種々検討したわけがございますが、なかなかそれぞれの自治体で問題を抱えてい

る部分がございますので、さらに専門家を入れながらの調査が必要だということでの結果となっております。

○鎌田委員長 佐藤英治委員。

○佐藤（英）委員 やっぱり、広域問題というのは大きくすればするほど、ますます問題化が出てくると思うんですね。もう一つは、あと、やっぱり今、地震の災害が非常に大きくなる。先ほども部長から、災害のときの水の対応についても若干お伺いしましたけれども、そういう観点からしたら、やっぱりこういう災害に向けた、単に経営とか、あるいはまたその裏の事情も越えて、大きな課題に、やっぱりそういう問題も含めて対応すべきがいいんじゃないかなというのを思います。

もう一つは、やっぱり広域化すれば非常に経営的にも安く、コスト的にも出ると、だから、広域化進めているわけですから。そういう意味では、平成18年、19年、引き続き、やっぱりいろいろな角度から、また実施しているところもやっぱりどうして広域化したのか。ここだけの範囲でいろいろ、ああだ、こうだという視点じゃなくて、なぜほかは水道広域になっているのかということ、まず、そういう方向から進めるべきじゃないかなというふうに思っております。

問題は、水道部がどういう方向に行くかという、まず方向づけを決めないと、そういう方向も行かないんだと思いますけれども、やっぱり、広域化ということ、まず何なのかということ、を議論していただいて、進めていただいて、あとまた何年かそういうものが、課題が進展すればよろしいかなというふうに思っております。

次に、同じく8の281ページです。

海岸通の駐車場の件なんですけれども、平成19年度4月の台数が2,505台、5月が2,333台、その後、6月から1,000台になっているんですけれども、4月、5月大きいという、この傾向は一体何なのか、お伺いします。

○鎌田委員長 阿部商工観光課長。

○阿部商工観光課長 海岸通駐車場ということで、一般会計ではありますが、せっかくですのでお答えをさせていただきます。4月には市民まつり等がございまして、そういった関係で非常にご利用をいただいております。なお、5月等にも市内の各イベント等がございまして、海岸通の方をご利用を図っていただいております。以上でございます。

○鎌田委員長 佐藤英治委員。

○佐藤（英）委員 済みません、枠を超えて。

ここに、趣旨が商店街というふうに書かれておりますけれども、公共駐車場……

○鎌田委員長 佐藤委員。

○佐藤（英）委員 じゃあ、これははじきます。

じゃあ、次に、243ページ、離島の件について、離島航路事業についてお尋ねします。

まず、平成15年から基準として、平成16年から4年間にわたりまして、塩竈市交通事業会計経営健全化というものに取り組んで、この乗船者を見ましても、私は非常に乗船者が少なくなつて、これは大変だなというふうに思っていましたけれども、以外とこれは頑張っているなというふうに思っております。また、あと、収支の関係におきましても改善が見られるように思っておりますけれども、その中で、去年から非常に燃油高騰とかなつた中で、この燃油の影響が、この平成19年度にどういう影響あつたのか、まず、お尋ねしたいというふうに思います。

○鎌田委員長 佐藤浦戸交通課長。

○佐藤浦戸交通課長 現在、市営汽船では、船舶、船を3隻持っております。中型船が2隻、それから小型船が1隻の3隻、1年間でA重油を約16万リットルほど使用しております。平成19年度は年度当初でリットル当たり税込みで71円、これが同じ平成19年度の末では89円、18円値上がりしております。市営汽船で使っている燃料につきましては、国からの補助金、これの必要経費というふうに算定されます。ただし、国がその算定をする際に、実際の価格とそこまでは見てもらえません。差額が出ます。その分は市が丸々持ち出しという状況になります。平成19年度の場合は100万円ほど市の持ち出しとなっております。ちなみに、平成20年度は4月段階で93円が8月で132円、約40円値上がりしております。ことしの方が、予算的にも非常に厳しい状況になっております。

一応、これの対応としましては、県の離島振興協議会、宮城県の離島振興協議会というものがあつて、そういった関係機関を通じまして国の方に実際の価格と合うような補助をお願いしております。それから、毎日の運行メニューにおきましては、一応経済速力という状況で運転をしております。それから、小さいことなんですけれども、栈橋でお客さんを待っているとき、船というのはエンジンを二つ持っています。補助エンジンの方はとめないで、メインエンジンの方をとめると、そういったことで節約をしております。また、あと、小さな修繕につきましては、できるだけ自分たちでやって、経費全般を節約するという対応を行っているところでございます。

○鎌田委員長 佐藤英治委員。

○佐藤（英）委員 現場の非常に苦しい、あるいは努力を伺いましたし、また、平成20年度、非常に40円近く上がるというのは大変な出費にもなるかなと思って心配しております。

そういう中で、やはり、この収支見ましても、ここの中に浦戸子供パスポートが平成18年は873人で、平成19年度は2,356人ということで、前年度比で1,480人が、子供が利用したという中身になっておりますけれども。本当に人口交流、こういう子供たちが非常に塩竈の誇るべき海にいろいろなイベントとか参加するということは、非常に塩竈の将来のためにもいいし、また、子供たちが浦戸に行くということは、いろいろな見学とか、あるいは自然とか海に親しむというだけではなく、そのほかに親御さんとか、そういう人たちの影響もはかりしれないし、やっぱり、浦戸がやっぱり今後大きく活性するにはこの企画も大事だし、私も前に中学生もぜひ来てほしいというふうに要望しておりますけれども、とにかく、みんなで海の魅力をふやすことが、やっぱり塩竈の大きな活性化につながると私は見ておりますので、今後とも中学生への拡大をお願いしたいと思います。

あと、今まではやっぱりいろいろな岸壁とか浮き桟橋とか、ハードな面でいろいろな事業をされてきたと思うんですけれども、これは離島航路とちょっと関係ないかもしれないんですけれども、やはり、ここは離島航路事業もあわせたり、あるいはまた、総務課のいろいろな企画とかあわせたり、水産関係もあわせて横断的に浦戸の政策というものをやっていかなければいけないんじゃないかなと。いわゆる縦割りじゃなく、もっと横にしたらもっとも魅力が広がるんじゃないかなということをひとつご検討していただければなというふうに思っております。

次に、同じく217ページの件です。

下水道料金についてでございます。この下水道料金、先ほど小野委員もいろいろな平準化債とか、借換債などの活用で、非常に課長の話にもありましたように、利子がだんだん、いわゆる大きく減るということが平成19年度できたわけでありましてけれども、そこで、今、普及率が98%で、下水道料金の問題が、塩竈では、ことしの2月議会で23.6%に使用料値上げされて、県内一というふうに言われているわけですが、私、この県内一というのは何か引っかかるんですね。というのは、なぜかという、下水道料金の設定というのは塩竈の場合は98%、ほぼ100%に近い中での料金設定です。しかし、ほかの大崎とか、ほかの自治体は50%か60%の中での料金で、比較がこれでいいのかなという、いわゆる50%の普及率と100%に近い普及

率が、これで料金の使用料がこれだという確定というのは全くおかしいんだと思うんですけども、そこら辺どのように、考え、お願いします。

○鎌田委員長 金子下水道事業所長。

○金子下水道事業所長 お答えしたいと思います。

我々の方の使用料の算定というのは、これまでも何度かお話しをさせていただきました。一番やはり大きいのは資本費であります償還費なんだろうなというふうに考えていますが、償還費につきましても、我々の場合は、他の地域と比べて工事費もやっぱり割高にならざるを得ないという結果がまず一つあるかと思えますし、それから、塩竈市は、先ほど委員お話しのとおり、98%を超えるという形もありますので、そういった意味では、汚水事業については完成された地域なのだろうなというふうにはとらえております。他の市町村の部分については、正確にはとらえてございませんが、整備の途中の部分については、やっぱり、下水道が先行的投資が伴う事業だということを考えますと、完成した暁には一定のご負担をしていただかざるを得ないということだと考えてございます。以上です。

○鎌田委員長 佐藤英治委員。

○佐藤（英）委員 218ページにも、下水道というのは本当に先行投資というのですか、こういうものの整備には非常にかかるし、塩竈は塩竈市民だれでもわかっているんですけども、地形も、いわゆる埋め立てだ、狭い、山が多いとか、あるいはまた軟弱だと、そういういろいろな問題がありますので、そういう意味で、こういう資料の比較において、今後やはり検討しなければいけない。例えば、今から5年前ですか、下水道料金上がったときは、県内的にもある程度、それでも上位ですね。だけれども、それはあの当時だって90%近い状況であったわけですから。そういう意味においては、これは普及率をベースにしてきちっとした資料というものは出さなければならぬのかなというふうに。そうしないと市民が非常に混乱するという意味で、適切な資料というのは、私はそういうものでなければいけないんじゃないかというのを述べて、この件については終わります。

次に、同じく資料の10ページの宅内貯留の件なんですけれども、宅内貯留はやっぱり雨水流出対策ということで出されておりますけれども、宅内貯留の問題ですけれども、これはこの間質問しようと思ったんですけども、特別会計でということでありましたので、改めて質問させていただきますけれども、平成19年度の宅内貯留8,400万となっていますけれども、平成19年まで633件、5,978立米の事業をなさったわけですけれども、これまでの宅内貯留、平成19年

までどのぐらいの予算を投資したのか、お尋ねします。

○鎌田委員長 金子下水道事業所長。

○金子下水道事業所長 宅内貯留にこれまで投資した金額でございますが、15億8,380万強ですね。

○鎌田委員長 佐藤英治委員。

○佐藤（英）委員 宅内貯留に15億円、これまで使って、そして、雨水事業を進めてきたということであります。この宅内貯留というものが、いわゆる雨水流出対策にとって、今までそれを選択してきたわけですが、宅内貯留でない、いわゆる雨水流出対策というのは、下水道課長はどういうふうを考えていますか。何かありましたら。

○鎌田委員長 金子下水道事業所長。

○金子下水道事業所長 流出抑制施設ということで、これまで公共施設にも整備をさせていただいております。具体的には、各小学校だったり、中学校だったりの校庭を利用した貯留でございます。それから、流出抑制ということであれば、例えば泉沢のため池、それから、宅地開発に伴う流出抑制ということで、調整池の整備、そういったものもしてございますが、大規模な開発以外の、要するに地域で機能的に整備できる宅内貯留施設というものも一方の大きな柱だろうなというふうにはとらえてございます。

○鎌田委員長 佐藤英治委員。

○佐藤（英）委員 いろいろな自然の調整池とか、いろいろな学校とか使って貯留してきたというお話ですが、千葉県の子川市というところも非常に雨水で悩んで、あそこは都市化の中で悩んでいるわけなんですけれども。あそこに私6年ぐらい前に政務調査で行って調べてきたんですけれども、あそこは塩竈みたいにいわれる宅内貯留というぐらいの大きな土地を持っている方は少ないです。都市型です。それでどういうものを行っているのかなといったら、こういう何かウイスキーの樽みたいなものを行っているんですね。それは、私はこれからの、今の宅内貯留というのは、もう少し環境に配慮した、そしてまた、市民に喜ばれる、なおかつ、だれもが参加できる、そういうものに切りかえられないものかなというふうに思っているんですね。それで、こういう樽だと、聞いたところによると、蛇口ついて7,600円くらいで可能だということで、いろいろな水、あるいはまた畑なり、花壇にも、そういうような環境と合わさった政策というのがやっぱり必要でないかなというふうに思っておるわけですね。本当にあれが大体300リットル近くなりますので、本当に宅内貯留でなければならないという政策的な縛り

が、あるいは補助金の縛りとかあればまた別ですけれども、本当にここをやっぱり考えていただけないかなというふうに思っております。いかがなものでしょうか。できるか、できないかで結構です。

○鎌田委員長 金子下水道事業所長。

○金子下水道事業所長 塩竈市で現在行っております宅内貯留施設につきましては、補助事業ということで、通常の補助率ですと50%なんですけど、3分の1ということで国の補助をいただいて取り組んでおるところでございます。1件当たり200平米を平均にいたしますと、約6トンをとめるということでございますので、そういった意味ではスケールメリットも、委員お話のウスキー樽と比較すればどうなのかなという部分はありますし、さらには、我々の方はためた水を再利用するということじゃなくて、あくまで抑制をしてということで考えてございますので、また、別な手法なんだろうなというふうには今のところ考えてございます。

○鎌田委員長 佐藤英治委員。

○佐藤（英）委員 ちょっと聞きづらいところがあったんですけども、コストの面でそこら辺も考えていただきたいし、また、補助金なので、これがやっぱり時代とともに変えるということも可能であれば、そういうことを進めて、検討にしていきたい。そしてまた、市民がやっぱり地球環境というものの、今話したように、流さなければいけないというものもあるかもしれないんですけども、今、天気予報はみんな聞いています。雨がどのぐらい降るか、どのぐらいなのか、その事前に流してもらえれば影響ないと思うので、そこら辺は行政主導で塩竈が本当に雨水を活用するという感じにさせていただければと思っています。以上で終わります。ありがとうございました。

○鎌田委員長 では、お諮りいたします。

以上で特別会計及び企業会計の審査を一応終了いたしたいと思いますが、ご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鎌田委員長 ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

さらにお諮りいたします。一般会計及び特別・企業会計に対する質疑を終結することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鎌田委員長 ご異議なしと認め、一般会計及び特別・企業会計に対する質疑を終結いたしま

す。

これより討論を行います。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決をいたします。

採決は分割して行います。

まず、認定第1号については、正当であると認め、ここに認定すべきものと決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○鎌田委員長 起立多数であります。よって、認定第1号については、正当であると認め、ここに認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第2号について正当であると認め、ここに認定すべきものと決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○鎌田委員長 起立全員であります。よって、認定第2号については、正当であると認め、ここに認定すべきものと決しました。

以上ですべての審査は終了いたしました。

委員の皆様には、ここ4日間、審査に終始ご協力を賜り、衷心より厚く御礼申し上げます。

また、当局参与の方々のご協力に対しても心より感謝を申し上げます。

なお、委員長報告案文の作成については、慣例により正・副委員長にご一任願いたいと思っておりますが、ご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鎌田委員長 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

これにて平成19年度決算特別委員会を閉会いたします。

皆さん、お疲れさまでした。

午後4時38分 閉会